

## 室町幕府時代

五六四

て、大森と和し交を厚くせんと欲するは如何」と。諸老臣みな然りとす。此に於て、使者を小田原に遣はし、辭を卑うし禮を厚うし、以て和親を襲ねんと請ふ。氏頼は固より思慮に富む者なり。之を聞て以謂らく、吾早雲と舊あるにあらず。然るに今俄に來て和を講ぜんとするは怪むべし。故なく和を請ふ者には、必ず權謀術策あり、近づくべからずと。唯使者あれば應ふるのみにて、毫も警戒を怠らざれば、早雲も施すに策なかりき。

駿東郡西田中村、藏春山寶持院は、開山を在庵正棟和尚といひ、文龜二年八月十九日寂し、開基を寶持院玄章子主尼といひしが、大森信濃守氏頼の女と稱し、鎌倉執權山内上杉民部少輔顯定の、氏頼に贈れる消息文を傳ふ。其の一節に云、

治部少輔、并今川五良・伊勢新九郎、令寄陣於軍者、可御心安候。即公方様御發行之上者、不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>時日<sub>一</sub>、自身出陣候様、武田五郎方被<sub>レ</sub>届可<sub>レ</sub>然間達候。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>候。小細長尾右衛門殿可<sub>レ</sub>逃候。云云

又深良村の靈龜山奥禪寺は、大森氏の開基にて、其の松壽院は大森の大祖、駿河守惟康の香花所にて本主あり。同郡生土村、雲居山乗光寺は、大森信濃守氏頼の開起にて、大森家五代の墳墓なりと傳へらるるに、深良村竹ノ下村、及び此の生土の城跡は、大森信濃守頼春、其子民部少輔憲頼、其子即ち左兵衛佐氏頼等、父子三人の居城なりといへば、大森氏は、當時、久しく函嶺以西にも、威勢を振へるもの如し。されば應永廿三年、上杉禪秀の亂にも、關東管領足利持氏は、生土城に、三年間在留したりとさへ、口碑には傳へらるるなり。(駿河志料)

然るに去年八月廿六日氏頼卒し、其子信濃守藤頼嗣ぐ。早雲手を拍ち、大に悦びて曰く、「我謀成ること近きにあり」と。益、使者を遣はし、頻りに甘言を以て交りければ、後には藤頼も漸く心解け、遂には相會して歡を交ふるに至り、互に相約して曰く、「敵若し葦山を襲ふことあらば、大森自から後詰すべし。敵若し小田原を攻

めば、早雲自から後詰すべし」と。

先是去年九月早雲は、上杉定政、甘繩城を攻めて陥ると聞き、人を小田原に遣はし、大森藤頼(一作實頼)と約し、兵を率ゐて箱根嶺を躡え、十月定政と高見に陣し、山内上杉顯定と、荒川を隔てて相對せしに、顯定水を涉りて進み、定政馬より墮ちて死し、軍潰え、早雲兵を曳て豆州に歸へりしこともありしが、(野史)此に至て早雲はまた、其の油斷を窺ひ、使者を小田原に遣はし、言を盡し請はしめて曰く、「此頃領内の山に入て獵せしに、猪鹿逃れて多く箱根山に集るが如し。因て勢子を東方より入れ、再び伊豆に追返さんと欲すれども、東方は貴國の領なれば、我が勢子を廻さんこと、素より其憚なきにあらず。然れども多年の和親に顧み、暫く吾請を聽し給はば、何の幸か之に過ぎん」と。藤頼其の詐畧を覺らず、猪鹿を獵する何ぞ妨げんと、深くも慮らず之を聽す。(野史)早雲聞て大に喜で曰く、「我が事成る」と。乃ち倔強の武士數百人を裝うて勢子となし、事に馴れたる者數百人を犬引となし、各、竹槍を携へて夜襲の用に備へしめ、此日熱海の日金山を越え、三三五五進で、石橋・湯本等に潛匿し、以て相圖を待たしめ、自らも亦兵を率ゐて山に入る。時既に至れば、數十頭(一作千頭)の牛の角ごとに松明を縛し、夜に入て小田原城の上なる箱根山に放ち、追懸けつつ馳上り、石橋・米嚙の邊より、螺を吹き開を作り、板橋の市街を焼く。時に小田原城の兵は、多く上杉の援兵に赴きたる後なれば、守兵僅に残るのみなりしに、忽ち山中の松明を望見して大に驚き、大兵襲ひ至るとなし、上下の狼狽實に名狀すべからず。早雲衆に先だち進み攻むれば、城兵防ぐに術なく、鋒を接へず逃走せり。然れども藤頼の家士松本次郎の如く、殿戦して能く敵を防ぎ、遂に討死せし者も亦少なからず。藤頼實は纔に此事

事蹟

五六五



室町幕府時代

際に乗じて、湯坂峠を逃れ出づるを得たりといふが、危かりしことどもなり、湯坂峠は、小田原城のある所に  
して、藤頼は是より單騎實田城に遁走せりと云ふ、相摸國西郡の人、成田市之亟といふ者あり、亦能く戦ひ、  
早雲先鋒の士、多目玄蕃允及び其の同心、栗田六郎兵衛を斬て死す。而して早雲は勢に乗じて進撃し、首十  
級を獲得し、凱歌と共に小田原城に闖入せり。(豆相記・鎌倉九代後記・相州兵亂記) 爰に相摸國西郡の人、松田  
左衛門大夫頼重といふ者あり、前より上杉氏の命に従はざりしが、早雲の小田原城に入るを聞き、大に喜び  
馳せ至て従ひければ、之を聞て近國諸豪の早雲に來り降る者亦多し。大森氏は、初め山内顯定に屬せしが、  
近ごろ叛て扇谷定正に従ひ、定正の死後、また嗣子朝良に屬し、猶ほ小田原を守りけるが、早雲顯定の之を  
恨むを知り、密に使を遣はして之と謀り、遂に此舉に及べりといふ。是より早雲の威遠近に振ひ、相摸の豪  
傑多く來降れり。されども三浦陸奥守義同・同荒次郎義意等、其他早雲に従ふを欲せざる將士尙ほ多く、三浦  
父子の如きは、佐奈田表に於て、連年戦を挑みて雌雄決せざること三年、早雲は三年を経て、暑ぼ之を平け  
此に始めて新城を築き、根據となすと云ふ。(關八州古戦録・後鑑・關東管領記) ○早雲の小田原を攻むるや、里  
民の供せし搗栗の半を食し、其半を鎧の引合に納れて馳行きしが、此搗栗に因みて、一舉小田原を陥れしか  
ば、爾後此栗を錦囊に納め、守護神となし、其子氏綱より氏康・氏政・氏直に傳へ、氏直高野に登る時、之を夫  
人徳川氏に與へ、夫人池田輝政に嫁する時、之を北條氏規に贈り、是を高祖の守と稱し、今尙ほ存せりとか  
いふ。○早雲嘗て三嶋神祠に詣で、武運長久を祈ることあり。夢に廣原に出づれば、大杉二株あり。一鼠あ  
り來て其根を嚙む。嚙み終て兩杉仆る。兩杉仆れて鼠虎に化す。虎に化して夢覺む。早雲自から判して以爲

搗栗の守護神

早雲三嶋に祈る

らく、二株の大杉は兩上杉氏にして、廣原は關東八州なり。而して吾は生年子に當る。子は即ち鼠なり。是  
を子歳の早雲、關東の兩上杉を仆すと爲す。是豈に神明吉を示して、我が將來を教ふるにあらずやと。乃ち  
神馬・太刀・鎧兜等、數種の寶物を捧げて賽し、歸て心ますます自負し、日夜畫策怠らざりしが、此に至て漸く  
夢を實にせんとす。(北條五代記・鎌倉九代記)

長氏弱年の時、備中國に居りしに、一夜吉備津神、劍を賜ふと夢みることあり。夜明けて起出づれば、人あり、毘沙  
門の三文字を彫刻したる劍を携へ來り、授けて曰く、「他日來て價を受くべし」と、約し去つてまた來らず。此劍、累世  
傳へて以て家寶とすといふ。(武家譜)

狩野左京亮

○四月十四日、前將軍足利義植、書を狩野左京亮に給ひ、其の戦功を賞す。

就<sup>キ</sup>上洛之儀、彌、抽<sup>スレバ</sup>忠節<sup>ツ</sup>者、可<sup>レ</sup>爲<sup>ス</sup>神妙<sup>ニ</sup>候也

明應四年四月十四日

(御判)

狩野左京亮どのへ

(後鑑・狩野文書)

僧風庵寂  
最勝院  
僧拈笑  
僧大洞

◇五年閏二月、伊豆國妙高山最勝院三世風庵示寂す。風庵名は英麟禪師、豆州平氏の子なり。初め拈笑和尚  
に投じて薙髮せり。拈笑は最勝院二世の住持たりし人なり。風庵薙髮の後出遊し、叢席茫として入る所を知  
らずなりしが、後再び歸て拈笑に依り、其の心法を受く。二世寂するに及び、衆人の請に依り、一たび此の  
最勝院の開法となり、出でて最乗寺の主となり、尋で院事を謝し、復た歸て此寺に退隱し、此に至て寂し、  
四世大洞法嗣となる。大洞名は存長禪師、初め風庵に參して其法を傳へ、第一座に居る。此月風庵遷化する  
や、其席を嗣補す、晚年院事を謝し、經行して武州に至るや、士庶歡び迎へて、歸依する者少なからず。皆

事蹟



室町幕府時代

遠州東部

奥野村長  
松院

於當時、長松院甲乙人等、令濫妨狼藉、速可處嚴科者也、仍如件。

明應五年七月十八日

川井成信  
勝間田播磨守  
鶴見因幡守

長松院二代一訓禪師は、先に松葉に住し、城主川井成信に信仰せられしが、成信は今川氏の功臣にして、長松院は成信が香華地なれば、其の贊助に依れるなり。(掛川志稿) 此時に當て、榛原郡の南部には、勝間田播磨守の門原村に在るあり、北部には、鶴見因幡守の志戸呂村に在るあり、南北使を通じ謀を合し、勝間田氏は南を犯し、鶴見氏は北を攻め、以て共に今川氏に抗し、隙を窺て各地を抄掠進撃するより、今川氏は南征北伐殆ど寧日なきに、川井成信今川氏の部將を以て、佐野郡倉真村の松葉城に據り、専ら征討の任に當り、種種に謀畧を運らして之が制伏につとめ、嘗ては性海坂の戦に、奮闘して敵將を斬りし如く、勇畧乏しきに

松葉城

鶴見因幡守  
觀勝寺城

あらずと雖も、未だ全く討平すること能はず。併も敵將鶴見因幡守は名を榮壽といひ、又武畧衆に勝れたる者にして、其の觀勝寺城を攻むるや、僞兵を大井河の東相賀村に張り、奇兵を長者原より下し、一擧之を陥れたる智畧すぐれし勇將なれば、是又容易の敵にあらず、是れ東遠の戦亂止まざる所以なり。觀勝寺城址は、横岡村川根澤の南なる、飯盛山觀勝寺の東に在り。觀勝寺は一に宇田城ともいひ、大井河畔に突出して、高さ二丈有餘もあるべし、北方に沼澤を廻らせるが、其の高さまた三丈にも餘るべし。廣さは僅に三千餘坪に過ぎずと雖も、西に空濠を叩へ、北に長者原を負ひたれば、地勢上要害を占め得たるは、想像するに難からず。周圍に矢之澤・城下・城之段等、城郭に因める地名も少からざれども、城址にもまた古井戸の址あり。徑凡そ六尺もありぬべきが、之に一の口碑の傳はるものあり。曰く、鶴見氏滅亡の時、其妻この井に投じて死しけるが、其靈化して小蛇となり、常に此の井中に住して去らず。而して其蛇の特徴とする所は、唇に朱色を帯ぶることにて、是れ婦人の靈の化身たるを證するに足る云々と、土人いふ。○九月十日、勝間田播磨守・鶴見因幡守

勝間田、  
鶴見等松  
葉城を攻  
む

二人相議り、夜に乗じて松葉城を襲ふ。城主川井成信能く防ぎ、二人容易く抜く能はず。成信ますます勢を得、

川井成信  
戦死  
御臺淵

勇氣常に倍し、現兵を督して奮撃し、多く敵を倒ししが、因幡守は遂に戦死せり。然るに成信の家臣落合九郎左衛門久吉といふ者、嘗て成信を怨むことあり、常に之を報ぜんを欲しければ、兼て敵と約する事やありけん、今夜敵の襲ひ至るに及び、城内より起つて力を敵に合せければ、城兵内外より攻め立てられて支へ難く、忽ち敗れて成信また戦死す。(松堂録・長松院記) 成信の妻子等、闇に紛れて城を出でしが、追兵迫り至つて、免れがたきを知り、終に近傍の川に投じて死す。後世に至て、宗忠淵・御臺淵・姫淵・瀧淵・機織淵・膳立淵・視淵。

事蹟



室町幕府時代

五七〇

姫淵  
宗忠淵

鶴淵等の地名あるは、皆な當時の遺蹟なり。宗忠淵は、松葉瀧の下流の眞砂に落つる所にして、其の地形高低一ならず。兩涯清麗、水勢逶迤として屈曲し、巨石に奔激し、絶壁に飛湍し、其水清澈にして鑑の如く、潭潭として相注ぐ。故に又四十八潭の名あり。而して其の第二潭は、即ち宗忠の淵にして、唯單に宗忠淵ともいう、實に幽邃人を襲ふの境なり。但し奥野村にも宗忠淵・御臺淵等の名ある所あり、何れか信なるを知らず。宗忠は成信の法名なり。或曰、成信は山名郡川井村に客居せしを、今川家に召出されて、重く用ゐられし人なりと。成信の故城と稱する所三所あり。一は佐野郡倉真村松葉山にあり。一は同郡初馬村殿谷に在り。殿谷は郷人呼びてトンノヤとなす。是れ河井藏人成信の男某、此所に住せし故に名づくと傳ふれば、トンノヤは殿の谷の訛音なるべし。

成信の故  
城三所

川井宗忠の子を數馬といふ。數馬一日招かれて他に客たりしに、歸るに臨みて、主人の草履を履き違へければ、主人見て大に怒り、遂に數馬を手討にしてけり。郷人はその住所なる殿谷に、石碑をこそ建てたれ、さばかり祟ぶこともせで、或は其前を馬に騎打をし、或は樵夫の其前を過ぐるにも、禮意を盡されば、神靈憤りに堪へざりけん、一丈有餘の武士となり、大小二刀を佩き、隻眼にして片足の草履を履き、屢々出でて通行人を見、遺恨なり汝を殺さんなど口走りつつ追ひ來ける。されば此邊遂に通行を斷つに至りけるが、一夜里長某の夢に見えて、我こそは川合數馬なり。郷人等我が靈を祭るものなく、我碑の土に埋れるをも顧みず。若し今後尙ほ如是ならば、我必ず此村に禍を興ふべし。されど若し碑を清淨の地に移し祭らば、我又必ず此の村の守護神とならんと告げければ、郷人大に怖れ、急に碑を遷し祭を營めりとぞ。(遠江古跡圖繪)

此外山上にも陣山と云ふ所あり。權現社の林中にも五輪塔あり。刻字なけれども、口碑には成信の墓といふ。

成信の墓

又田畦の小高き所にも五輪塔あり。其傍に蛇松と稱する古木あり。風爐・屋櫓・御花昌・鳥屋敷・供道等の小地名も存すれば、若し成信の遺蹟にあらずとするも、賤しからぬ人の住跡たるを知るべし。成信の墓は、長松院境内、西方廿餘歩に在りて、南北六丈、東西三丈、高一丈の墳墓に、高三尺の碑を立て、上に五大字を刻すれども、磨滅して讀むべからず。僅に法名のみは見るべし。

成信 川井院殿補庵宗忠庵主

室 月溪院殿慶室妙讚大姉

裏面 宗忠氏源一號三川井官侍中名成信明應丙辰九月十日卒

(遠江風土記傳・掛川志稿)

或云ふ、大代村の法昌院は成信の開起にして、其の由緒にも、開基法昌院殿補安宗忠大居士、明應五年九月十日とあり。因て其故を按ずるに、初め大代村に夢窓國師を開山とせる、龍頭山安艱寺といふ佛刹ありしを、成信廢して其址に城郭を築き、八光山城と稱して以て居り、新に法昌院を建立して之に換ふといふ。されば松葉城は、其後鶴見氏と葛藤を生ずるに及で、移住みし所なり云々と。尙ほ成信と長松院とに就ては、一の傳説あるなり。曰く、宗忠存生中、長松院へ寺領寄進の望ありしが、其事を果さずして死したるを、深く憾としたりけん、徳川家康天下の權を握て後、佐夜中山を通過せしに、一人の侍、身上下を着し、腰に兩刀を佩き、威容正しく輿側に近き、一通の願書を差出す者あり。何者ぞと問へば、川合成信と答へて、細に願意を述べ畢ぬ。家康之を聞くや、即座に許諾して、五百石の朱印を長松院に附與せり。是れ今に名高き長松院の幽靈朱印の謂なり。云云 (遠江古跡圖繪)

事 蹟

五七一



室町幕府時代

松堂宗忠  
を稱す

當時佐野郡原谷長福寺主に、松堂和尚といふ者あり。其道の長者にして、傍詩文を善くし、常に見聞する所を記し、語録三卷(六卷)を遺ししが、嘗て川井藏人成信の事を記して曰く、

明應丙辰秋之季十日、菊源氏成信、侍中補庵宗忠庵主戦死矣、因野納述<sub>二</sub>贅言一章<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>還郷一曲<sub>一</sub>、以餞<sub>レ</sub>行云爾。

因縁時節遇冤讐 劔双光中歸凱秋

端的萬關透過去 一心忠義徹皇州

此他、宗忠居士初七日の經名をも載せたり。依て想ふに宗忠居士は、今川家に事へて忠功高く、今川氏も重く用ゐたる人にして、去る七月十八日、今川氏親の證文を與へて、長松院を保護せられしも、成信の推舉に因るものならんといふ。

菊源氏は  
即ち大河  
内氏

河井成信  
の子孫

松堂の文中にいふ菊源氏とは、菊一揆の一黨をいふにて、菊一揆は大河内氏なり。大河内氏は源三位頼政に出づ。頼政の子は兼綱にて、兼綱死する時、其子顯綱幼なりければ、其母抱きて尾張國中嶋に遁れ、後又參河國額田郡大河内に移り往し、大河内源太夫と稱し、子孫足利氏に仕へて、大河内を氏とすと。後永祿の際に至り、大河内秀綱といふ者あり、遠江國稗原を、家康より賜はることあるに依て見るも、大河内氏は、此の明應以前より、既に根據を遠州に据ゑしを見る。今明應五年より廿年の後、即ち永正十一年、大河内氏の、今川氏親の爲に、遠州より掃蕩せらるるを見ても、亦之を證するに足る。河井氏は將軍藤原利行に出づ。成信父子戦死の時、二男宗在櫻櫛の中に在りしを、遺命して參州に遁れしむ。宗在參河に到

り、岡崎に匿ること年久しく、成長して勘解由左衛門と稱し、額田郡岡崎の邑豪となり、材勇を以て諸家の間に聞ゆ。時に徳川家康駿府より岡崎に歸り、遠近款を贈る者多かりしに、獨り板倉重定のみ、作岡城に據て服せず。宗在乃ち奇計を本多忠雅に授け、往いて説き、重定をして城を納れしむ。家康其功を録し、作岡城を守らしむ。家康師を出すごとに、宗在必ず扈從し、最も親信せられ、元龜元年死す。年七十六、宗在の嫡孫を宗則といふ。家康命じて西尾城主酒井雅親に附屬せしむ。是れ嘗て祖父宗在の雅親を援け、西尾城を攻めたる縁あるに由るか。是より子孫酒井家に仕へ、世世姫路の家老となる。

鶴見氏の  
故居  
遠州三十  
六人衆

鶴見氏の故居は、懸川城の郭中、中西といふ所の木戸口の内に在り。世に鶴見氏の屋敷跡と稱す。相傳ふ、當時遠州に三十六人衆といふ武士ありしが、鶴見因幡守榮壽も其の一人にして、父子三代五十餘年間、此處に居住せりといふ。是れ懸川築城前のことなり。(掛川志稿) 其の榛原郡質侶・横岡の居城のことは、已に前に記せり。

世に傳ふ、雀見榮壽に一人の遺子あり。大藏といふ。榮壽敗滅の時、其の乳母懷きて遁れ、長じて後僧となり、大存と稱し、可睡齋十二世宗山和尚に師事し、老いて再び横岡に歸り、觀勝寺を創め自ら住す。大存此地の灌漑に不便なるを見て、其の疏通を計りしが、其の通じたるものには、己が俗名を負はせて、大藏井・大藏樋といへり。又大藏新田と稱する、十數町の新開地あるも、大存の企に依りて、大井河邊の荒蕪を開發したるものなりと云ふ。(口碑)

鶴見・勝間田等に内應し、川井藏人成信を滅したる、落合九郎左衛門久吉の子孫に、落合新兵衛といふ者あり。榛原郡日阪宿に住せしが、其の祖先の罪科を知り、成信の神靈を慰めんがため、宅後に小祠を建てて若

日阪宿の  
落合氏

事蹟

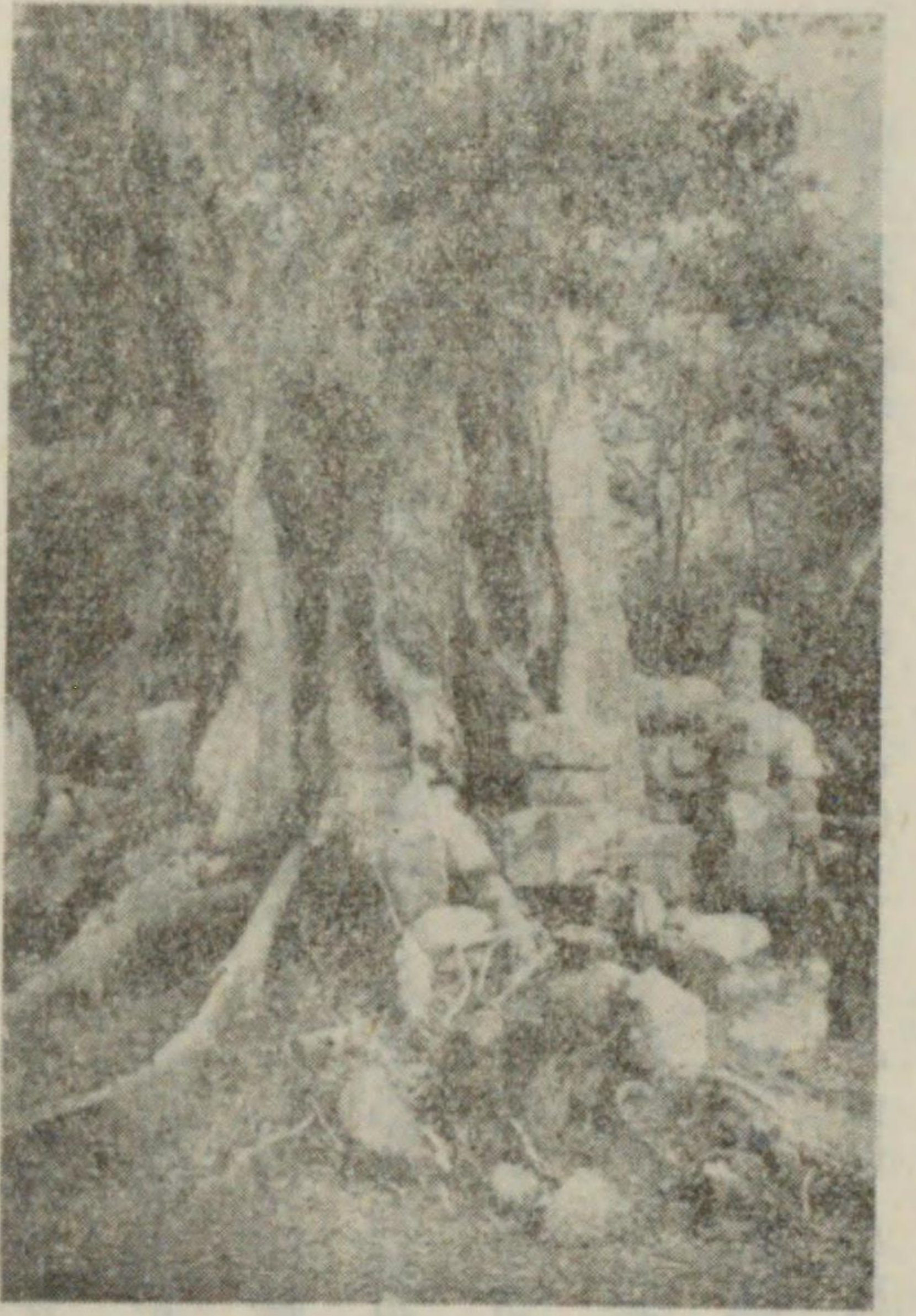


室町幕府時代

五七四

長松院

宮と稱し、祭祀懈ることなかりき、其の子孫も代代日阪宿に住し、新兵衛の志を継ぎ、成信の神を尊崇し、甚だ其の靈威を怖れしといふ。○九月廿六日、今川氏親地を長松院に寄附す。長松院は眞澤山と號し、佐野郡奥野村に在り。



川井成信の墓

遠江國金谷郷内深谷、山口郷内奥野、下西郷内佛道寺、并五段田事、右爲新所奉寄進之上者、如前前可レ有執務之狀、如件。

明應五兩年九月廿六日

五郎 (花押)

長松院

(集古文書・掛川志稿)

ては、長松院も武人の侵害に堪へざるものありしか、今川氏親成信の舊勳を思ひ、新に地を其の信仰深かりし佛寺に寄せしは、一には其の冥福を修め、一には此に保護を加へんがためなり。

一説、長松院の當住職を一訓和尚といふ。和尚は、今川範忠の子にして、今川氏親の叔父なり。

金谷

○金谷は昔質侶の郷中なりしが、後世質侶を庄と稱するに及び、金谷を郷と稱し、再變して驛となりしなり。而して金谷は大井川の西岸に位し、河岸に川役所を置き、東岸の嶋田と共に、大井川川越の事を司り、東海道

五十三驛の半にある宿驛なり。

過金谷

松崎 謙堂

風露微涼官道曉 暑威滿目火雲堆

二十五驛遠江上 勝水名山馭夢來

質侶

○質侶は牧野原の東北、金谷驛の北に位し、今は村と稱す、北は大代・横岡に接し、東に竹下・番生寺の二村を控へ、西には廣野茫茫として連り、最も細長なる村にして、古へ質侶郷といひしは、此の界隈の稱なり。

山口郷

○山口郷は、佐野中山の口といふ義なるべきが、昔は日根郷の東部を廣く稱したる名なり。故に後世に至ては、山口鳴瀧・山口安陽寺・山口小原子・山口大原子・山口之内西谷村・山口慶雲寺、山口郷奥野など、何れも山口の二字を冠して呼ぶなり。西は馬喰村より起り、東驛路の左右に沿うて、佐野中山の菊川に至るまでの諸村を總稱したるにて、古へ山口郷と稱せしは即ち此地なり。○佛堂寺は今の所謂堂脇村にして、此の堂脇村

佛堂寺村

は、昔の仁藤村の内、仁藤は懸川の内、懸川は下西郷の内なりしなり。而して是を佛堂寺と稱する所以は、此に阿彌陀堂のありしに因るものにて、阿彌陀佛は、もと驛路の新町界なる小堂に安置して、大佛と呼びしものなるが、今は仁藤村眞如寺に移し、羅漢堂に安置せり。(掛川志稿) ○十月廿七日、遠江國龍門山石雲院

石雲院開山崇芝和尚寂

開山、崇芝性俗和尚寂す。寺は榛原郡星久保の北、高尾山の半腹にありて、備中國小田郡横谷村洞松寺末なり。(洞上傳・遠江風土記傳) 而して高尾山は村の北に當り、切山・湯日等、諸山の間に聳えて最も高し。高尾の名も此に因て生ずとか。全山石雲院の境内に屬す。又高尾川あり、境内の天狗澤の水を合し、東南流して

事蹟

五七五



室町幕府時代

五七六

石雲院

吉田より海に入る。以て此寺の風致を知るべし。此寺もと勝間田氏の開基にて、眞言宗なりしが、崇芝和尚改めて曹洞宗となし、自から開山となり、此に至て寂す。年八十三、二世大空玄虎繼ぐ。後世江戸幕府時代に至て、朱印地百五十三石を寄與せられたる大寺なれども、寺領寄附の始は、勝間田氏なりといふ。江戸時代に於ける、此寺の規模の大概を述べれば、大門あり大圓覺と額す。山門あり龍門山と額す。選佛場と額するは座禪堂にて、石雲院と額するは本堂なり。法喜堂と掲ぐるは厨にして、那迦定と掲ぐるは開山堂、而して皆な月舟の筆なり。本尊は釋迦牟尼佛、左右の脇立は阿難・迦葉の二菩薩にして、境内は甚だ廣く、末寺また多し。住持は年年末寺より輪番を以て務め、毎年十月廿六日・廿七日の兩日を以て、例會を行ひ、五十年毎に一たび大會をなす。道元禪師・崇芝和尚・二世大空・三世茂林の遺像を安置せるが、其他決山道勝大禪定門の牌は、開起勝間田氏にて、増善寺殿喬山貴公大禪定門は、今川氏親の法名、天澤寺殿秀峰哲公は、今川義元の法名なり。是れ後の事ながら筆の次に記す。

寺約束

後世此寺にては、毎年十月廿六日を以て開山忌と稱し、盛に供養を行ふを以て、檀徒は固より、其他の者と雖も、老弱男女を問はず、四方より群聚參拜する習となれり。而して此日は、苟も布施を持參する者は、誰彼の別なく、悉く非時に就くの例なるが、非時に就く者は、また望に任せ、一夜本堂に宿して、通夜するを得るなり。併も此の一夜は、男女混同して、行往坐臥心の儘なれば、姪風堂に滿ち、汚行門に溢るるに、住僧さへ、一夜は房事を許さるといへば、恰も西國に在りといふなる、雜魚寐祭のそれならなくも、縁遠き若き男女は、出雲の神の力を待つ違なく、自ら此寺にて定むる輩も少なかられば、世には之を稱して寺約定といふとか。但し此風は、唯、此の地に限らず他にもあるなり。大井川奥なる大河内村の、大日堂・金剛院等にも、毎年正月二日の夜、若き男女の通夜して、恣に行ひて、縁定めをする習ありて、此處には之を堂約束と稱すれども、秋葉近邊川根等にては、又山約束といふものもあるなり。是は又一種異なる習にて、土民の妻なき者、自ら木を伐て、山奥に小屋を作り、食物を携へゆきて、宿泊滞在し、女子の薪を樵り、負行く者に逢ふ時は、猥りに戯れ近きて、目合することにて、此事は、男女相互に、他人に口外するを容さず、萬一之を他言する者あるときは、山拂とて、其所より追放すといふ、嚴しき掟あれば、曾て其事の洩れたる例はなしといふ。されば若き娘ある親は、其心を得て、娘獨りを木樵に出行かしむるより、此の土地に縁遠き者は、絶えて無し。而していよいよ夫婦の契約成るときは、男子より白き手拭を贈り、女子より赤き手拭を贈り、互に變らざる證として、取替すを例とす。是れ遠江國の風俗なる由、諸國探記に見えれば、之を處の者に聞合せしに、違ひなしとの事なりしが、面白き風習もあるものかな。(遠江古跡圖繪)

堂約束

山約束

ありて、此處には之を堂約束と稱すれども、秋葉近邊川根等にては、又山約束といふものもあるなり。是は又一種異なる習にて、土民の妻なき者、自ら木を伐て、山奥に小屋を作り、食物を携へゆきて、宿泊滞在し、女子の薪を樵り、負行く者に逢ふ時は、猥りに戯れ近きて、目合することにて、此事は、男女相互に、他人に口外するを容さず、萬一之を他言する者あるときは、山拂とて、其所より追放すといふ、嚴しき掟あれば、曾て其事の洩れたる例はなしといふ。されば若き娘ある親は、其心を得て、娘獨りを木樵に出行かしむるより、此の土地に縁遠き者は、絶えて無し。而していよいよ夫婦の契約成るときは、男子より白き手拭を贈り、女子より赤き手拭を贈り、互に變らざる證として、取替すを例とす。是れ遠江國の風俗なる由、諸國探記に見えれば、之を處の者に聞合せしに、違ひなしとの事なりしが、面白き風習もあるものかな。(遠江古跡圖繪)

崇芝

崇芝性僧禪師は參州の人なり。早く絶塵の趣あり、十歳の時、敬菴主に依り、般若心經を習へるに、一夜にして已に暗誦了り、菴主に問うて曰く、「般若は何を以て體となす」と。菴主驚き異みて曰く、「子は吾が弟子にあらざるなり」と。遂に遠の大洞に誘ひ往き、喜山讚公に見えしむ。讚一たび見て大に欣んで云ふ、「是兒常人の相にあらず」と。指して、如仲和尚に禮して得度せしむ。時に年十四なりき。喜山の備の洞松に歸るや、崇芝を携へ住けり。爾來孜孜として、晝夜精勤すること十餘年、心心と密契せり。喜山一日記して曰く、「吾が輪下、學徒少なからず、而して大法を荷負するに堪ふる者は、惟ふに汝のみ。其れ懋めよや」と。翌年喜山入滅せしかば、此より四方を歴遊し、月因に石州の永明に參す。月因一見して、大に之を稱譽し、因て乃ち心印を授けんことを要めしに、崇芝固く辭して洞松に歸る。時に茂林席に據りしが、崇芝の至るを喜び曰く、「俗書記は宗門の眞種、麟にして翼せるものなり」と。之を久うして機語投合せり。文安己巳の年、

事蹟

五七七



室町幕府時代

茂林・崇芝をして室に入らしめ、法嗣の席を附して住持たらしむ。康正乙亥歳、事を謝して東游し、遠州高尾山に抵り、地を得て刹を創め、龍門山石雲院と號す。雲衲踵り至り、三十指に充つ。那將葛股氏、田産を寄附し、以て轉食轉影、山を出でざる者三十餘年、茲年此月此日長逝す。年八十三、二世大空玄虎禪師は、勢州慈眼寺の住持となり、紫衣を賜はる。崇芝に法嗣の高弟七人あり。諸州に散居して、皆な其器を成す。

宗芝の七高弟

- 勢州慈眼寺 大空玄虎禪師 賜紫衣
- 駿州林叟院 賢仲繁詰 後關靜居寺投老、永正九年六月廿四日逝、年七十五。
- 駿州梅林院 界巖繁越 永正庚午四月廿七日逝、年七十六。
- 遠州圓成寺 秀雲永嶽 大永六年二月十五日逝。
- 駿州増善寺 辰應性寅 永正八年九月逝、年七十二。
- 野州元性院 大有良榮 明應癸丑住三石雲、同戊午三月十日逝。
- 豆州修善寺 隆溪繁紹 遠州日向谷花嚴院草創、又與豆州修善寺、永正元年甲子八月七日寂、年五十六、初紫野一休和尚之弟子也。

袈裟切墓

石雲院境内に、傑老齋・開山座禪堂・開山石塔・龍燈松等ある中に、傑老齋は開山隱栖の所なり。又五輪石塔あるは、眞言宗時代の住僧の墓標なり。(掛川志稿) 又此の境内に、袈裟切墓といふがありて、傳説を残せり。

天正十七年八月朔日、輪番の住職某の内妻、竊に尋ね至ることあり。住職は、其の長途の勞を、慰めしめんがため、一室を興へて、宿泊せしめけるに、不思議なるかな、忽然として激風吹き起り、室を襲うて其女を奪ひ去り、空中高く

捲きあぐるよと見る間に、行方知らずなりてけり。山中の者見て大に驚き、人を四方に馳せて搜索めしむるに、哀むべし、婦人は身體を八裂にして、開山堂裏の松の梢に、高く懸けられたり。之を見出でたる人人は、再び其の痛はしき状に、驚きあきれて、正しく視得る者なかりけるが、さすが其の死様の音ならぬに、哀愁の念とどめ難くやありけん、互に語りひて、せめて其靈を慰めん料にもとて、其の卒都婆を建て、其の供養も行ひけるに、如何したりけん、一天遽に掻曇りて、墨を流せるが如く、須臾にして、暴風起りて吹荒み、全山震動して、人は生きたる心地もせざりけり。夜明けて、風も稍静まりぬれば、出でて見るに、彼の新しく建てたる石の卒都婆は、右より左にかけて、如何にも僧侶の袈裟を懸けたる如く、斜に切斷せられたるうへ、而も上部の一小片は、何方へ飛去りにけんか、跡形もなくなりてけり。されば世に此墓を稱して、袈裟切墓といふと、所の人は傳へいふとかや。

普門院開山模庵寂

○此歳、伊豆國萬松山普門院の開山、模庵宗範禪師寂す。禪師は豆州賀茂郡の人にして、吾寶和尚の得度に依て僧となり、京師に遊て其名頗る上る。檀越に鈴木采女正といふ者あり、衆と謀りて堀越御所に請ひ、逆川村の觀音堂を改めて寺となし、堂塔を建立し、模庵を請うて開山とす。模庵遂に此に寂す。或云、模庵は足利持氏に俗縁あり、故に持氏を普門院の開基とし、其の靈牌を安んずと。(豆州志稿・聯燈錄) ◆六年四月廿五日、北條早雲、大見三人衆の功を賞し、伊豆國柏窪に岩を築かしむ。先是、伊豆國は大概早雲の旗下に屬し、其の被官に列せしが、狩野介の族は、獨り頑として之に従ふを肯ぜず、敢て一介の使だに通ぜざりければ、早雲怒て、兵を遣はして急に攻めしむ。狩野介は、もと伊東氏の女婿なりしが、伊東氏に一人の弟あり、法華の僧となり、圓覺と稱す。此僧驍勇にして能く戰ふを以て、伊東氏は士卒を圓覺に附し、以て狩野氏を助けしむ。尋で兩軍柏窪に相遇ひ、激戰數刻の後、狩野氏遂に大に敗れ、走て名越の國清寺に入り、一族郎

事蹟



室町幕府時代

國清寺衰 黨悉く自殺せり。國清寺は足利義滿の時、關東十利の一に數へられ、勅賜天長山國清萬年禪寺と號し、國內屈指の大寺なれども、是より漸次衰替に陥り、後鎌倉圓覺寺の附庸となり、僅に子院六寺を有するに過ぎざるに至る。(豆州志稿、北條盛衰記、鎌倉大双紙) 狩野氏の族に、狩野道一といふ者あり。また勇を以て聞えしが、柿本に至て敵を迎へ、奮戦の後敗れて修善寺に走り、終に自殺せり。道一の墓は柿本に在り、後人憐みて六地藏を立て、爲に其の菩提を修す。然るに近世また此地に寺を建てたれば、遂に其墓たるを知る者なきに至り。伊豆の狩野氏此に滅ぶ。同族の存する者は、多く駿州安倍郡に赴き、其の舊縁を求めて之に頼る。故に安倍郡には、狩野氏の舊蹟墳墓多し。此役大見三人衆奮戦して、其功特に大なるものありければ、早雲其の殊功を賞し、命じて砦を柏窪に築かしむ。

伊豆狩野氏亡  
大見三人衆

今度柏窪一戰、忠節無<sup>レ</sup>比類、仍當郷陣夫、同細細工事、差<sup>キ</sup>置<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>了、當要害普請年中三箇度、是者可<sup>レ</sup>勤<sup>ム</sup>同定夫<sup>ハ</sup>候事、是も先可<sup>レ</sup>致<sup>ス</sup>其沙汰、奥中入<sup>レ</sup>手者、別而可<sup>レ</sup>加<sup>フ</sup>扶持、各頼も敷存、彌、可<sup>レ</sup>勵<sup>ム</sup>忠功者也、仍如<sup>レ</sup>件。

明應六丁巳四月廿五日

- 佐藤藤左衛門殿
- 梅原六郎左衛門殿
- 佐藤七郎左衛門殿

(佐藤氏藏早雲の文書)

早雲の勢 此書に依て見るに、早雲の平定したるは、未だ天城山北に止まりて、南に越ゆる能はざりしを知るべし。而

未だ南豆に及ばず  
柏窪砦址

して奥伊豆に垂涎の状をも、亦見るに足るなり。又三人衆の領知を得たるは、奥伊豆を平けたる後か、否かを詳かにせざれども、其の各、百貫文なりしは明かなり。柏窪砦址は、柏久保村愛宕山に在り。山上百歩許の平地に、愛宕小祠あり。山名を得たる所以なりと。高さ直立十丈許にて、東北に新九郎谷・扇平・地獄澤等あり。南に大見川、西に狩野川を帯び、亂山四方に重疊し、山徑嶮峻にして、行き易からず、伊東氏狩野氏等二氏敗北の跡を見ては、坐ろに低回願望して去り難きものあり。然れども今は交通頗る開け、道路四達の便ありて、北は三嶋、南は下田、東は伊東、西は内海・戸田等に達す。(豆州志稿) 此後寛政年中に至り、老中松平越中守定信、豆相の沿海を巡察したる折にも、此地に城壘を築かんとしたるは、江川垣庵の上書中にも、先年松平越中守殿、御勤役中、伊豆國御廻村御座候節、下田・須崎・伊濱・柏久保・葦山共都合五ヶ處、御備場御作立可相成迄に、相成候義も有之云云とある如く、寔に險阻の要害なりと見ゆるが、箱根山左に蟠り、眞城・達磨の兩山、右に聳え、中央に天城山盤桓し、衆山羅列し、山高く路狭くして、崎嶇たるは、自ら其の守を語るといふべし。○十一月十三日、遠江國佐野郡倉眞城主松浦兵庫助卒す。兵庫助の事蹟傳らずと雖も、今川氏の家士なるべし。其の城址は、倉眞村里在家に在りて、長さ二町許の孤山なりといふ。東北の低所に大手の址、御泉水・甲石・持佛堂などいふ地名存せり。兵庫助深く佛法を信じたれば、其の崩建する所の伽藍も二字あり。一を華嶽山世樂院といひ、一を夜光山永光院といふ。世樂院は今倉眞村に在れども、初めは舊眞砂の舊寺家といふ所に在りしにて、其後松浦氏の古墟、里存家に移し、又移して今の山に建立せしものなり。寺號古くは清樂寺と書し、心源和尚を開山とす。眞砂は、巨岩を以て名ある所なり。山端に突出したる巨岩

事蹟



室町幕府時代

永江院

は、或は人の如く、或は獸の如く、千狀萬態にして、悉く名狀すべからず。恰も百鬼夜行の如し。永江院は飛鳥村に在り、境内を八幡谷といふ。門前に八幡の古祠あるに因る。初め龍穴庵と稱せしとて、今も庫裏の上を龍穴峯と號すとか。開山を以翼長佑和尚といひ、延徳元年乙酉十一月より、十五年間この寺に住す。寺の背後に、松浦兵庫助の墳墓あり。墓上の松を開基松といひ、大さ數圍あり。兵庫助の法名は、華嶽院大甫

松浦兵庫助墓

佐野郡五明村

成功居士といひ、其の子孫と稱する者に二家あり。領家村の松浦惣太夫、五明村の松浦五兵衛とて、代代世樂院、永江院の檀頭たる家はなり。五明村は佐野郡に在りて、昔は五名と書せり。松浦・山本・佐野・小澤・中村の五家、相協力して開墾したる土地なれば、兩名づくといふ。村中を分ちて上中下の三となし、五家分れて之を管す。乃ち松浦五兵衛は上組、山本孫兵衛・佐野利兵衛二家は中組、小澤藤右衛門・中村彦左衛門二家は、下組を統べ、各六七軒乃至十一軒の末家を有し、何れも家門繁盛なりしが、獨り彦左衛門の家は、子孫斷絶して、今は唯四家を存するのみ。四家中、山本孫兵衛の家には、多く古免狀を藏せりといふ。(掛川志稿) ○此頃、一人の異叟あり。止駄郡小川村林叟院に至る。時に院主を賢仲繁詰禪師といふ。異叟禪師を拜し、笑談時を移し、恰も舊識の如し。禪師屢、目を上げて叟を視るに、顔色威あつて眼光人を射、聲音間、雅言を交へて、輒語すること低く、すべて進退舉措常人と異なり。叟曰く、「此地將に災あらんとす。速に地を易ふるの安きに若かず」と。禪師その言を奇とし、敢て疑ふことをせず。因て叟と共に出でて、高草山の麓に入り、杉松密林の中を行くこと數百歩にして、忽ち山阿の地に出づ。叟指し示して曰く、「此所梵刹を建つるに適す。禪師もし我が言を用ゐば、我請ふ誓て護法山神となり、永く此地に住せんと」。禪師乃ち首を擧げて、四壁を

異叟林叟院に至る

林叟院移轉

願視するに、幽溪寂漠たる無人の境にして、誠に梵宮佛宇を建つべき所なれば、欣然として首を回らし、晤語せんとせしに、ただ其れ瞬間のみ、蹤跡を滅して其處に見ず。只其跡に一片石を遺すのみ。禪師いよいよ是を異とし、其の護神たるを信じ、頭を垂れ掌を合し以て拜し、歸て之を開基法永長者に告げ、日ならず堂塔伽藍を移すの議を決し、舊用ゐ來し林叟の字を改めて林叟となす。即ち今の林叟院の地なり。今林叟院の境内に、山神石と稱するものあるは、彼の異叟の遺跡なりといふ。法永長者は、長谷川次郎右衛門尉政平をいふ。或は是れ非なり。七左衛門尉正宣なりといふ者あり。(駿國雜志・駿河志料) ◆七年六月十一日、遠江國海波暴れ、荒崎を浸蝕すること甚だし、荒崎は今の新居なり。(振裾考記) ○八月八日、駿河國の海荒れ、溺死する者二萬六千餘人、林叟院の舊地小川村、没して巨海となる。異叟の言此に至て驗あり。時に觀譽上人祐崇といふ者あり。淨土宗の僧なり。偶、志太郡小川村を過ぎ、數百人の溺死あるを見、坐ろに憐愍の情に堪へず、衆に説いて、小院を創建し、亡靈冥福の助とす。是れ今の保福山教念寺の開祖なり。祐崇は、是より此寺に住せしが、後又駿府の龍泉寺を創めて、住職となる。龍泉寺は今の寶臺院なり。(駿府志料) 伊豆の海も亦暴溢し、仁科郷害を被ること最も甚しく、波濤の陸上に上ること凡そ十八九町、中村の寺川以下、田園皆な浸水せり。(豆州志稿) ○此歳、北條氏の士、長戸路七郎左衛門眞敷といふ者、八丈嶋代官を命ぜられ、渡航して末吉村に住し、嶋務を處理す。(豆州志稿) 八丈嶋是より伊豆に屬す。八丈嶋に朝草といふ草あり。今日播種すれば明且萌生す。故に名づく。根は蘿腹の如く、葉は前胡に似て、香氣水芹に類せり。嶋人常にこれを食して、疱瘡を患へずといふ。本草に曰く、扶桑の東女國あり。鹹草を産すと是なり。古は此嶋を女

遠江海荒

駿豆海荒

教念寺

寶臺院

八丈嶋伊豆に屬す朝草

事蹟



室町幕府時代

五八四

女護島 護嶋と云ひしが如く、今男子無きにあらざれども、尙ほ女子多くして、且つ容色ありといふ。又一小嶋内の八郎明神 鳥井邑に、八郎明神といふ祠あり。鎮西八郎爲朝を祀るといふ。(鏝屑譚)

八丈嶋の女子は戸主にして、男夫の姦姪を戒むること、猶ほ内地の男夫の、女子を制するが如し。(見聞集)

八丈嶋の事、北條五代記に、伊豆下田より南に、八丈嶋あり。此嶋、甚だ美容あり。昔は、女のみありしに、其昔、

下河邊六郎行秀入道道智定房、此嶋に渡り、餘多子を生む。男も餘多になりぬとかや。正徳年中、北條早雲の家人、朝

比奈氏、始めて此嶋に行く。伊豆の内へきはめ、北條へ毎年貢を出だす。延徳三年閏四月五日、伊豆國下田を出船、七

日に八丈につく。(安齋隨筆)

飛鳥居雅康本興寺に宿す

◇八年六月一日、權中納言正三位飛鳥居雅康、富士山觀覽のため、駿河に下る途、遠州鷺津に到り、本興寺といふ法華堂に宿し、和歌の會を催し、一夕の歡をなす。雅康は雅世の第二子にして、文明十四年、剃髪して二樂野宗世と號し、茲年五月三日、京師を發し、富士歴覽の途に上り、今日鷺津に到れるなり。雅康此時の趣を記していふ、

鷺津

六月一日、今橋の里を立ち侍るに云云、今宵は遠江國鷺津といふ所に着く。本興寺といふ法華堂に一宿し侍り、堂の柱に詠みて押付け侍りし。

たびころもわしづの里を來てとへば靈山説法の庭にぞありける

(本興寺由緒)

鵜踏渡

二日、寺を出で鵜踏の渡をし侍らんとて、舟まつほど、左の方にいなさ細江を見遣りて、

いづくにかいなさほそ江の渡し守わが身をつくし待つとしらすや

引馬

引馬の宿に着きて、あしたに野のあたり見にまかりて、

まはぎ原花さくあきにならませば猶やこころのひく間ののつゆ

八日、佐夜中山につき侍るに、日坂と云ふ所を、夜に入てたどたどしく越え侍るとて、

日の坂はたた暮ぬ間の名なりけり道ふみまよふさよの中山

(掛川志稿)

佐夜中山

同夜の寢覺に、曩祖雅經卿歌に、「故郷を見はてぬ夢のかなしきはふすほどもなき佐野の中山」と、續古今集に入り侍りし事を思ひ出で、

かくやありし見はてぬ夢とよめりしをおもひ寢覺の佐野のなか山

九日、佐野中山にて、富士を一見しけるに、雲のみかかりて定かに見え侍らねば、晴間を待ちて一日とどまりける間に、十首詠み侍る。

富士十首

おほかたにききしは物か見てぞしる名よりも高きふじの高根は

とをきだに振さけ仰ぐ富士の根をふもとのさとにいかみらん

四方の山をふもとの塵にかさねてもおひのぼるふじにくらべやはせん

ここに來ていよいよたかし宮古人みることかたき富士の高根を

みつを見むせめて言葉の花もがな月と雪とのふじのながめに

富士を見むとたかきたのみをかけ川やとをきわたりに今ぞきにける

かくぞみしふじを宮古にかたるともさやはおもはむさやの中山

ほととぎすさ夜のなか山なか空におよばぬ富士のねをやなくらん

事

蹟

五八五



室町幕府時代

さだめおく望のみ雪はさもあらばあれけふ先きえねふじのしら雪

ふじの根は雲のいづくぞ我にけふしのぶの山の名をやるらむ

吉美の妙音寺

十三日、引馬をたちて登りける。吉美の妙音寺にて明ぼの富士、有明の月にさだかに見え侍りければ

横雲のひくまのさとをへだて来てまたたくひなきふじのあけぼの

鹽見坂

十六日、鹽見坂を見て詠める

しほみざか心ひかれしふじも見ついまはみやことさしにこそさせ

飛鳥井雅康は、此の如く我が富嶽を各所に覽て、京師に上られしが、(鹽尻)此記の末に又記して云、

いまだ都に中納言入道家世にありし時、駿河國へ下り侍るよし聞えしかば、侍従大納言實隆卿申し遣はされける、

こえばまたいかにしのばむうつ山とをき昔もちかきむかしも

返し

今はまた夢ばかりなるあらましうつつになればうつつ山越え

是は昔龔祖雅經卿、富士見侍らむとて下り侍りしに、宇津山にて、「ふみ分けしむかしは夢にうつつ山あとも見えぬつたの下道」とよめり、又雅世卿彼の山を通り侍りしに、雅經卿の歌を思ひ出侍りて、「むかしだに昔といひしうつつ山越えてぞ忍ぶ蕪のした道」と、つらね侍りし事を、「遠き昔も近き昔も」と、詠めるなるべし。宗祇法師、たち花といふ薫物を、馬のはなむけに贈り侍るとて、詠みて遣はしける。

すゑとをく立よりぞやがておもひやる君になびかん富士のけぶりを

返し

おもひ立つ富士の煙もたち花のなびくけふりにまづやしるらむ

三井寺のほくりん坊と云へる人の許より、つかはしける。

うへもなき二つのみちに富士の山ならべて三つの高根ならまし

返し

不二の山およばぬ道はさもあらばあれねがひは三つの高根ならまし

(關東海道記)

遠州灘荒

西國の人の富士を愛づること、總べて此類なり。我が三州の人は、男女を問はず雅俗を分たず、朝に夕に見るも見る心地せざることあり。秀靈を秀靈と思はで過すことあり。見るに慣れたる故とは思へど、是はた幸か不幸か。○十日、遠江國暴風暴雨甚だしく、南海は激浪天を衝き、奔馬水に驤るが如し。就中荒崎最も激甚を極め、忽ち崖岸を侵して土砂を崩壊し、濱名湖と外洋との中間に在りし驛路、没して海となる。日箇崎千戸、北山千戸は素より、橋本驛附近の村落も、亦悉く没して海底に入りたれば、人畜の死したるもの數を知らず。田畑凡そ一万五千町没して海となれり。是れ後世江戸時代に置く所の、新居關より東南十町許に在りて、白洲濱と、住吉八王子森との間に當る所にして、世に之を今切と稱す。時に尾崎孫兵衛といふ者の祖某は、柑樹の杪に繋りて、僅に其の生命を存せりといふ。以て其の災害の甚だしきを想ふべし。(振裾考記、日本釋名、遠江風土記傳、文德實錄)孫兵衛の家は橋本に在り。湖水の東岸、舞坂の地も荒井に劣らぬ災害にして

事蹟



室町幕府時代

土地は波底に沈み、民家漂ひ人畜の死するもの數を知らず。四顧茫茫たる其状は、名状すべくもあらざりしが、時に堆積せる砂石の上、僅に梢をあらはせる古柳の下に、一神祠の漂着せるものあり。驛長淺野美時といふ者、捧げ還て之を見れば、敷知郡岐佐神社とありけり。因て新に社殿を營みて之を奉安し、歲時祭典を擧ぐ。美時はより氏を高柳と改む。美時の先は、淺野三郎兵衛尉實美と稱し、嘉禎四年、將軍頼經卿の上洛に陪從して此地に至り、土着して去らず。世世驛長となれりといふ。土御門殿東行説話に、當時の打聽を記すものあり。

遠州地震

嘗聞後土御門帝、明應四年乙卯、有<sub>ニ</sub>山<sub>ノ</sub>崩<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>海<sub>ノ</sub>變<sub>ト</sub>以來、荒井・舞坂之間、折<sub>レ</sub>地<sub>ニ</sub>爲<sub>ス</sub>滄<sub>ノ</sub>海<sub>ト</sub>是舊志所<sub>レ</sub>記<sub>ス</sub>矣、今幸問<sub>ニ</sub>其説<sub>ヲ</sub>於<sub>ニ</sub>村人<sub>ト</sub>田<sub>ノ</sub>叟<sub>ト</sub>、聞<sub>ク</sub>昔明應八年六月十日、地震北山鳴、而暴螺迸出、既而自<sub>ニ</sub>荒井<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>舞坂<sub>ニ</sub>、湯湯<sub>ト</sub>海路、凡<sub>一</sub>里有半、俗呼<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>今切<sub>ト</sub>者是也。

此書簡單なれども亦以て當時の状を知るに足るものあるべし。是より此地渡船場となり、土人四十人許りに、船頭の免許を與へ、新居舞坂の間を往復し、東海道交通の聯絡を取らしめしが、旅人はなほ海路の危険を慮りしにや、天正の頃までは、本坂越に出づるもの多かりしといふ。又書紀通證に云、

遠州荒井者、相傳、古大螺無數、自<sub>レ</sub>山發入<sub>レ</sub>海、其跡接<sub>レ</sub>海、明應八年九月、洪水湖決水涸成<sub>レ</sub>陸、今名<sub>ニ</sub>今切<sub>ト</sub>者其決端也。一説、永正七年八月也。云云

按ずるに洪水の時、貝の出づること其例少なからず。

慶長十九年五月、筑前國萬野村より、法螺貝三ツ出でたり。其時大風雨、洪水して、山の麓横二間長二町計り、忽ち地

崩れ深き淵となる。今に其跡あり、三ツの貝、流れ轉びて海に入る。其の大き一圍に餘れり。里人多く是を見て、おのおの立かかり、いろいろとして、やうやう一ツを取とめたり。數人棒・材木を持ち出でて障へ、或はうちなどしけるに、其の吼えうめく事、恐しかりしと。今其貝は、籠門山の福仙坊といふに寄附してあり。云云（笈塚隨筆）

猪鼻湖神起

佛體海より現出

海藏寺

聊かうけ難き所あれども、因みに記しおくなり。○世に傳ふ、遠州猪鼻湖神社、この海嘯の爲に流亡し、橋本村諏訪祠中に合祀すと。此社の側に巨岩あり。其形野猪の鼻に似て、併も之が湖水に臨み居れば、猪鼻湖神社・猪鼻湖等の名も、起れるなり。（大日本史・口碑）◇九年春、駿河の海より一佛體現出す。諸人以て延命地藏となし、崇奉して怠らず。終に伽藍を營みて之を奉安せり。佛體は木像にして、長さ三尺あり。志太郡小川村寶城山海藏寺の本尊是なり。此寺は遊行派にして、遊行二世貞教上人を開山とせり。○六月廿五日、日蓮宗の僧日朝寂す。日朝は豆州宇佐美郷の人、應永廿九年に生る。此頃三嶋に日出といふ者あり。智行兼備はりたる高僧にして、四方の仰望する所となりしが、常に生前一たび、高祖の應化を拜せばやと祈願しける。一夜夢に高祖告げて云ふ、子もし我を見むと欲せば、須らく宇佐美に往くべしと。夢醒めて、日出悦で措く能はず。直に履を纂て、宇佐美に往て、其家を訪ふ。戸外に小童あり。風姿凡を超え、奇骨眸に溢る。日出一見して心に肯き、父母に諭して、僧とならしめんとせしを、父母悟みて聽さず。童傍に在りて、泣いて出家せんと請ふ。父母已を得ずしてゆるす。時に年八歳なりき。永享元年四月八日、落飾して日朝といふ。日朝性學を好み、内外典の書、讀めば必ず誦をなす。叡山に登り、南都に遊び、天台・華嚴・三論・法相・俱舍・唯識の書、讀まざるなく、密を伺ひ、禪を叩き、律に詳し。學成て、祖山の日延に召されて隨身し、十五年に

事蹟



室町幕府時代

五九〇

して、三嶋の本覺寺に住持となり、鎌倉の本覺寺を併領せり。寛正元年、日延に續て、祖山の住職となり、大に改良振起する所あり。日朝生平・健剛無病、夜寝に就かず、冬襪を着けず、誦經唱題、唇常に翻然たり。且つ翰墨に従事し、暇あれば則ち案に凭り、著述最も多し。此に至て、病無くして死す。年七十九。(三國高僧略傳) ○十月、天皇位を皇太子に譲り給ふ。

【後柏原天皇】 十月受禪

林叟院工  
事竣  
巴川の崇  
止

◇明應九年、駿河國林叟院は、益頭郡坂本村に、諸堂伽藍の工を起して已に久しかりしが、此に至て竣工せり。是れ今の境内なり。○昔觀應二年の頃、駿河國瀬名村の老嫗、孫小菊の巴川に陥り死せしを悲み、其後を追ひ復た水に入て死せし事ありしより、靈魂頻りに祟をなして止まず、郷人これを憂ふること久しかりしが、此頃行之和尚といふ者あり。有渡郡大谷村瑞見山大祥寺の住職、石叟禪師の法孫にして、頗る驗徳の聞高かりしが、其の教化に依て幽魂成佛し、再び祟を爲さざるに至れりといふ。今淺畑沼の守護神と稱するものは是なり。○葦山城主北條早雲、朝比奈六郎知明の八丈嶋に航して嶋人を懐け、貢絹を定めて歸るの功を思ひ、更に下田城を賜ひて居らしむ。先に知明歸て後早雲は長戸路七郎左衛門を命じて八丈島代官となし、行て島内を治めしむ。因て七郎左衛門は廳中末吉村宮裏に置き、嶋中の事務を統轄せしが、其後嶋政漸くに整ひ、八丈嶋の貢絹も、葦山城中に輸さるるに及びければ、早雲知明の功を思ひ、遂に下田城を賞賜せらる。

八丈絹のことは、所所に記したれど、爰に染色の事を云はんに、黄・樺・黒の三色を主なるものとす。黄は、七月より

朝比奈知  
明八丈嶋  
を採る  
八丈代官  
長戸路七  
郎左衛門

九月までにカリヤスを煎じ、凡そ三十八へん許り染め、樺の灰を以て色を出だす。樺は、秋・冬の間、マタミといふ木の皮を煎じ、三十回餘も染め、是又、樺の灰を以て色を出だす。黒は、染むるに時なく、椎の皮を煎じ、二十四五度以上も染返し、能き程を考へ、田の泥を以て、黒色を出だす。又キク田染といふ摺模様をも染む。是は、黄染、又は樺染の絹緋に、鹹草の葉にて、模様を摺るなり。而して機の形は、本土のものと甚だしき相違あらず、云々と、伊豆海嶋風土記はいふ。

是より朝比奈氏の子孫、代代下田城を領じて替らず。八丈の貢絹も、北條氏五代の間絶ゆることなしといふ。

下田城

下田城は下田の鵜嶋に在り、故に又鵜嶋城ともいふ。城址には池隍尙ほ存し、土地の小字にも、天主臺・馬場・内堀等の稱あり。昔足利基氏の時、清水長門守城守となり、子孫代代相續して絶えず、當時本郷氏嶋城

吾妻社

とあるは、即ち此城のことなり。(北條五代記・豆州志稿) ○伊豆國吾妻神社を吾妻山に遷祀す。蓋し神託に依るなり。傳云、昔者日本武尊東征の時、妃橘姫從ひ給ふ。尊相摸より海に航し、上總に渡り給はんとせしに、

海上俄に暴風起り、船將に覆没せんとしければ、橘姫宣く、「是れ海神崇を爲すなり。妾請ふ身を以て當らん」と。言未だ終らず、海に投じて死し給ひしが、其屍漂流して伊豆國中浦に到る。村民集り至て其屍を埋め、

橘姫墓

祀りて吾妻社と稱す。(豆州志稿) ○駿河國主今川氏親、増善寺の伽藍諸堂を建立す。寺は安倍郡慈悲尾村に在り。當時の主僧を展應和尚といひ、大源の門裔なるが、氏親深く和尚の徳を慕ひ、歸依最も厚し。故に此

増善寺

に及ぶ。展應和尚は芝老禪師の弟子にして、廢を起し絶を繼ぎ、洞門の第一世たり。(寺記) ◇十年正月十五日、葦山城主北條早雲、命じて來宮を再興せしむ。來宮は伊豆國冷川村に在り、明德四年、宇佐美參河守藤

來宮

原顯祐、一たび之を再興せしが、其後また大に破壊し、修繕することもなく此に至りしを、早雲その代官井

事蹟

五九一



室町幕府時代

野邊に命じて、復興せしめしなり。藤原顯祐は、入道して法名を道觀といふ。來宮は、早雲の力に依りて再興すと雖も、此後廿三年を経て、神領悉く武家の押領する所となり、益衰頹を極むるに至れり。當時武家の神地佛領を侵掠すること、獨り此の來宮に止まらざるは、其の暴横實に惡むべきなり。(豆州志稿) ○廿三日、遠州佐野郡西郷庄長間郷、牛頭天王の社殿を造營す。此の神社は、前谷・神谷・折立・高地平等、民戸の奉祀する所なり。當時の棟札に書して曰く、

佐野郡西郷庄長間郷、牛頭天王御造營之事、以各衆力令立口候 明應十年正月廿三日 (掛川志稿)

西郷村

西郷の地名は、西郷氏の知行所なるより、起りたるもの如しといふ。西郷氏は世世參州に在りしが、其の此地に移りし時を詳にせず。或は應永の頃にやといへども、據あるにあらず。西郷齋宮の故宅は構村に在りて、殿屋敷とも構とも云ふ。中に圖書屋敷・東門・三ヶ月堀等の名存し、明和年中までは、土手なども殘在りしといふ。今の上西郷村は、西郷川の東西に跨り、四組に分れたり。(掛川志稿) ○二月廿九日、文龜と改元あり。

大鳥居八幡宮

許禰神社

◇文龜元年、遠江國周智郡天方郷大鳥居村に、八幡宮を齋祀す。山城國石清水八幡大神を勸請したるなり。天方城主山内山城守、壘田二反を寄附して神領とす。所謂大鳥居八幡社はなり。(遠江風土記傳) 抑も此村を大鳥居と稱する所以は、往古此村の前に、大なる神門ありしより負へる名にして、其の神門は、式内許禰神社の神門なるべしといふ者あれども詳かならず。詳かならずと雖も、此の八幡神社の神門にあらざることは明かなり。此村もと天方村と一村なりしやにて、城下村の地に鳥居といふ所あり。其の近傍を鳥居川原とい

護身神像

ふなどは、一證とするに足らんか。又毎歲八月十五日には、其處の櫻樹に注連繩を張り、正月には松竹を立つるを例とするも、其起因は此の神門に基づくものにて、其例を同じく守て失はざるは、同一村たりし證ともすべからんか。而して今の八幡宮の在る所は、八幡山と呼び、方二町に餘る檜杉の大森林をなし、社内には隨身門隨身長三尺餘もあり、廐中もあるなり。祠は九尺ありて弓矢を神體とし、八幡銅像あり、長壹寸八分許にして、背に文龜三年と高く彫上げたり。面目鮮明、銅色に光輝あり、一見新鑄の如くなれども、鑄字正楷にして近世の風にあらず、寔に古色掬すべきものなり。相傳ふ、八幡社の神主小澤氏の祖、其主に從て筑紫より此地に移る時、奉じ來たる護身神像なりと。或云、昔時山林火災の時、此祠も共に燒亡せしが、此の神像のみは、獨り他に飛去りて、其災を免れ給ふと。此時燒け損じたる銅像の、長三寸許なる者二軀あり、今に存す。按に此の一寸八分の神像は、古人頭髮中に入れ、又は、甲の八幡座に納めん料にと鑄造したるものにて、源平の昔より、武人の習慣已に然るものあるなり。天方城址は、今城山と稱す。城郭の跡は存すれども、創立の時代詳かならず。山内氏の墳墓は、大鳥居村藏雲院に在り。大小三基の石塔は、今も同院本堂の後に立ちぬ。嘗て同寺住職に導かれて、此の墳墓を弔せしことあり。住職告げて云、

開基山内對馬守法名明室道分大居士

天方豊後守法名天叟石雲大居士

天方山城守通重法名天岩高普大居士

此の石塔は、舊門前溪流の傍に在りしが、藏雲院十三世寬道和尚、本院改造の時、今の所に移ししといふ。

事蹟



室町幕府時代

山内氏系統

但し同院はもと舊門前の田畑に在りしものにて、山内氏墳墓の舊址を、今も道分卵塔といふにて知るべし。而して豊後守は對馬守の子、山城守は豊後守の子なり。山内對馬守法名明室道分の祖父に、山内對馬守法名道美といふ者あり。初め天方城に居りしが、後飯田城に移るに及び、弟山城守をして天方を守らしむ。故に山城守は、天方氏を稱するなり。天方氏の子孫は、後江戸時代に至り、越前家に仕へて福井に住し、代代天方五郎左衛門と稱せしとかや。◇二年五月、遠州佐野郡井尻村大悲山觀音堂、金鼓を鑄て守護神前に懸く。銘に曰く、

井尻村觀音堂金鼓

遠州左夜郡原田庄大悲山顯光寺常住

連歌師宗祇死

此の金鼓、今山名郡淺羽庄八幡村八幡祠に在り。(掛川志稿)○七月三十日、連歌師宗祇駿州沼津驛に死す。宗祇は紀州の人、猿樂飯尾某の子にして、幼時律僧となる。性和歌を好み、住心院心敬僧都の名を聞き、京師に適て偕に歌道を経營す。年壯なるに及び、連歌を修めんと欲し、猪苗代兼載に就きてこれを請ふ。兼載曰く、「凡そ連歌を學ぶには二十年を要す。惜いかな子已に壯年にして、十年を遅れたり」と。宗祇曰く、「然らば晝夜兼修してこれを補はば如何」と。兼載その答を奇とし之を聽す。宗祇の言空しからず、遂に其の奥義に達す。當時天下の人、連歌を喜ぶ者多く、貴賤貧富を問はず、連歌を知らざれば人と交る能はず、武人も干戈を枕にして、連歌を賦するに至り、遂に宗祇を推して宗匠となす。後花園上皇また深く之を寵し、花の本の號を賜ふ。其の名譽これに過ぐるはなかるべし。宗祇後に、庵を宮根の湯本に結び、又一室を、駿州沼津驛の北桃園に營み、自然軒と號し、種玉菴と云ひ、又見外齋とも稱したり。平生羈旅を好みて四方に遊び、

沼津の自然軒

古今傳授

殆んど定居なし。天明十二年隅田川の邊に寓し、同年六月更に九州に赴き、今年また信濃より關東に往き、入間川を涉り、鎌倉を経て湯本に至り病を發す。病中山を越えて沼津に到り、終に桃園に歿す。時に年八十二、宗祇病革むに及で、猶尙ほ其徒と連歌を賦せしが、若くは言語絶ゆるとき、或は昏睡の際には、定家卿を夢みしといふ。少くにして睡るが如く、遂に魂氣の之く所を知らずなりぬ。(野史・白石文集)宗祇嘗て東常縁を慕ひ、之を美濃に訪問し、古今集の傳授を受け、これを駿河の人宗長に傳へ、牡丹花宵柏に及ぶ。世に之を界傳授といふ。著書に吾妻問答・筑紫道の記・名所方角抄等あり。其の辭世の辭に曰く、

世に經るはさらに時雨の舍り哉

はかなしや鶴の林のけふりにも立をくれぬる身こそうらむる

(家記)

又自畫贊あり、曰く、

うつしおくは我影ながら世の憂もしらぬ翁のうらやまれぬる

桃園山定輪寺  
貞純親王の蹟

骨を桃園山定輪寺に埋む。定輪寺は富岡村に在り、駿東郡中第一の巨刹にして、七堂伽藍悉く備り、輪奐美を盡せるが、昔貞純親王の裔、桃曾根少將光沖の創建にして、今川家世世の歸依ありし寺なり。寺より山に入ること二町許に庵址あり、墓も亦此に在るなり。

定輪寺

寺記云、定輪寺は延暦の比、僧空海の開起にして、同十二年、桃園親王開基して、桃園山定輪寺と改め、眞言宗の阿闍梨道本を住持として、歸依し給ひき。永享十二年住職觀法印、曹洞の風に歸依し、春屋宗能の弟子となり、之を推して開山とし、遂に曹洞に改む。應仁の比の住持を宗楞といふ。其の弟子に宗祇(連歌師)といふ者あり。應仁二年來り住し、境内に一坊を建てて自然軒と稱す。時に文明十六年九月なり。此時宗祇は、寫本金剛經を、此寺に寄附せしが、表

事蹟



室町幕府時代

には笠置解脫上人の筆にて、金剛經を書し、裏には二條爲兼卿の筆にて、朗詠集を書したるものにて、今も珍藏せり。尙ほ一の什寶は、彩色絹地の宗祇の像にして、畫は土佐光昭の筆、畫は宗祇の筆なり。宗祇後に種玉庵と稱す。云云

宗祇嘗て遠州菊川驛を過ぎ、其狀を見て曰く、

わすれめや軒のかや間に雨もりて袖ひきかぬる菊川の宿

箱根賊

菊川も稍衰へけるにや、又嘗て夜箱根山を越えしに、盜賊數人あり、衣服旅用を借らんといふ。宗祇拒むことなく與へ、平然として去る。宗祇もと美鬚髯あり、白きこと銀線の如し。賊これを認め、又追ひ來て宗祇を止む。宗祇曰く、「吾已に悉く汝等に與へ、復た殘す所あるなし。汝等何がために來たる」と。賊曰く、「貴僧の美髯を見て、是を請はんとて來たるなり」曰く「何にかする」曰く「拂子に賣るなり」宗祇即ち吟じて曰く、

我がために拂子ばかりはゆるせかし塵の浮世を住み果つるまで

賊これ聞き、頓に悟り悔いて曰く、「我輩先より貴僧の狀を見るに、平然たること尋常ならず、今又其詠を聞くに、脫俗超然として人の及ぶ所にあらず、我輩賊を業とするも、此の如き高潔の士を犯さんとはせず、知らずして犯したりとはいへ、先の罪科の深きを怖るるなり」と。因て悉く奪ふ所を還し、沼津まで送り至れりといふ。

嘗て宗祇が家の近隣に、産婦の甚だ難む者あり、家人憂ひて爲す所を知らず。宗祇之を聞きて、偶、居合せたる宗長を伴ひ、共に其家に至り、連歌して其の安産を祈りける。

まかはんにや孕み女のきとくかな

宗 祇

いちにもすむで産の紐とく

宗 長

やがて玉の如き男子を産せしとぞ。又一年中秋の頃、陰雲あつて、月を蔽ふことありければ、

一年の月をくもらす今宵かな

宗 祇

此等は、已に人口に膾炙する所なり。駿州嶋田の宗長法師は、宗祇の高弟にして連歌に巧みなりしが、宗祇終焉記を綴りて世に傳ふ。

宗祇終焉記

宗祇終焉記

宗祇老人年ごろの草庵も物うきにや、都の外のあらましせし年の春のはじめ發句に、「身や今年都を餘所のはるかすみ」、その秋の暮、越路の空におもむき、此たび歸る山の名をだに思はずして、越後の國にするたよりをもとめて、二とせ計をくらねと聞て、文編はじめの年六月の末、駿河の國より一步をすすめ、あしから山をこえ、富士のねをよそに見て、伊豆の海、おきの小嶋による浪こゆるぎの磯をつたひ、鎌倉を一見せしに、右大將家のそのかみ、また九代のさかへも、ただ目の前の心ちして、鶴が岡のなぎさの松、雪の下のいらかは、げに岩し水にもたちまさるらんとぞ覺侍る。山山のただづまひ、やつやつしましま、いはば筆のうみもそこ見えつべし。爰には九年がこのかた、山の内扇のやつ鉾楯の事出來て、凡八ヶ國二かたにわかれて、道行人もたやすからずとは聞えしかど、こなたかなた知るつてあり、武藏野をも分過て、上野をへて、なが月朔日頃に、越後のこふに至りぬ。宗祇けざんに入て、年月へだたりぬる事など打かた

事 蹟



室町幕府時代

らひ、都べのあらまし侍るおりしも、ひなの長路のつもりにや、身にわづらふ事ありて日數になりぬ。やうやう神無月廿日あまりにおこたりて、さらばなど思ひたちぬるほどに、雪風はげしくなれば、なかばは車の浪もおぼつかなく、あち山もいとどしからむといふ人ありて、かたのやうに旅宿をさだめ、春をのみ待事にしてあかしくらすに、大雪ふりて日ごろつもりぬ。この國の人だに、かかる雪にはあはずと佗あへるに、ましてたへがたくて、ある人のもとに、祇公、

思ひやれ年月なる人だにもあはずとうれう雪の宿りを

かくてしはすの十日已刻ばかりに、地震おほきにして、まことに地をふりかへすにやとおほゆる事、日にいくたびといふかすをしらす。五日六日うちつづきぬ。人民おほくうせ、家家ころびたふれにしかば、旅宿だにさだかならぬに、又おもはぬやどりをもとめつつ、年も暮ぬ。元日には、宗祇夢想の發句にて連歌あり。

年やけさあけのいがきの一夜松

此一座の次に宗長、

此春を八十にそへて十とせてふみちのためしや又も始めん

かく侍し返し、祇公、

古のためしに遠き八十だに過るはつらき老のうらみを

おなじき九日に旅宿にして、一折つかうまつりし發句に、「青柳も年にまさ木のかつら哉」宗祇、此暮より

又わづらふ事さえかへりて、風さへもくははりて日數へぬ。きさらぎの末つかたをこたりぬれど、都のあらましは打置ぬ。上野國草津と云湯に入て、駿河國に罷歸らんのおもひ立ぬるといへば、宗祇老人、我も此國にしてかさを待侍れど、命だにあやにくにつれなければ、こらの人人のあはれびも、さのみはいとはづかしく、又都に歸りのぼらんも物うし。美濃國にしるべありて、このころよはひのかげかくし所にもと、たびたびふりはへたる文あり、哀しくいなびがたくて、信濃路にかかり、ちくま河の石ふみわたり、菅のあら野をしのぎて、廿六日といふに、草津といふ所につきぬ。おなじき國に伊香保といふ名所の湯あり、中風のためによしなど聞て、宗祇はそなたにおもむきて、二かたになりぬ。此湯にてわづらひそめて、湯におる事もなく、五月のみじか夜をしもあかしわびぬるにや。

いかにせん夕告鳥のしたりおに聲恨むよの老のねざめを

武藏國いるま川のわたり上戸といふ所は、いま山の内の陣所なり。ここに廿日あまりほどやすらふ事ありて、數奇の人おほく、千句の連歌なども侍し、みよし野の里河越にうつりて、十日あまりありて、文月の初に江戸といふ館にして、すでにいまはのやうにありしも、又とりのべて連歌にもあひ、氣力も出くるやうにて、鎌倉近き處にして、廿四日より千句の連歌あり。廿六日にはてぬ。一座十句十二句など、句數も此ごろよりはあり。おもしろき句もあまた侍しぞかし。この千句の中に、「けふのみと住世こそとふけれ」といふ句に、

八十までいつかたのみし暮ならむ

事蹟



室町幕府時代

年のわたりはゆく人もなし  
老のなみいくかへりせばはてならむ

思へばいまはのとぢめの句にもやと、今こそ思ひあはせ侍れ。廿七日、廿八日、此兩日は爰に休息して、廿九日に駿河國へと出立ぬるに、その日の午刻ばかりに、みちのそらにして、すんばくといふむしおこりあひて、いかにともやる方なし。こしをたてて薬をもちゆれども、いささかのしるしもなければいかかはせん。こふづといふ處に旅宿をもとめて、一夜をあかし侍りしに、駿河よりのむかへの馬人こしなども見えて、素純、馬をさせて來りむかはれしかばちからをえて、明れば箱根山の麓湯本といふ所につきしに、道のほとよりすこし心よげにてゆづけなどくひ、物語うちしてまどろまれぬ。おのおのころをのどめて、あすは此山をこゆべき用意せさせてうちやすみしに、夜中過るほどいたくるしげなれば、をしうごかし侍れば、只今の夢に、定家卿にあひたてまつりしといひて、「玉の緒よ絶なばたえぬ」といふ歌を吟ぜられしを、聞人、是は式子内親王の御歌にこそと思へるに、又このたびの千句の中にありし前句にや、「ながむる月にたちぞうかるる」といふ句を沈吟して、我は付がたしみなみな付侍れなど、たはぶれにいひつつ、ともし火のきゆるやうにしていきも絶ぬ。(于時八十二歳文龜二) たれ人心ちするもなく、心まどひどもおもひやるべし。かく草のまくらの露のなごりも、ただ旅をこのめる故ならし。もろこしの遊子とやらんも、旅にして一生をくらしはてつとかや。是を道祖神といふとかや。

旅の世にまた旅ねして草枕夢のうちにぞ夢をみる哉

宗祇墓

と、慈鎮和尚の御詠心あらば、今宵ぞ思ひえつべかりける。あしからはさらでだに越えうべき山なり。こしにかきいれて、ただある人のやうにこしらへて、跡さきにつきて、駿河國のさかひ、桃園といふ所の山林に、會下あり定輪寺といふ。此の寺のいりあひの程に落つきぬ。爰にてひ一日なにかやととのへて、八月三日のまだ明ぼのに、門前のすこし引入たる所、水ながれてきよし。杉あり、梅櫻あり、爰にとりおさめて、松をしるしになど、道にありしをおもひ出で、一もとをうゑて、塔婆をたて、あらがきをして、七日がほどこもり居て、おなじ國のこふに出侍りし。道のほどたれもかれものかなしくて、ありし山ぢのうかりしも、なきみわらひみかたらひて、清見が關に十一日につきぬ。夜もすがら磯の月を見て、宗長、もろともに今夜清見が關ならばおもふに月も袖ぬらすらん

かくてこふに至りぬ。我草庵にして、宗硯・水木、あはれこれまでなど、せめてうちなげくほかの事なし。十五夜には、當國の守護にして一座あり。かねて宗祇あらましことの次に、名月の頃は駿河國にやいたり侍らん、發句いかにつかうまつらんと、くるしがられしあひだ、去年の秋の今夜を後にして會ありし發句二あり。一のこり侍るよしあいともなふ人いへば、さらばこれをしもこそつかふまつらむなど侍りけるをかたりいづれば、それを發句にて、

くもるなよなが名はたたじ秋の月  
そらとぶかりのかずしるきこゑ  
小萩原あさ露さむみ風過ぎて

事蹟

宗 祇  
守 護 氏 親  
宗 長



室町幕府時代

おなじ夜、一續の中に、寄月戀舊人云題にて、氏親、

ともにみん月の今宵を残り置てふる人となる秋をしぞ思ふ

宗祇を心にまち給ひしも、そのかひなきといふところにや、又ありし山路の朝露をおもひ出で、宗長、

きえし世の朝露わくる山路かな

といふ上句をつかふまつりしに

名残過うきやどの秋風

氏親

これをよひ居のたびたびに百句につらねて、せめてなぐさむ。ともし火の本にて、かれこれ去年ことしの物語し侍るを、しるし付ぬる物ならし、此月の晦日は、月忌のはじめなれば、素純など來りあはれて、草庵にして連歌あり。發句、

虫の音に夕露落る草葉かな

宗長

此發句を案じ侍し曉、夢中に宗祇に對談せしに、朝露わくると申發句つかふまつりて、又夕露はいかがとたづね侍しかば、吟じて何もくるしからざるよしありしも哀にぞ覺へ侍る。おなじ日の一續の中に、寄道述懐といふ題にて、素純、

たらちねの跡いかさまに分も見むおくれで遠き道の芝草

東野州に古今集傳授開書并切紙等殘所なく、此たびいまはのにおりに、素純口傳付屬ありし事なるべし。同じ比素純のかたより、初鴈を聞て宗祇の事を思ひ出で送られし。

ながらへてありしこしちの空ならばつとや君も初鴈の聲返し

三歳へし越路のそらの初鴈はなき世にしもぞつと覺ゆる

兼載

宗祇北國のすまひ三ヶ年のほど、たよりに付て文などありしを思ひ出でかくし侍し。このころ兼載は、白河のせきあたり、岩城とやらんいふ所に草庵をむすびて、ほどもはるかなれば、風につてに聞て、せめて終焉の地をだに尋見侍らんとや、相撲國湯本まで、文にそへてかきをくられし其歌、此奥に書くはふる成べし

末の露	もとの雫の	ことよりはは	大かたの世の	ためしにて	ちかき別れの
かなしびは	身に限るか	おもほゆる	なれし初の	としつきは	みそぢ餘りに
なりにけん	そのいにしへの	こころざし	おほはら山に	やく炭の	煙にそひて
のぼるとも	惜まれぬべき	いのちかは	同じあづまの	旅ながら	さかひ遙に
へだつとも	たよりの風に	ありありと	つげの枕の	よるの夢	驚きあへず
思ひたち	野山をしのぎ	露きえし	跡をだにとて	たづねつつ	こととふ山は
答ばかりぞ	かひなかりける				

反歌

おくれぬと歎くもはかないく世しも嵐のあとの露の憂身を

事蹟



室町幕府時代

自然齋此度道中死去、彼御知音の方方、いかがなど尋給ふべく候哉、披見のために注付侍り。

六〇四

宗長

水木與五郎殿

宗祇は實に當時名譽の連歌師なり。人一たび之に交れば以て譽とし、交らざるも交りたる眞似して以て人に誇らんとする者あるに至れり。當時の諺に、宗祇の蚊帳といふことあり。虚言して自から誇るにいふ。其の因て來る所を聞くに、曰く、

宗祇の蚊帳

諸國往來の商人あり。或時旅宿にて、山家通ひの商人集りて、今宵は七月七日、星も逢夜の天の河、鵲の渡せる橋といふは、鳥の口箸をくはへあうて、其上を星の渡ることぞと子細語れば、いづれも手を打て、そなたは下にしかれぬ人、もしは公家の落し子かといへば、我は賤しき身なれども、一とせ連歌師の宗祇法師諸國を修行し給ふ時、縁は知れぬ物なり。東海道の岡部の宿にて相宿、同じ蚊帳に寝たといふ。昔物語をかしくしたり。是より虚言して自から誇ること、乃ち俗に見えを云ふといふことを、當時の諺に宗祇の蚊帳といふ。

當時、宗祇の世に推重せられしこと、是を以ても知らるべし

世に連歌の起りを、種種論ずるものあれども、瀧澤馬琴の説は、やや要領を得たるが如く思はる。其説に曰、

筑波問答に、連歌は、日本武尊の珥比磨利充玖波より起るといへり。こはその端を擧ぐるのみ。連歌の式は、建保の年間、爲相卿の作り給ふものなれば、その名目は、いと後の事なるべし。これも俳諧狂歌のごとく、唐山の連珠聯句に擬して、連歌の名は出来しにやと思ふなり。例せば、正字通聯の字の下に、詩家の聯句は、謂二兩人合吟前後相聯一也、自唐虞唐歌下至漢武柏梁、皆聯句之所起、或云、古無此法、自韓愈一始、誤也といへることく、その事は、唐虞の時に起るといふとも、聯句を唱ふるよしは、連珠出來ての後ならん。連珠は、漢の章帝の時に起るとなん。曉山集滑稽傳

等に、筑波問答を引て、諸冊二尊唱和(神勅は略す)の神勅を、俳諧連歌の起りなりといひけり。あまりに物をふるめかさんとすれば、かかる僻言も出来るぞかし。詩といふものなれば、何によりて連珠聯句をつくらん、和歌なくば、何によりて狂歌連歌を口吟まん。連歌なくば、今の俳諧は有りがたかるべし。もし俳諧は、和歌連歌の上にあるといはば神國ひらけそめしとき、佛法既にありといふに異ならず。いと受けがたき説にこそ。(燕石雜志)

本興寺

おもふに明治以後にも、馬琴の罵倒を免れざる學者あらざるか。○十一月廿八日京都本禪寺寶光坊日澄、伏見院御筆法華經一部を、遠州鷲津村本興寺に寄附せり。時の住僧日勝、其の由を記して後に傳ふ。

一伏見院御筆

法華經一部八軸

傳來由緒、卷末に云、右伏見院御筆御經、京都本禪寺寶光坊日澄、住持日勝授與也。然者、依レ爲ニ末代重寶ニ深可レ有ニ奔走ニ者也。

文龜二年壬戌霜月廿八日

日勝 (花押) (本興寺由緒)

伊豆權現  
船寄明神

○此歲、伊豆國伊豆山權現を修造す。北條早雲の寄附する所なり。此の權現は、昔足利尊氏再建して後、屢、災禍に罹りて漸く衰頽に歸せしを、早雲再び之を新にせられたるなり。(豆州志稿) ○伊豆國船寄明神祠を修造す。是れ賀茂郡江奈村宮之崎に在る古祠なり。村老傳へ云ふ、此神元來火を好み、往昔鎮座せし所に、火災を起すこと數次なりしかば、村民相議して海中に投じたるに、後漁人の網に懸り來り、巫に託して云ふ、

富南城

我を祭らば火災を免れんと。因て又祀りて産土神となすと。(豆州志稿) ○駿河國富南城を築き、富士淺間を

大平新城

祀る。駿東郡大平・日守の界、沙向山圓行寺の南の山に在り。後に大平新城と云ふ。◇三年正月廿一日、遠州

棟高村

榛原郡宗高山高德寺開山、一徳玄輪和尚寂す。寺は宗高村徳嶋に在り。宗高一に棟高に作る。民家各棟別に

事蹟

六〇五



室町幕府時代

宗高村の平等

田畑を持ちたりし故に、棟高を以て村名に負はすといふ。然れば古來此村に佃戸なきは、他に其比を見ざる所とす。本田・白銀・中河原・高德嶋・中嶋・新町等の小字ありて、民家その間に分處すれども、就中新町は、東北の方上小杉の境に位し、人家軒を並べ、殆んど小市街を成せり。(掛川志稿) ○二月廿日、遠州佐野郡原谷郷本郷の郷士、小澤八郎英明死す。英明は原氏の餘流にして、劍を賣て犢を購ひ、武を廢して農に歸し、居を本郷に卜して子孫永住の所とす。是れ本郷の門閥小澤氏の祖にして、代代安里山長福寺の大壇越たり。其の家譜及び長福寺過去帳を按ずるに、高祖前遠州太守淨智禪門を初め、十二人の法名を列記すれども、俗名及び卒去の年月を記さず。而して英明は其の十三世にして、法名を常慶庵主と稱す。祖先傳來の遺物として、同家に保存する物二種あり。

小澤八郎英明死

一鎗一本 柄長一丈餘 穗長七寸三分

一刀二腰 備前長船作 長二尺五寸

兼氏作 長二尺五寸 (掛川志稿)

瀨名陸奥守一秀卒

○四月廿日、今川氏親の部將、瀨名城主瀨名陸奥守一秀卒す。年七十二、一秀は陸奥守貞延の嫡子なり。貞延は今川範忠の次男にして、義忠の弟なれば、一秀は氏親の從兄弟なり。一秀は、幼より遠江國山名郡堀越村海藏寺の喝食となり、義秀と稱す。年四十二の時、文明五年父貞延戰死せしに因り、還俗して家を繼ぎ、遠州見附城を守り、後二僕に移り、從五位下陸奥守に叙せられ、一秀と改む。其後今川義忠討死し、嫡子龍王丸僅に二歳なりければ、親族老臣等の勸に依り、駿河國庵原郡瀨名村に移り、龍王丸の陣代となり、此に至

見付城主二僕城主

て卒す。瀨名城清冷山光鏡院に葬る。法名を光鏡院殿寶山秀公大居士と號す。子孫に源五郎正勝といふ者あり。徳川家康に仕へ、子孫相續して絶ゆることなし。

今川記云、堀越貞基の弟、遠州見付の海藏寺の出家にて、義秀といふものあり。武勇の志ありければ、氏親の時、還俗し、先祖の舊領なればとて、駿州瀨名を賜はり、陸奥守に補任して、瀨名陸奥守一秀となりて、駿府にても一門に連る。其子氏貞、瀨名陸奥守、此人花倉亂の時、義元の代初には、中にも賞翫かぎりなかりしに、其後、花倉の亡魂荒れて、おそろしき事もあり。云云。氏貞は、天文七戌年三月十六日、一病なくして頓死す。年四十二。

瀨名岩

荻野氏は命松丸の高

徒然草

瀨名岩は即ち一秀の居城にして、其の岩址は瀨名村に在り。或曰、瀨名岩は、當時荻野帶刀某の居城なりと。荻野帶刀は、兼好法師の侍童壽命丸の子、荻野左衛門尉の孫なり。壽命丸はまた命松丸ともいひ、兼好の死後、今川了俊の家仕へ、左衛門尉某と稱し、荻野を以て氏とす。其子太郎左衛門は、正長の亂に戦功あり、子孫代代今川家に仕へしが、帶刀は其の子孫なり。(瀨名家記) 世に徒然草と稱する書を傳ふるが、これは兼好の、筆に隨て書綴り、故壁等に糊附したる故紙を、其の死後、命松丸、師の遺物として剝取り携へ去りしを、今川了俊見て大に悦び、前後を正し、一冊としたるものなることは、已に記せる如し。○廿七日、遠州佐野郡飛鳥村永江院開山、以翼長佑和尚寂す。和尚は、當時江州洞壽院の喜見院に在て死せるなり。(掛川志稿) ○此歳、駿河國主今川氏親、社山城主二僕左衛門佐昌長を退け、二僕郷に蟄居せしむ。社山・二僕共に遠州に在り。二僕左衛門佐昌長は、遠江國城飼郡横地村、藤谷明神主二僕彈正の子孫にして、今川家の一門に列し、先世より此の社山城を守り來しが、此國は元來尾張守護斯波氏の領知する所多く、又今川氏に反對の侍も數多ありければ、昌長遂に彼等の勧誘する所となり、竊に彼等と謀を合せ、今川氏を討らんと欲する

永江院

社山城主二僕昌長二僕に配せらる

遠州の形勢

事蹟



室町幕府時代

に至れり。然るに今川家の老臣朝比奈備中守泰熙、掛川に在りてこれを偵知し、其實を詳かにして、之を駿府に報じければ、氏親怒て嚴科に處し、一家を誅滅せんとせしが、もと今川家の一門、且つは累代の從屬なれば、諸將救解して纒に免され、二侯に退去するを得たり。此に於て、斯波氏の武士、遠州の浪人等、悉く其の隱謀を觀破せられ、大に驚きて四散し、周章狼狽して爲す所を知らず。泰熙此機に乗じ、兵を發して追討し、遂に信・參の國境まで討平せり。二侯はもと壬生郷と稱す。壘壁あり蜷原といふも、亦壬生より轉化したる名なり。昌長至るに及び、蜷原城址に就きて、城を築き、二侯城と稱し自から居る。因て郷名をも變じて、二侯と稱するに至れるなり。城址今に存して、笹岡城址といふ。築城の始は詳かならざれども、地を穿てば陶器・矢根等出づることあり。社山古城は、二侯の東に在り。高さ八町許ありて、四方の岸崖恰も削るが如し。社山・二侯共に豊田郡に在り。(遠江風土記傳)○此頃、駿河國主今川氏親の老臣朝比奈備中守泰熙、大に城を遠州掛川に築く。掛川は佐野郡に在りて、古昔日根郷と稱せし地方の一部にして、後に横尾といふ。蓋し此處なる山に依りて得たる名なるべし。後また懸川と稱せしが、是又此處なる川流に依りて、得たる名なるべし。即ち懸川は、日坂より流來る奥野川の downstream にして、山の崖下を屈曲して流るれば、懸川は崖川の意にして、其の懸川の舊址は、松尾曲輪の内、池東の低地十歩許の間を、今も懸川と呼ぶにて知らる。江戸時代には、代代の城主相傳へて、此處に榜示を立てしが、何の意たるを詳かにせず。又小掛川と呼ぶ川あり。下股町と十王町との界に在る川にて、新知川の downstream なり。然れども新知川瀬違あり、十王町と西町との界に落つるに至て後は、此川遂に世に知られずなりぬ。泰熙城を築くに及び、驛路を城門の南に移し易へたれば、

蜷原城  
二侯城  
笹岡城

社山城

懸川の名  
稱起原

掛川驛路

故驛は田畑・村落と變するに至れり。倒へば古の驛家の址なる中宿は、名のみ残りて田野となり、飛鳥村に屬し、西宿は、大池村の字となつて存する類にて、今も中町・西町等いひて、古驛の町名なきにあらざれども。是れ唯古名を襲踏したるのみにて、位置は全く其所に在らざるなり。因て惟ふに、古驛路は、西宿・中宿より、大西・中西を経て郭中に入り、天王小路と言傳へある所より、仁藤村を経て、増田村に通ぜしものならん。而して掛川の名は長く變ぜざるなり。

打わたすなみさへ袖にかけ川やいとぬれそふ秋の村雨

朝比奈氏

殿村

懸川城  
高天神城  
主小泉左  
近

營柴屋軒  
齋藤加賀  
守の軍略

朝比奈氏は藤原氏にして、其先は堤中納言兼輔に出づ。兼輔の子吉泰は、武勇一郷に冠たりしが、其子太郎吉長より子孫相續ぎ、代代駿河國志太郡に住す。朝比奈城址は乃ち其の祖先より居住せし所にて、今も其處を殿村と呼べり。或云、兼輔六代の孫公俊の子公國、文曆中駿河守となりて當國に降る。其五男國俊は、朝比奈五郎太郎と稱し、始めて朝比奈の里に住し、子孫代代朝比奈氏を稱すと。而して兼輔は、承平三年二月十八日卒、年五十八なりき。今川氏駿河に封ぜられて後、朝比奈氏は、常に駿府に臣屬し、泰熙に至て氏親の老臣に列し、懸川本丸山の形勝を見て、始めて城を此に築き、懸川城と名づけたり。但し本丸山は築城後の名にて、其の故名を詳にせずと雖も、舊天王山に對せし孤山なりしなり。(掛川志稿)○今川氏親の部將小泉左近、遠江國城飼郡高天神城主を命ぜらる。○四年二月三十日、永正と改元あり。(大正九年四月廿四日脱稿)

事蹟



室町幕府時代

宇津之谷 碧

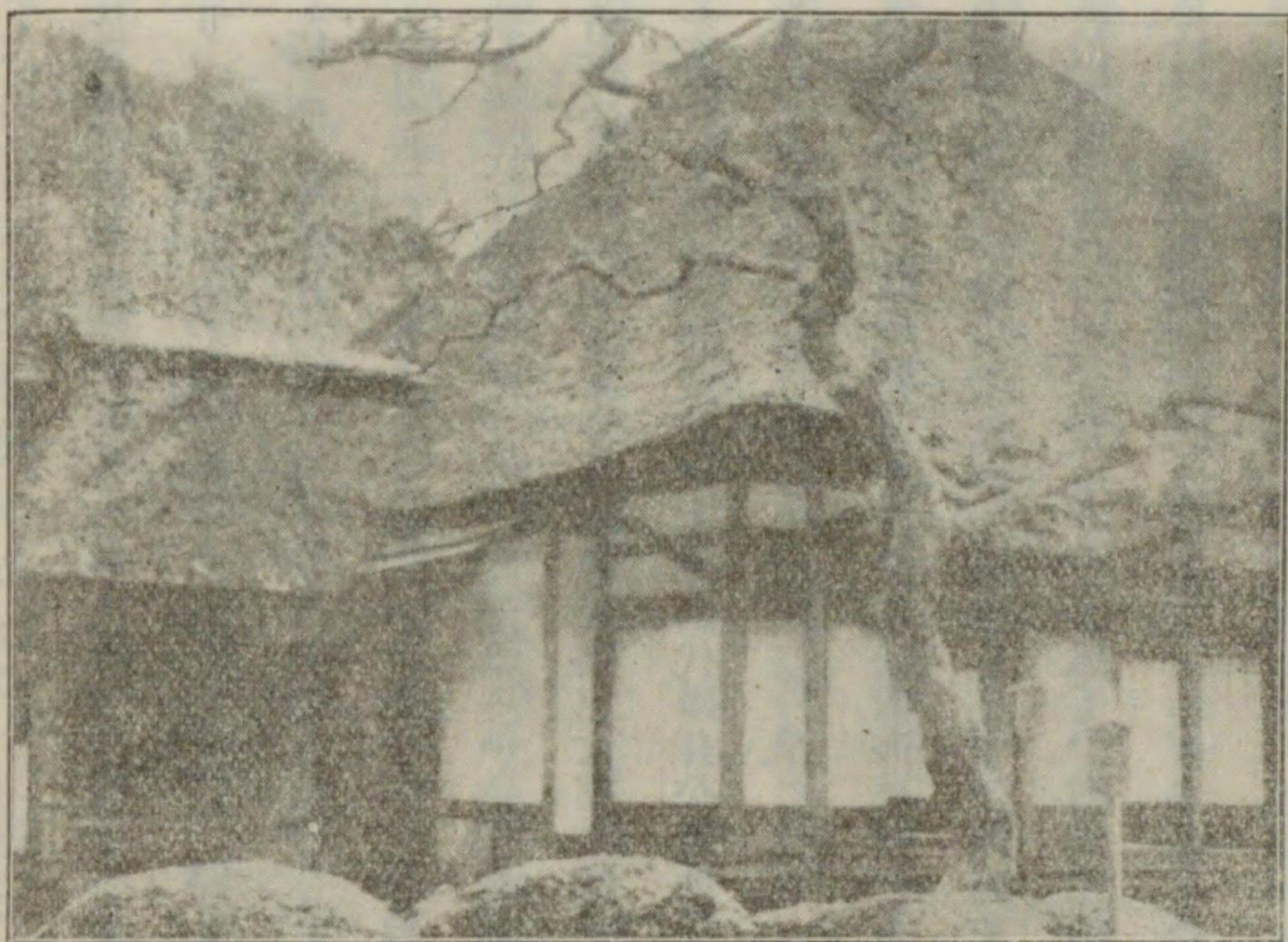
津之谷の碧に居り、最も軍畧に富める人なり。

扇谷上杉定正嘗て云ふ、「定正二十四度の六合戦に於て、齋藤加賀守は、片時の内にも、てだて一二つは善悪ともに上言せり。其身、此の一道を、晝夜胸中にたもち忘るる事なきか云云」と。

安元宅地

柴屋軒 泉ヶ谷

宗長



吐 月 柴 屋 寺

加賀守の宅地は、柴屋寺に並びてあり。今も其址存じて、御屋敷と稱す。所所に土手の跡残り、古井の跡、又は裏門などいふ、地名さへ残りなれりといふ。(駿河志料)

安元また連歌を好む。故を以て宗長と善し。宗長常に泉ヶ谷の閑静を愛しけるが、此頃京都より歸り、安元と相往來して、連歌を興行すること屢なりければ、話次其意を述べて請ふ所ありしに、安元快く諾して其功を起し、尋で土木を竣へぬ。泉ヶ谷は、観音堅坐の地にして、古昔行基僧正建始の跡なり。又近くは、國主今川氏親成長の地なれば、其名最も高き所とす。連歌師宗長は、止駄郡嶋田驛の人にして、鍛冶五條義助五代の孫、嶋田治家の子なり。母は詳かならず。名は宗長、字は久茂、號を柴屋軒と稱す。前駿河國主今川義忠深く之を愛し、左右

に近侍せしむること三年、寛正四年、始めて連歌師宗祇に就て連歌を學ぶ。時に年十六。同六年、業を醍醐普捨院の駿河宰相に受けて雜髮す。文明中、一休和尚の法を慕ひ、城州薪村醉恩庵、紫野眞珠菴に至り住す。明應四年、宗祇 勅を蒙り、新筑波集を撰びしが、集中載する所の宗長の吟二十八句ありといふ。(里人傳) 以て其の技能を見るべし。宗祇に隨て、西國を巡遊すること數年、再び京師に歸りしが、京師は會、戰亂の後に屬し、家屋堂塔多く兵燹に罹り、己が住所も燒失して跡なければ、住むに住み憂く駿河に還る。駿河も亦適意の地なければ、筈を止むるに由なく、是より京・駿の間を上下往來して、一所に住する事をせざりき。元來連歌師は行脚を主とし、一所不住を常とすれども、また自己の意に任じ、安居滯留の地なくばあるべからず。然れば宗長も、安元に請ひて此庵を營み、隨時休息の所とはしたるなり。此庵の成るや、宗長自から其趣を記して曰く、

柴屋軒記

丸子

駿河國宇津の山は、齋藤加賀守安元しる所より。十七八町川につきて下る。さながら鈴鹿の關こえし心地ぞする。丸子といふ里、家五六十軒、京・鎌倉の旅宿なるべし。市あり。北にやや入て泉谷といふ。安元先祖よりの宿所、奥深き禪室歡勝院。瀧あり、門前に流れ、たためるいはほなめらかにして、松杉さし入より、心すむべく見ゆ。左の岨に觀音の靈像、行基菩薩の御作とかいひつたへぬ。此上にも瀧音して、堂の前にみなぎりおつ。大なる巖よこたはりて、谷のふところ廣く、鳥の聲かすかに、猿梢に叫ぶ。曉、閑居の寢覺たえ難し。予早くはたちばかりの程より、茲に心をしめしにや、十とせのさき十とせあまり、今の氏親太守今川氏親此山うちをくらせ給ひ、國の人集りきみて、所せかりして、家五六十間とぞ見えし。昔の國府を改

事 蹟



室町幕府時代

め、歸り給ふ後は、ただ山がつやうの疎屋のみなり。卅餘年のあなたより、都のかたはらにして、ここかしこ田舎にも行通ひ、こしの白ねもたびたびこえて、上杉守房守房定越後守護殿、つづくにすむ能勢因幡守頼則、今橋城主三河國牧野古白といひし陰者、さては京近き人のなさけにて、をのづから小野の炭、小原の薪乏しからずぞありし。西國人も、宗祇同宿して、多多良大内古左京兆のあたりにも、一とせばかりありて、其つゝで豊浦神宮、皇后の宮、赤間が關、隼人のわたりして、宇佐の社、安樂寺、讃岐嶺崇福寺にまいりて、木丸殿ゆききの名のりは、只面影にして、いきの松原、博多の津、箱崎の松、海の中道をも見て、松浦の渚、残り多しぞ歸りのぼり侍り。此國に下りて後、都亂れいできて、住こし草庵も焼にしかば、のぼりくだりのみして、匠作近き居を構へ、春の草木、秋の本草求めうへ、池廣く、水ゆたかにして、夏・冬ふべき八木のめぐみしげく、朝暮のけぶりたえず。活計のあまり、又心としてとまらず。永正はじめの比、此山家、すまほしくて、安元にかたらふ。いとやすき事などありし。其春三月はじめに、安元興行に、

山ざくらおもふ色そふかすみかな

山家のねがひ、且心行やうに覺えて、峰の霞、山のたたすまひも、いとどもよほされ侍心なるべし。卯月ばかりに、所を見たてて、かたのやうに草庵をむすびしなり。上に喜見庵といふ。此所久しき庵なるべし。其夏の五月に、

いく若葉はやしはじめの園の竹

竹をうへかきこもること、袖かたの林、はじめのよせもありや。此山のつたかえでうへ茂らせ、自愛し侍

か。おりしも一折に、

蔦にかえでみるみるしげる軒端かな

落葉にて、しげりしをみる作意、艶にもたくみにも侍るかな。時雨にきほひし名残、ぬれてかへりみがちななど、後ぞきこえし。又の年の正月、

うぐひすや香にめづる人宿のむめ

こととふ人なき春の述懐に、鶯を賞し侍り。後にはつくしのはて、あづまの奥の人も、たよりにつけて、尋來りしなり。飛鳥井の少將殿も、富士の雪のつゝで、たちより蔦の歌などよみませ給ひけるとぞ。其頃は、京都の事にて、無念にもこそ。宗祇十三回のこと、此山家にして營み、千句の追善、第一の御發句、一續廿首の題御詠、前内府西殿より申請一座かたのごとくにてぞ侍し。又國府に住こし家、あらしかたくて、しばしばありて、白河の關みに思ひたち侍しに、安元興行、

風に見よ今歸りこん蔦葉かな (宇津山記)

宇津の谷 此書、今年より後の事もあれど、此の山莊の概況を示さんとて記すなり。宇津の谷砦は、有渡郡丸子驛三角砦  
伊勢長氏 山にあり。今此の城址に愛宕社を祀れり。○八月一日、伊勢新九郎長氏、兵を率ゐて遠州に入り、天龍川を  
天龍河西 越えて反徒を討じ、悉く之を敗る。此に於て反徒等或は降り或は遁れ、天龍川以西、濱名湖に至るの間、概  
ぐの地を平 ね今川氏の威に服す。蓋し長氏は今川氏親に代て來征せしなり。此に於て、堀江城主大澤左衛門佐基房に命  
大澤基房 じ、湖邊の地を領せしむ。  
湖邊を領す

事蹟



室町幕府時代

當所領家役可<sup>キ</sup>爲<sup>ル</sup>御知行<sup>ノ</sup>間、守護代任<sup>セ</sup>奉書<sup>ノ</sup>之旨<sup>ニ</sup>年貢諸公役、如<sup>ク</sup>先規<sup>ノ</sup>可<sup>キ</sup>致<sup>ス</sup>其沙汰<sup>ノ</sup>者也。仍如<sup>シ</sup>件<sup>ノ</sup>。

永正元八月一日

宗 瑞

大 澤 殿 (堀江陣屋古文書)

先<sup>レ</sup>是、河西・村楯・堀江下野守等數人、館を連ねて濱名湖の南北に廻り、本城・外城・黒山と稱し、互に使者を通じ謀を共にし、相援けて斯波氏の爲に守り、常に以て今川氏に抗せしかば、今川氏親怒て之を討せんと欲し、伊勢長氏を以て守護代と爲し、遠州に入て諸反徒を掃蕩せしむ。長氏遠州に至り、掛川城主朝比奈泰熙と議り、遠州の諸軍を召募し、共に率ゐて進み攻むるに、未だ數日ならずして、反徒等風を望み、怖れて來り降る者日に相踵ぐ。時に大澤基房最も先に出降る。因て長氏その功を賞し、且つ其の大族なるを以て、此命を下ししなり。大澤氏は、御堂關白道長の孫、右大臣俊家の四男、鎮守府將軍基頼八代の孫、左近中將基秀に出づ。基秀は貞治中遠江に下り、堀江城主となりし人なり。而して基房は基秀七世の孫なり。○七日、伊豆國修善寺の住僧、隆溪繁紹禪師寂す。繁紹の祖は、代代伊豆國北條に住し、紀姓なり。繁紹幼にして沈

遠江略は平ぐ

堀江城主

隆溪禪師寂

靜寡言、紫野の一休禪師に従て髪を下し、遠州石雲院の崇芝和尚に參し、清苦參究すること十有八年餘、一朝にして醒悟する所あり。後能州總持寺の住職となり、退いて遠州日向谷に歸り、華嚴院を創む。時に豆州葦山城主北條早雲、修善寺の古刹を重修し、禪師を請うてこれに居らしむ。明應八年出でて遠州石雲に住し、期年にして復た修善寺に歸り、此に至て寂す。年五十六、或云、北條早雲は、隆溪と俗縁あり、故に修善寺に迎ふと。隆溪の墓は、修善寺にあり。(豆州志稿・日本洞上聯燈錄) ○九月十一日、駿河國主今川五郎氏親、俄

今川氏親兵を關東に出す

に兵を發して關東に赴く。(掛川志稿) 扇谷上杉朝良を助け、山内上杉顯定と戦はんが爲なり。先<sup>レ</sup>是、山内顯定關東八州の人數を催し、上州平井を立て、武州へ發向せしが、是は河越城主扇谷朝定を討伐せんが爲なりき。此に於て、扇谷氏は河越・江戸兩城より、山内氏は上戸・鉢形兩城より出で、各、大軍を引率して、武藏野に到り陣しけるが、此時こそ、實に武藏野の廣野も、立錐の餘地なしと見えて、坂東路三里許の間は、兩軍ともに退かんとするに退く所なく、進まんとするに進む所なく、相持して戦はざること、十餘日の長きに及びしが、扇谷上杉朝良は、氏親にも早雲にも、親姻の縁あれば、連りに使を遣はし、援兵を請ふこと最も切なりき。されば氏親も兵を召すに迫あらず、僅に手勢を率ゐ、急遽駿府を發せしなり。又北條早雲は、先に小田原城主大森藤頼を討てより、大に扇谷氏の怒に觸ると雖も、其後武州の人、諏訪右馬介を介して罪を謝し、一意降を請うて止まざりければ、扇谷も敢て早雲を討ぜんともせざりしに、早雲も一向心を用ゐて、其の幕下に屬したれば、此戦にも早雲は兵を發し、伊豆の人、松田左衛門太夫平頼重を將とし、往いて朝良を援けしめしといふ。(後鑑・關東管領記・宗長手記) ○十三日、駿河の老臣朝比奈備中守福富左衛門尉等、駿・遠兩國の軍を率ゐ、出でて關東に赴く。(掛川志稿) 而して氏親は、今日武州中野に着陣せりといふ。福富一に福嶋に作り、遠州土方城主なり。(後鑑・關東管領記・宗長手記) ○廿一日、北條早雲の兵、益形に着す。(後鑑・關東管領記・宗長手記) ○廿七日、扇谷上杉朝良、駿遠豆相四國の援兵を率ゐ、武州立河原に到り、只一戦に雌雄を決せんと、戦機の至るを待つに、暫くして敵退くと見ゆれば、これに勢を得て後を躡せしも、未だ戦に及ばず。露營して明を待つ。夜明ければ、武藏野の朝露未だ乾かざるに、兩軍の兵は、已に山の如くに陣を張り、

武藏野戦

朝比奈福富關東に向ふ

事 蹟

六一五



室町幕府時代

鼙鼓の音は、天地を振ひ、恰も百雷の霹靂するが如し。午刻に至り、兩軍始めて戈を交へ、激戦數刻の後、山内勢終に大に破れて、暫く立河原に退き陣し、夜に入て跡を晦まし去るといふ。此戦に、山内勢の死する者二千餘人、其他馬・物具の遺棄したるもの、野に充ち満ちたり。今川氏親は、一日夜あつて軍を還へす。  
(後鑑・關東管領記・宗長手記) ○十月四日、今川氏親、武藏野の戦より、兵を引て鎌倉に歸り、數日滯留、豆州熱海に至り、湯治七日、葦山に至り、逗留すること二三日、以て戦陣の勞を醫して國に歸る。歸途三嶋に出で、明神社に詣でて、祈願する所あり。十日より十二日に至り、三日の間、神前に於て千句獨吟、發句題、四季第一

たなびくやちさともこのはる霞

氏親

青柳やかけそふみしま木綿かつら

宗長 (後鑑・關東管領記・宗長手記)

武藏野の戦は、初め扇谷朝良勝ちしが、尋で顯定の弟民部少輔房能、越後より多勢を率ゐ來て、顯定の陣に加はりければ、朝良忽ち敗れて河越城に入るといふ。○十月十二日、遠州周智郡秣原郷東福寺、金鼓を鑄る。銘に曰

秣原郷東福寺鎮口

昔永正元年甲子十月十二日

施主敬白

秣原郷東福寺は、今詳ならず。金鼓は、周智郡龜久保村、牛頭天王八幡に在り。八幡社は、落合・西龜久保二村の土神にして、神社は落合に在り。或云、此地の溪流、龜甲文の石を出だす。故に龜久保と呼ぶと。(掛川

宗長 氏親手植松

志稿) ◇二年正月、柴屋軒宗長、庭中に氏親手植の梅を見て、  
鶯や香にあへる人春の海

行末は千年の松の二葉哉

靈山寺古鐘 ○二月、世に傳ふ、駿州沼津さい香貫村靈山寺の古鐘を引來つて、遠州濱松庄引馬の廣澤山普濟寺に懸くと、或曰、遠州府中の蓮光寺に引くと、此鐘は昔貞治三年の頃、遠州蓮光寺といふ寺に於て鑄初め、其を三州興那(奥郡)法藏寺へ持行き、此に至て普濟寺に到りしなり、法藏寺は、二葉松に、三州渥美郡高松村に、瀧浦山法藏院といへる禪寺ありて、濱松普濟寺の末寺なる由いへれば、其寺として本末の關係により、普濟寺に送り來たるものとすれば、其故は稍解せらるれども、何に因て此の古鐘が轉轉して、此に至れるかといふことは、毫も知る能はざるなり。されども此事は、遠州荒居の人鱸有鷹といふ、者三河志の著者渡邊正香に通報

飢饉 今川氏親 柴屋軒に於て連歌

したりと、三河志に見えたれば、誤傳にはあらざるべし。因て暫く記して後考に充つ。○此春、天下大に飢饉、餓莩巷に満ち、而して十中の八九は死せり。○五月、此頃宗長は暫く行脚をやめ、柴屋軒にありて靜に心を養ひつつ、ひたすら庭前をこもらせんとて、自ら園の小笹を植ゑなどして、老のすさびを盡し、餘念なく明かし暮しけるが、一日、國主今川氏親晉づれたまへば、宗長喜びのあまり、連歌の會を催しける。

歳若葉はやし初の園の竹

宗長

すむ宿涼し松のした水

安元

事蹟

六一七



室町幕府時代

六一八

月は猶静けき山に影ふけて

玄 樵

世を重よむともつき国やまと歌にならふて竹のはの林かな

今川氏親公

老そめし心しらはや木か草かなにもよらぬ園のくれ竹

宗 長

君が代を松にたぐへし外にまた千尋の竹や園つつくらん

圓 照

幾若葉

此の「幾若葉」と題せし竹の箸を、柴屋寺より出だすに、其の包紙には、櫻・楓の葉の摘みたるを書きあれども、是又宗長の、永正元年初、住庵の吟と端書して

山さくら思ふ色添かすみ哉

とある句と、永正の頃、宇津の山のかたはら、柴屋軒に閑居し侍りし、卯月ばかりにと、詞書して

蔦楓みるみるしげる軒端哉

と、詠める句に因めるものなりといふ。思ふに此の二句、また近年の作なるべし。(二語一言)但し幾若葉、

山櫻の二句は、去年の宗長の記に見ゆ、しばらくことはり置く。○七月廿三日、遠州榛原郡高尾村石雲院二

世、大空玄虎和尚寂す。和尚、崇芝の後を受けて石雲に居しが、長享二年、越の瀧澤寺に至り、居ること三

年にして、再び石雲に歸り、また出でて伊勢國に至り、田丸の慈眼寺に居り、紫衣を賜はり、佛性禪師と號

す。(遠江風土記傳) ○此月、駿河國主今川氏親、兵を帥ゐて參河に至り、今橋城を攻むること六十餘日、遂に

之を陥る。先是、田原城主に、戸田彈正忠憲光といふ者あり、田原・二連木の領主、戸田宗光の子にして、

今橋の住人牧野入道古柏と、地を争うて決せず、憲光援を駿河に請ふ。氏親之を聽し、此月の末、駿河を發

石雲院二世寂す  
佛性禪師

し、行く行く兵威を示し、遂に今橋を圍む。城主古柏防ぐ能はず、自殺せり。氏親因て、今橋を憲光に與ふ。

憲光此に於て、田原・二連木・今橋等を、併せ領することなれり。(藩翰譜) ○八月五日、今川氏親、榛原郡

金谷郷深谷内宮田の地を、奥野村長松院に寄附し、守護使諸役等を停止せしむ。(掛川志稿) ○十月、伊豆國

真珠院住職大寧了忍禪師坐化す。年五十四、大寧は藤原氏、田方郡北條の人なり。年十一にして、藏春院に

至り、實山和尚に禮して下髪す。實山は藏春院の三世にして、三古佛に數へられたる高僧なり。其後徧く諸

方の高僧に參し、大に發明する所あり、遂に印可を蒙れり。文明丙午の年、郡守某、真珠院を創建して、大

寧を請ふ。大寧因て實山を推して開祖とし、自から其の次位に居る。相州に大森氏といふ者あり、大寧の導

化に嚮ひ、また長泉寺を創め、大寧を開山始祖とせしといふ。(豆州志稿・日本洞上聯燈錄) ○十一月十一日、遠

州佐野郡寺田村圓通院主、松堂高盛和尚寂す。年七十五、松堂は寺田村の人にして、藤氏に出づ。七歳にし

て、祖父道印に隨て、日高山に登り、大輝和尚を拜して、之に師事す。幼にして聰明、記誦群に超え、十五

にして下髪せり。後輝の上足、古山永公に隨て參咨し、數年にして悟道する所あり、一日山を辭して南詢し、

或は禪林に入り、或は講肆に遊び、已に飽て古山を圓通に省し、侍すること七年、衆請ひて圓通の席を嗣が

しむ、松堂先人の遺蹤を追慕して、雲に耕し月に種を、死して後、全身を以て本山に塔す。語録あり、叢林

に行はる。又嘗て隣寺の長福・最福二寺、及び城東郡朝比奈村閑田院に住せしが、閑田卷一卷を著せり。(掛

川志稿) 松堂は、其の見る所、聞く所にして、苟も心に感ずることあれば、直に詩に託するを常とす。故に其

詩を見れば、又其の時代相をも窺ひ得べきなり。

事 蹟

六一九



室町幕府時代

文明甲午之歲、春王正月、天下富貴、野老謳歌也、余寺前有<sub>ニ</sub>三家村里、長李老幼、各<sub>キ</sub>抱<sub>ニ</sub>土甕<sub>一</sub>、禮<sub>ニ</sub>賀佳節<sub>一</sub>、爛醉忘<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>汝<sub>一</sub>、行步參差、而歸矣、予熟<sub>ニ</sub>視<sub>一</sub>、其至樂之真趣、上古葛天民、豈過<sub>レ</sub>焉哉、三世如來、輪<sub>ニ</sub>他<sub>一</sub>、籌<sub>ニ</sub>者乎<sub>一</sub>、感慨之餘、唱<sub>ニ</sub>一章<sub>一</sub>云。

村落張三李四郎 自携家釀賀春王 數盃酌酌忻然樂 醉裏乾坤勝處唐

文明十一年己亥之秋、遠州多難、閏九月十二日、盜賊亂<sub>ニ</sub>入<sub>一</sub>於院中、奪<sub>ニ</sub>法衣<sub>一</sub>去、因問<sub>ニ</sub>大衆<sub>一</sub>云、舉<sub>ニ</sub>六祖<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>大庾嶺頭<sub>一</sub>、向<sub>ニ</sub>道明上座<sub>一</sub>曰、此衣表<sub>レ</sub>信、可<sub>ニ</sub>力<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>爭<sub>ニ</sub>耶<sub>一</sub>、任<sub>ニ</sub>君將去<sub>一</sub>、明遂舉<sub>レ</sub>之、如<sub>レ</sub>山不<sub>レ</sub>動、即今山僧、任<sub>ニ</sub>賊奪去<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>審<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>墜<sub>一</sub>地、爲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>墜<sub>一</sub>地、自代云、山高<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>礙<sub>ニ</sub>白雲飛<sub>一</sub>、再舉<sub>ニ</sub>云<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>山不<sub>レ</sub>動、意旨如何、自代云、善哉解脫服、無<sub>ニ</sub>相福田衣<sub>一</sub>、乃自頌云。

肩上加黎任奪歸 山高不碍白雲飛 善哉解脫依然在 利海三千無相衣

遠江岡津原之陰、富部郷、堂谷<sub>ホトリ</sub>口、有<sub>ニ</sub>一<sub>一</sub>株松樹、其大三四圍、其形屈蟠、而<sub>シテ</sub>似<sub>ニ</sub>臥龍<sub>一</sub>、遠近縉素觀焉而已、是故、名木之稱、傳<sub>ニ</sub>諸都城<sub>一</sub>、余聞<sub>レ</sub>之未<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>之、年又年矣、爰文明庚子秋初一日、赴<sub>ニ</sub>於村齋<sub>一</sub>、歸、經<sub>ニ</sub>路<sub>一</sub>于此松下、因卓錫憩息焉、涼洗<sub>ニ</sub>秋熱<sub>一</sub>之背汗、青齡<sub>ニ</sub>暮年<sub>一</sub>之眼霧、棍莖枝葉之貞操、盤桓偃蹇之形勢、耳目不<sub>レ</sub>到、言詮不<sub>レ</sub>及也、今憶<sub>ニ</sub>周時之九鼎<sub>一</sub>、九鼎還輕似<sub>ニ</sub>一毫<sub>一</sub>耳、不<sub>レ</sub>獲<sub>ニ</sub>默止<sub>一</sub>、漫賦<sub>ニ</sub>四韻<sub>一</sub>、以稱<sub>ニ</sub>揚厥萬<sub>一</sub>云爾

云爾

名聞京洛老松樹 奇恠如龍見者驚 瘦骨雲龜卷雷雨 蒼髯風起激滄溟 勢穿坤軸盤根迸 涼礙日車圓蓋傾 不覺寒毛方卓豎 全身在貝闕宮城

八丈嶋飢

○此歲、八丈嶋凶荒食に乏しく、餓死する者少なからず。嶋民等野牛を屠り食するに至る。其の慘狀想ふべきなり。(豆州志稿)。○駿州の大守今川氏親、兵を率ゐて參州に入り、東參の諸城を攻む。今橋の牧野信成、一色の牧野成勝等、駿遠の大軍掩ひ至るを見て、大に驚き、一戦にも及ばで降りければ、其他の諸城みな風を望みて降り、參州の東部悉く今川氏に歸す。此に於て氏親は尾州勢の東侵を防ぐ藩屏として、今橋の邑なる入道が淵といふ處に、一城を築きて、西方の鎮となしぬ。入道が淵は、豊川の流をうけて、岸高く底深く、併も境域最も廣くして、要害無双の地と見えてければ、氏親大に喜び、直に牧野・吉田に託して、俱に繩張せしめしが、工竣るに及で、牧野古伯を城主とし、東三河の旗頭とならしむ。所謂る今橋城是なり。築城の工を起すに及で、古伯は、今橋の邊を巡檢して、地利を察し方位を案じ、日ごとに此に至らざること無かりしが、數千人の人數を役する業なれば、其の工程も捗りて、入道ヶ淵も、已に半を埋め終りし頃なりけん、豊川の流、岸にそひ、隨て築けば隨て崩すのみならず、一旦満潮の期至れば、潮水突き至るを以て、是より以上の工事は、容易く進捗すべくも見えず。古伯、深く以て憂となし以謂らく、「斯る深淵には、必ず神靈の宿らせ玉ふものなり。若し之に心を用ひざれば、徒に勞して功なく、長へに落去あるべからず。されば此工を速かならしめんには、誠意を以て、神に仕へ佛に仕へて、其助を仰がざるべからず」と。因て先づ氏神若一王子に祈誓をこめ、次で陰陽家に命じ、水曜祭・五龍祭、さては天會地府の祭をも遂げ行はしめけるが、其故にや、是より水流漸くなだらかとなり、潮水暴潮の害もなく、土木自ら捗りて思ひしよりも早く竣工せりといふ。(宮嶋傳記) ◆三年三月十九日、伊勢新九郎長氏<sub>及兵</sub>、駿河の大守氏親の名代として大軍を催

今橋城

東參州今川氏に歸す

事蹟



室町幕府時代

西參州今川氏に歸す

牧野古伯今橋に歸る

本興寺の法華經

し、三州に發向し、不意に今橋城を攻む。城主牧野古伯、その何の故たるを知らず、思ひ寄らざる攻撃なれども、攻めらるるまにまに、暫く防ぎ戦ふ眞似して、潛に小船に打乗り、對岸の地に遁れ、走て瀬木邑の砦に置れける。斯くて新九郎は、西三河へ押寄せ吉良氏を攻めて之を降し、兵を進めて桑子村に至り、旗を妙源寺に立てけるが、西參の諸城主風靡せざるはなく、新九郎西參に留まること旬日を出でずして諸城悉く降伏す。新九郎尋て駿州に凱旋せり。牧野古伯は、固より今川家に反きたるにあらざれども、氏親人の讒を信じて、此に至りたるなれば、尋て古伯の陳謝に因て、聊か野心なき由明かとなつて、再び今橋城主を命ぜられけり。氏親は、是より二連木・牛久保・八幡等、諸城を築き、軍士を置き、益、威を三州に奮へりけるが、今橋は今後いよいよ三州樞要の地となれりとぞ。今橋は後の吉田なり。(宮嶋傳記・吉田記)。○六月、鵜殿日濃、紺紙金泥の法華經一部八卷を、遠州鷺津村本興寺に寄附す。鷺津村は、濱名郡に在るなり。本興寺は、日蓮宗の本寺にして、時の住職を日勝といひ、此寺七世の法嗣なるが、其の卷末に書いて曰く、

右彼御經者爲鵜殿地久現世安穩後世善處住持日勝之時本興寺寄進也然者依御善根功能云云所願成就給

へ鵜殿日濃寄進也

永正三丙寅六月

本興寺常住住持 日勝 (花押)

瀬名一秀

此經、或は……後深草院の御筆といひ、或は菅丞相の筆といひ、未だ何れか實なるを知らず。當時鷺津の領主を瀬桑一秀といひ、深く日蓮宗を信仰し、特に本興寺を保護したれば、本興寺は是が爲めに、大に隆運に向へりと云ふ。(本興寺由緒) 瀬桑一秀は、瀬名一秀にして、周智郡堀越より、駿州瀬名に移りたる、今川家の

北條早雲參河を攻む

今川家の勢力

親族なり。○八月廿日、駿・遠兩國守護今川氏親、相州小田原城主、北條新九郎長氏入道早雲を將とし、駿・遠・豆・相及び東參の兵、一萬餘騎を率ゐ、參州岡崎城を攻めしむ。岡崎城は、徳川長親の守城なり。此時に當て、今川修理大夫氏親は、遠州の暴徒を討平し、更に進みて參州をも略ぼ征服しければ、國人も多く其の威風に靡きしに、獨り西參河の輩は然らず。近頃漸く徳川長親の武威に壓せられ、今川家を背き、徳川家に歸する者少なからず。長親は、爲人寛裕剛毅にして勇略あり。家を繼ぐに及で、能く父祖の業を修め、名聲四方に偏きのみならず、部下の大久保忠俊、忠勝父子等も、其の一族にて、世世徳川氏に仕へ、功臣の列に在る家系なりとて、今も粉骨碎身の勞を厭はざれば、其の勢力年年に東漸し、東參河の武人も、やや今川の旗下を去て、徳川家の門に出入する者あるに至りければ、今にして之を制せずんば、安ぞ東參河も亦、他日徳川の有とならざるを保せんやと、竊に今川家の爲に憂ふる者も少なからざりき。

大久保氏は、尹良親王の王子、良王の供奉として、參河に至れりといふ、宇都宮朝綱の子、左衛門尉の子孫の、參州大久保に住し、大久保を氏とせし者なりとぞ。

今川氏親之を聞き、大に驚きて以謂らく、「二葉の時怠て伐採せざれば、終に斧柯を用ゐるの勞あるべし。早く討て其の巢窟を覆さざるべからず」と。乃ち北條長氏に命じて師を發せしむ。長氏乃ち駿・遠・參・豆・相、五國の兵凡そ一萬餘騎を率ゐ、直ちに進みて西參河に入り、吉田に陣し、先づ二連木・牛窪・伊奈・西郡等の參河勢を以て、岡崎城を圍ましめ、別に數千騎を遣はし、大平川を渡り、曾志原にのぼり、青山を過ぎ、井田郷を越え、大樹寺に陣せしめ、又別に先鋒の兵をして、岩津城を攻めしむ。岩津城は、長親の兄岩津太郎親長

事蹟



## 室町幕府時代

六二四

の守る所にして、城兵僅に五百騎に過ぎざれども、親長元來弓矢に老けたる剛將なれば、其の號令に勵されて死生を顧みず、或は岩を切て落し、或は鏃を揃へて射るなど、義を泰山に比して奮戦すれば、駿河勢の討たる者、暫くにして七十餘人あり。然れども駿河勢は大軍なれば、五百人の城兵、如何にしてか長く之を支ふるを得ん。城の陥落は已に旦夕に逼れり。長親安祥に在りて此報を得、急に兵を集む。兵集まるもの五百人、因て告げて曰く、「敵兵一萬餘騎、我兵五百騎、衆寡の懸絶甚だしければ、今我彼に對つて戦ふとも、萬一にも勝つべき理なく、悉く魚肉たるべきを知る。然れども敵迫り來て、我が骨肉の城を攻む。之を援けずして何とかす。縱令敵兵千萬騎ありと雖も、數の多少に因て進退を二にするは、我が潔とせざる所、汝等従ふや否や」と問ひければ、謹て命を拜す。凡そ合戦の勝負は、勢の多少に依るべからず、假令敵何萬騎控へたりといふとも、士卒志を一つにして、千尋の谿に磐石を轉ずるが如くに打て掛り、その備を蹴破て、大將の首を取り軍門に掛るか、味方の骸を戰場に曬すか、二つの内を出づべからずと、衆みな拳を握り眼をはり、さも勇ましく、異口同音に、運を天に任せ、死生は命に従ふべしと呼ばはりければ、長親喜で曰く、「當今の計は、特に闇に因て撃ち、敵をして我が多少を知らざらしむるに在り、今夜直に發せん」と。其子二郎信忠と共に、現在の兵五百餘人を一所に集め、酒を大桶に湛へ、自から飲み餘したる酒を其中に投じ、壇に飲まして禮を責めず、勇氣充滿ちて安祥城を發す。之を聞て途より馳加はる者、一族には大給松平源次郎乘元長親・松平、玄蕃助親房・同刑部丞親光・安祥左馬助長家・松平助十郎張忠・瀧脇松平加賀右衛門乗清、及び此等の子弟親族、家人には本多八郎正時・同平次郎助豊等、及び其他の親族、國人には岡崎左近助親貞・同六郎公親等、總べて

七百三十餘騎ありければ、合して千三百餘騎、草鞋の緒を角結びにむすんで、其はしを切つて捨て、生きて再び歸らぬ志をあらはし、吾劣らじと馬に鞭ち、桑子・筒針を過ぎ、矢矧川の上なる川崎より越えて、日名大門の岸へ打上り、敵陣を見渡せば、先づ東三河に於ては、牛久保の牧野黨、二連木の平野、西の郡の鵜殿黨、作手の奥平、田峰・長篠・野田の菅沼黨、設樂の設樂、嵩山の西郷、田原の戸田、伊奈の本多、遠州には、宇津山・濱名郷・井伊谷の勢、奥山・乾・二股・濱松勢、掛塚・原谷・久能・掛川・高天神の勢、段段に控へ、駿河勢は旗本として、家家の紋付きたる旗を昇風に翻し、魂魄野・井田野に、沓の子打ちたる如く群り控へたり。

長親諸兵に向つて下知しけるは、「勢陰節短と言つて、間相の取様大事なり。前かどより、氣を張り精をもんで懸れば、物前に至つて拍子ぬけ、勢衰ふるものなり、閑閑と押寄せて、間相能所にて、脱兎の如く、一同に打て掛て駈破れ。雜兵に至るまで、後足踏む者あらば打て捨てん」と、長刀横たへ、後陣に續て押寄せけり。(三河八代記・三河志)北條早雲之を見て曰く、「すは安祥の援兵來たるぞ、但し敵は小勢なり、引包んで大勢の中に取りこめ、一人も泄すな」と、兵を分けて二となし、一隊は城を攻め、一隊は長親に當らしむ。東參河の牛窪・二連木・西郡・筑手・田峰・長篠・野田・西郷・吉田・伊奈の諸士等、みな備を改めて長親に向ふ。長親毫も驚かず、靜に進みて之に接す。先鋒酒井氏忠入道・弟與四郎親重、及び本多・大久保・榊原等武勇の輩、齊しく進みて鯨波をあげ、鼓を鳴らして迫り戦ふ。今川勢また驚かず、唯一撃の下に討破らんとするを、竹谷・深溝・御油・形原・大給・能見の諸族、横より討て迫るに、宇津忠茂衆を磨き、馳せ廻りつつ大呼して、「我軍の勝つこと紛れなし。若等退くな、進め」と勵しければ、士氣益々振ひ、一以て百に當らざるなし。今川勢は遂に

事蹟

六二五



室町幕府時代

依へ難く、敗れて潰散し、みな早雲の旗下に集る。早雲怒て之を制し、兵を替へて戦はしめんと、馬を馳せて令を傳ふれども、一たび亂れし大軍は復た治むべからず。士卒命を用ゐず、右往左往に逃走すれば、早雲止むなく、敗軍を収めて青山に退く。岡崎攻城の駿河勢も、之を見て急に圍を解き、四方に逃匿るるを、安祥勢は之に勢を得て追討し、首を得ること三百六十二級、進んで矢矧川の西涯を壓して陣せり。早雲これを見て曰く、「我將に西郡城を修めて據らんとす」と、即ち青山の軍を抜いて、吉田に退く。

長親は、計らざる勝利を得て大に喜び、諸士に酒を與へて慰藉し、忠茂に問うて曰く、「汝何を以て我軍の勝を料知りしか」と、曰く、「臣聞く、長氏我を輕じて備を設けず、遂に酣飲して軍律立たず。且つ彼常に寵を恃て衆に驕れば、士卒心服せず」と、士卒服せざれば軍敗る。臣是を以て其能く爲すなきを知るなり」と、長親善と稱す。田原城主彈正左衛門尉憲光は、久しく今川の旗下に屬せしが、此頃欵を長親に通ぜりと傳ふれば、東參河の人心も、漸く動くものあり。早雲の先に吉田に退きしも、亦此に因るなれば、早雲益、其の利なきを知り、遂に吉田城を出でて駿河に還る。此役、駿河勢の軍に従ふ者は大半なりしが、遠州衆には、向笠村の向笠氏、堀越村の堀越氏、久努村の久努氏、天方村の天方氏、其外宇豆山、濱名、堀江、伊野谷、奥野山、乾、二俣、濱松、虻輪、原川、懸川、藏見、西郷、角筈、見藏、鷺坂、森、高天神、蜷原等みな相從ふ。  
向笠城 (後風土記・三河物語) ○向笠城、豊田郡向笠村に在り。城址は凡て田畑と成て存せずと雖も、城屋敷・片平町・陣垣戸等の名、小字と成て存す。○堀越城、周智郡堀越村に在ることは、既に記せり。○久努城、周智郡久努西村鷺津に在り。城地は丘陵の一角を占め、西北丘陵に連接し、他の三面は、平坦の田畑に臨み、僅に存

早雲敗退

遠州衆

向笠城

堀越城

久努城

久野氏

せる壘跡を、俚俗は城藪と呼び成せり。天主臺の遺墟に井あり、傳へて、昔者蛟龍在りて潜めりといへど、今は雜木繁茂して廢井となれり。城南に蛇橋といふ橋あるは、蛟龍の潜めるより起りたる名なるべし。久努城は、久野佐渡守宗隆の創築なり。(熊庵遺書) 久野氏、本姓は工藤氏にして、其系遠江守爲憲藤原に出づ。爲憲また伊豆守に任ぜられしが、其の子孫に、工藤六郎宗仲といふ者あり、鎌倉の時、和田合戦の功に依り、久野庄を領じ以て姓とすと。(柳園雜記) 今も西堀・北堀・藏田・大手・寺・谷・主税・谷等の小地名存し、當時の城壘を、想像せしむるに足るものあるが、其の主税谷は、北條家の老臣、堀内主税の屋敷跡なりといふ。此城は、この後久野宗能の紀州に移るまで存せしなり。(口碑) ○天方城、周智郡天方村に在り。太田川を隔てて、其の東南向天方の堺に、城山といふ山あり、其の頂上、平坦なる所を城平と呼び、頗る眺望に富めるが、是れ即ち其の城址にして、草莽の間に大石横はり、隍壘の跡今尙ほ遺れるものあり。又此山の近傍に城下といふ所あり、小市街をなせるが、また此城に因りて起りたる名なり。○十一月九日、遠州濱名郡鷺津村領主瀬桑一秀、令を鷺津村本興寺に傳へ、武人の暴掠を禁ぜしむ。當時武人の横暴なる、各地の社寺を抄掠すること甚だ多ければなり。

天方城

城下村

本興寺

當寺事、無緣所之事候間、代官並家風人等、兎角之不可有扱候、萬一非儀申者は、直可有注進候、可被成其成敗處、仍如件。

永正三年丙寅年十一月九日

(花押)

(本興寺由緒)

○十二月、駿河國安倍郡三輪社に鰐口を備ふ。銘に、「永正三年丙寅十二月吉日」云云といふ。(社記) ○此歲、

事蹟



室町幕府時代

龍川寺 僧觀譽といふ者あり、龍川寺を創建す。寺は駿河國に在り。一説に、僧祐崇といふ者あり、有渡郡柚木村に一字を創建し、龍泉寺と稱す。云々 ○將軍足利義澄、公田六町を西樂寺に寄附す。西樂寺は、遠江國周智郡

西樂寺 下村に在りて、江戸時代に至り、朱印田百七十石を附せられし大寺にして、本堂・釋迦堂・鐘樓・十社・權現・庚辛堂・藥師堂等あり、此寺は、聖武天皇の朝、行基菩薩の創造にして、當時の勅願所たり。而して其の藥師佛は、行基の作なりといふ。(遠江風土記傳・掛川志稿) ○諸國に惡鼠を生ずること、幾億萬なるを知らず。或

惡鼠殺を害す 是れ耕作の穀米を喰ひ、或は山林の竹木を害ふこと甚だしく、天下これに苦む。世間評を爲す者曰く、「是れ餓死者の亡靈にあらざるや」と、此に於て諸國の士民、在所所に到り、餓卒の骸を集め、收めて寺を營み、以て其靈を吊祭せしが、鼠の害も尋で止む。◇四年八月十六日、常州牧洞山松岳寺住持、模堂永範禪師寂す。

僧模堂 模堂は豆州間宮氏の子、文安元年正月元旦を以て生れ、安叟禪師の室に投じて薙髮せり。戸崎城主義則居士、歸崇最も甚だしく、牧洞山に就き松岳寺を創め、禪師を延いて開山始祖となす。其の寂するや、衆を集めて座に據り、偈を唱へ、怡然として逝く。年六十四、(豆州志稿・日本河上聯燈錄) ○九月十五日、遠江國井伊城主井伊直平、田畑を龍泰寺に寄附し、井領田となす。直平十三世の祖共保、此の井中より生れたる由緒あるに因る。龍泰寺は、今の龍潭寺是なり。寄附狀に云ふ、

當寺者、元祖共保公出生之靈地、井伊家之氏寺、并菩提所也。因<sub>テ</sub>此<sub>ニ</sub>、至<sub>リ</sub>于<sub>今</sub>、住持生湯、生弼之吉例執行、右之由緒故、出生之井之井領分三反歩、令<sub>ム</sub>寄附<sub>セ</sub>者也。委細者小野兵庫助、可<sub>キ</sub>申渡<sub>ス</sub>者也。

永正四年丁卯九月十五日

井伊信濃守直平(判)

龍泰寺

(井伊家傳記)

秋葉山瑞雲院開山寂

○十一月廿一日、遠州秋葉山瑞雲院開山、賢窓常俊和尚寂す。瑞雲院は、周智郡堀内村若身平に在り。天野氏世世の菩提所にして、舊は東方會下山といふ所にありしを移したるなり。其址は、畠となつて今に存せり。

善名寺 (掛川志稿) ○廿四日、豆州三嶋に、西分次郎三郎といふ者あり、金鼓一個を、吉奈村善名寺に寄附す。大さ徑七寸にして、二個の紐環ありといふ。善名寺は、神龜年間行基の開創にして、その釋迦牟尼佛座像の丈四尺五寸と、藥師如來座像の丈六尺五寸と、十二神將の子、童子辰童子立像の丈二尺三寸とは、共に木像なれども、古色掬すべきものありといふ。◇五年七月十三日、將軍足利義澄書を今川氏親に賜ひて之を賞す。先是六月八日、周防國主大内義興、前將軍義植を奉じて京師に入る。將軍足利義澄輒ち江州に遁れ、佐々木氏に頼る。(系圖・足利季世記・家譜) 因て七月一日、再び將軍の宣下を蒙り、高國管領となり、義興管領代となれり。氏親乃ち太刀・馬・鳥目等を獻じ、以て其の復職を祝し、且つ遠江守護とならんと請ふ。時に將軍内書を賜うて、之を賞し給ふ。

今川氏親 爲<sub>ニ</sub>入洛之祝儀、太刀一腰、馬一匹(或<sub>ハ</sub>二疋)到來目出候也。

永正五年七月十三日 今川修理大夫どのへ (室町家御内書案)

爲<sub>ニ</sub>遠江國守護職祝儀、太刀一腰、馬一匹、鳥目萬匹、到來目出候也。

永正五年七月十三日

永正五年七月十三日

事蹟



室町幕府時代

今川修理大夫とのへ

(後鑑・室町家御内書案)

豊田八幡宮

當時二國以上に守護たる者は、各、其の國別に、季節臨時の獻をしたるなり。○十五日、伊井城主井伊彌太郎直氏死す。法名道榮。○此歲、駿河國有渡郡豊田村八幕の八幡宮本社を修繕す。國主今川氏親資を獻す。此宮の祭神は應神天皇・比賣御神・神功皇后の三神にして、社地は東西二百八十間、南北六十間ある大社なり。

川津堡

陰山勘解由

○伊豆國川津堡守陰山勘解由歿す。勘解由始めて川津堡を築きて居り、子孫長く此に住す。其の宅地は、山下の陰山に在りて、堡址は其の山上に在り。山は城山と稱し、笹原村に在り。山上の平地は、長十二間、横八歩にして、二段となる。南方に空墮存し、焦米を出す。(豆州志稿)此地また館之内といふ所あり、河津三郎祐泰の城址なりといふ。祐泰は豪力の士にして、其の力量は今に郷人の稱する所なり。俚諺に云、

河津三郎城址

とめて見せましよまたたく内に河津三郎の力かりて

男だてなら河津の川の流れ来る水とめて見よ

海岸山蓮着堂

○伊豆國伊東領主今村若狭守、海岸山蓮着堂を草創す。蓮著堂は、富戸村に在りて、日蓮配流の日、著岸せし所と傳ふ。此堂後に寺となる、蓮著寺是なり。(豆州志稿) ◆六年八月廿七日、遠江の海、波激し、廿八日に至て尙ほ止まず。海嘯陸地を侵し、數多の民家を漂はし、人民の死する者數を知らず。陸地三十餘町悉く

遠江海荒

今切渡

海となり、旅客の東西に行く者、みな船を備うて過ぐ、後の所謂今切渡とは此所なり。(應仁記・松屋筆記)聞く、京都も去る七日夜、大地震動すること甚だかりしが、今日に至るも尙ほ止まず。各所の堂塔佛院、大家・民屋等の顛倒する者、其數を知らず。天王寺の石華表も倒壊せるが、此の震動は、各國を通じて、凡そ

掛川堀江より二侯城を援く

遠州未だ静謐ならず

七十餘日に互り、其の災害の狀も、各國同じからざりきと。(應仁後記) ○十一月廿三日、掛川城主朝比奈泰熙、書を堀江城主大澤基房に送り、兵を發して二侯城を援けしむ。先是、斯波氏の兵の遠州に在る者、屢、今川氏の爲に追撃せられ、遁逃四散して、其跡を潜むと雖も、今川勢の去るや、復た竊に其隙を窺て侵入し、各地に據て敗兵を集め、今川氏の屬城を攻めんと謀りて止まざりしが、此頃また二侯城を襲はんとするの報あり、掛川城に達しければ、泰熙は堀江よりも兵を出さしめ、共に二侯を援け、一舉敵を勦さんと謀るなり。其書の大要に曰く、

爰許事は、子細にて大瀬・有玉・市野・小松・平口に陣取し、明後廿五日に、必河迄御越、廿六日には引百人イ馬へ

可レ被ニ打詰ニ候

十一月廿三日

朝比奈備中守

泰熙

大澤殿

參 人人御中

(堀江陣屋古文書)

向笠城主死

◆七年二月十六日、遠江國向笠城主向笠伯耆守卒す。向笠氏は、代代伯耆守と稱す。○四月一日、柴屋軒宗長、淺間神社に於て、獨吟百韻を興行す。

淺間社法樂

淺間 神宮 法樂

夏衣袖よりかろき心かな

春くれ人のけしき涼しも

事 蹟



室町幕府時代

此頃の山路の霞今朝晴れて

宗長は、此月惣社に於ても、法樂を興行せり。

花の木も常磐木も皆若葉かな

かきつばた咲く池のふぢ波

たそがれの庭行水に月見えて

(宗長記)

梅林院  
小股杉丸  
の民戦功  
あり  
二俣城襲  
はる

○此月、駿州梅林院界巖繁越寂す。○五月廿三日、遠州二俣城主二俣昌信、小俣・杉丸二村の、農民等が戦功を賞し、公役を免ぜしむ。此月四日、敵兵襲ひ至て、二俣城を攻むることありしに、遠近の民衆等集り來り、城兵を援けて内外より挾撃し、遂に之を撃退せしことあり。當時は農夫も亦兵を知るか。昌信大に之を悦び、敵散じて後諸民を召し、功を論し賞を行ふ。時に小俣・杉丸の村民も馳到り、同じく力を戮せて敵を討じ、其功較著なるものありければ、即ち此の恩免を蒙りしなり。但し此敵何れの兵たるを詳にせざれども、蓋し斯波氏の一類なるべし。

去四日夜敵懸候所に、早足に二俣へ越候事、忠節無比類候。棟別諸公事以下、可有御免也。但仍國是元時者可出候也尙尙可致奉公所、如件。

永正七年五月廿三日

自二俣城

小俣 百姓 中

此書は、折紙本紙十行に認め、小俣の農夫甚平と云ふ者の家に藏せり。(遠江風土記傳) 小俣は、氣多郷に在

遠州地震

り。所謂京丸の地にして、後京丸と分れて二村となる。杉丸は、與利郷杉村の舊名なり。二村共に遠州の極北、山間の僻地なり。○八月廿日、遠江國地震、外洋、海波荒れて、航路絶ゆ。(後鑑・足利季世記・高代日記)

遠州海嘯  
濱名湖南  
の地變更

○廿七日、遠江國大海嘯あり、廿八日に至りて、稍靜かならんとする趣はあれども、未だ恐怖の域を脱する能はず、人民戰戰兢兢として其堵に安ぜず。先是、明應八年の怒濤あり、去年の暴波あり、新居の海邊崩壞少なからざるに、今又この海嘯ありければ、東海の驛路は、破壊して通路絶え、濱名河口は、土を擧げて河水通ぜず、濱名の橋は破れ、濱名の淡水湖も、已に變じて鹹湖となり、全く修築の望なきに至り、橋本驛も

新居驛

没して水底に沈みたれば、僅に砂土を盛りて湖口を塞ぎ、新に新居驛をば置きたれども、濱名橋は破壊したるままにて、此後また營造するに至らずして止み、(橋本記) 濱名・敷智二郡の村落も、没して水底に入るもの多ければ、是より二郡の地勢は大に變じたり。湖水の潰決して外海に通ずる所は、即ち今の今切にして、もと新居宿の在りし所なれば、是を稱して元新居とは云ふなり。(柳菴隨筆波字篇・歴代備考・振裾考記・和漢合運・

今切

初山法源禪師武藏路記)

永正七年八月廿七日、辛亥、遠江國、山裂水湧、海浪上陸忽陸地三十餘町、人家數千、滅亡爲滄海(按明應七年所爲湖、亦俱今度爲海嘯一號今切渡。(續史愚抄)

又今見て、松原の在る所を中荒居と稱するは、當時、元新居より逃來て移住せし所にして、後又、海波の浸害甚だしきに恐れ、再び逃れて、今の新居に移住したるより起りたる稱にして、今尙ほ礎石存すといふ。或云、此の海嘯は、其勢最も激甚にして、一撃濱名湖口を破り、突進して湖奥を衝きければ、猪鼻驛忽ち没

事蹟

六三三

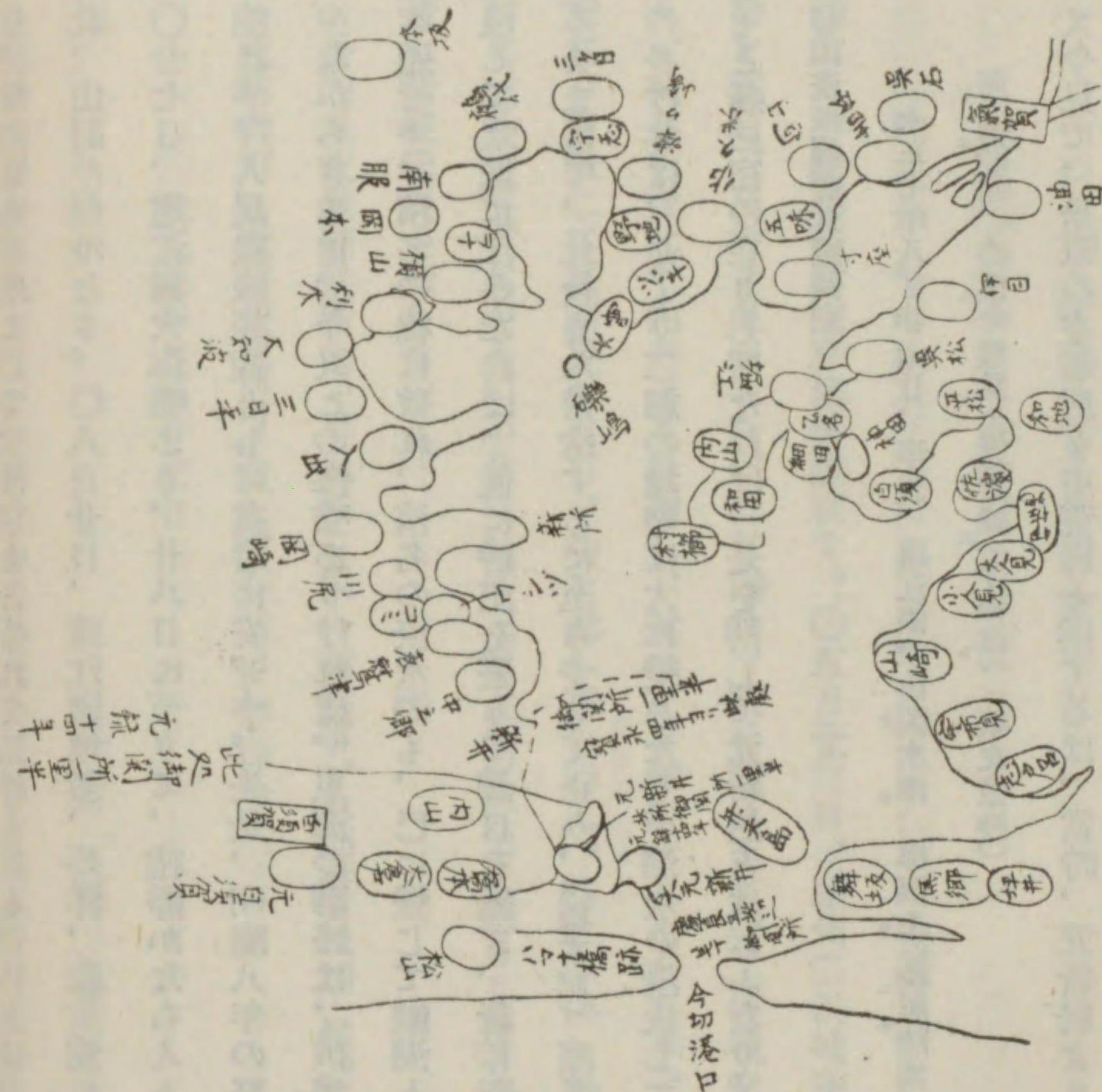


室町幕府時代

猪鼻驛の古道廢

三ヶ日驛

### 瀨名橋及遠江湖圖



### 遠江湖

(松本國書院蔵)

六三四

して水底に入る。猪鼻驛没して古道廢し、古道廢したれば、此に新に英多郷三箇日を以て驛家とし、尋で氣賀にも驛家を置き、新に官道を通じたるが、是より天正の頃に至る迄は、本道に出で、本阪を越ゆる者最も多かりきと。(遠江風土記傳・文徳實錄)

世に傳ふ、此時、潮水暴漲し、逆流して氣賀村をも犯したが、偶、神幣の漂ひ來るものあり、赤池といふ所にとどまりぬ。赤池は、氣賀村の内、假屋の裏、堀川の邊にあり。郷人齊藤兵衛大夫爲富之を見て畏み敬ひ、急に宮殿を營作りて、之を奉安せり。是れ今の細江社にして、祭神は素戔鳴尊なり。

濱名湖の佳景

濱名湖口の未だ潰決せざるや、一河あり、南流して海に朝せり。即ち濱名橋の懸れる所にして、風景の明媚なることは、決して琵琶湖に遜らず。故に此地の吟唱に入ること、古來少なしとせず。又湖中鰻を産し、其味特に美なり。又八目鰻を産するを以て世に著る。此の湖景の、諷詠に入るもの數多首あり。

鹽みてるほどに行きかふ旅人や濱名の橋と名付け初めけん  
すみわたる光りも清し白砂の濱名のはしの秋の夕暮

事蹟

華山法皇 (橋本記)  
藤原光俊 (橋本記)

六三五



室町幕府時代

あつまにまかりける時、濱名のはしの本にて、月のくまなかりけるを見て、

高師山夕こえ暮れて麓なる濱名の橋の月を見るかな

平政朝 (橋本記)

風わたる濱名のはしの夕汐にささねどのぼるあまを舟かな

藤原爲家 (橋本記)

雲のいろ梢はるかに霧こめて高師の山に鹿ぞ鳴なり

源實朝

なをしばし見てこそゆかめ高師山麓にめぐる浦の松原

中納言爲氏

高師山松におり入る鵲の橋もとかけて月わたるかな

五條内府 (名所歌枕)

うつしもて心しづかに見るべきにうたても波の月さはぐかな

澄月

濱名湖

初山法源禪師

松樹陰中轉脚跟 濱名何處過荒村

橋初光孝二和歳 川盡永正後柏原

螺貝拔山埋海口 巨靈裂地徹湖源

驛亭移替新居住 橋本民家今尙存

(振裾考記)

同

無名氏

新居爲舊住 今斷成古渡 風起激湍鳴 潮來波浪怒

濱名浮江上 富士露眼前 文政不閒閒 法源無好句 (振裾考記)

遠江濱名淡海圖

空海

外院。吳松廣浦爲青龍。智婆長岳爲白虎。東海大道爲朱雀。贄代高山作玄武。鱗徒悉詠恩四大海。翼類伎翔八德池。巍巍哉淡海之住。蕩蕩矣江湖之勢。先聖是以定國城之名。後賢資此作詠歌之饒。引佐郡家始良。和知江口通甲。敷智邑口當震。雄踞田疇開乙。柴江堤防透異。栗原驛家儲丙。比美松原亘離。驛路學橋度丁。濱名郡家居仲。賣愛大原帶庚。越智茂山延辛。贄代宅村停乾。松柏鬱林癸壬高。山險巖張坎莢多。神里竟癸。(石山寺藏)

濱名橋

凡そ濱名橋の説は、古來少なからず。

古の濱名の橋の跡、にのしかたは、今の荒居の宿の西南に續たる所を、橋本村と云ふ。是すなはち古の橋のありし處にて、驛路なるべし。猶此所より、おし出たる洲崎のありしなるべし。東方は、舞坂の松原一筋さし出たる、是にて海と湖とを、せきわけし堤の如くなり。其間、松原、今はし本の驛との少し切たるに、橋をかけて有しなるべし。高師山も則濱名郡にて、白須賀と荒井の間、海邊より北の方に在り。歌に、高師山夕越くれば麓なる、濱名の橋に月をみる哉。また、高師山松におりいる鵲の、はし本かけて月わたる見ゆ。是等にておもひやるべし。其海中へなり出し道は、舞坂より續きたるなり。東福寺の虎關が紀行に、左海右湖同一碧、長江并飲兩波間とも作れり。其さま古書にてみしに丹後の天のはし立、駿河の三穂に似たり云云。今の驛の荒井は、濱松庄にて、ふち郡なり。近江湖は、京近き故に、ちかきあはうみといふに對して、此湖は、都遠ければ、とほつあはうみといふを、音便にて、とほたふみとは名付し如く、濱海によりて、此處をば淵郡ともいふべし。荒井も、古は今の庄とはかはりて、濱名の郡にてや有しも知るべからず。其濱名川の末にかけたるなれば、濱名のはしともいへるか。三代實錄云云、應永三年云云、永正七年云云、それより南海北湖の隔うせて、一つに成て、昔の跡もなし。それよりして、此所を今切の渡しといふ由聞及ぬ。此等のこと人のいへると、又はしるしをきし、紀行の類と考合せてしるし付ぬ。猶土俗に問て究め正すべし。(柳庵隨筆)

事蹟

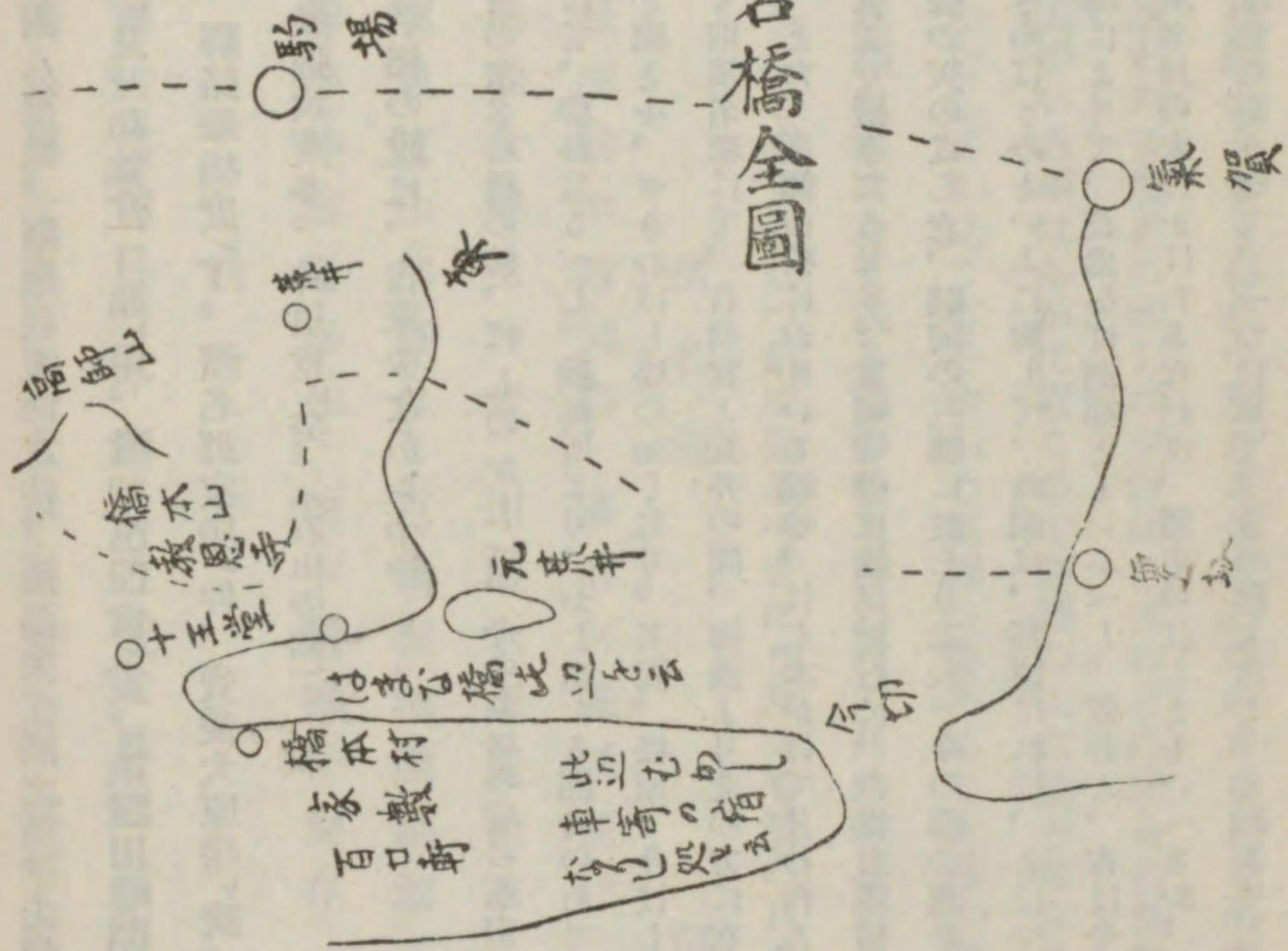


室町幕府時代

六三八

濱名橋二所

### 濱名橋全圖



濱名橋の位置につき、諸説あれども、大崎と館山寺と相對する、海中一里許の處は、細江の橋場にて、近世まで橋杭の残れるものありき。即ち本坂道通り、猪鼻驛の橋場なり。故に濱名橋に二あり、橋本と大崎と是なり。(遠江風土記傳)

濱名川、今切なりてより廢す。古は、遠湖より流れて、白菅の東、帶、湊より海に入る。今は田となり沼となり、又池ともなりて、昔の川筋の形、大畧見ゆ。(古道中記)

今切、後柏原天皇、永正七年八月廿七日、螺貝出で、山崩れ川埋もれ、舞坂の西を破り、深淵となる。(古道中記)

濱名川址 中務中務教慶親王女御伊勢

濱名川湊はるかに見渡せば 松風めぐる海士の釣舟 (夫木集)

橋本の泊夜をこめてたち濱名の橋 打渡して 藤原雅世

濱名川よるみつ汐の跡なれや 渚に見ゆる海士の小舟は

此等の和歌文章にも今切以前の面影はほの見ゆれども參議雅經の其の歌集に

誰うゑて海と川とをへだつらん浪をわけたる松のむら立

と歌ひて、「昔は舞澤の邊より、濱名の橋までにつづきて、緑の松生つらなり、水海汐海を南北にへだてて、中に一筋の大路あり。」と附記せるを見、又澄月が、歌枕名寄に記したるものに、

高師山こえ来て見れば濱松の一筋とほき浦の入海

と詠じ、「海と湖とをへだてたる大路の有たる、民家どもにて知るべし。古老云、むかしは、橋本の東福寺より、木履にて、舞坂の町へ齋にゆきし」云云とあるをも、一通り読み過して味ひつつ、更に又東福寺の舊記など續きて、

濱名川、濱名の湖より流れて、白菅の濱、帶の湊へ出づる川なり。濱名橋も、此川にかかり有たるなり、この川筋に、栗原といふ鹽燒里、また船つなぎ松など、古圖に見えたり。此川近き頃まで、西川といひて、残りありしを、松山・松本などいふ新田の開墾出來て、今はむかしのさまもなし。されど元池・親川などいふ田の字、そここにありし、濱名川のなごりならん。云云

などあるを、読み去り読み來り、親しく其地をそぞろ行きて見わたせば、數百年を隔てたる今日の我も、低回去り難きものあるなり。況や、疇昔まで、木履を穿ちて往來せし道の、今日はしも、そこひなき八重の汐路となりて、激浪天を衝くを見たる、當時の人どもは、果して如何なる感をかいだきつらむ。此の地異の、當時の人心に與へたる影響は、到底今人の、想像だも及び難き所なるべし。○駿州の海も、亦暴漲甚だしく、

事蹟

六三九



室町幕府時代

六四〇

沿海の被害少なからず。有度郡村松村の如きは、全村の民戸流失し、海長寺の如きも、免るる能はざりき。當寺の九世日海上人は、此地の関家、池田氏の子なりしが、偶、身延山に在りて之を聞き、愕きて馳歸り、生家池田彦右衛門宗家と謀り、之を恢復せり。されば池田氏を、此寺中興の開起とすと傳ふるなり。因云、此寺に、有名なる翁面あり、面裏に朱もて徳字を書せり。添書云、

此翁面は、近江國三井寺の僧日光也。中作の隨一なり。日本に日光作の面八面あり、御本丸一面、上杉に一面、御能所一面、南都に一面、京都御室御所一面、三井寺一面、村松に此一面、一面は在所不明。

長谷川重  
常死  
牛鍬の民  
八牧に移  
る

○十一月朔日、長谷川清右衛門重常卒す。重常は都梅津の人にして、信州飯田より駿河國に至り、止駄郡築地村に蟄居すること數年、終に死す。○此歳、伊豆國牛鍬の民、移て八牧に住す。依て其の荒龜明神をも移して、熊野神社に合祀せり。荒龜は荒木の訛にて、式内荒木神社なりといふ。(豆州志稿) ○伊豆國西琳山彌

彌勒山西  
琳寺

勒寺の僧了正、其の寺號を改めて彌勒山西琳寺と稱し、東本願寺に隸す。了正は俗名を稻垣頼忠といひ、本願寺八世蓮如の化を受けて、祝髮せし人なれば、此寺の眞言宗なるを改めて淨土となし、寺號をも改めて本願寺派とせしなり。此寺背後の山腹に、彌勒佛の石像あり、高八尺ありて、頗る古色を帯ぶ。相傳ふ、僧空

彌勒佛

菖蒲前

梅原内膳  
大蛇を射  
る

海の開眼にして、源頼政の室菖蒲の深く崇信したる佛像なりと。西琳寺は古奈村に在り。(豆州志稿) ○伊豆國南奈古谷村の人に、梅原實正といふ者あり、内膳と稱す。常に自から勇毅を以て居る。一日山に入て獵せしに、大蛇あり、來て内膳を害せんとす。内膳毫も怖れず、靜に弓に矢を番へ、よつびいて放つに、一發にして之を射殺せり。村民傳聞きて、集り來る者山の如く、蛇の大と、矢の命中とを見て、其の強弓と膽勇と

慈光院

足利義澄  
墓

に服せざる者なかりき。今同村慈光院の後山に、龍塚と呼ぶ所あるは、大蛇の死體を埋めたる所にして、寺にも蛇足・蛇鱗等を傳へ藏すといふ。或曰、「内膳の射たるは、蛇にあらずして穿山甲なり」と。(豆州志稿) ○八年八月、將軍足利義澄岳山に薨す。岳山は江州に在り、是れ伊豆國堀越御所に生れさせし義遐にして、足利左兵衛督政知の子なり。義澄薨じて後、從一位太政大臣を贈らる。(系圖・家譜・足利季世記) ○九月、駿州權

増善寺性  
寅寂す

千手山三  
養院

林叟院繁  
詰寂す  
伊太村

尾山増善寺の主、辰應性寅寂す。年七十二、性寅は崇芝の弟子にして、崇芝は遠州石雲院の住職なり。されば此寺は、崇芝を開山とし、辰應を二世とす。而して二僧の像は、今も位牌堂にありて、四時の供養を受くとぞ。○此歳、伊豆國川津庄、千手山三養院開山竹庵寂す。千手山三養院とは、後の改稱にして、當時は千手庵と稱せしなり。(豆州志稿) ○九年六月廿四日、駿州林叟院主、賢仲繁詰寂す。年七十五、繁詰先に靜居寺を開きて投老し、終に此に寂す。靜居寺は、伊太村に在りて青原山と號す。伊太村は、嶋田驛の北に位し、志太郡に屬す。(掛川志稿) 三方は山にして、中央にも又山ありて、以て上下二部落に分る。傳へ云ふ、古へ

猪田直貞

雨櫻神社

猪田直貞といふ者あり、此に住して疫を病みて死せしが、其後諸民の疫を患ふる者、一たび猪田の墓に告ぐれば、其疫を治するの速なること神の如しと。(掛川志稿) ○八月一日、駿河國主今川氏親、遠州佐野郡雨櫻神社に、神領を寄附せり。其狀に曰く、  
垂木之郷上下之宮、神領之事、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>、同棟別之事、指置候、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

永正九年八月一日

今川氏親  
の文書

此書、首行の肩に、方印一あるのみにて、花押なし。抑も今川氏親の文書は、本州に散在するもの多く、或

事蹟

六四一



室町幕府時代

朝比奈泰  
熙卒す

は月日の下に諱、又は花押あるものあり、或は前に花押のみ書せるものあるなど、其の書式一ならずと雖も、此の如く印を以て花押に易へしものは稀なれば、或は疑を挿む者なきにしもあらざれども、志太那東光寺に在るものと、其の印文相似たれば、毫も疑ふべきにあらずといふ。但し東光寺の文書は、長享元年、氏親の未だ龍王丸と稱せし時の證文にて、氏名の下に方印あり。(掛川志稿) ○十二月、遠江國懸川城主、朝比奈備中守泰熙卒す。泰熙、先に氏親を助けて關東に赴き、扇谷上杉氏を援け、山内上杉氏を討ちて大に功あり。又、懸川城に在りて遠州を鎮め、常に斯波の屬の反服を制し、遠州を大亂に至らしめざりしは、實に泰熙の力に頼りしにて、泰熙は今川氏の西鎮たりしなり。泰熙の父は、法名を心巖宗竺居士と稱すれども、俗名は詳かならず。泰熙卒して、嫡子泰能繼ぎ、また備中守と稱す。泰能年尚ほ幼なるを以て、叔父朝比奈十郎泰以之を補佐し、以て大永二年に至る。泰以は右京亮と稱し、泰熙の弟なり。泰熙の墳墓は、未だ詳ならずと雖も、佐野郡下股村に大塚といふ所あり、又石塚と呼ぶ所あり。此邊に土人の、親備中・子備中と呼ぶ所あれば、或は是なるべしといふ者あり。(宗良手記・掛川志稿) ○此歲、參河國臥蝶城主、大河内備前守貞綱、遠江國曳馬城を修めて此に據り、遠江の浪人を語らひ、近傍の百姓を威服し、兵を起して今川氏を討じ、以て尾張守護治部大輔斯波義達の爲に、遠州を討平せんと謀る。先是、大内義興兵を擧げて京師に上り、幕府の管領たること十二年、政に私なければ士民之に服し、近畿諸國漸く靜穩に屬せしが、東海・西海には威令未だ行はれず、豪傑奮起して、戰爭止む時なかりしが、就中遠州は、初め今川家の分國となり、中比武衛家の領地となりしも、應仁亂後、武衛家の衰廢せしに反し、今川家は、深く應仁亂にも關與せず、一向本國に在りて、民を懐け兵を養ひ、務めて其の根據を堅うし、時に兵を出して京師に上り、幕府を助けて反徒を討じ、以て功を成すこともありければ、幕府も忠節他に異なるものありとて、再び遠州を下し賜はりしに依り、今川氏の威權は日に月に隆隆となり、將に遠州をも掩有せんする勢ありければ、斯波氏はこれを見て快とせず、遂に竊に士民を煽動して、今川氏に抗せしむるに至りぬ。是れ遠州の久しく亂れて、統一せざる所以にもあるか。然るに此頃三州臥蝶城主、大河内備前守久綱といふ者あり、備前守貞綱の父にして、其先は、源三位入道頼政と稱し、二男源太夫兼綱の子顯綱に出で、兼綱十一世の孫なりといふ。家紋は、丸の内に十六葉の菊花を畫き用ゐれば、世に此黨を呼びて、菊一揆と稱す。

親備中子  
備中  
大河内貞  
綱曳馬城  
に據る

遠州常に  
亂る

臥蝶城主  
大河内氏

一説、兼綱歿日、顯綱僅に二歳、其母懷抱之、徹服潛行して赴尾州中嶋、後移參州額田郡大河内郷、以爲氏云云(武林傳)

又一説、昔より額田郡に、大河内と稱する邑なし。古老曰、洞村の内に大河内と號す所あり、今田畑の名に残れり、是ならん。(三川堤)

又一説、按に、顯綱洛を落ちて、尾州へ至ると云へば、若し勢州に至り、大河内に寓居し、其後參州に移る者か、勢州の大河内は、其名高廣なれば、以て爲氏哉。云云(三河志)

菊一揆  
久綱菊一揆の首領となり、三州の吉良氏に仕へて、臣列に在りしが、近ごろ漸く勢威を増し、遠・參兩國の士と相親み、無頼の徒を招集して黨を結び、暴威を振つて、四民を苦むることも少なからず。然れども素より獨立して、事を爲すの資あらざれば、苟も事を成さんとせば、必ずや有力の大諸侯に頼らざるべからず。而して有力の諸侯といへば、斯波にあらざれば今川なり。而して今川は勢力日に隆隆なれば、今吾新に屬

事蹟



室町幕府時代

すと雖も、重く用ゐらるることは難し。寧ろ衰廢の斯波氏に頼り、自から權勢を專にせんに如かずとは、是れ久綱の夙に熟慮する所なり。是れ今川氏の隙に乗じて、屢、遠州を擾亂する所以なり。而して其子備前守貞綱も亦父の計に従ひ、漸く勢を得力を養ひ、遂に曳馬城に據るを得たるなり。此時に當て、駿河國主修理太夫今川氏親は、駿河に在りて數代の稜威に藉り、兵強く食足れば、大内義興の故智を襲ぎ、兵を率ゐて京師に上り、登營して將軍に謁し、參内して天子を拜し、天子・將軍を奉じて令を四方に傳へ、天下反側の士を安んじ、威を中外に示し、以て大功を竹帛に垂れんとの雄圖を懷きければ、一日も早く上洛して、宿志を成さんと欲すれども、西遠より參尾にかけて、悉く斯波家の領に屬するがゆゑ、先づこれを討て道を開かんと、屢、兵を遣はして攻戦ひしが、未だ其功を奏する能はず。常に以て憾とせしを、今又、大河内貞綱の曳馬に據て、斯波氏の爲に守り、遂に遠州をも押領せんと謀ると聞き、大に怒て曰く、「彼自から力を計らず、敢て我に抗せんとするか。一舉彼を族滅せしめずんばあらず。速に兵を集めよ、我將に西遠に事あらんとす」と。

今川氏親  
欲襲義興  
故智

本朝三國史云、爰に三河國臥蝶の領主に、大河内備中守欠綱と云ふ者あり、其先を尋ぬれば、清和帝の御孫六孫王經基の孫、鎮守府將軍五代の嫡孫、源三位頼政の三男、中宮少進左衛門尉兼綱十一代の後胤なり。然るに頼政の父兵庫介仲政より馬場と號す。されば馬場・下妻・乙部・大河内・太田等は、みな頼政の末孫なり。頼政は、十六葉の裏菊を以て、家の紋とせり。此の大河内も、菊を以て旗の紋とせしかば、菊一揆と名付けたり。數代吉良家の幕下にてありけるが、武勇勝れたる者なる故、吉良家の武威衰へたる折を得て、三河・遠江の溢れ者をかたらひ、今川氏親の上洛を妨げんと、遠州引馬城を築き、楯籠り居たりけるが、今川氏の多勢に、一孤の小勢を以て敵せんこと、始終叶ひかたからんと思ひければ、尾州の大守斯波治部大輔義達の方へ云ひ送りけるは、此度駿州の今川、都へ攻めのぼらんが爲め、先づ當國を打從へ、其より參州・尾州を攻靡けんと相工み候也。欠綱小を以て大に敵せんこと、難儀に覺え候、若し今川勢押寄せ候はば、御加勢あつく玉はりかし。今より欠綱、公の幕府に屬し候はんと、禮を厚うし、理を盡して中送りしかば、治部大輔義達は、その老臣織田大和守始め、鳴海式部・塵畑新太郎以下の近臣を集め、評議し玉ひけるが、今川上洛を企て候條は、兼て知る處なり。然れば氏親、遠州參州を取りなば、當國に亂入すべし、兎角遠州にて是を押へ、敵の威を碎く術こそ肝要なれと、評議一決して、何時なりとも、一左右次第、加勢せらるべしとは返事し玉ひける。去程に、大河内備中守欠綱、三河・遠江の勢を相催し、遠州引馬の城に楯籠り、回天の機を顯はし、勢ひ遠近を呑むよし聞えしかば、今川上總介氏親大に怒て、渠が微力を以て、當家に敵せんと相計ること安からね、急ぎ攻落さんに何條ことのあるべきとて、朝比奈泰以を先鋒として、都合一萬二千三百餘人の逞兵を引率せり。云云

○曳馬城、其の初は、唯壘砦といふに過ぎざりし程のものにして、正長より文安に至る間は、松尾信濃守住し、應仁以後、小堀備中守住せしを、近頃に至り、周智郡久野城主、久野佐渡守宗隆、其臣三善爲連に命じ、城郭を築き以て城となさしめしに、此に至て大河内氏奪てこれに據り、内外を修めて、堅固の城郭とはなせしなり。或云、曳馬城舊址は、濱松の西南、伊場と入野と相對する所に松林あり、是なりと。(遠江風土記傳・引馬拾遺) ◆十年正月十一日、遠州佐野郡奥野村長松院二世、一訓和尚寂す。此寺は、寺田四十八石餘を有

曳馬城

長松院

事蹟

六四五



一寸坊權現

粟ヶ嶽

し、頗る富有なる會下なり。或云、一訓和尚の死は、六月十一日なりと。當時長松院に、一寸坊と稱する僧あり、忽然化して天狗となり、一訓和尚に對て問答を始め、無の一字を提起し、辨難攻撃、一も假借する所なかりしが、終に去て粟ヶ嶽に入りて復た出でず。一寸坊權現の祠は、今も粟ヶ嶽の頂上に在りといふ。粟ヶ嶽は、佐野郡西山村に在り。古昔式内阿波神社を祀れる所、故に阿波嶽といふといふ。此山すべて樹石少く、唯茅茨のみ多し。山の南面の處に平坡あり、平坡より絶頂に至るまでは、老樹鬱蒼として、青空に聳え、雜樹其間に交りて、日光を通ぜず。嵐氣自から起て、人の衣袂を襲ひ、夏日午に朝するも、炎熱を覺えず。一寸坊祠・觀音堂・觀音寺等、みな其中に在り。絶頂に至り、始めて巨石あり。其形立つが如く伏すが如く、また崩るるが如く、恰も人造に出づるものに似たり。遠くより此山を望めば、山頂の林木、鬢髮を梳るが如くなれば、數十里の外といへども、山形の見ゆるほどは、一瞥して辨知せらるべし。故に遠州洋を舟航するものは、常に此山を以て標識となす。式内阿波神社は、今其所を詳にせずといへども、一寸坊の祠を以て、舊址なりといふを、姑く是なりとすべし。而して一寸坊を其址に祀れりとせば、阿波神社の衰替せしことも、已に久しきを知るに足る、獨り此の神社のみにはあらざれども、由緒ある神社佛閣の、此の如く、年年歳歳、堙滅に歸するに至るこそ、寔に歎息の至りなれ。而して此地の堂祀も、後世兵燹に掛りたれば、一の古物を傳へざること、また他に異なることなし。此山一に無間山ともいふ。(掛川志稿)

粟田神社

一説、無間山觀音寺より、一町餘登りて社あり、延喜式神明帳に出でたる、粟田神社といへるは是なりと、古老の物語なりき。粟田嶽とは、云ひにくきゆゑに、あはが嶽といふ。麓にあんだといふ小村あり、あわだを訛りていふならん。

此山は、北信濃・甲斐の山山、聳えつづきて峙てる南の果なれば、國中に秀でて甚だ高く、布引の原より、登ること數十町、山の八分目より、松柏生茂りて、彌々高く見ゆる。山中に水なくして、常に雨を待ちて器にたくはへ、なまたま參詣の男女、渴を凌ぐ。云云、(煙霞綺談)

又説、日坂驛の東北に、あはが嶽と云ふ高山あり。山上に觀音堂あり。其堂の北に、八王子權現の祠あり。これ即ち當社なるべし。一説、あはは山の峯に、小社あり、今俗に、觀音の奥院といへり。これ阿波波神社なるべし。此山は、佐夜中山の北に、高く見ゆる山なり。(式社考)、或人云、觀音寺の堂より、一丁余上りて此社あり、阿波波神社也と云ふ、古老の語ありと云へり。(神社叢錄)

淡ヶ嶽及び無間鐘の傳説については、已に一たびしるしたることもあれど、此に又、大澤兵庫といふ郷士に關して、一の傳説あり。

無間鐘

夫大澤兵庫の由來は、遠州小夜中山より、北の方に高山あり、無間山とも淡ヶ嶽ともいへり。其いにしへを尋ねるに、此山の頂上に井戸あり、潮の差引ありて、さし汐の時、泡てうてうとして、白雲のごとし、依て泡ヶ嶽といへり。其あわは刃の雉子の亡魂にて其泡凝固つて、一ツの靈鐘となれり。是は、日本三鐘の内、三井のかれ、尾のへのかれ、無間のかれとて、龍宮より涌出したるかねなりしが、此かねをつくるときは、願望じやうじゆ、有徳自在、現世心のままなりといへども、未來無間ぢごくへだざひして、蛭にせめられ、浮むごさらになく、彼井戸へしよくもつなげ入れれば、たちまちひると化す也。この山のふもと、松ばの郷と言ふ所に、川井宗仲侍從成信といふ人、此山へさんけい有て、芝の上席をもうけ、幕打廻し、四方の風景をたのしみたる所へ、まく中へ、ことほりなくすいさんする者あり。こは無禮なり、何者ぞとがめければ、大澤兵庫といふ。近在の郷士なり。醉狂の上なりと斷りければ、野外の事故、おんびんにゆるしける。兵庫恥しめられ、むねんと思へども、我貧にして、此いんはらしがたく、無間のかねをついて、金銀心のままに得るならば、武の勢、何ほどもととのへんとたくみ、このよし父にかたりて、宗仲が所領をも押領せんと、

大澤兵庫

事蹟



室町幕府時代

ひそかに申ければ、父其いこんを聞き、以ての外の逆意なり、元來ことはりなく、まく中へ入けるは、ほうぐわいなり。宗仲おんびんを以て、わゆふに濟されしに、其上に、無間をついて、いこんをばらさんとば、武士の道にあらず、ことさらみらい永永ださいする事を、聞もおそろしく思ひ、とどまるべしといさめけれども、こりかたまりたる一ねんなれば、父のいさめはいふに及ばず、たとへちごくへ落つるとも、このいこんはらさておくべきかと、傍若無人のこたへなり。父は彼山へ登り、ぐわんもうなして、むけんのかねを井戸の底へうづめけり。兵庫行てかねをたづねたれども、山の内に見えず、是はふしきと、無念のあまり、堂舎を焼かば、かねの有所の知れざる事はよもあらじと、すでに放火せんとする其時、にはかに風おこり、此山の守護神、八王寺一寸坊大権現現はれ給ひ、兵庫をつかみ、深深たる谷底へなげすて給ふ。神罰の程おそろしき。さてもかねを埋め置たる井戸の跡へ、櫓を逆にさしけるに、生ひしげり、今に井戸のしるしにのこり、又かたはらに、ちごくあなといふ、大げん石の岩、今にあり。歌に、

このかれもそのあかつきをまててやおのへのつちにたがうづめけん  
と、傳ふものなり。(無間鐘大澤兵庫由來)

永源寺  
今川氏親  
曳馬城を  
攻む  
見附城主  
堀越用山

○二月三日、遠州佐野郡各和村大昌山永源寺二世、安雪和尚寂す。(掛川志稿) ○三月七日、駿河國主今川氏親、師を起して遠江に入り、曳馬城に大河内貞綱を攻む。(本朝三國志) 遠江國久野城主、久野佐渡守宗隆等従ふ。(應庵遺書三國志遠江風土記傳) 先是、遠州見附端城の守將堀越用山、大河内氏に應じて謀を通じ、東西並び起り、一舉遠州を征伏せんとすと聞き、氏親大に驚き、今は一日も猶豫すべからずとなし、兵數千を率ひて遠州に入り、火を所在に放ち、民家を壞ち佛閣を燒き、威風凜凜、曳馬に向ひければ、先に大河内氏に屬したる者、又皆な反いて今川氏に降る。此役咄嗟の間に起り、未だ使を尾州に送り援を請ふいとまなく、今川勢殺到しければ、堀越・大河内等、舉を失して爲す所を知らず、皆な面縛して出で降る。氏親直ちに

飯尾賢連  
曳馬城奉  
行となる

之を殺さんとす。然るに參河守護吉良氏は、もと今川家と同族にして、大河内は又吉良家の家隸なれば、貞綱吉良氏の代官に頼り、一向に其罪を謝しければ、氏親止むを得ず、貞綱を免して臥蝶城に居らしめ、併せて堀越用山をも免す。而して曳馬城をば、飯尾善四郎賢連をして守らしむ。賢連は吉良家の士にして、父を善左衛門長連といふ。長連嘗て濱松庄の奉行たりし時、氏親の父今川義忠、新に遠州を賜はりて入部したれば、長連深く心を義忠に歸し、所所の戰に臨みて、功績少なからず。其後、鹽買坂の變には、長連防戰最もつとめ、矢數射盡して、遂に討死しければ、氏親その父の功を思ひ、吉良氏に請うて、賢連を召し、曳馬城の奉行たらしめしなり。賢連の子善四郎乗連、伯父善六郎爲清に至るまで、氏親みな親愛せり。○見附城、古城・遠府城など稱するも皆な同じ。端城また破城に作る。端城は本城に對する名稱なれば、必ずしも本城中一郭の名稱たる、二ノ丸・三ノ丸等の類と限るにあらず、其の本城より、稍離れたる地に設けし支壘をも稱するものにて、此に云ふ端城は即ち是なり。而して又古城と稱する所以は、城之崎の新城に對する名にして、城之崎に城池を移すに及び、舊城の所在地なれば、呼びて古城とはなせるなり。然らば其の城之崎とは如何にといふに、鎌倉の初、遠江の守護安田義定の築きたるものにして、其址は福王寺境内にありて、壘迹なほ存す地また茫茫たる荒野となれるを、堀越用山再びこれを修築したるものなり。其の城址は、御所道場乃ち省光寺境内と、中川との中間に在りて、南北二郭を構へたり。南郭は東西凡そ三十歩、南北凡そ六十歩許あれども、今は總べて畑となり、字して古城といふ。聞く當時は是を上野端城とも稱せしとか、上野とは上の野原

事蹟



室町幕府時代

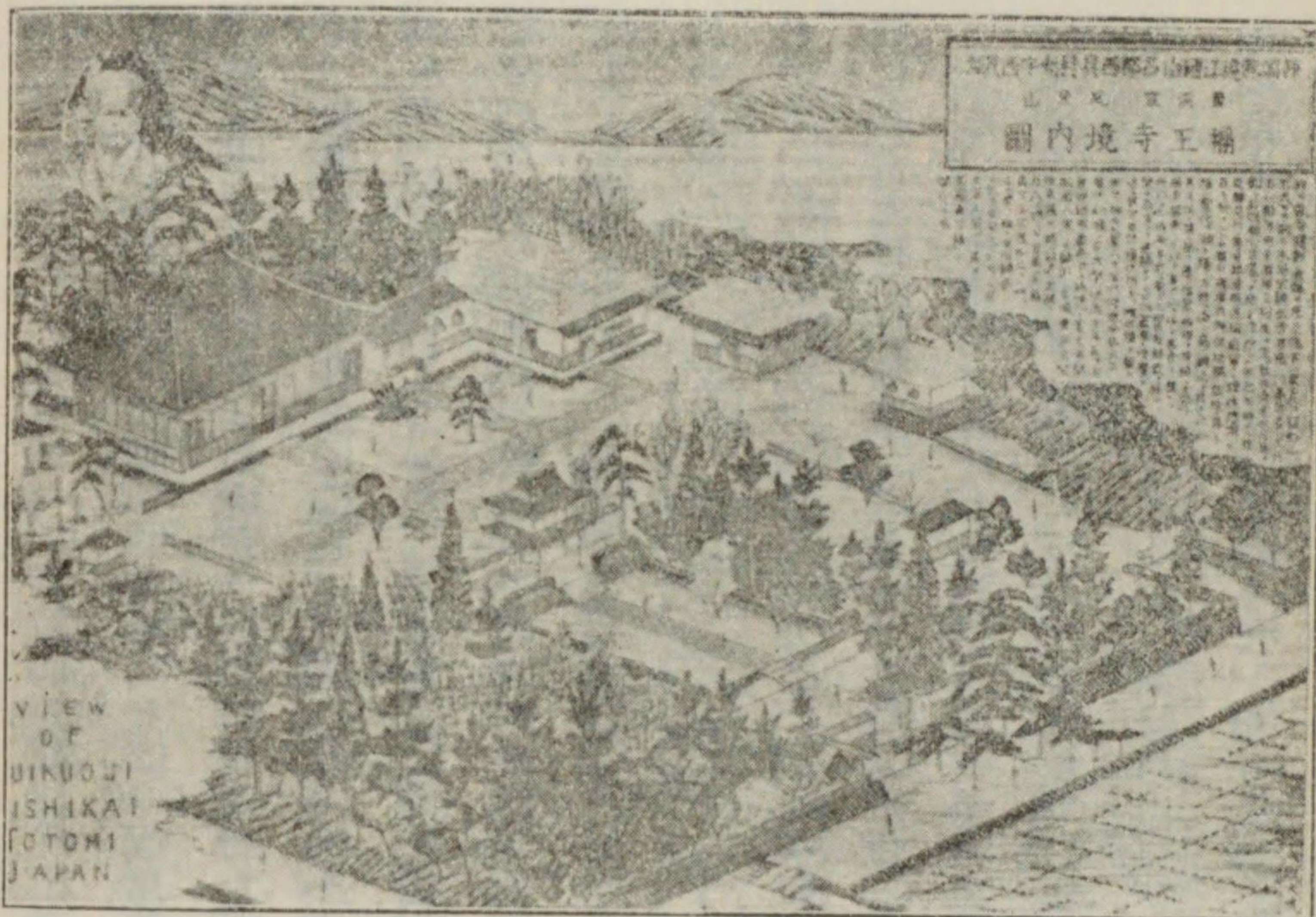
六五〇

の義にて、此原を東西南の三方より望めば、廣闊なる高陵なれば、總稱して上野と呼べるなり。然るに今見附宿の西、一言坂の上なる、一部落を上野といふを見て、人或は、上野端城も此にはあらじかと疑ふ者あれども、是は上野にあらで、上野已新田なり。上野の一隅を新開して、後人の住所と定めたるものなれば、毫も疑を挿む要なきなり。

上野已新田の西部に當て、一の古墳あり、京見塚と稱し、其の近傍一帯の地に、桓武天皇第四の皇子、戒成王の御遺蹟數多存すとは、古來傳稱する所なり。今その傳稱する所によれば、人皇第五十代、桓武天皇第四の皇子に、戒成王と申し奉る王坐しき。王不幸にして、不治の難病に罹らせ給ひければ、宮中に住ませ給ふこと成りがたく、何れかふさはしき處もがたと、天皇も潜に御心をなやませ給ふ。折しも蝦夷征伐の爲として、時の大將軍として、名高き坂上田村麿は、しばしば此の海道を往來して、所所の人情風俗、さては風土・氣候の、善惡を暗する中に、此の上野の原の高燥にして、南に大海の原を控へたる様など奏しあげなど

上野已新田

京見塚



福王寺

して、時をりは、御病を養はせ給ふにも、便あらんと申しけんを、天皇もしか思はし給ひつらん、殊には田村麿は、磐田海の赤蛇退治にて、此國に久しく住まへることもあれば、彼是の事情によりて、王を此地に降し給はむと、思ひなり給ひぬる。爰に近く侍ふ臣どもの中より、千田・中山・岸・青木・淺井などいふ族を選びて、御供のうちに加へて、大小の事どもをまかなはしめ、十二人の長吏に仰せて、御輿を昇かして、潜に都を出でしめ、はるばると此の土地にこそは、下らしめ給ひける。さて道中御恙もあらず、御着の後は、八町四方の土地を劃りて、竹の園生を築かせ、御屋形をも造らせて、何足らぬ事もなく、過ぐさせ給ひぬれど、流石に都戀しうや思召されけん、折折は高きに登りて、彼方の空を眺め給ひぬる。されば薨じ給ひて後、亡骸を納めつる塚をば、京見塚とぞ名づけける。初め此塚を造らるる時、京都よりは、五輦の手車に、五色の土を盛りて下し、王の常に愛でさせ給ひつる劍や何や、數多の遺物を、船形に作り成したる御石の、奥都城の内になさめて、深く埋めて、其上を、彼の五色の土もて、覆ひ給ひぬと聞ゆるは、王たちを神葬りする、古き昔の掟にや。さて王の存しつる間は、何事もなく、上下睦じく過しつれども、一たび王の薨れさせける後は、兎角に事の起り易くて、御供の方方の末は、之を煩しくや思ひけん、遂に見附の里に移り住みて、此處は長吏等の子孫のみの、住む處とはなりにける。傳ふる所に據れば、御供の一人なる千田家の子孫等、此地を去るとき、王の神體として祀れる御鏡と、由緒書とを携へゆき、暫く己が宅に納めて奉仕しけるが、何時如何なる事の發らむも計りかたしと、心もとなく思ふより、己が菩提所なる、西願寺に預くることとせしが、其の御鏡の裏には、貴顯と思しき御二方の御像をあらはし、又由緒書のうちには、

衣手のなみだに空もはれやらで都の方は白雲ぞなつと、いふ一首の御歌もありと聞ゆ。云云

井伊直房 死 ○五月一日、井伊城主井伊直氏の弟、井伊直房死す。直房は、中野郷の領主なり。中野郷は井伊谷の一村なり。(井伊家系圖) ○六月七日、奥山大膳亮資を寄せて、茅原川内神社を造營す。神社は奥山郷地頭方村に在

事蹟

六五一







室町幕府時代

り還りて泰以前の前に出で、「此城は見掛けに寄らぬ結構にて、要害無下に手薄なり。加之、大將の威軽きが故に、士卒號令を用ゐず、將卒心に振舞ひて、大將の下知用ゐられざれば、用心警戒などは、甚だ疎かに見えたり」と報じけり。泰以聽き畢つて、さては心安しと、之に應ずる策を按ずる折しもこそあれ、黒雲天を覆ひて、豪雨篠を突き、目先も知らずなりぬれば、他の兵をば交へず、掛川勢のみを率ゐて、深嶽城下に押寄せたり。固より熟知せる道なれば、毫も躊躇の色なく攻上りけるに、城兵は夢にも思ひ設けぬ事なれば、大將も士卒も寝おびれて、上を下へとくれ惑ひ、弓よ太刀よ、鎧は何處、鎗は何れと犇めく中にも、先づ袂間配りをして防げやといふ程に、早や寄手の朝比奈十郎が手のもの、田尻助太夫一番に塀を乗越えたり。之を見て、國居・江南を始め、朝比奈が究竟の若者ども、我後れじと先を争つて、一同に喚き叫びて、乗越え乗破り、突立て切立て攻め入れれば、城兵等俄の事に備も立たず、枕を並べて討死するもの數を知らず。斯くて一日一夜攻めに攻めて、終に城郭を奪ひ、數百人を斬る。城將塵畑新太郎事の爲すべからざるを見て、大將武衛の前に馳せ至り、戰の趣を告げ、今は力竭き勢窮りて、爲す所を知らず、猶豫せば悔ゆとも及ばざる事あらん。速に出でて何處へなりも落ち給へ、某此處に留り戰つて、君の去るを易からしめん」と、義達を勸めて逃出でしめ、自ら討死されたる者を相從へ、本丸に據つて、敵の至るを待ちける。敵之を見て迫り來れば、起ちあがつて防ぎ戰ふ、防ぎ戰ふ程に、士卒漸く死傷して、残り少なくなりければ、進で敵中に切つて入り、花花しく討死しける。武衛義達は、新太郎の諫に従ひ、曉に乘じて城の搦手より逃れ出で、暫く奥山城を守りしが、尋で又出でて、尾張國清須に歸る。(後鑑・宗長駿河日記・遠江風土記傳)大河内貞綱も亦大に敗れ、

深嶽城陥

宗祇の法事

纒に身を以て逃れしが、人は皆な自殺せりと傳稱せり。以て其の大敗の狀を想ふべし。(宗長手記・三國志)〇七月、連歌師宗長法師、駿河國柴屋軒庵室に於て、連歌師宗祇の十三回忌法事を營む。時に宗長は、千句の追善第一の發句、及び一續廿首の題詠を、前内大臣西殿より請ひ得て、一座法の如く終ふるを得たりといふ。西殿は逍遙院なり。逍遙院は、内大臣三條西實隆にして、法名を堯空といひ、古今傳授を、宗祇に受けたる縁によるにや、宗長とは極めて親しかり。されば宗長が七十九歳の時、述老懐と題して、和歌十首を實隆に贈りけるに、實隆は直に返事を贈れりといふ。曰

昨日閑談、近年無<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此事、本望満足難<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>候、又加様に參會所<sub>レ</sub>期<sub>レ</sub>候、仍十首金玉難<sub>レ</sub>打置、於<sub>レ</sub>燈下<sub>レ</sub>書付候、眞實指燭の跡詠まで見せ申候、一笑一期<sub>レ</sub>面語<sub>レ</sub>候。

老の波立て見居て見思ふにもかへらぬものと過し年月

老は唯うきめをみつに焼く鹽の難波のことも辛き世の中

老の後同じことといふべくは南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛

なほあれど、さまでとは暑しつ。是れ尙ほ後の事なれども、斯る親しき交らひなれば、此時に發句題詠を請得たるも、さこそと思はる。宗祇は宗長が連歌の師なれば、此の法事を營めるなり。此頃宗長は柴屋軒に住みたりしが、駿府なる舊庵も、住み荒しがたくや思ひけん、屢往來して住みたりとぞ。聞く宗長は、此の佛事終つて後、尋で白河關に向つて行脚せしが、發するに臨み、齋藤加賀守安元の邸に至り、連歌を興行せり。時に宗長句あり。

事蹟

宗長白河に行脚加賀守邸の連歌



室町幕府時代

風に見よ今歸りこん蔦葉哉

○八月十八日、先是、大河内備前守貞綱、深嶽の戦に敗れ、潜に逃れて暫く跡を晦ししが、今川勢の去るを見、歸て飯尾善四郎を追ひ、曳馬城に入りて、巨海新左衛門と共に堅く據守せり。今川氏親之を開き、此日兵を率ゐて赴き攻む。城兵城に嬰りて防ぎ戦へば、氏親未だ輒く抜く能はず。時に駿河の士に、原右近といふ者あり、身を挺して奮闘し、遂に扉を越えて入り、城兵を討て數人を殺し、内より門戸を開きて、味方を導きければ、貞綱等守る能はず、遂に裏門より遁走せり。○此月、興津美濃守久信・二俣八郎左衛門長富・富塚五郎右衛門久行等、三人相議し、洪鐘を鑄造し、六所大明神に獻ず。銘に曰く、

六所大明神の洪鐘

遠江國佐野郡垂木、六所大明神、大檀那興津濃州守久信・二俣八郎左衛門長富・富塚五郎右衛門久行、(掛川志稿)

流鏑馬

神社に洪鐘を懸くることは、未だ多く聞かず。又況や、銘中大檀那の語を用ゐるをや。最も異とすべきにあらずや。六所大明神は、遠江國佐野郡下垂木村、二ノ谷の山中に在りて、雨櫻天王の脇宮と稱し、祠官の徒、仕ふるに上下の別なしといふ。此宮の東南田野中に馬場あり、南北五十歩許にして、左右に松樹を栽ゑたり。年年六月十四日神事の時、下垂木・田中・家代の三村より、毎村馬二頭を出し、流鏑馬を此處に行ふを例とし、神主より禰宜、社人に至るまで、或は乗馬或は徒歩にて、神輿に隨ひて緩轡徐行するを見れば、坐るに古を忍ぶに足るものあるなり。是に依て、此の田野も、此日一日は老弱男女群集して、雑踏云はん方なし。此の神社は、創建の時代詳かならざれども、近傍金谷の古洞より、古刀明器の類を掘出すことあるに因て考ふれば、

帝釋堂  
駿河の寺

は、金谷は、此邊に住したる郡司などの墳墓にて、神社は、其の祖神を祀りたる所にもあらんかといふ者あり。或は又式内眞草神社ならんかといふもあれども、何れか是なるを知らず。(掛川志稿) ○十一月十二日、遠州周智郡相月村帝釋堂の禰宜兵衛、帝釋堂を再興す。帝釋堂は、昔駿河國田中に在りし、平安寺といふ寺を移ししものなれば、今も駿河に在ては、平安寺の跡を寺嶋といふとか。而して此の帝釋堂には、古佛の木像五六體を安置し、又堂中には、新に銅板の棟札を置き、今年再興の由をも記せり。其文に曰く、

奉謹造立平安寺鎮守三所、帝釋牛頭天王・若宮八幡・三所三嶋權現、平家修理太夫經守改之、遠州周智郡奥山村綾付郷、鎌倉從頼朝以ニ上使改之、大且那奥山左馬尉實吉、綾付・日見各、合力。

皆永正十一年甲戌霜月十二日欽申興之筆

又棟札の裏書に曰、

綾付之公門七郎左衛門、地主七郎三郎、日見上下合力、後代之禰宜藤内三郎守家、守長朝西之光守、禰宜兵衛欽再興之

綾付村は  
平經盛の  
領  
二俣昌長  
米倉に移  
米倉村  
松井信黨  
二俣城を  
守る  
平川村堤  
城

此に依て之を見れば、平家執政の時、綾付の經盛領となりしにより、其の舊領田中より、此地に移したるものなるべし。(遠江風土記傳掛川志稿) ○此歳、遠州二俣城主二俣左衛門尉昌長、二心の疑ありとて、同國米倉村に移され、僅に永五百貫文、米二千石を領するを許さる。米倉は、周智郡一之宮村の近傍に在り。而して二俣城をば、松井左衛門信黨、平川より移り守る。平川は、城飼郡に在りて、上下二村に分れ、二村の界に城址あり、堤城といふ。是れ松井信黨の居城なりしが、信黨二俣城に移るに及び、其子松井五郎八宗信に傳

事蹟



室町幕府時代

瑞泉寺 ぶ。(遠江風土記傳) 信黨の城飼郡に在るや、堤城の下師御堂谷口の地に、一寺を開基して、瑞泉寺と稱し、以て其の菩提所となす。此寺に其室の靈牌あり。法名に曰く、

瑞泉寺開基松井左衛門亮之室瑞泉院圓室統明大姉

然れども此寺今は廢して、其址は已に山畑となれり。左衛門二俣城に移て後、亦一伽藍を神田谷に開起し、

天龍院

天龍院と號し、天庵和尚を請うて開山とし、寺領若干を寄附せり。今豊田郡上野部村の天龍院是なり。(掛川

八丈嶋三分して相争ふ

志稿) ○小田原城主北條早雲の哨兵、八丈嶋の代官奥山氏の貢船を襲ひ、奥山忠弘を擒にす。初め北條氏の士に、菊池右馬助武信といふ者あり、長戸路七郎左衛門眞敷に代りて、八丈嶋代官となり、尋で武信死するに會し、長戸路十兵衛眞隆代て、其の代官となりしが、此頃北條氏の代官は、末吉村と青嶋とを領じ、奥山

氏は、大賀郷と小嶋とを管し、中之郷と相川とは、三浦氏に隸せるを以て、紛争常に絶えず、今年に至て終

に此の争亂を生じたるなり。大賀郷村は、當時三峰村と稱し、今の三根村との合稱なりしが、後世享保中より三根村に更め、後又分離して、三根・大賀二村となりぬ、凡そ江戸時代に至ては、大賀村小嶋に役所を置き、本嶋及び附屬の小嶋・青嶋等の公務を處理せり。又三根村の海濱に碑あり。銘あり曰く、

八丈嶋西山ト神居 (豆州志稿)

八丈嶋噴火

○八丈嶋噴火す。遠く望めば火煙の山の如し。◇十二年正月、甲斐の武田次郎信昌兄弟、兵を擧げて國中に

今川氏武田信昌を助く

戦ひ、勝敗未だ決せず。使を駿州に遣はし、援を今川氏親に請ふ。此に於て氏親駿・遠兩國の兵二千餘騎を發し、葛山・菴原・福嶋等を將とし、信昌を援けしむ。此勢甲州に到り、勝山城に據りしが、是より甲駿の争、

大河内貞綱兵を擧ぐ

日夜間斷あることなし。大河内貞綱、窃に之を窺ひ知て以爲らく、今川勢は今甲州に事あれば、本國軍勢の無勢ならんことは、智者を待たずして知るべし。此時兵を擧げずんば、また何の時か擧げんと。即ち檄を四方に飛ばして徒黨を集め、一擧に事を成さんと欲す。此に於て信濃・參河・尾張の一族、並に各地に潛匿せる浪人等、先を争つて來り集り、俄に大軍となれり。貞綱これに勢を得、再び斯波義達を尾州より迎へ、遠州濱松庄引馬城に押寄せ一擧に之を陥れやがて此城に據り、天龍河の近傍所を押領せり。(宗長手記・後鑑・宗長

引馬城

駿河日記・應仁後記)

一説、爰に、甲斐國守護、武田左京太夫信虎といふ人あり。是は清和天皇の苗裔にして、新羅三郎義光十五代の後胤

武田大三郎信重の子孫なり。信重は、武田家中興武勇の達人にて、永享の頃、天下に美名を顯はしし勇將なり。信虎は

信重より五代の末葉にて、世世甲斐の太守たり。然るに信虎暴惡無道にして、惡行日に超過しければ、諸人恨憤り、

國中動亂に及びけり。信虎是に驚き、駿州今川氏親は縁者の好み有ける故、駿府へ早馬を立て、加勢を請ひける。氏

親早速求に應じ、由井周防守、藤枝岡部以下二千五百餘騎を、甲斐國へぞ遣しける。此折を得て、大河内備中守久綱・

舍弟巨海新左衛門尉等、敗軍の殘兵を集め、會稽の恥を雪がんと、不意に引馬城に押寄せ、息をも繼がせず攻立てる。

番城の兵防ぎかれ、城を明渡して落行きしかば、頓て彼城に入り、近郷を攻動かし、又尾張へ早馬を立て、引馬城を乘

返して候、急ぎ御出馬ありて、力を合せ玉はるべしとぞ云送りける。爰に織田大和守敏信入道常世が嫡子に、伊勢守信

忠といふ者あり、數代武衛家の長臣にてありけるが、次第に威權甚だしく、陪臣たりと云へども、當時は將軍家へ仕へ

奉り、尾張牛國を領じ、岩倉の城に居し、舍弟大和守定信を執權として、武衛義達を清須の城に入置きけるが、此由を

聞て、急ぎ清須の城に馳下り、大河内に力を添むため、今川と戦はせ玉ふこと、甚だ以て宜しからず、其故は、今川家

事蹟



室町幕府時代

互に助け合ひ候へば、當家の微勢を以て戦はせ玉はんこと、始終叶ひ候ふまじ、然るをよしなき大河内が方人を仕玉ふは何事ぞと、大に諫争ひしかども、義達曾て許容なく、重ねて對面もし玉はざれば、信忠大に怒て、よしよし運命傾立て、我が忠言を用ひ玉はず、今日如何に諫むとも甲斐なからん、今に思ひ知り玉はん者をとて、己が城岩倉に馳歸り、空うそ吹いてぞ居たりける。依て武衛軍勢を催促し玉ふといへども、尾張上四郡の兵共は、一人も來らず。義達も案に相違して見えたりしが、扱て止むべきにあらずとて、清須の城には、長臣織田大和守定信を殘置き、定信の子彦五郎廣信を始め、淺見・神足・中村大學・竹野代福院を始め、下四郡の者共を引率し、清須を出陣し玉ひけり。大河内備中守は、尾張の斯波殿の加勢あらば、彼の多勢と心を合せ、遠江を一圓に切從へんと、龍虎の勇をなして待つ處に、義達僅の小勢にて引間に着陣し玉ひしかば、城兵等も大に仰天して見えたりける。されども城主欠綱兄弟勇氣を屈せず、時時天龍川を打越えて、方方へ相働く。云云（本朝三國史）

八丈嶋の戦  
八丈嶋北條氏に歸す

今川氏親引馬城を攻む  
天龍川船橋

○四月、八丈嶋の代官奥山氏・三浦氏共に兵船三艘を率ゐ、北條氏遣はす所の八丈嶋代官、長戸路眞隆を攻む。眞隆防ぐこと能はず敗走せり。（豆州志稿）○五月、北條氏の家臣、駿河國の人圓明といふ者、兵船十二隻を率ゐ、八丈嶋に航し、代官長戸路眞隆を援く。眞隆これに勢を得、兵を勅して奥山・三浦等と戦ひ、大に破て之を走らす。此に於て八丈嶋全く北條氏に歸す。（豆州志稿）○此月末、駿河國主今川氏親、大河内貞綱の茲年正月より、引馬城に據るを聞き、兵六千餘騎を發し、自から將として遠州に向ふ。蓋し敵の巢窟を覆さんとするなり。先づ旗を掛川城に建てて、あまねく敵情を探らしめしに、敵は未だ天龍川を越えざりき。乃ち敢て進みて、天龍河東に到りけるに、適、河水漲溢氾濫して兩岸を浸し、滔滔として恰も大海の如くなれば、氏親兵を渡す能はず。乃ち河船三百餘艘を集め、竹の大繩を以てこれを联接し、一條の大船橋を架せしが、其の結構廣大にして、恰も大陸の上を行くに似たり。（掛川志稿）因て船橋竣工の祝として、千句會を催しけるに、連歌師宗長發句を題して曰く、

水無月はかち人ならぬ瀬瀬もなし

天龍川の戦

宗長後に附記していふ、「今思へば「皆かち人のわたりかな」といふべかりけり」云云と。今川勢は橋の成るを待ちわび、六千餘騎先を争つて渡ること、恰も敵の前に在るを忘れたるが如くなりき。武衛の軍等、これを見て川を渡させじと、西岸を壓して陣し、大河内・高橋等、力を合せて防戦し、矢種を盡して戦ひけれども、終に防ぐ能はず、悉く敗走せり。此の敗走は、敗走も亦甚だしき敗走にて、大河内等は遠く逃るること能はず、纔に五十餘町か中へ追ひ包まれ、僅に壘壁四五ヶ所を保ち、壁に嬰りて守り居たり。（應仁後記）世に傳ふ、此戦は東・西兩軍とも、死力を奮て戦ひければ、飛來の征矢は、篠を突くが如く、また雨の降るが如くなりきと。（後鑑・宗長駿河日記・今川家譜・宇津山記）○六月、今川勢は勝に乗じて西進し、終に引馬城に逼る。

安倍山坑夫

城兵能く防ぎて容易く陥らず。氏親一日城外を巡視し、還て衆に語て曰く、「此城高くして、泉水溪流の通ずるものを見ず、想ふに唯井水に頼るあるのみ。因て安部山の坑夫を召して穴を穿ち、悉く井水を乾涸せしめんと欲するは如何」と。衆みな然りとせず。此に於て安部山の金掘坑夫を招き、城外の山腹を掘鑿し、悉く水道を破壊せしめけるが、是より城中漸く水に乏しく、終に一桶水を得るも難きに至れりといふ。（後鑑・今川家譜・應仁後記・宗長手記）○八月十九日、引馬城、水ますます乏しく、糧ますます減じければ、城兵力竭き勢衰へ、ほとほと防禦の術に苦みけるうへ、近傍の諸城悉く陥落したれば、大河内貞綱及び父子兄弟、巨海新

事蹟



室町幕府時代

右衛門・高橋以下籠城の兵千餘人、或は討死し、或は斬殺せられ、或は生擒せられて残る所なく、城中男女の逃走する者日に相つき、其狀寔に見るに忍びざるものありき。然れば主將斯波治部大輔義達も、勢盛りて爲す所を知らず、遂に出で降る。

同四五月のほどより、天龍川を隔てて、武衛參河國境濱松庄引間といふ地に、國の牢人以下七八千楯籠。去年冬より此夏まで矢軍までなり。此河五月雨の洪水にして、六月中旬舟橋を渡し、打越さるべき爲の千句

水無月やち人ならぬ瀬瀬もなし

普濟寺

八月十九日に、遂に敵城攻落され、生捕かれ、これ千餘人とぞ聞えし。(宇津山記)

斯波義達  
僧となる

氏親之を憫みて一死を減じ、近傍の普濟寺といふ、禪院の會下寺に監禁せり。義達誓て曰く、「今日以後再び遠州を望むことなく、苟も今川家に敵對することなかるべし。若し此誓に背かば、天神地祇必ず極罰せん」と。聽て誓書を認め、薙髮して黒衣を著し、法名を安心と號す。氏親即ち其の太刀弓矢を奪て、尾州へ追還せしむ。(後鑑・宗長駿河日記今川家譜) 因て其他の將士も、亦出家して、共に隨ひ歸るといふ。

一説、上總介氏親九千餘騎を引率し、同六月、遠州に發向し給ひ、天龍川に船橋を架けさせて、諸勢を易易と渡さる。巨海新左衛門尉・高橋善次郎、城より出張して相戦ふといへ共、駿州勢の勇氣に相當ること叶ひがたく、一戦に討負け、引間の城に逃歸る。今川勢はに氣を得て、引間の城を取巻きて、持楯・丁楯をつきよせつきよせ攻近づく。寄手の備堅固なれば、夜討すべき便もなく、只落されぬを詮にして、矢石を飛ばして防ぎたり。寄手多勢なれば、討つとも射つとも疼まず、詰寄り詰寄り攻立つること、更に晝夜のわかちなし。駿州勢の、岡崎平七原右近等、一ト高名せんとや思ひけん、楯を雌羽に口かせ、かつぎ連て攻めたりけるが、八月十八日、一方の土塀を難なく乗破れば、諸人すはやと云程こそあれ、我劣らじと乗入たり。城兵も爰を詮と、手負討死あるをも顧みず、のり越踏越せしかども、勝はこりたる寄

手なれば、城兵過半討たれて、本城に引籠る。明れば十九日、城兵今日を限りの命ぞと、本城より突いて出て、花やかに討死して名を後代に残せよと、義を金石よりも重くして、東西に馳廻り、南北に切靡けて後、城主備中守貞綱、巨海新左衛門尉、村井源太兵衛、一子辰千代、高橋善次郎以下千二百餘騎、討死して落城に及びけり。斯波治部大輔義達は城中を忍出で、普濟寺に落至り玉ひけるが、流石に命捨てがたきに、剃髮染衣の姿となり、今より後、今川家に對し、弓を引くこと候まじと、一紙の起請文を書き、今川家に和を請上げれば、氏親許容ありて、義達を尾州へ歸し、引馬の仕おき沙汰ありて、駿府へ歸られけり。云云(本朝三國史)

斯波氏

斯波氏は、是より其威全く地に墜ち、遠・參は固より尾張の國人に至るまで、皆な斯波を輕んじ、恐るるに足らずとなし、其命に服する者なく、殆ど滅亡に髣髴たり。斯波氏は祖先を上總介義兼といひ、其孫足利左馬頭泰氏より、尾張守家氏、尾張將監宗家に至るまで、子孫相受けて繁昌せしが、宗家に至り始めて斯波氏を稱す。宗家の孫尾張修理大夫高經、新田義貞を討ちたる功を以て、後に越前・尾張・遠江の守護職に任ぜらる。四男治部大輔義將、父の家督を相續し、後代代管領となる。斯波家は代代尾張守に任ぜられし故に、名氏を尾張とも名づけ、家とも稱せり。又應安年中より、代代洛中の二條、武備陣といふ所に宅地を占めたれば、武衛氏とも稱し、一時は勢力隆なりしが、今此の如く衰微に傾きければ、其の被官朝倉太郎左衛門敏景の如きは、主家を排し、代て越前守護となり、代代功を幕府に立て、益々重く用ゐらるるに至りける。其後幕府令して、日本六十餘州の大名守護の數を定めて、六十六人とせられたれども、陪臣をも其中に數へられたれば、朝倉氏も其數をば漏れざりき。然れど京童は之を重ぜず、手箱はりと異名して嘲笑せりとか。想ふに尾張の織田氏の如きも、亦此類なるべし。

事蹟



室町幕府時代

遠州は今川斯波争奪の地

戸田彈正遠州に亂入

舟方山城

朝比奈泰以凱旋

抑も當時遠州の地は、今川・斯波二家争奪の衝に當り、國侍も自から二派に分れ、其の勢力の消長に依て、反覆常ならず、朝に今川に屬すと雖も、夕に斯波に歸するを保すべからず。中にも秋山・二俣・井伊・奥山、且つは大河内氏の如きは、心常に斯波氏に歸向したれば、間隙ある毎に兵を擧げ、今川氏に抗すること、既に三四回の多きに及びけれども、元來今川家は、當時日出の勢なるに反し、斯波家は夕陽西山に春くが如き時なれば、戦ふごとに敗れて、此の大敗に馴致し、再び起つ能はざるに至りしなり。(宗長手記) 然らば今後、此のまま遠州は全く今川氏に屬せしかといふに、未だ然らざるもの存するなり。當時參州田原の人に、戸田彈正少弼といふ者あり、諏訪信濃守等と謀り、大河内氏の殘黨、及び其他の浪人等を招集し、遠州に闖入し、各地に轉戦しければ、其の擾亂の狀は、毫も前に異なることなきのみかは、戸田彈正の、今川方の城代多末又三郎を討滅し、其の舟方城を奪て、此に據るに及びては、其の騷亂はますます甚だしきものありといふべし。何となれば、駿州全部と、遠州過半とを掠有せる今川氏は、決して之を觀過するものにあざればなり。然はあれど掛川城主朝比奈備中守泰能の叔父泰以は、戸田・諏訪の輩の舟方山城に據り、狂威を逞うすと聞くや、少時も猶豫すべからずとなし、即日兵を率ゐて西上し、濱名湖を越えて、舟方山に迫り、急に撃て城を奪ひ、彼等數輩を誅殺し、勢に乗じて追撃し、遂に奥郡の過半を平定し、軍を整へて凱旋し、旌旗翻翻として歸りし程なれば、遠州は大河内等滅亡後も、尙ほ此の如く騷亂止む時なかりとはいへ、斯波氏は再び興らず、反覆の士も、漸く今川氏に威壓せられ、國人等も其の歸する所を知り、年を経るに従て、今川家に歸服するに至りければ、氏親の武威は、實に東海に冠たるものありき。(應仁後記)

朝比奈泰以

朝比奈泰以は、泰能を補佐すること十年、後見職を解きて駿河に下り、府中の傍に閑居せしが、一朝事あるに臨めば、必ず出でて軍に従へりといふ。

宗長駿河に歸る

掛川城中の八幡宮

○此頃、連歌師宗長、東北行脚を終へて、駿河に歸りしが、草庵の狀を見て、二とせ計りのほどに、此庭も山里の庵も、かつ荒はつる心ちぞすると呷ちけりとなん。青天の下を家とする行脚法師も、且つ人情あればさもあるべし。○此年冬の頃、掛川城主朝比奈泰能の叔父泰以、石清水八幡宮を勸請し、祠を城中に創めしに、柴屋軒宗長これを見て、祝するに發句を以てせり。曰

これや世にこほらぬ流れ石清水

宗長甲州に入り今川勢を救はん

泰以は泰能の後見として八幡宮を迎へて城の鎮としてまで、遠駿二州に對つて、警衛を嚴にせるは、能く留守の任を盡すといふべし。(宗長手記・掛川志稿) ◆十三年正月廿三日、柴屋軒宗長、今川氏親の命を蒙り、甲州に入る。初め氏親武田氏の請に依り、二千騎を派して之を援け、勝山城に據らしむ。然るに此迄謀を通じ、攻守を共にせし甲州の武士等、忽ち心を變じ、來て勝山城を圍みけるに、城兵防守に努むと雖も、外に一兵の援なく、内に糧食の日に減するあれば、長く保つべからざるは、上下の共に憂ふる所なりき。此報の一たび駿河に達するや、氏親また大に驚けども、また他に救援の策なく、氏親咨嗟して目を累ねけるが、昨廿二日、氏親俄に宗長を召し、告げて曰く、「我先に兵二千を遣はし、甲州に往き、勝山城を守らしめしに、國人頗る反きて、交通斷絶し、城中二千人の兵、或は將に襲殺の禍に遭遇せんとす。是豈に坐視する時ならんや、汝幸に風流に志し、交を世外に求め、干戈を被るの懼なければ、往きて彼の國の舊知に就き、道理を説き利



室町幕府時代

宗長甲州

害を示し、速に兵を止め圍を解き、我が二千人の兵をして、生きて故國を踏ましめよ」と、宗長謹で其旨を領し、直ちに旅装を整へ、此日未明駿府を出でて、甲州に向ふ。(宇津山記) ○廿八日、柴屋軒宗長甲州に到り、先づ武田の館に就く、同好の士集り來て、先づ一折の連歌興行あり、宗長

世は春と思ふや霞峯の春 (宇津山記)

宗長駿甲を和す

○三月二日、今川勢二千騎、一騎を損せず、勝山城を出で、隊を整へて歸國の途に上る。宗長法師の功なり。初め宗長氏親の命を蒙り、敵中に在ること五十餘日、事を連歌興行に託し、駿・甲兩軍の間を奔走し、甲に説き乙に談じ、謀を講じ策を運らし、虚實を交へて遊説萬端、殆んど心力を用ひ盡して、此功を收め得たるなり。宗長は、歸途身延山久遠寺に宿しけるが、身延山上人の望に因りて、一首を贈る、

雪こほり山やあらそふ春の水

宗長自から解して曰く、「春來て雪氷我先にと打とけ、流れ出でたる山水のさまにや、下の心は此度の一和の心にや」と。(宇津山記)

此春はやがて、紫野のあらまし心のひまもなかりしに、遠江國の争、去年より出來て、都鄙の道あられば、誠にあらましになりぬ。甲斐國勝山といふ城に、此國より勢をこめられし、いひあはせらるる國人、心がはりして、人の通ひ絶えてつ。正月廿二日匠作より、久知音の國人につきてまかり下り、無爲の事をも申通はずべき由あれば、貴命背き難くて、則廿三日國府を立ちて、云云、五十日におよび、敵味方に様様老心を盡し、まことにいつはりうちまて、三月二日、二千餘人一人の恙もなく退き、歸路に身延といふ法花堂に一宿。寺の上人所望に、雪こほり山やあらそふ春の水

春來て、雪氷我先にと打とけ、流れ出たる山水のさまにや、下の心は此度の一和の心にもや云云。(宇津山記)

北遠亂

溝口兄弟

鈴木中務

○十七日、此頃遠州北部の土豪等、未だ全く今川氏に服せず、竊に志を甲州に通ずる者あり。故に屢、紛擾を生じ、今川氏の制裁を蒙ること少なからざりしが、爰に溝口某といふ兄弟二人あり、共に謀て今川氏に反し、強ひて民の貢獻を收めんとす。村民これを駿府に訴ふ。氏親乃ち書を鈴木中務に與へ、溝口兄弟征伐の事を告げ、以て其心を勵ます。鈴木中務も、亦北遠の土豪なり。氏親の書に曰く、犬井之百姓等、申旨聞分候、所詮溝口兄弟等事、可レ加<sup>ツ</sup>成<sup>ツ</sup>敗<sup>ツ</sup>候間、此時於<sup>テ</sup>致<sup>ス</sup>忠<sup>ニ</sup>節<sup>ヲ</sup>者、一段可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>褒<sup>メ</sup>美<sup>セ</sup>之由、大事其外に可<sup>レ</sup>申<sup>ケ</sup>候也。

三月十七日

鈴木中務とのへ 氏親 (花押)

○五月十三日、駿府城主今川氏親、今日より十九日まで、一七日の間、淺間神社に參籠し、百首の連歌を奉納せり。蓋し氏親茲年四十二歳なれば、其厄を祓はむ祈願の意なるべし。例の連歌師柴屋軒宗長隨へり。

第一の發句、脇

したふとや咲かへる花の遅櫻

氏親

なつをかけたる松のふるなみ

宗長

第二の發句、脇

郭公はつねや花を忘草

宗長

事蹟

六六七



室町幕府時代

はるをしのぶのかつしげる軒

跋

氏

親

六六八

氏親手時修理大夫、ことしは四十二とせの祈のために、當社新宮にして、五月十三日より十九日にいたりて、一七日參籠の内、千句の連歌、はじめの發句、中の第三、はての脇をくはへて、獨吟し侍り、毎句おろかなることにて、神慮はかりがたき物なるべし。おそろしおそろし。  
(駿河志料)  
銚を枕として寝ぬる身を以て、心を無何有の里に遊ばすこと屢なり。英雄果して閑日月あり、氏親は此頃また、惣社へ奉納の和歌あり。

けふよりはさしてぞいのる夏衣しつはた山の神の榊に

(駿河志料)

宗長

○十一月三十日、連歌師宗長、所所行脚して後、柴屋軒に歸り住す。新年を此處に迎ふる心にや、宗長自ら其狀を記していふ。

老のつもりの病にもよほされ驚き、霜月のつごもりに、山家の草庵に乗物にて歸りぬ。つま木求るまかなひなどして、竹の戸ぼそ、柴の垣ゆひなをさせ、庭の霜枯さながら峯の嵐に拂はせ、やうやう心もすむやうにて、老屈をのべ侍り、ここにありてつれつれの程に、福嶋の太郎とていと若き人、おもりかにも霜ふりて、樵夫の跡もみぬ山路尋入て、日くらし心のどかにして、あはれに歸りかてにぞ見えし。仙人にもなど、源氏物語にもかける所ありとなん。門にいでてをくりすとて、君によりあすもや出でて詠めましみ山の雪の跡を名残に

ほどもなくて、返し

尋こしみ山の雪の跡にのみ心とどむる今日のかへるさ

飯尾善六  
耶

都わたりにてだに、かかることは、玉さかにやあらん。なごり思ひやるべし、飯尾善六郎爲清尋來て、閑居のあるじ色もたせ、ひめもすにかたらひ、年の暮の薪を見て、

世の中のうき木つみおきすむ山の心に年の暮やなからん

何かその昔の年の暮ならん庭にうき木を君に見えつつ

彼上人のみし世にも、引かけらるるなさけ淺からず、寶樹院住持冷然をとぶらひて、おほくもたせられ、草庵をき所もなかりし。日の入がたに歸り給しかたじけなきを、昨日ともにありし珠易のかたに、文のはしに、

きのふ見し光にあたる冬枯の人めも草の春の山里

御返し、

人めこそ厭ふにかれめ山里も春の光りの到らざらめや

かやうの贈答は、只折につけたるのみこそあれ、心詞艶にして、しかもことはりありがたければ、障子にをして、起居の吟味、徒然をなくさめ侍り、又ある人に文のつゐでに、年の暮の約ありしを、はしがきに  
年の暮茶炭薪と山の妹とねてのよるよるむつことにして

安元

やがて色もて來りぬ。草庵のだんな安元、歳暮のかずかず、注文に、

事蹟

六六九



室町幕府時代

炭二籠薪廿把つとふたつ大根牛蒡かへしをぞ待  
なににても返しすべき

草の庵かすかず君が心ざしをき所なき年の暮かな

永句とて、大和の長谷寺法師、二三年おりかたらひ侍れば、此山居にもたちいりて、諸共に齋非時をかしぐさま、椎の葉にもる心ちして、かりそめなるやうの面白さ、いつの歳暮にも、まさりてぞ覺ゆる。予既に七句の暮年、恥べきにも猶餘りありや。何となくさしもいでは、老を忘るる活計も、などてなからむ。しかはあれど、酒食にめでゑみさかへ、徘徊見苦しといはむと、身をしり顔の閑居人がまし。無益などのあざけり、いづれかいづれ、さもあらばあれ、すべて老といふこと、四十より十にたる、年しかとなむ云事ありとや。

古き歌に

老らくのこんとしりせば門さしてなしと答へてあはざらましを  
はかなのあらましことや

大方は月をもめでじ是ぞ此つもれば人の老となるもの

老を歎く事、むかしいま、誰かひとしからざらん、田樂のうたひに、

戀しや昔やたちも返へらぬ老のなみ

一ふしものにはあれど、あはれにぞ聞ゆる。老人と名付けて吹いづる事はなけれど、うそ笛にはしかじ

老人笛

の尺八、硯のあたりをさけず、老人といふ二字は、行成の筆の、朗詠の題のなかを、なむりやうにすきうつし、をしての穴のしたに、ゑりいれて侍し、此一管は、山名の霜臺携へ給ひけむ。二管或作阿作、應仁の亂れに、津國池田の陣にして、池田民部承申給し、民部後息三郎五郎所持す。或時、酒の中のたはぶれに懇望せし也。醉さめて後悔せしとや。おとどしの春匠匠作にまいらせをきて、罷りのぼりぬ。執心は吹きもきらず、老人といふ名は、曉をかたらふ友、又一は、ふけば人いとふなるべし。いづれにてもありなん。此十餘年、愚句の中にも、老を思ふ句、百餘句にもすぎぬらんかし。

いとほるる老を身はなどまぢつらむ

ね覺のみさすがに老のしるしにて

あはれ身を老はてぬさきにかへさばや

しばしともたれおしむべき老ならで

中中の心を老かうらみにて

老を人すてがたくてや身もはてん

老はなをあはれむ人をはづかしみ

目も耳も老こそ人はかなしけれ

いたづらに老のみ人のかみにして

老はてつればおいむかたなし

事 蹟



室町幕府時代

老のひがみやなにもたちなむ

ことしとなりての旬に、正月七日に、

七十の春をのみつむ若菜かな

思ひやれわが七十の年のはて

あはれはづかし七十のはて

小侍従八十の年の春に

思ひやれ八十の年の暮なれば

いかばかりかはものかなしき

年ふかからぬ人は、さのみやは、あはれとも思ひいり侍らむ。愁者其吟悲のことはり、心にあらで、ことにいづべきかは、予つたなき下職のものの子ながら、十八にて法師になり、受戒・加行・灌頂などいふ事迄とげ侍し、はたち余りより、國のみだれはいできて、六七年、又遠江國のあらそひ、三ヶ年うち續き、陣屋の塵に交はりしかども、口ばかりには、精進ぐさき、あざみやうの物にてぞをとりし。其後都の靈社、奈良七大寺、高野の奥ゆかしきに、此國の徳をも思はず罷り出で、四十年あまりのほど、宗祇と云し閑人に、なづさへちなみて、連歌の上下といふばかりも聞侍し、彼古人、京城の譽れありて、公武のもてあそび人とありて、八十餘にて過去し侍り、されば我等やうのあやしものまで、晴の御會席にもさし出侍し。前世のちぎりいかなりけむ。此たび京にても、其行衛と思ふ事多かりしなり。此國にありて、ときあらひ衣

遠州亂

宗長の子  
二人

の、かたらひにありありて、子といふもの二人、ひとりはおの子生れしより、安元やしなひにして、出家と定むる。假名を申あたへ、喝食かたち、承施十一歳、めのわらは十三、是も尼になど思ひをきてしを、哀れがる人ありて、ことしの暮、いひ名付とやらんいふ事にて、おとこありとぞ。七句の心やすき、いまはの時には、思をく事露侍らじ。しかはあれど、なにとなく不便にもおほゆる事ありて、

これかれにかけはなるれど哀也子を思ふ闇はいふかひもなし

露の玉のを、もし春の草にも、かかりて侍らば、必ず紫野ゆき、しめの野守ともなりてはてんかし。此一筆は、此山のむかしがたりもよせあれば、都の知人にも、ことづて見せまほしくて、宇津の山とも、いひたくこそは侍れ。又老のうへのみ、いひつづくれれば、老のひがこともやいはめ、いづれにてもあれかし。爾時、永正四年臘月の廿六日、雪中のつれづれ、硯に向ひ侍れど、なすべきことなきあだごとなるべし。なにとなく知音のかよひも、厭ふにはあらで苦しければ、竹の戸ぼそに、壁室と書付ぬりこめ、他人の利口、一咲

右此一冊、匠作傳へて、見給けんかし。彼老人しばらく、預けおかるべきつかひあり。則もたせたぶ。舊友に逢ふ心ちして。(宇津山記)

宗長享祿五年死し、年八十五とあれば、其の七十は永正十四年に在り。而して文中の發句に、七十の春をのみつむ若菜かな……といふ句あれば、其の明年記したるもの如くなれども、永正四年臘月の廿六日云云のことありて、此書の年次詳かならず。暫く宗長歸庵の年次に従て、此に記すのみ。○十二月三日、中山民部

事 蹟



室町幕府時代

本興寺保護  
中山民部  
生心

生心書を本興寺に與へ、武人の殘暴を止む。本興寺は遠州濱名郡鷺津村に在り。武人の暴戻は、未だ止む時を知らがたし。  
當御寺山之事、西東者、限<sub>ニ</sub>谷・古見・方山之分<sub>ヲ</sub>堅成敗可<sub>レ</sub>被<sub>ル</sub>成候、若致<sub>ニ</sub>狼藉<sub>ヲ</sub>者、急度可<sub>レ</sub>被<sub>ル</sub>處<sub>ニ</sub>罪科<sub>ニ</sub>者也。

永正十三年十二月三日

(花押)

(本興寺由緒)

本興寺  
遠州西部  
の狀

◇十四年二月十六日、中山民部、再び書を本興寺に與へ、其の保護を嚴にせり。武人の神社佛閣を侵すことは、已に久しき事なれども、特に遠州の西部は、近ごろ今川・斯波二家の、雄を争ひし地にして、騷擾累年に及びて絶えず、人心自から荒類に屬しければ、今や斯波氏已に敗亡して、土地争奪の争ひは無しと雖も、其の餘孽未だ全く勦滅したるにあらざれば、此等浪人の輩、所在に出沒して、寺社を侵し、民財を掠むる者少なからず。有力なる武人の保護を仰ぐにあらざれば、一日も安然たる能はざるは、獨り此の本興寺に止まらざるなり。

當御寺無縁所之事候、自然家來之者、就<sub>ニ</sub>無案内<sub>ニ</sub>兎角申儀候者、直に可<sub>レ</sub>蒙<sub>ル</sub>仰候、可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>其成敗<sub>ヲ</sub>者也、仍<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

永正十四年二月十六日

(花押)

(本興寺由緒)

八幡宮修復

○五月廿八日、駿河國有渡郡八幡村八幡宮を修復す。國守今川修理大夫氏親の、命じて爲さしむる所なり。棟札の今に存するを見れば、初行に、奉<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>遷駿河有度郡八幡大菩薩<sub>ニ</sub>再興一字と書し、二行は、高く廣目

天王、低く增長天王、三行は、二行より一字高く、聖主天中天迦陵頻伽聲哀<sub>ニ</sub>愍衆生<sub>ニ</sub>者、我等今敬禮、四行は五行と同じ並に高く、持國天王、低く多聞天王と書し、次行に、永正拾四<sub>ニ</sub>年五月廿八日とし、次に低く三行に、大工十郎兵衛藤原清正・鍛冶山田藤左衛門盛吉・神主文屋親高と列記し、次に年號と同じ高に修理太夫源氏親とし、其下より横に、福嶋三郎右衛門尉盛助、齋藤加賀守藤原安元・福嶋豊後守平春久と列記し、次行低く、禰宜平吉久……と、七行に記し、左方に、御目代平氏爲と記したり。(社記)○八月二十七日、遠州荒井の二宮神社を、中之郷釜崎に移し祀る。舊址は、宮後といふ所にあり。此神は、昔一條天皇の長徳元年三月朔日、袋に入て、大和國より飛來し給へりといふ、奇しき口碑存する神なり。中山生心入道といふは、世系詳ならざれども、當時、この地方の領主にて、鷺津村本興寺にも、保護の制札を下渡したることあれど、此宮の移轉も、亦この人の力に依るなり。但し此宮の棟札に、永正十五年戌八月二十七日奉造とあるを見れば、年次に相違あり。尙能く考ふべし。○久しく亂れ續きたる遠州も、漸く靜に赴きけり。宣胤記に云ふ、道賢使を以て云ふ、遠江合戦落去、大河内父子切腹、今川歸國の由聞及云云と。◇十五年正月九日、伊豆國八丈嶋噴火す。是より噴火數年に渡りて滅せず。嶋人は傳へて神火となす。或云、嶋中の西山は、此時噴出せし山なりと。世に八丈富士と稱するは即ち此山なり。(豆州志稿・海鳴志・自濱社記)然れども八丈富士に就いては、一の傳説ありて、いとも事ふりたれば、此時の噴出とは定めがたきにや。

古へ未だ伊豆の天城山なき程のことぞ。此の八丈のを妹とし、下田(岩山)のを中とし、駿河のを姉として、三の富士ありて、姉妹なりしが、中なる富士の、容姿すぐれて美しかりしに反し、姉なる富士の、際たちて醜かりしにより、

事蹟

六七五



室町幕府時代

自ら妬みの心生じて抑へがたく、下田の妹には、生涯顔を合すまじとて、駿河と下田との間に、一の屏風を立てけるが、此の屏風こそ、實に今の天城山なれ。さりや此の屏風出来たる後は、哀むべし奥伊豆の人人は、何處からも、駿河の富士を見る能はずなりぬ。されど伊豆の人人は、なほ忍ぶべし、最も憾みに堪へざるは、八丈富士にして、二人の姉のいささつにて、己まで終生姉の顔見る能はざるは、何たることぞ、波路はるかに離れて居るものから、二人の仲和らげて、早く隔ての屏風取拂はばやと、日夜心を苦むれども、未だその術なく、詮なく徒に日を暮らしつつありとぞ。(日本傳説・口碑)

僧洞夷

○二月八日、遠州周智郡の人、僧洞夷寂す。洞夷は、父母の佛に禱て孕む所なりと云ふ。永享六年二月生れ、生れて後七日、異僧あり、來て梅花一枝を以て、夷に與ふ。夷笑て之を採れば、僧は忽ち隠れて見えす。花も亦鳥有と化せり。而して室中は異香滿ちて、花のあるに異ならず。夷二歳の春、父に就て彼の華を求むれば、父驚異して曰く、「是れ何の華ぞ」と。夷曰く、「祖師賜ふ所の華なり」と。幼より群童と戯れず。僧に逢へば則ち之を敬し、佛器を見れば則ち把玩す。文安二年、僧靈岳偶、其家に息ひ、夷の骨相奇秀なるを見、父母に請ひて之を携へ、寺に歸て薙髮す。長ずるに及で遊方し、諸老宿に歴參し、臨濟の宗旨を極め、一夜定中神人を見しに、儀容殊異なり。告げて曰く、「我大洞祖師の遺命を奉じ、公を護すること日夜怠らず」と。言訖て隱る。夷明且徑に遠州に走り、先づ秋葉山に上りて、神恩を謝し、次に大洞に上りて、祖塔に謝し、囑堂智公に參し、五位の旨決を決擇し、其の大意を得、辭し去て靈岳を省す。岳時に病革まりけるが、夷に謂て曰く、「吾が滅後、月泉に依止して、祖燈を續げ」と、因て月に至りて鞠躬し、遂に印可を蒙る。初め野口の寶積寺に住せしに、歸僧甚だ多し。縣令道永其寺を見て、狹隘にして衆を容るるに足らずとなし、乃ち大

朝比奈泰以卒

に梵刹を營み、師を移して開法せしめ、寺を福巖と改め、山を大叢と號し、月泉を以て開山始祖とす。明應の歲、越前龍澤寺の請に應じて之に赴き、一周にして歸る。道永夷の肖像を繪き贊を需む。此日門人を集めて遺戒し了り、滝然として化す。年八十五。○八月三日、朝比奈十郎泰以卒す。泰以は掛川城主泰熙の弟にして、泰熙の死後、能く其の幼子を補翼し、其父の業を失墜せしめず、却て掛川の威勢を張りたるは、泰以の力多きに居る。泰熙の子泰能成長の後は、其の後見職を解き、自から退きて駿河國國府の傍に閑居せしが、此に至て卒す。法名を長源院殿儀天宗威大居士と號し、有渡郡沓谷村、大森山長源院に葬る。墳墓は即ち此寺に在り。○十三日、北條早雲相州三浦城を陥れ、城主三浦荒次郎を滅し、其首を伊豆國修善寺に葬る。(豆相記) 三浦荒次郎は、彈正少弼義意と稱し、父は陸奥守從四位下平義同、法名を道寸と號せし人にして、父子共に武勇の名高き人なり。早雲小田原城に據るに及で、挑戰すること歴歲、未だ雌雄を決する能はず。三浦は、每歲六七月の頃、兵を出して小田原に攻入り、退去する時は、必ず馬生河の邊に風し、士卒は游泳して涼を納れ、汗馬は水に浴して其足を休め、然る後悠悠として歸るを例とせしが、早雲は之を見れども、敢て争はんとせず。師を横へ兵を隱し、恐怖して戰ふ能はざるが如きこと數年、三浦の士卒等ますます傲り、傍若無人の舉動をすることも少なからず。一年、三浦の兵等また至て小田原を攻め、市街村落を焼き、田畠穀菜を荒すこと少なからず。然れども早雲は尙ほ未だ是を防ぐことをせず、其の爲すに任せて拒みもせず、唯僅に羸兵を遣はして防がしむるのみ。是を以て、三浦の師はいよいよ之を侮り、小田原の兵至るとも意に介せず、常の如く彼の河邊に至り、宴安自から樂めり。早雲は之を見て以て機熟すとなし、潛に輕兵を發し、

三浦荒次郎の首を修善寺に葬る

事蹟



間道より馳せて之を襲はしめしに、其勢恰も脱兎の如くなりき。三浦の兵は愕然爲す所を知らず、矛戟を捨て弓矢を忘れ、ただ馬に鞭ちて敗北四散せるが、三浦の兵は、是より敗兆を現はし、戦ふごとに敗績し、兵勢漸くに衰へ、終に荒井城に嬰りて死守するに至りぬ。荒井城は廿町四方の城廓にして、三方海に面し、東方僅に二十間許り、陸に接するのみなるに、此にまた深濠を穿ちたれば、唯是れ要害堅固の嶋城と謂ふべきなり。而して道寸父子智勇兼備の剛將を以て、是を守りたれば、寔に天下に敵なしと云べし。然れども道寸父子は、數度の戦に士卒を失ふこと多く、籠城已に三年に及びければ、千駄矢倉の糧食も盡きて、餘す所幾何もなし。此頃、上杉朝興來り援くと雖も、功なくして徒に歸還するに及では、上下大に沮喪し、城中ますます窮困して、策の施すべきなし。諸將或は海に航して上總に走り、再舉を謀らんと勸むる者ありしが、道寸聽かずして曰く、「吾嘗て弑逆の罪を犯せば、日月の照らす處は、何處に至るとも身を措く所なかるべし。然らば今何處に逃れて滅亡せんとはする。縦ひ不義の屍骸なりとも、祖先の地に埋むるの心安きに若かざるなり」と、心已に固く決するもの如し。依て宴を張て、將士を饗し別をなす。道寸杯を控ふれば、佐保田河内守之を見て、君か代は千代に八千代と譎ひけるに、荒次郎これに興じけん、自から扇を取り、舞ひ且つ譎ていふ、

君か代は千代に八千代もよしやただうつつのうちの夢のたはぶれ

是より君臣上下相雜り、悲歌慷慨に時の移るを知らず。既にして道寸令して、士卒を散じ城を逃れしめんとせしが、逃れんとする者は一人もなく、皆な城を枕にして死せんと請ふ。因て門を開いて討て出づるに、道

寸團扇を取て戒めて曰く、「今日こそは正に是れ最後の戦なれ、父討たるとも子助くる勿れ。主討たるとも從者救ふ勿れ。刀折れ矢盡くる時は、則ち自から死すべき時と知れ」と。衆これに勵されて、屍を越え血を踏み戦へば、道寸も團扇を取て、東西に馳せて指揮するに、忽ち一人の士あり、自から神谷雅樂頭と名告り、馳せ至て道寸に馬を並べ、馬上より兩手を伸べて相組む。道寸は聞ゆる大力なれば、物ともせず、「汝は稱すべき武士にもあるかな、好し、吾に先だつて黄泉に到り、吾が爲に閻羅に請ふ所あれ」と、鞍の前輪に挿して、頸打切つて捨ててけり。荒次郎は家重代の正宗の刀、五尺八寸を抜き持つて、呻き叫びて馳せ廻るに、其状恰も鬼神にも似たるなり。此處へ詰め、彼處へ攻め、拂ひ切り、追懸け切り、袈裟懸け、瓜切り、横手切り、唐竹割りなど、當るに任せて切廻れば、敵は四方に逃げ散りて、逆ふ者は無かりけり。暫くにして兩軍の死傷甚だしく、骸は積みて山を成し、血は流れて川を成し、原草變じて紅となれば、城兵の死する者も亦少なからず。生殘る輩、また多くは互に刺して死しければ、生きて城に還り來たるは、僅に七十五人には過ぎざりき。而して是又同じく相刺して果つるを見、荒次郎は、慨然として道寸に對つて曰く、「大事已に去る、請ふ速に自殺せよ、兒獨り止つて、君父の爲に吊戦し、有らん限りの敵を斬盡し、尸は苔の下に埋むとも、名は雲の上に上げでやは」と、道寸は常に和歌を好みければ、今荒次郎の諫に従ひて、自殺せんとするに臨むも、尙ほ一首を止めけり。

うつものも討たる者もかはらけよくだけて後はもとのつちくれ

三浦荒次郎討死

荒次郎は、廿一歳の壯年にして、武勇衆に超えて、身體強剛、長七尺五寸ありて、手足の筋骨逞しく、眼血走



室町幕府時代

つて黒髭を生じ、脊力八十五人を兼ねたりといふが、今は最後の合戦ぞと、甲斐甲斐しくも鎧ひたり。甲冑は、鐵を鍛へて厚さ二分のべたるを帯び、あら椶の一丈二尺に筒切りたるを、八角に削り、筋かねのわたしたるを軽く提げ、獨り門外に搖ぎ出でたる様は、夜叉羅刹にも似たるに、其の呻き叫ぶ聲は、獅虎の咆哮にも譬へつべく、實に大山も崩れて海に入り、坤軸も折れて深く沈まんと怪まるる計りなり。敵も怖れて向ふ者なければ、追ひ詰めて撃つに、縦に打たれて、甲の頂微塵に碎け、頭、胴中に凹入りて死する者あり。横に拂はれて、足なき胴の轉轉たる者あり。凡そ一打に、五人十人倒るれば、暫くにして、棒に觸れて死する者、五百餘人、屍、縦横に亂れて、足の踏む所なし。荒次郎は、戦ふに敵なければ、是までぞと、自から刎ねて死せしに、首は地に落ちたれども、顔色は未だ變ぜず、眼尻は逆に裂け、髭は針を磨りたるが如く、切齒して怒れる眼の光は、百鍊の鏡に、血を灑げるに異ならず。其の犍猛なる顔貌は、一たび見るも心は憚亂すべし。況や二たび見るをや、勇も不勇も恐れて近かざれば、其屍を收むる人もなし。此に於て有驗の貴僧高僧を請うて、之を咒せしめければ、各、心を盡し、大法祕法を修めて念じけれども、毫も其驗あることなく、人人ますます奇異の念に堪へず、唯、恐怖の思を益すのみなれば、更に相州總世寺の住職、忠室禪師を迎へて之を度せしむ。禪師至る。乃ち祈念して、一首の和歌を薦めて曰く、

うつつにも夢にもしらぬ一ねふりうきよのひまをあげぼの空

荒井の怪

即ち威を振つて一喝しければ、死屍聲に應じて脱落し、炯眼忽ち閉ぢて、常の屍に異ならず。因て之を豆州に送り、修善寺に葬らしむ。世に稱す、三浦荒次郎奮闘激戦し、終に討死したる所は、凡そ方百間もあるべきが、今に至て尙ほ田畠を開かず、秣草を刈らず、牛馬も其中に入て草を食めば即ち死す。故に野獸も能く其祟を知つて、其中に入ることなければ、青草常に茫茫として、坐るに悽慘の情に堪へざるものあるなり。後世の武士、往て荒井城を見る者は、皆な以謂らく、「道寸父子は名譽の武士なり、一禮せずんばあるべからず」と、中の大手、古堀の外にて下馬し、禮敬するを常とすといふ。抑も、此の合戦は、七月十一日なりしが、今も七月十一日には、毎年新井城に雲霧おほひて、日光も爲に暗憺たり。暫くにして、東北と西南との兩方より、電光閃閃として發射し、漸く進みて兩光入り亂るる頃、強風起て猛火を煽し、電光亂射の中に、兵馬憤争の狀を現し、天鳴り地動き、腥風原草を靡かして、須臾も止まるべからず。然れば此の古墳の邊には、人家一もあることなく、一里餘を距り、始めて村落を見ると。尙ほ茲に一の怪あり。道寸父子の討死は、茲年七月十一日の寅刻なりしが、早雲の裔、北條氏政の自殺も、天正十八年庚寅の年、七月十一日寅刻なりければ、七十三年に當て、年月日時の違はざるは、寔に因果の理りに漏れずと、人人奇異の感を爲せりとぞ。

西大山村  
大山寺

◇十六年正月十一日、駿河國主今川氏親、遠州敷知郡西大山村大山寺へ、山林原野を寄附す。

六坊山林野原

永正十六年己卯年正月十一日

修理 大夫 (花押)

勝方法印

(見聞録)

北條早雲  
卒

○八月十五日、葦山城主北條早雲卒す。(野史・鎌倉九代後記・五代記) 早雲は、明應中小田原城を陥れて、此に居守し、大業を成さんとせしが、未だ成らざるに、年已に老いたれば、子氏綱をして代り守らしめ、自から

事蹟



伊豆國韮山城に歸り住し、此に至て卒す。年八十八。(武徳編年集成・五代記) 修善寺に火葬し、(關八州古戦録) 遺骨を相州早雲寺に藏む。遺命に従ふなり。法名は早雲寺殿天岳瑞公大居士。(早雲寺墓銘・鹽尻) 氏綱後を繼ぎ、英武父に劣らず、武總を畧して地を廣め、武威を張て八州を靡け、以て其子氏康より氏政、氏直に傳ふ。早雲嘗て妻田八郎を攻めしことあり、敗走して逃げ歸りしが、今一たび返戦せざるべからずと、酒を諸卒に與へて鼓舞し、返て八郎を襲ひ、終に之を斬る。時たまたま朧月の末なりければ、八郎戦ひには勝ちたり、月は朧にて閑なり、何れも郷に還て越年せよとて、士卒を散遣しければ、早雲其隙を窺て、還攻めたるなりと、早雲の策戰概ね此の如し。(豆州志稿・北條盛衰記)

伊勢長氏系譜云、北條四郎時政十世之孫裔、平時行(相模次郎)行氏・時益・行長・長氏(始伊勢新九郎、後北條早雲入道、母伊勢備中守興國女)天性雄略、英才拔衆、爰長氏率五百餘騎、襲豆州堀越之館、遂放火城中、城兵或戰死、或脱出、而城頓潰、堀越殿茶丸自殺。爾來長氏、領豆州、居韮山城、改舊姓、稱北條氏、明應三年、長氏攻小田原城、拔之、同國之將、松田左衛門尉頼重、早速降長氏、勢威日熾、永正十六年八月十五日卒。春秋八十七

早雲の逸事

馬盗人

盲人の間諜

金穀貯蓄限三代

○一年小田原にて馬盗人を捕へ、之を早雲の前に出だすものあり。賊曰、「某正に馬を盗む。敢て言を左右して罪を飾らず。抑も彼の國を盗みたる人をば、如何せんとするか」と、因て早雲を指す。早雲之を見て曰く「彼の奴量あり」と、之を免す。○早雲嘗て曰く、「盲人は無用の者なり」と、小田原領内の盲法師を搦め捕て、海に沈めんとせしかば、盲人みな四方に遁逃せり。而して其實は、其中を選びて、潛に間諜に用ひしなりとぞ。○早雲嘗て曰く、「金穀を蓄積するの要あるは、吾より後三代までの事なり。三代目には必ず上杉滅びて、吾が子孫の、關東を併合することは疑ふべからず、然れば四代目には、國數の餘慶を以て、支配するものなれば、強ひて金銀を蓄ふるに及ばず、然らば吾より二代の間、侍扶持の事、二十以前、七十以後は、大小ともに、吾が蓄へ置く金銀を以て、切符に宛つべし、老若ともに、粗忽に知行を與へ、或は隱居、或は死亡せし後の知行を、其子に與へずして、取揚ぐれば、何と能き様に言ても、心中には怨みあり、楮又心も知らぬ若者は、後に何たる癡者にならんも知れず、夫を穿鑿なしに、知行宛行ひ、度度過ちあるに及び、其の領地を取揚ぐれば、其者計りに限らず、一族親戚の、用に立つ者まで、怨みに思ふなり。去ればとて、虚氣者に知行遣はし、其儘置けば、此の家中には、何たる馬鹿も、無差と知行を取るぞと心得て、若者共、行儀不嗜に成るものなり。左ありとて、又我家中の者共を、老若ともに他所へ越さすべからず、兎角老若は、切符を以て扶持すべし。情上杉家を視るに、今より後は、家の良き作法を、一代に五條、十條づつ取失ひ、末には全く取失ふべし。我が相摸へ發向せしは、兩上杉の取合を始むるを見て、其隙に乗じて、小田原を乗取りたり。其後數年、彼家を視るに、次第次第に作法衰へ行く、作法衰ふるとても、簡様なる大家は、即時に破れぬものなり。譬へば癰疔の如し、二十年も催さねば、膿は出でぬものなり。左様に催す故、破れてよりは癒え兼ねるなり。只其如上杉家、良き作法悪く成りて後、彼家破るること、大方我より三代目と覺ゆるなり。苟も兩上杉さへ中惡くば、我が子孫は居ながら繁昌すべし」と、言はれけり。果して其言の如し。

○早雲嘗て六韜三畧を聞かんと欲し、僧を召して之を讀ましめしに、中にいふあり、曰く、「夫主將之法務、攬英雄之心」と、早雲急に止めて曰く、「吾已に之を得たり、餘は聞くを要せず」と、復た讀ましめず。(野史) 早雲始終の所爲を見るに、唯この一句より生じ來たるを見る。韮山を奪ふも、小田原を奪ふも、武勇を以て

早雲三略を讀む



室町幕府時代

人者影勤  
爲肝要  
早雲廿一  
條の戒

得たるにあらざるなり。(北條五代記・日本外史)○早雲曰く、「人は影の勤といふこと肝要なり」と。○早雲嘗て若き人の爲にとて、廿一條の教を述ぶ。第一、佛神を信じ申すべきこと。第二、朝に早く起き、第三、夕には五つ以前に寝定まるべし。寅の刻に起き、行水拜みし、身の行儀を整へ、其日の用所、妻子家來の者に申付け、楮六つ以前に出仕すべし。第四、手水を使はぬ前に、廁より厩、庭・門外まで見廻り、先づ掃除すべき所を、似合の者に言付け、手水早く遣ふべし。第五、拜みをする事、身の行なり。第六、刀、衣裳、人の如く結構にあるべしと思ふべからず。見苦敷なくばと心得べし。第七出仕の時は申に及ばず、宿所に在るべしと思ふとも、髪をば早く結ぶべし。第八、出仕の時、無差と御前へ参るべからず。第九、仰出さるる事あらば、遠くに伺候申たりとも、先づ早く唯と御返事を申し、頓に御前に参り、御側へ匍匐寄り、謹みて承はるべし。第十、御通にて、物語杯する人の邊りに居るべからず。傍へ寄るべし。第十一、數多交はりて、事勿れと云ふことあり、何事も人に任すべきなり。第十二、少しの間あらば、物の本、文字あるものを懐に入れ、常に人目を忍び見るべし。第十三、宿老御縁に伺候の時、腰を少し折りて、手を突き通るべし。第十四、上下萬民に對し、一言半句、虚言を申すべからず。第十五、歌道なき人は、無手に賤し、學ぶべし。第十六、奉公の隙には、馬に乗り習ふべし。下地を達者に乗り習ひて、用の手綱以下は、稽古すべきなり。第十七、良友を求むべきは、手習・學問の友なり。悪友を除くべきは、碁・槩棋・笛・尺八の友なり。第十八、宿に歸らば、厩表より裏へ廻り、四壁狗糞を塞ぎ拵ふべし。第十九、夕夕六つ時に門をはたとたて、人の出入に依て開閉すべし。第二十、臺所中居の火の廻り、夕夕我と見廻り、堅く申付くべし。第廿一、文を左にし武を右

今川氏親  
賞せらる

にするは古の法、兼ねて備へずんばあるべからず。○十一月三日、駿河守護職今川修理大夫氏親、馬を幕府に獻す。將軍内書を賜うて賞せらる。

馬二匹(鹿毛鹿毛駁)到來、神妙候、殊見事秘藏候、仍太刀一振(守家)遣候也。

十一月三日

今川修理大夫とのへ

又太刀黄金を獻じ、内書を賜はる。

爲當年之禮、太刀一腰、黄金拾兩、到來、悦喜候也。

十一月三日

今川修理大夫とのへ

(後鑑・御内書案)

平川村青  
龍院  
高栖寺住  
職玉菴  
濱名の蘭

○此歳、今川修理大夫氏親、遠江國城飼郡下平川村青龍院に、寺田二町歩を寄附し、黒印の符を賜ふ。(遠江風土記傳)○引佐郡大谷村、高栖寺の住職玉菴和尚は、備後の人なり。同國名産の蘭苗を携へ來つて、釜中に試植せしに、發育頗る善く、苗を頒ちて植ゑしめければ、人競つて培養し、遂に土地産物の首位を占むるに至れりと云ふ。高栖寺は、釜中にある臨濟宗の寺にして、虎洞山と號し、建武元年、佛海禪師一峯明一和尚の開起なり。山谷幽邃なる所に墓石あり、苔滑にして、坐ろに千古を忍ぶに似たり。(寺傳)◇十七年正月十三日、征夷大將軍足利義植、書を今川氏親に賜ひ、氏親の使者を遣はし、南征の師を勞せしを賞せらる。先是、大内義興京師に在て、費用支へざるを以て國に歸り、細川高國代て管領となり、政を專にせしが、細川

事 蹟



室町幕府時代

澄元之を聞き、三好元長と兵を合し、高國を攝津に攻めて大に之を敗る。蓋し氏親特に使者を遣はして、其勝を賀せしなり。

就<sub>キ</sub>澄元攝州出張之儀<sub>ニ</sub>飛脚到來、尤<sub>モ</sub>神妙候也。

正月十三日

今川修理大夫どのへ

(後鑑・御内書案)

安養寺

○五月、遠州佐野郡山口村、安養寺の檀越四郎右衛門、同五郎孫等二人、鐘を鑄て其の鎮守白山社に獻す。安養寺は、寺家村の山腹に在り。昔者天龍寺の夢想國師、暫く此寺に寓居せしことさへありといふ。名高き大寺なりしが、今は衰廢して小庵となれり。然れども寺號の移りて村名となり、今に存するを見れば、此村は、蓋し此寺の香花料なりしならん。村は今山間に在りて、極めて小村なり。鐘銘に云、

遠州佐野郡山口嶋瀧郷、安養寺白山之鐘

永正十七年庚子五月吉日

旦那 四郎 右衛門

同 五郎 孫

最勝院

銘に鐘といふと雖も、其實は罅口なり。(掛川志稿) ○八月廿八日、小田原城主北條氏綱、制札を豆州宮上村の最勝院に與へて、武人の横暴を防がしむ。

右大見郷之内、最勝院寺中之事、竹木以下不可<sub>レ</sub>剪<sub>レ</sub>之、若押<sub>レ</sub>而切<sub>レ</sub>者有<sub>レ</sub>之者、從<sub>レ</sub>寺家可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>注進<sub>ニ</sub>堅可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>罪科<sub>ニ</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件。

永正十七年八月廿八日

氏 綱 (也)

此寺の本堂に、愛宕山火防宮大權現を安置せり。最勝院の開山を、吾寶といふ。吾寶說法することに、二天狗あり、毎に來て聽聞せしが、遂に順化せり。是れ之を祀る所なりといふ。

愛宕山火防宮大權現

開祖吾寶、每<sub>ニ</sub>說法<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>二皓首翁<sub>ニ</sub>、隨<sub>テ</sub>衆聽<sub>レ</sub>法、一日召<sub>ニ</sub>二翁<sub>ニ</sub>云、公等何人住<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>何處<sub>ニ</sub>、二翁云、某甲<sub>ハ</sub>非<sub>レ</sub>人、大小<sub>ニ</sub>二天狗也。久住<sub>ニ</sub>此山中<sub>ニ</sub>今值<sub>ニ</sub>此山成<sub>ニ</sub>佛道場<sub>ニ</sub>不堪<sub>ニ</sub>慶幸<sub>ニ</sub>願<sub>レ</sub>就<sub>レ</sub>師受<sub>ニ</sub>佛祖正傳<sub>ニ</sub>菩薩戒<sub>ニ</sub>之、血脈<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>脫<sub>ニ</sub>苦痛<sub>ニ</sub>師云、恁麼、則明日來、二翁喜而去、明日果來、師爲授<sub>ニ</sub>菩薩戒<sub>ニ</sub>授<sub>ニ</sub>了道號<sub>ニ</sub>稱<sub>ニ</sub>大天狗洲白庵主、小天狗傳中居士、二翁頂戴奉持云、法恩甚深、依<sub>レ</sub>此永依<sub>ニ</sub>棲當山<sub>ニ</sub>普消<sub>ニ</sub>除<sub>ニ</sub>諸難<sub>ニ</sub>就<sub>レ</sub>中、守<sub>ニ</sub>護<sub>ニ</sub>病難<sub>ニ</sub>火難<sub>ニ</sub>水難<sub>ニ</sub>言訖入<sub>レ</sub>山去。

是即ち火防宮大權現なり。時に吾寶更に二翁に向つて、此地、甚だ乾燥して水に乏し、如何せば可ならんと言ひけるに、其夜俄に溪谷に聲あり、清水混混として流れ來しが、是より再び水に乏しきことなしといふ。

此寺には、今も般若の寶札を藏せるが、是れこの天狗の、指の爪をもて彫刻せしものと傳ふ。(緣起) ○此秋、

美濃國齋藤龍興の三男、和泉守良孝といふ者あり、年若くして僧となり、諸國を行脚して廻りけるが、此頃伊豆國に至り、池村の廢寺福泉寺の惡魔を退治し、遂に此寺を再興し、中興開山となる。

福泉寺

世に傳ふ良孝伊豆に至り、暫く留錫せんと欲して、閑居の地を求めけるに、池村の山奥に、福泉寺といふ寺あり、常に住職なく、偶あるも忽ち失せて、影なだに止めず。遠近久しく怪みて、物の不思議にこそは思ひつれ、未だ誰あつて、其の正體を見届けたる者もなく、又見届けんとしてせし者もなく、今も依然として無住にてありければ、村人どもつ

事蹟



室町幕府時代

ばらに、落もなく其由を語り出でけるに、良孝聽き畢つて、村人等に打向ひ、我已に一身をもて、佛道に捧ぐるうへは、別に恐るることもなく、又之が爲にたとひ一命を失ふとも、聊か悔ゆる所なかるべし、いでや、我今夜その實否を見定むべし、苦しからずば、今より其の福泉寺とやらんへ、案内せられよ、力の限り救世の術を盡してんと申しければ、村人等大よびよるこび、數多打連れ、福泉寺の門前まで、しるべして歸りけるが、後は村中の噂となりて、或は彼僧、正體を見届くべしといふ者あり、或は否否、同じく前車の轍に陥りて、よも歸ることはあるまじと云ふ者もあり、とりどりの噂の中に、睡りもなさて、夜の明くるを運しと、待ちわぶる族もありきとかや。此方は良孝、村人等に別れて後、獨り門内に入りて見るに、さすがに長く人住まぬ山寺だけありて、庭も間垣も荒れまさり、戸羽目の破れたる中には、陰氣たなびきて腥く、聞きしに勝る淋しさなれども、兼て覺悟のうへの事といひ、且は生死を一にする、法體の身にすれば、露怖るる事もなく、旅の包をときて、夜のいそぎをとのへて、安居しける。夜は稍稍に深けゆきて、丑三ツの頃と思はしき折しも、一陣の腥風、さつと吹き至るよと思ふ一刹那、大きな牛の呻きの一聲聞ゆるものかな。其音心肝に徹しければ、徐ろに立ちて、戸を開き見るに、一頭の赤牛の立てるなりけり。何物ぞ、何事あつて來たるかと問へば、牛また呻く、因て又曰く、汝獸體を以てしては、心事通じ難し、佛性あらば、須く口言耳聞の身と化り來るべし、我汝に語る所あるべしと。牛乃ち消え去る、去て後少時、二少女來つて良孝の前に蹲る。良孝問うて曰く、汝等何が爲に來ると、二女容を改めて曰く、妾は此なる池の中に、千年以前より、住みつるものなれども、不幸にして、未だ佛道の功德に浴する能はれば、未だ佛法の難有をも知らず、是こそ寔に妾等が長き間の憾なれば、如何で聽かざらんと、此寺の住僧あれば、住僧に就きて聽かましく思ひ、一夜泊の行脚御座すれば、行脚に就きて聽かましく思ひ、是まで幾度となく手を盡したれど、身の醜きが爲にや、人ごとに親む心は露ばかりもなく、怪み惡むのあまり、妾等に害を與へんする者ばかりなり。我等も、徒に手を束れて死するに忍びず、力の限り逆らへば、毎に妾等が勝とこそはなりぬれ。然るに御坊は、高德の御方にて、妾等を憐みたまふこと深し、あはれ速に妾等を救ひたまへと、因て良孝は、三歸戒を授けた

龍溪院

るうへ、説法して聞かせければ、二少女は恭しく禮拜して去りける。やがて夜も明けぬれば、福泉寺を出でて歸るに、村民等已に集り居て、其の生きて還るを見、大に悦び、且つは其の高徳を感じ、請うて此寺の再興開山とす。今の龍溪院是なり。さて彼の赤牛も、良孝の徳に化して成佛し、護法一龍八王大美神と稱し、永へに此寺に祭らるとぞ。(龍溪院由來記)

瑞雲院

○十月廿三日、遠州周智郡秋葉山瑞雲院二世・助岑祥佐和尚寂す。今も寺に其の遺像あり。和尚は、飯田村崇信寺五世にして、又大鳥居村藏雲院の開山たり。藏雲院は松岩山と號し、同郡大鳥居村寺澤に在りて、天方城主山内山城守の開基なり。山城守は、飯田城主山内對馬守道美公の孫にして、法名を藏雲院殿明室道分大居士といふ。是れ寺號の因て生ずる所以なるか。而して此寺にも、和尚の遺像存せりといふ。(掛川志稿) ◆

山内對馬守

阿藏村九淵寺

十八年正月廿八日、駿河國主今川氏親令して、遠江國豊田郡阿藏谷に制札を立て、武人の壇に蹂躪するを禁ぜしむ。阿藏村は、雲谷山九淵寺の領なるを以てなり。九淵寺は、二俣近江守昌長の開基なり。初め昌長の二俣城主となるや、伽藍を阿藏村に建立し、雲谷山九淵寺と號し、駿河國阿倍郡慈悲尾村増善寺三世、櫻林惠橋和尚を迎へて開山とす。惠橋和尚は、遠州高尾の崇芝和尚の高足、辰應性寅の法嗣なり。昌長、法名を政延寺殿寂應自空庵主といふ。蓋し寺號はこれに取るか。(遠江風土記傳) ○三月、從三位正親町三條公兄、駿河より京師に還り、再び參議に任じ、左中將備前權守を兼ね、正三位權中納言に進めらる。公兄は、三條實望の子にして、母は今川氏、永正十八年五月廿三日駿河に下り、父母に侍すること十年、此に至て、京に歸る。公兄駿河に在ること凡そ二十三年、宗長と深く交られけるにや。享祿三年、公兄妻を亡はれし時、宗

三條君兄

事蹟



室町幕府時代

長

三條殿御方簾中、日頃煩はせ給ひて、亡くならせ給へる夕に、参りて、

宗長

露けさは柳の目にもこぼれつつ亡ききみ戀ふる花の春風

又大永五年九月、宗長「七十八九盡」といふことを題として、和歌を廣く求めたることありしが、時に公兄卿

老らくのかくてふ宿を長月や今日いくかへり賤の芋手卷

此年また、公兄卿の邸に、月次會ありし時に、宗長

大永五年三條殿御方、御月次に、

ほととぎすまことを今日は初音かな

(宗長手記)

又宗長日記を見れば、享祿三年六月の處に、斯うもあるなり

小原兵庫助、昨日山居被尋、食籠一瓶、翌日三條殿御供、河原は水深く、山を歩行にて御尋、種種持せられ、山賤やうのものおどろかし侍り。御物語に日を暮されて、御歸のあした、

山里は風より外のたまさかの訪ふ人かへる日暮しの里

豊田八幡宮

妙昌山長  
久寺  
日想

斯くてこそ風流の交とはいふべけれ。○此頃、駿河國主今川氏親、駿河國豊田八幡宮本殿を再築す。此宮は、應神天皇を祭神とす。本社は南面して、背後に小丘を負ひ、山王社・若宮八幡・廳之宮等の末社は、其の丘上に在り。毎歲八月十三日、例祭を行ひ、氏子より角力の技を奉納するを例とす。而して其地府中に接近せるを以て、賽人殊に多しといふ。○日蓮派の僧日想、伊豆國利嶋に伽藍を創め、妙昌山長久寺と稱す。(豆州志稿)

稿) ○八月廿三日、大永と改元あり。

(大正九年五月二日脱稿)

土方城主  
福嶋正成

◇大永元年、遠州土方城主福嶋上總介正成、駿遠の勢、歩騎一萬五千人を率ゐて、甲州に到り、甲州の守護武田信虎と、西郡飯田河原に戦ひ、奮戦苦闘の後、軍敗れて討死す。正成は、左馬頭源頼國十七世の孫、福嶋左近將監基宗の後裔なりといふ。正成性豪勇にして、其名隣國に響けるを、此役信虎一戦して之を敗りたれば、信虎の喜悅、言ふべからざるものありしが、此日たまたま石水寺城に男子生れたるを見て、名づけて勝千代といひしとぞ。信虎の悦び想ふべきなり。勝千代は信玄の幼名なり。一説に正成は敗れて走ると、何れか是なる。

小島山城

此時甲州の士に小島山城といふ者あり。福嶋の士、山縣淡路と相打て、其首を得、自らも亦疵を被りしが、信虎その功勞を賞し、諱字を與へて虎盛と號せしむ。山城の父は、小島日淨入道盛次といひ、遠州葛俣に生れ、長じて後、甲州に至り、武田氏に仕へしなり。山城後に、信州川中嶋、海津二の郭を居守せり。此の虎盛は、彼の兵法家を以て名ある小幡勘兵衛景憲の祖父にして、通稱を孫十郎と稱し、父盛次に隨て、甲州に至れるは、正に明應九年なりき。(武藝小傳)

一説、大永元年三月廿三日、武田晴信生。(武田系圖)

一説、永正十七年十一月廿三日、福嶋戦死。(勝山記・王代記)

一説、武田信虎駿州に入り、福嶋氏を撃つ。(國史實錄)

一説、福嶋正成は、上總介と稱し、世世今川氏に屬し、高天神城主となる。今川氏親の孤を、花倉殿といふ。氏親の子、義元と嗣を争ふ。正成時に、花倉殿を援けて戦ひければ、花倉殿敗死して後、甲州西郡に奔りけるを、義元憎みて武田信虎に頼みて、之を殺さしむ。(武者物語)

花倉殿の敗死は、天文五年なれば大永元年より、十六年以後の事なり。尙ほ後考を待つ。

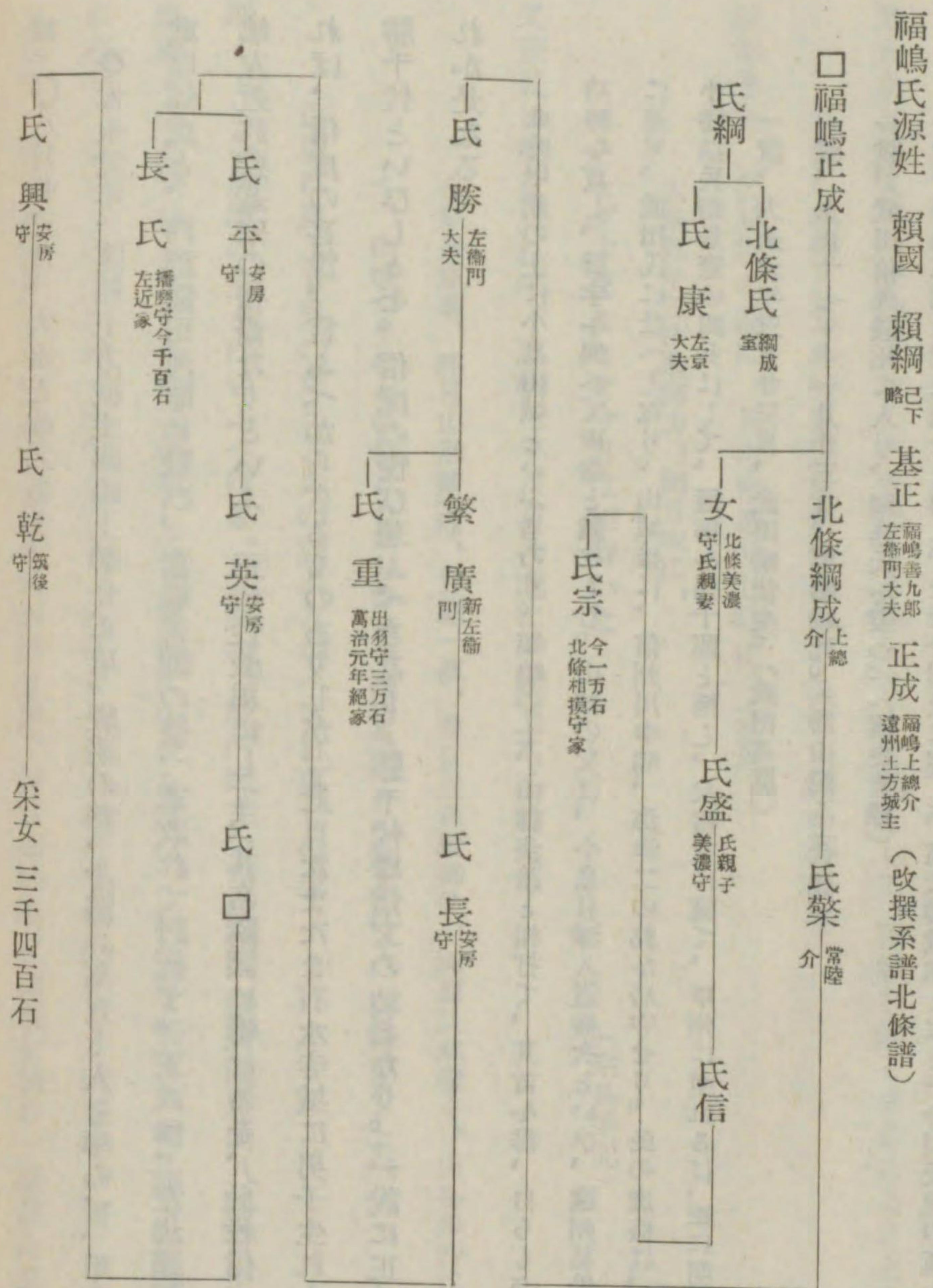
事蹟



室町幕府時代

北條綱成 正成に子あり綱成といふ。此役遁れて小田原に到り、北條氏綱の麾下に屬せしに、氏綱其の剛勇を愛し、女を以て之に嫁し、氏を北條に改め、相州甘繩城に居らしむ。(藩翰譜・甲陽軍鑑)

福嶋家系圖



北條安房守氏長は、初め新藏と稱し、新左衛門繁廣の子、承應二年三月晦日、任官、明暦元年九月□日、大目付、寛文十年五月二十九日卒す。年六十二歳、(武家補任)寛文十年六十二歳とあれば、慶長十四年己酉の誕生にて、寛永十四年嶋原一揆亂の歳は、二十九の時なり。山鹿甚五左衛門素行の、氏長主に従ひ學びしも、寛永十四年にして、素行十六の時とかや。同十九年、素行を擧げて、氏長主の高弟とし給ひしは、群弟子其上に出づる者無かりし故とぞ。氏長主の師範たる小幡景憲は、此時壽既に高し。何ぞ其師を措て、其の弟子に從遊するや、今に於て頗る疑ふべし。(柳庵隨筆) 谷川士清曰く、北條氏長は、武田家の傳を、小幡景憲に得て、和漢文武の事理に精通し、加之、紅毛國の戦法火術は、其の蘊奥を極むと。

綿種

○世に傳ふ、此頃、相摸國三浦の農夫某、武州熊谷市に於て、草綿の種子を得て培養せりと、

三浦淨心云、我若き頃、三浦に六十ばかりの翁あり、語りしは、大永元年の春、武藏國熊ヶ谷の市に立ちしに、西國の者、木綿種を持來りて賣買す。是は調法のものかなと、買ひとりて植ふれば、生ひたり。皆人を見見て、次の年、又西國の者持ち來るを、三浦の者共、熊ヶ谷の市にて、買ひ取り、植ふれば、四五年の内、三浦に木綿多し。三浦木綿と號し、諸國に賞翫す。夫より此方、關東に諸人木綿を着ると語る。云云と

是より此種、我が伊豆國に傳播し、漸く駿遠に及ぼしたるものか。但し先是已に海外より、西國に傳はりたりといへば、遠駿の綿種の如きは、西方より傳はりたるやも知るべからず。(風俗史)或曰、桓武天皇、延暦十八年七月、外國の人、小船に乗て、三河國海濱に漂着す。年廿歳ばかり、身の丈五尺五寸、耳の長三寸餘、布を以て、脊を覆ひ、袴を着し、左の肩に紺の布を着す。其形袈裟に似たり。時に唐人居合せて、僉いふ、崑崙人なりと、自らは天竺なりといへり。常に一絃の琴を彈す。歌聲哀楚なり。其の將ゐ來れる資物を閑すれば、物の實あり。是を綿實といふ。其者の願に依つて、河原寺に住せしむ。則ち其の隨身の物を沽却して、

事蹟



室町幕府時代

西郭の外へ家を作り居らしむ。其後近江の國分寺に移り住す。明年四月、其種を以て、南海道六州、並に太宰府の國國に種植せしむ。(類聚國史) 異稱日本傳も、亦之を始めとす。然れども養老六年二月、勅を奉じて筑紫に赴き、觀音寺を造りたる、沙彌滿誓の和歌を見れば、詠綿歌と題して曰く、

白縫<sup>シラスヒツクシノフタ</sup>紫締<sup>ハミツクケ</sup>者<sup>テイマクニ</sup>身著<sup>キネド</sup>而未<sup>アケクカニ</sup>者<sup>ミユ</sup>伎禰<sup>カニ</sup>抑<sup>ミユ</sup>暖<sup>ミユ</sup> 所見

(萬葉集)

と是に依て見れば、奈良朝の比、未だ大和には至らざりしが如しと雖も、已に九州には木綿ありて、實用に供せられたることは疑ふべくもあらず、但し此の綿種は、其後中絶して、今用ゐるは文祿・天正の頃より、日本に傳播したるものにて、桓武天皇の朝渡來したるものにあらず、新撰六帖に云

綿

敷嶋のやまとはあらぬから人の植えてし綿の種はたえにき

衣笠内大臣家長 (東燭談)

綿種中絶の事は、此の和歌によつても知らるべし。但し前のは、木綿にて、後の草綿なるべし。(立路隨筆) されば本朝世事談綺にも、文祿中に又その種をつたへ、その製を倣ひ、道具を調へ、今至寶となる事、いまだ百五十年をすぎず。そのむかしは、卑賤の者、蠶、綿をきる事あたはず、麻布に、蘆蒲の穂綿を入れて、きたりとあるなり。又史炤釋文には、木綿、江南多有之とも云へり。云云、◇二年三月一日、遠州堀江城陥る。今川勢に破られしなり。(遠江風土記傳) ○五月、遠州掛川城主朝比奈泰能、大に土木を起し、其居掛川城を修築し、規模を擴め結構を増し、竣工の後は東海道の名城と稱せらる。此頃駿州の連歌師宗長、北地の旅行を試みんがため、先づ京都に上るべしとて、駿河國柴屋軒を出で、遂に東海道に就きしが、たまたま來つて

堀江城陥

泰能の亭に宿し、工事の狀を見、其の旅行記のうちに記して云、

宇津の山

大永二年五月、北地の旅行、越前國の知人につきて、かへる山を知れども、宇津の山をこえ、小夜の中山に到りて、

このたびは又越べしとおもふとも老の坂之小夜の中山

掛川城修築

掛川泰能亭に逗留、この比普請最中、外城のめぐり六七百間、堀をほり土居をつきあげ、凡そ本城と同じ。この地岩土といふものにて、只館をつきあげたりといふべし。城と外との間、堀あり、冷冷としてのぞくもいと危し。此城にて發句とて、

五月雨はくも井の岸の柳哉

又南に池あり、岸高く水廣くして、大海に似たり。(掛川志稿) 凡そ龍池ともいふべし。又發句、

池の面やきしはすみのえ春の海

是は四五ヶ年さきのことなり。本城に井あり。前備中守泰熙、當國の事承初め、此山を見たて築くといへ共、水がたし、鶴のはし、かなつき、鋤・鍬はいふに及ばず、種種の道具數を知らず、二三百日にいたれども、水堀出せることかたし。既に退屈に及ぶ所に、黒小蛙・小蛇・土あくる籠にあり。さては水近にやとて力を得、終に水に堀あたる。麓の川の底と同じ。汲あぐる轆轤の繩、千尺にもあまりぬらんかし。武藏野のほりかねの井は、いかが有けむ。此城を環りて大なる川あり、仍懸川といふにや。東西都鄙の大道なり。(宗長手記)

霧噴井

掛川城成

本丸の天守臺に、霧噴井、又不覗の井ともいふ井あり、即ち宗長が文中にいへる井のことなり。俚俗の口碑に、敵襲ひ來るものあれば、此井より霧を生じ、人近づくこと能はずといふ。抑も懸川城は、泰熙創め泰能修め、二代を経て、城郭悉く成就したるものにして、山に據り川を擁し、南に城門を開き、北に外郭を構へたれば、自から驛路の變更したる所も亦少なからず。(掛川志稿) 即ち古驛は廢し今驛は置かれ、城をも驛を

掛川驛變

事蹟



室町幕府時代

古驛

新驛

飯田右衛門尉  
連尺

も、惣べて懸川と呼ぶに至りしなり。古驛路は、大凡そ今の西宿・中宿より、大西・中西を経て郭中に入り、天王小路などと呼ぶ所より、仁藤村を経て、増田村の驛路に通ぜしものなれば、今見る所の中西なる鶴見氏の故宅も、仁藤村の御所原も、當時は皆な驛路の傍に在りしなり。又今の驛中舊家の傳稱する所に據れば、某氏の祖は、城内の積倉カッネの邊に居たりき。某氏の祖は、城内の天王小路に居たりきといふも、又一證とするに足らんか。今掛川驛に街區凡そ十三あり。西を十九首町・下股町といひ、中央を傳馬町・西町・連尺町・仁藤町と云ひ、東を木町・新町といひ、南に裏町あり、研屋町・紺屋町・肴町・鹽町といひて木町に連り、北に横町あり、瓦町といふ。西に十王町あり西町につづき、東に笠屋町あり仁藤町につづく。西町・中町は、古驛の西宿・中宿と云ひし名の、一部を存せるものにして、位置變更の時、移し置きしものならん。仁藤は、仁藤村の驛路に編入せられしものなり。研屋町・紺屋町・肴町・鹽町等は、傳馬町の南に列れば、變更の時最も早く置きし所にもや。連尺は、元來擔負の具の名にして、飯田彦五郎といふ者あり、連尺座の朱印を賜はり、此に在りて商ひしより起りたる町名なり。彦五郎が祖は、名を飯田右衛門尉と稱せしより、當時俗に尉殿と呼びしとか、其族の駿州に在る者を、飯田左衛門尉といひ、其女を右衛門尉に嫁せしが、後離別するに臨み、彼の朱印を奪ひ去れりといふ傳説もあるなり。凡そ連尺座といふは、近くは周智郡森町にもあり、又濱松驛にもあれども、此に關する文書は、何れも亡失して存するものなけれども、都て當時の風俗は、物を脊負ふを常としたれば、連尺といふものも専ら行はれ、遂に座をも設けられしものならんか。(掛川志稿)其他木町・笠屋町・瓦町等も、みな驛民の産業に因りて、得たる名なれども、其の下股・新町・十九首等の如きは、最も後に設けし町名なれば、強ち産業の種類に因りて名づけたるにもあらざるべし。宗長は掛川を出でて曳馬に至り、本坂を越えて參河に入りしが、又その旅程を記して云、

濱松庄奉  
行飯尾善  
四郎

濱松庄奉行、今は飯尾善四郎乗連、爰に一兩日逗留、當庄のうち山崎より、いなさ細江をこがせ、濱名備中守館、一日連歌あり。

水はれてそらやさつきのあまつつき

本坂といふを越て、西郷宿所あないして、熊谷越後守館勝山、一日ありて連歌あり。(宗長手記)

濱名氏

濱名往還

法永長者  
卒

濱名氏は源頼政の後裔にして、代代濱名の地を領し、門葉繁榮して、濱名十郷の地に割據せり。宗家は鶴代に在れば、爰にいふ濱名が館も鶴代なるべし。古代ならば濱松より堀江に至り、細江に架せる濱名橋を渡りて、大崎に出で、湖邊を廻りて、濱名が館に到るべきに、今宗長は山崎より乗船せりといふ、變遷の状想ふべきなり。○六月朔日、駿河國止駄郡小川村の人、長谷川次郎右衛門尉政平卒す。年八十七、政平の先は、和州長谷川より出で、家代代富めるを以て、郷里稱して小川長者といふ。又其の法名に因て、法永長者ともいふ。今川氏親の幼時、國內の騷擾を見、迎へて己の館に入れ、密に養育せしが、人知る者なかりき。氏親長するに及び、出でて駿府に仕へ、武名最も高し。又連歌を好み、常に柴屋軒宗長居士と交れり。卒して林叟院に葬り、法名を林叟院殿扇庵法永大居士と稱す。或云、政平は永享五年に生る。法永は政平の事にあらず、七左衛門尉正宣の事なりと。想ふに永享五年生は、此年適に九十歳なるべし、然らば僅に三年の差あるのみ、何れか是なる。○八丈嶋西山の噴火甚だしく、山麓は砂石を降らし、人妄りに近づくべからず。明年

事蹟



室町幕府時代

八丈嶋租税

に至て止む。(豆州志稿) ○此歳、小田原城主北條氏綱、八丈嶋の女子二人を召し、以て絹布を織らしめ、又容姿鮮妍の女二人を選び、大賀郷内に就き、邸宅を二所に分ち賜ひ、田畠を給し、桑を植ゑ蠶を養ひ、絹を織て以て貢獻せしむ。是れ遂に恒例となりしが、此例も久しうして止み、後には其制を革めて、専ら田畠に租税を賦することとして、下島廿二段より、上納十一端を納めしむる律となれりとぞ。此嶋には、往昔、上のカミ・下のカミといふことありて、世にこれを兩加美といふ。是れもと二人の女にて、七カウモノといふ織物を織りたる由に言傳へ、土人は、天人の裔なりと稱せり。思へば太田三嶋明神、古へ此嶋にイナバエ后を置き給へることもあれば、天人の傳あるは、蓋し此に因めるにて、北條氏綱の二人を選びしも、亦是に因めるなるべきか。(豆州志稿海嶋圖記) ◇三年正月十六日、有度郡沓谷村長源院開山、覺山見知和尚寂す、覺山は、もと眞言密家の僧なりしが、先に手越の里に至り、當目の虚空藏菩薩に參籠すること、一夏二百日、杖を立てて向ふ所を卜し、其の東に倒るるを見、相州海藏寺に至り、春屋宗能禪師の七哲、安叟和尚に就き、衣を革めて巾瓶に侍し、師の記を受け、笠翁に副して常陸に至り、鳳臺院を創め、笠翁を開山とし、自ら二世となれり。一夜一室に禪定し、金龍寺の鎮守、子聖權現の示現を蒙り、席を譲りて駿に歸り、履谷山善長院に留れり。當時此寺は、古木四邊に繁茂し、山間に大沼ありしが、白龍の瑞を得、子聖神の擁護を得得し、池水變じて陸地となれり。爰に今川家の被官、朝比奈丹波守吉俊とて、宗戚と號する者あり、深く覺山の道徳を慕ひ、一字を構へ、覺山を迎へて開祖とし、以て眞修の道場とす。之を大森山長源院となす。是より遠近の道俗、其徳を慕ひ、來り詣づるもの日に多く、法幢月に盛なり。子聖神は、常陸金龍寺の鎮守にして、

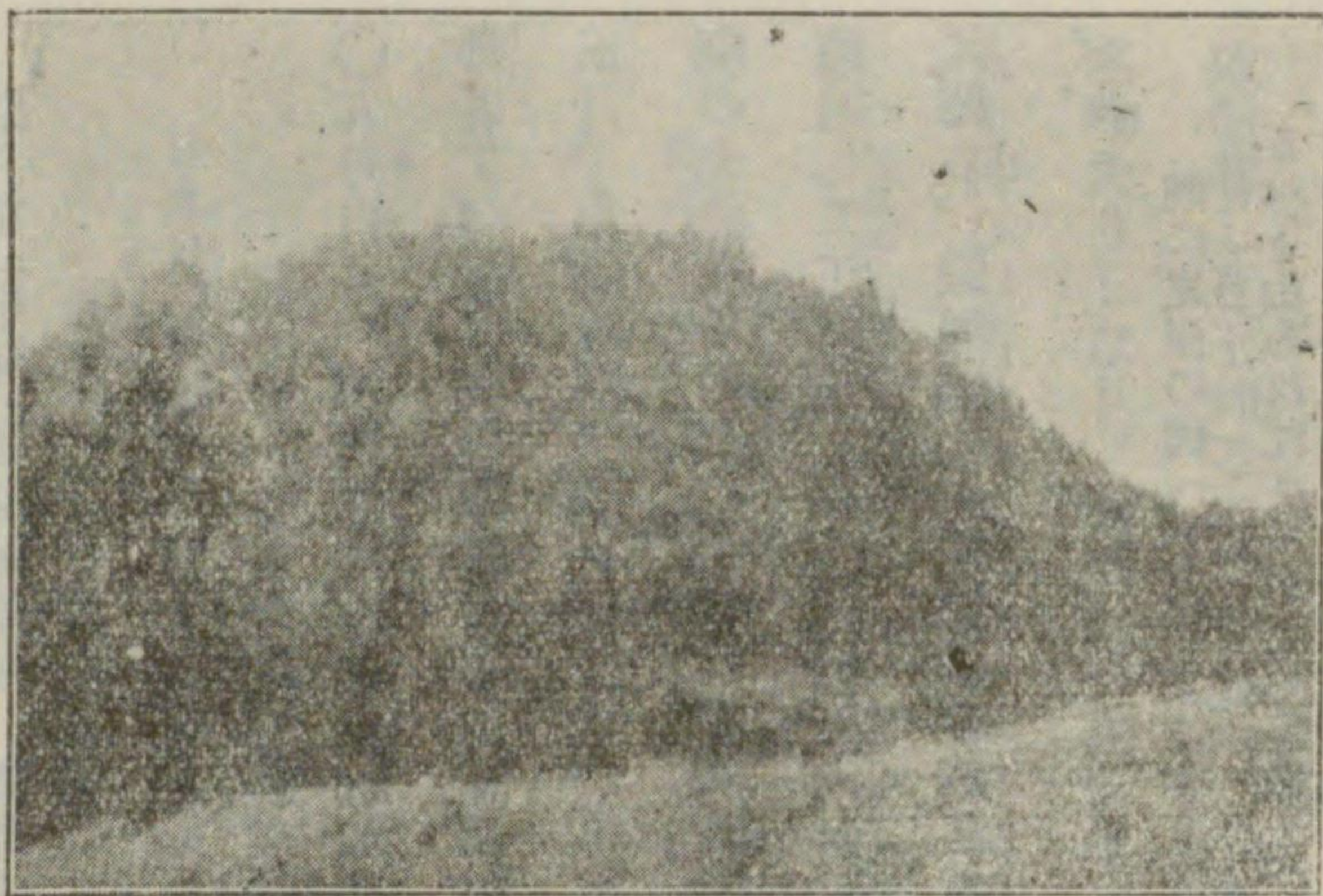
長源院開山見知和尚

滿福明神

覺山鳳臺院に在るとき、白龍に乗じて示現し、又此の大沼の干涸せしも、亦この子聖神の擁護に依るといふ。此寺の境内に、元より滿福明神と稱する、陀祇尼天あり。當山開起の年の元旦、大衆年賀の法筵に於て、

朝比奈吉俊

北遠常に静ならず



犬居城址

佛法滿福と唱へしに、子聖神と陀祇尼天とあらはれ出で、滿福滿福と、九たび唱へて踊り舞ひければ、大衆も覺えず和して舞ひける。今境内に、滿福明神あるは是なり。されば此寺、昔は元旦曉天の懺法滿福舞とて、大衆一同柄杓を持って舞ふ舞ありしとかや。(駿河志料) 吉俊は、堤中納言兼輔の裔にして、兼輔七代の孫、駿河守公國の子、五郎太郎國俊、駿州朝比奈郷に住し、因て氏とす。朝比奈兵衛藏人、應永年間、今川範忠に屬し、文明中、肥後守泰盛、今川義忠に屬し、丹波守吉俊は即ち、今川氏親に仕ふるなり。吉俊の子は、備中守泰熙にて、今川義忠に仕へ、大に勳功あり、始めて掛川城を築く。其子泰能亦著はる。泰熙の弟泰以、泰能を助けて大勳あり、後沓谷に閑居して、連歌を樂めり。○四月十八日、凡そ遠州北部の亂れ易きは、地勢險隘にして山谷相重り、今川氏の政令普及せざるに因るとはいへ、一は信州衆の隙を窺ひ、山崖給谷を攀ぢ來て侵入するを以てなり。故に之を防禦せんと欲せば、今川氏としては、一に犬居城主天野氏の力を待たざるべからず。是を以て今川氏の、或は地を増し、或は感狀

事蹟



室町幕府時代

七〇〇

天野氏

を與へ、以て之を獎勵したること、嘗一再に止まらざりしが、此月また感狀を附與せらる。  
就<sup>テ</sup>信濃衆出張<sup>ニ</sup>則<sup>チ</sup>打出在陣之由候、尤<sup>モ</sup>以<sup>テ</sup>感悅<sup>ニ</sup>候、尙<sup>ホ</sup>可<sup>キ</sup>被<sup>ル</sup>盡<sup>ス</sup>粉骨<sup>ヲ</sup>事所<sup>ニ</sup>仰<sup>ク</sup>候、於<sup>テ</sup>巨細<sup>ニ</sup>者、朝比奈備中守  
殿、可<sup>ク</sup>申届<sup>ク</sup>候間閣筆候、恐恐謹言。

四月十八日

駿河氏親 (判)

天野民部少輔殿

(遠江風土記傳)

洞源院

北條氏重

豆州の兵

今川氏親  
病

十圍子

○九月六日、遠州佐野郡澤田村藏谷山洞源院開祖、順叟周考和尚寂す。此寺、後に北條出羽守氏重を開基且  
那とす。故に其の靈牌を祭る。氏重の法名に曰く、長盛院殿前羽州太守泉巖玄清大居士。(掛川志稿) ◆四年  
正月、北條氏綱、豆・相二州の兵を率ゐ、上杉朝興を江戸城に攻む。朝興兵八千騎を率ゐ、品川に軍す。氏  
綱の先鋒多目六郎、朝興と高繩原に戦て大に敗る、朝興隊伍を亂して追來るを、大道寺重時横に衝いて敗り、  
窮追して江戸城を取る。(三國志・野史) ○六月十六日、柴屋軒宗長、清宮内卿法印を伴ひ、共に龜山より駿府  
に歸る。駿河國主今川氏親の病あるを聞きたればなり。宮内卿は京師の醫師なり。宗長此時の狀を記して曰  
く、

既に尾張の國へと思ひ立はべる折ふし、駿河より使を返し返して二たび文どもあり。清宮内卿法印申合、同道して罷下  
るべき由あればさがりがたくて云云。六月十日に今橋牧野田三一宿、十一日遠江吉美、十二日引馬飯尾善四郎一宿、十三  
日懸川一宿逗留、十五日駿河藤枝鬼殿寺、十六日府中、折節夕立して宇津の山に雨やどり、此茶屋、昔よりの名物十だ  
んごといふ、一杓子に十づつ、必ずめらうなどにすくはせ興じて、夜に入て著府、一兩日休息、龍王殿對面、不三献、  
匠作の御藥等の事逐日驗の事、とかくして清見が關のあらましに、又京より同道の人、相ともなひ侍る事を、先かない

せんとて、興津藤兵衛尉正信宿所にいたり云々(宗長手記・足新翁記)

十圍子  
興津藤兵  
衛

此の日記に依て、當時の概況を窺知るべし。今川氏親の病氣により、龜山なる宗長に命じ、京師の醫師を伴  
はしめしを見れば、氏親の疾病輕からざるを知るべし。而して清見關のあらましをするに至ては、また其藥の  
效驗著しきを知るに足らんか。宇津の山の十圍子は、もと是れ地藏の塚に起ると聞きしが、此時已に此地の  
名物たりしなり。興津藤兵衛尉は、當時今川家の被官たりし人なり。さて宗長は、此後七月廿七日、此の人  
人を伴ひ、清見關に遊びしが、其趣は宗長自から記す所に因て知るべし。

七月廿七日、此磯の夕關にまかり過るとて、

浪の音夕やみふけて岩つたふ磯まの道を照すいざり火

宗長京師  
の人と清  
見關に遊  
ぶ

廿八日、京よりの人人の爲に、此いそにて一續三十首、題、三條前内府御在國申うけて張行し侍り。同御詠卷頭小原親  
高、磯よりいひ送られし。

まつらむと駒の足並よる出て清見が關にひるねをぞする  
返し、

契りしも忘れにけりな老の浪朝みつしほのひるねするとて

廿九日、宗祇故人先年當國下向思ひ出で、折にあひ侍れば、年忌の一折張行、

おもひいづるそてや關寺月となみ

此心は、先年此寺に誘引して、關にて一折の發句、

月ぞ行袖にせきもれきよみがた

思ひ出るといふ愚句なるべし。新古今集に、

事蹟

七〇一



室町幕府時代

みし人の面影とめよ清見湯袖にせきもる波の通路

この歌本歌にや、宗祇此寺一宿、今年五十八年になりぬ。一折の次、寄月懷舊といふ題、愚歌、

月はしるやこの磯なれて七十に三四までのあきのしほ風

此寺中に瑞雲庵、塔より上に有、杖にて腰をかかへさせ、まかりあがりて、日暮し輿に乗する餘り、俳諧に、

みてもみても猶又みても浪の上の雲を片しくあかつきの寺

雲波とて京の人、此寺性海庵の側、京に契て草庵を結び、十とせあまりにや、今はなき人にて、荒しはてたるを見て、

結びなく清見が磯の草の庵あらずや浪のかたみなるらん

正廣先年下向、又此磯に誘引して、三保が崎あたりまで舟をこがせて、歸るさに、

月ながら幾世の波を清見湯よせてもあらず關のあらがき

關の荒垣の柱に、書付てなかれしなり。今は其柱だに朽はてぬれば

かきつけし柱だにこそ荒垣の朽ちてのこらぬ浪のことは

此寺回祿の後は、等持院殿御影堂關國さへ、塵のかたはらに御座ますを拜して、深く悲涙して、

清見湯關のあらがきよる浪を昔にかへす國ぞさかへん

など讀みてかへられて後、此柱を短冊筥にさす程所望、やがて長寶寺殿とりよせ遣はされしに、同く御歌を添られてと

有しに、

尋ねつと都にかたれ清見湯これぞしるしの關のあらがき

此歌を、箱の蓋に蒔繪にさせて自愛ありし、今は能登國の守護にあるとなむ。

藤増とて十三四の童形、手跡まことの器量とみゆ。父市川宿所にて、八朔の翌日、一折興行 執筆藤増

はやしめて幾袖のはな萩のつゆ

清見關の柱朽

藤増

此心は、この童、手跡・器量・進退の、しかるべきを褒美して、袖士のはやしはじめのさの萩と、萬葉とやらん歌にや。萩はもとあらにすぐに生立たるを、袖形のやうによめるにや。府中に歸りて、京より同道の人の爲に興行、

さそはればみやこのふじの秋の雪

心は、此山さそはるるものならば、都のふじの秋の雪ならんとはかり也。八月中旬比まで、子規夜晝と鳴ければ、齋非

時にもたへ難くて、

開たびに胸悪ければ時鳥へどときすとぞいふばかりける

(宗長手記)

三條内府實望

此の記中、三條前内府とあるは、三條西實望卿のことにて、今川氏親の姉婿なり。氏親を修理大夫に補任せらるる時、實望卿勅使として下られしを、其儘に在國せられしなりといふ。西三條内大臣實望は、逍遙院殿實隆公の男なり。國主今川上總介氏親の姉の夫にて、駿河に下られ、府中に寓居し給ひしが、後出家して慈光院殿と稱せらる。多く今川の館に住ませられしが、屢、出でて庵原郡梅ヶ谷村の山莊、又は宗長居士が、有渡郡泉ヶ谷の、柴屋寺等に入らせられ、和歌の會遊を催し給ひき。而して駿河國止駄郡谷稻葉村は、卿の領地なりければ、卿の古蹟は所所に散在せり。

三條内府の古蹟

△御所谷、百姓政右衛門が宅の奥をいふ。是れ公が平生住み給ひし所なり。△圓松山慈光院、中村に在り。開山は太意祖舜和尚、慈光院は、卿の法號なれば、卿の爲に建てられし寺なることは明かなり。△青雲山普光院、中村に在り。開山は心岳寺四世蒲山順和尚、大滿禪師と號す。此寺に開基圓成院殿心岳宗智大禪定法尼、三條院様母君御靈跡と刻せる古碑あり。圓成院殿は、心岳寺の開基にして、三條實望卿の北方なり。即ち實望卿の子公兄卿の母なれば、普光院は、公兄卿の法名なるべけれども、寺傳詳ならず。△三條實望卿墓、庄屋伊久美氏の後山、古松樹の下に石の五輪あり、是れ其の墓なり。後には祀りて松木大明神と稱し、伊久美氏の鎮守とす。伊久美氏は、伊久美村より出で、寛文中

事蹟



室町幕府時代

七〇四

此村に移住したる家といふ。△金龍山心岳寺、村の西に在り、江戸幕府時代に至り、朱印六石五斗を賜はり、外に除地の寺田四石を有し、又二十三石三升五合の、租税地ありたる大寺なり。開山は兆山岱院和尚、開基は圓成院殿心岳宗智大禪定法尼、圓成院逝去の年月詳ならず、朔日を忌日とす。實望卿の北方なり。此寺當時は蓮佛山大永寺と稱し、改むること後世に在り。(掛川志稿)

三條家の領

實望卿は、昔將軍足利義教の富士遊覽の時、共に下りし三條中納言實雅の孫にして、實隆の子なり。谷稻葉村、及び其の隣村なる堀内等は、當時已に三條家の領地なりければ、實雅卿も將軍に従ひ下りしなるべし。又實望卿の時に至ては、都鄙の戰爭絶えざるに因て、上下の困弊少なからず、特に京都繪師家の疲弊は、實に想像も及ばざるものありければ、何れも京都に在て、生計を營むこと能はず、苟も知るあれば、諸國の大名を尋ね下り、之に寄食する者少なからざりしに、實望卿は、今川氏親の姊夫にして、且つ領土も駿河に在れば、北方及び子公兄とともに、駿河に下り、終に生涯を此國に送り給ひしか。氏親は今川氏の勇將にして、今川氏は東海の大諸侯なれば、實望卿は大船に乗じたる心地して、其の生涯を送られたるなるべし。(掛川志稿) 今川家は、代代京都の公卿に、厚意を以て接したるものにて、其の領邑の、己が分國內に在るものを、掠奪侵害するが如きことは爲さざりき。冷泉家の如きも、其の領邑、今川の分國に在りしが、今川氏は、其租を同家に納めたるが如し。爲和卿歌集に云、

今河代代、別而當家扶助之處、彼分國に、愚知行數箇所侍り、當今河親父氏親の代には、何も何も知行可三相渡二由被申候、先遠州小高郷、駿河小柳津、此兩所は可渡、相殘分、遠州相良庄郷、同國高部郷、但是は替地を爲和に可相渡二由被申了。同國菅谷、水無御園、何も何も當給人に替る處に、當今河、此仔細をも未申候、人人に侍事とも申折

節侍間、愚詠如レ此。小高郷は、京着萬正運上の在所なり。然間、其由申之處に、先彼是在所の分として、黄金拾兩宛、氏親一兩年運上之處に、無程遠行之間、無念無極、其旨にて黄金十兩は、毎年被出之間、此訴訟を葛山中書、岡部左京進等、内内申共不三事行間、心底を申述候也。

地方都市の概況

氏親の死後、今河氏の態度、少しく變じたるものか。當時、今川氏親の勢威は隆盛として上り、四方之に敵する者なく、皆な其の鼻息を仰げば、駿府の館には、門前に車馬の絶ゆることなく、伺候する者日に踵を接しぬ。故に氏親一たび病あれば、京師の良醫も、遠く來て治するを辭せず、朝家の有位も、來て病を訪ふを勞とせず。或は内大臣の重職を帯びながら、久しく寓居して歸られざる宰臣もあれば、其他の朝臣の寄食する者も少なからず。駿府の都市は、日に益、隆盛に赴き、駿・遠・豆三國の中心都市とはなれりけり。熟、地方都市古今の狀況を案するに、我國政治上の中心の、奈良・平安にありし間は、數年交替の國守が、其國の國府に來て、國政を見るに過ぎざれば、地方の繁榮を策すること淡く、從て未だ地方都市の發達として見るべきものあるには至らざりしが、政權鎌倉に移るに及び、我が東海道の地は、東西往來の客は固より、貴顯紳士の通行も、古に倍したれば、自から一般の繁榮を益したるのみならず、土地に因ては、特に之が爲に其の發達を來したる所なきにしもあらざれども、是ただ比較上より見たる趣に過ぎざれば、若し之を後世より評すれば、其の發達を稱すべき地なきに苦むべし。然るに此の室町幕府時代、特に應仁以來に至て、京都・鎌倉の、所謂中央都府の、漸く衰廢するに従ひ、分裂離反したる各勢力は、各地勢を占め得て、割據し聚合して一團となり、爰に數多の大小諸侯を生じたるが、其の暫くにして亡滅したるものは措き、子孫

事蹟

七〇五



室町幕府時代

駿府

數世に及び其の領土を保持したる者の跡を見れば、其の所在地には、必ず人家櫛比の市街を成すあるなり。而して其の大小廣狹は、其の諸侯の勢力の強弱と、世代の長短とに依ること多しといふが、實を得たる説にもあらんか。翻て我が嶽南地方を顧みるに、駿府を始として、沼津・見附の如き、後の變遷は免れずと雖も、亦皆自然らざるはなし。特に駿府の如きは、今川心省以來、今川家代代の居城なれば、歲月と共に發達し來りしを、氏親英邁の資を以て其後を受け、西は斯波氏を膺懲し、東は北條氏を藥籠に收め、兩上杉に鼻息を伺はしめ、北は武田氏を抑制し、遠くは室町公方の信頼を得たれば、駿府の繁榮は、昔に例なき盛況を來たし、商賈は軒を並べ、百貨は衢に充ち、將士日に來て門牆に伺候すれば、鞍馬常に門外に絶えず。月卿雲客月に下り來て、其の庇護を仰げば、衣冠の徒常に館内に交り、和歌の會、連歌の席も、盛に開かれ、國主自からも和歌・連歌を能くし、俊成・定家の筆蹟を珍藏するに至りければ、室町の規模を移して、駿河に植うるも、將に遠きにあらざらんとす。而して佛教興隆としては、今川氏の菩提所新に起るあり、神祇の崇敬としては、淺間神社の奉仕彌、加はるあるなり。主將の居城此の如し、部將の居壘、豈にまた是に類するものあらざらんや。されば各地大小都市の起るは、想ふに此頃よりの事なるべし。○八月廿六日、此頃國主今川氏親、遠州の耕田・宅地を檢地せしむることあり。時に周智郡宇刈郷一色村に、一色與三郎といふ者あり。事を左右に託して、命を用ゐざらんとす。因て今川家の老臣等、氏親の命を奉じ、同國大居の人、尾上正爲に命じ、斷然として檢地を執行せしむ。

遠江檢地  
一色與三郎

就ニ宇刈郷御檢地ニ百姓一色與三郎、自然相願、雖レ致ニ退出、不可レ令ニ擧用、若背ニ制止ニ者、一段可レ被レ處ニ

罪科之旨、御下知如件。

大永四年八月廿六日

親	能
時	茂
盛	廣

尾上右京亮殿

宇津山城  
主親能  
尾上正爲

親能は宇津山城主、長池左衛門尉と稱し、時茂は、掛川城主朝比奈泰能の叔父、下野守と稱せり。盛廣は未だ詳かならず、尾上正爲は、右京亮と稱し、姓は源氏なり。今川家に仕へ、大居城主天野氏に隸して、數世相續せり。代代遠江國犬居庄に住し、同國熊切郷の内、牧野・葛澤・田口・葛巢・里原等、數ヶ所を領じたりといふ。居城の址は、本城と呼び、長藏寺村楠といふ所にあり。尾上氏、實は代代鹽上といふ所に住したれども、此地要害の地たるを以て、特に城壘を此に築き、本城と稱したれば、今も地名となつて存せるなり。長藏寺村は、昔長藏寺といふ寺の領地なりしかば、長藏寺廢して後も、長藏寺領村と稱して、其名を存せしを、終に領字を省きて、單に長藏寺村と稱するに至りしが、是は想ふに慶長の頃以後ならん。一色與三郎の態度、普通の農夫にも似ず、頗る強剛なり。其の由緒詳かならざれども、當時一色左衛門尉信茂といふ者あり、駿河國益津郡の人にして、今川家の令を蒙りて、徳一色の城を守り、遠州鎮壓の任に居りし人なれば、或は此人の親族にて、此地に住せし人にはあらざるか、宇刈七村の内の一色村は、此人の氏姓を以て村名としたれば、郷里に威を振へる人と見ゆ。然れば富永氏の一色村に威を振ひしは、一色氏の衰へたる後なるべし。(掛川志

事蹟



室町幕府時代

稿) ○九月三日、遠州北部の地は、山間に僻在する故にや、常に統一せず、今川家の政令も普く行はれず、爲に屢、争鬭起りて止まざりしが、此頃も又亂れて、兵を弄する者ありければ、天野宮内右衛門、今川家の爲に討て之を平ぐ。依て氏親書を與へて之を賞す。

大居山中  
大瀧の戦

去八月九日、於<sub>テ</sub>山中大瀧<sub>ニ</sub>合戦、息男與四郎、弟小四郎粉骨<sub>云</sub>、殊<sub>ニ</sub>到<sub>リ</sub>于鹿鼻に<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>在陣、神妙感悦<sub>候</sub>、其山中百姓等、彌、勵<sub>ニ</sub>忠節<sub>ヲ</sub>馳走<sub>ニ</sub>要候、猶<sub>ホ</sub>長池九郎左衛門尉、可<sub>ニ</sub>申届<sub>ニ</sub>候、恐恐謹言。

九月三日

天野宮内右衛門尉殿

(遠江風土記傳)

氏親病愈

宗長興津  
にて汐湯  
に浴す

○此月、先に京師より駿河に下れる人等、みな歸洛せり。今川氏親病癒ゆるが爲なるべし。但し三條公は、尙ほ駿河に在らせらる。○十月、連歌師宗長法師、興津へ汐湯の湯治に赴く。當時興津へ湯治に赴く者、蓋し此他にもありしなるべし。宗長その状を記して云ふ、

九月始に、こゝもと四五町罷出で、歸るさに落馬して、半身痛み、右の手かなはずして、

いかにせん物かきすさぶ手はなきて箸とること尻のごふ事

京よりの人人、同じく薪酬恩庵の僧達、歸り上られ侍ることづてに、

哀なるわがこづつてや山城のたききこるべき七十のはて

酬恩庵にして、終焉の事を、申送り侍る心なるべし。神無月すゑつかた、興津にて鹽湯の湯治の次に、此城の庭の山水を發句にと、所望ありしに、

みるたびにめがれぬ庭の草木かな

(宗長手記)

興津城

來宮

富永四郎  
左衛門江  
戸城を守  
る

鶴田寺

龍王丸の  
發句會

興津城は即ち横山城にて、興津驛の北に在り。三浦二郎左衛門の子孫、代代城主たりしが、當時は瀬名に移り、興津彦九郎城主たり。二郎左衛門は、今川義忠の老職たりし人なり。○此歳、伊豆國來宮を修造す。來宮は賀茂郡冷川村に在り、上杉長棟庵、嘗て神領を寄附せしことありしが、今は已に武家の押領する所となれり。(豆州志稿) ○伊豆の人富永四郎左衛門、小田原城主北條氏綱に従ひ、上杉朝興を攻めて江戸城を陥る。四郎左衛門の事は已に出づ。氏綱因て富永・遠山二人を置きて、江戸城を守らしむ。(豆州志稿・北條盛衰記) ○沙門道誓といふ者あり、野田村の鶴田寺を再建せり。此寺の本尊は、昔大井川の水中より、現じ給へる薬師佛にして、今寺地の前なる田疇の中に、水草生ひ繁れる所あり。是れ其蹟なりと古老いふ。但し此迄は、ただ一小堂ありしのみなりきとぞ。(駿河志料) ◆五年正月、今川龍王丸、發句會を催す。連歌師宗長を召して席に列せしむ。連歌の句にいふ、

雪のうちの梅咲庭のあらしかな

はつ子の日とやまつの鶯

あら玉のとしのいく春かすむらん

龍王丸は、今川氏親の子、氏輝の童名なり。○宗長、興津横山城に遊び、清見ヶ關近き處に至り、發句して曰く、

はるのくもよこやましるし浪のうへ

三條實望  
父子

○三條實望の子公兄、先に父と共に駿河に下りしが、住所に於て毎月連歌の會を開かる。此月も宗長を召し

事蹟

七〇九



室町幕府時代

て其催ありき。宗長、

ほととぎすまことをけふははつね哉

(宗長手記)

鶴田寺

○五月八日、駿河國止駄郡野田村鶴田寺にて、金鼓を鑄、藥師堂に懸く。銘に云、

元亨釋書云、駿州鶴田寺藥師像者、天平寶字二年三月、一沙門渡大井河、水底有聲、曰、取我取我、沙門穿聲所而得像、高三尺座像、左右耳闕、命工補之、其後像放光、駿州鶴田寺藥師、開闢以來、年代等、人王四十代、淡路廢帝、天平寶字二年己亥矣、自爾以來、大永五乙酉七百六十九年也、駿河國大津本庄、志田郡野田村、鶴田寺藥師堂、大永五乙酉五月八日、敬白。(掛川志稿・遠江風土記傳)

野田村

大津郷厨

野田村は、伊太の東、嶋田の北に在り。此村は東西に山ありと雖も、甚だ高からず。平田も亦多きは、野田と名づくる所以か。野田・大草・尾川・落合を、大津四ヶ村と稱し、古の大津郷なり。大津御厨とて、伊勢神宮の神領なりければ、神明神社も落合境に在り、國常立尊・天照大神を祀る古祠にて、江戸幕府時代には、除地四石四斗一升四合を附せられ、祠の大きさ一丈ありき。或云、駿河國に鶴田村なし、野田は舊鶴田にして、遠江に屬せしを、大堰川岸崩の時より、駿河國の村里と成て、村名をも訛り唱ふるならんと。(掛川志稿) ○此頃、大雨連日にして止まず、他人は暫く措き、行脚を事とする、駿河の連歌師宗長の徒然想ふべし。薪炭絶えて湯は沸かず、味噌鹽までも絶えたるに、いつくへも、頭さし出すべくもなく、隣の通ひも絶え果てぬと、宗長獨語しつつ、自から慰めて云、

いつくもる木柴炭たえ茶湯たえ味噌鹽しらぬ雨のつれづれ

世帯道具

當時日日の生計を營む上に於て、其の状況を按ずるに、火燵の如きもの、蚊帳の如きもの、漸く世に行はれたるが如く見ゆるが、點燈の如きも、已に燭台、短檠などを用ゐたるが如し。但し晴れの來賓、若くは婚姻の時などには、燎火を焼き、夜行には松明を用ゐたり。又この室町幕府時代の中世より、行燈を用ゐることあり、竹を編み紙を張り風を防ぐを、籠挑燈といひしが、此の時代の末に至ては、伸縮自在なる籠を製し、紙を張て用ゐる迄に進歩し、終に大に世に行はるるに至りき。蠟燭も、此の時代の中頃より、漸く廣く行はれしが、彼の硫黄を木片に塗附し、點火の用に供せしことも、此期より集に見ゆと、或人の云ふ。(風俗史) ○七月廿九日、柴屋軒宗長の庵室に於て、連歌師宗祇の法會を行ふ。今川修理大夫氏親も、其席に列せりと

宗祇の法會

いふ。連歌あり、

のこしつる夜やはわするる秋の月

朝かほにさけいにしへの夢

紹喜 宗長

宗長法師又

獨して思ふかひなき營みに君をぞけふは戀ひくらしぬる

此の連歌の懷紙に、此歌をそへて、宗碩が方へも申上せ侍ると、宗長いふ。紹喜は今川氏親の法名なり。○駿河國宇津谷城主、齋藤加賀守安元の知人に、尾州の人、長田四郎太郎親重といふ者あり。屢、安元の城に訪來しければ、宗長とも自から親みたるが、此頃終に死したりといふのみならず、其の死狀の善からざりしを聞き、宗長悲みにや堪へざりけん、自から記して云、

事蹟



宗長長田  
親重を弔

室町幕府時代

此年月病して、剩心違ひのみありて、奉公にも及ばず。然あれば給恩にもはなれて後、本心に立かへり、そのはづかしさ思ひ出るに従ひ、さし出る事もせず、されば又誰とり申かたもなく、月日をふる程に、窮困いふばかりなく、一振一腰、身にかくるものまでも沽却し、あるは祭祓の祈の物に遣はし、あるはけふあすのまかなひにして、飢寒の二字、此の宿の者ともいふべし。はてはては、妻子をも縁縁に放ちやり、此頃は獨住にてあかしくらす、舊借の返辨にもおよばねば、催促のせめつかひしきりにして、いかむともせず、思詫ての事にや、此月の十七日の夜、近き所の観音に参、下向して、水をのみ、繩の一尺なければにや、自存といふかぎの繩に頭を入れて、桁にしめあがりて、すべり下り死するとなり。明る朝巳の刻、下女みつけ、あたりに告げるとなり。如し此の思ひいかばかりのことにや、五日さきより、いささかの朝暮をたちて、しか思ひとりけんことあはれ淺からず、すべて人は當座の口論にて、さしもちかへ、戰場にして討死する事、侍の常のことなり。虎は死して皮をとどめ、人は死して名をとどむといふことあり、希代の事なるべし。彼とぶらひのため、六字の名號を句の上にすへて、終に六字をさなからをきて、志をいふ所しかり。

名残なく露の命のかけ所わかるるはては南無阿彌陀佛

むべもこそ思ひ入せばとも角も叫ばぬ果は南無阿彌陀佛

朝顔の露の命の秋をへて風をもまたす南無阿彌陀佛

みつせ川渡る水棹にかけゆかむみなれ衣の南無阿彌陀佛

たらちねの心や又も立返り哀れかくべき南無阿彌陀佛

ふればかく憂き事をしもみつ聞つ命長さの南無阿彌陀佛

加賀守安元、此文を見て曰く、予舊好のあまり、芳恩又いくばくぞや、かくながらへて、かかることにあひ侍る、返返遺恨にとて、

誰となき遠方人の上にてもかかるを聞ば歎かざらめや

と詠みけりとなむ。

駿河暴風  
宗長紫野  
再興

○九月四日、駿州野分甚し。○柴屋野宗長法師、紫野山門再興奉加の爲に、是彼沽却し、果てには源氏物語をも賣り盡せりといふが、紫野一休和尚は、宗長の師なればなり。宗長も源氏をば流石に惜かりしにや、老の手なれしを、はなちやるとて、端書して、

けふよりは何に代らん飛鳥川此瀬をはての老の白波

又此本放ちやるとて、

見るたびに露おきそへよ徒然のなくさめ草の言の葉ごと

本興寺

○九月廿六日、遠州鵜津山城主親能、鷲津村本興寺に制書を下し、武夫の暴掠を禁せしむ。

一當寺内門前竹木伐取事

一當寺内へ不理出入事

一門前海如三前前殺生事

事蹟



室町幕府時代

右於<sup>テ</sup>背<sup>ク</sup>此旨<sup>ニ</sup>輩<sup>ニ</sup>者、急度駿府へ注進申、可<sup>キ</sup>行<sup>フ</sup>罪科<sup>ニ</sup>者也、右執達如<sup>レ</sup>件。

大永五乙酉年九月廿六日

(花押)

(本興寺由緒)

鵜津山城

鵜津山城は、敷知郡入出村に在り。入出村は、濱名湖の西より湖中に突出し、岬角二あり。北なるを鵜津山といひ、城郭此に在り。南なるを板屋鼻といふ。鵜津山城は、近年今川家の築造する所にして、遠・參二國の境に位し、東西北の三方は、渺渺たる濱名湖を廻らし、海水城隍に出入すれば、常に大船を繋ぎ置き、以て城中へ往反の要に供し、南方は、嶮岨絶壁にして、容易く攀登すべからざる、遠州西部第一要害の堅城なり。城主親能は、長池六郎左衛門と稱し、此城の新に築造せらるるに及び、始めて城代を命ぜられし人にして、後朝比奈兵部少輔氏泰と交替せり。○九月三十日、三條内府淨空、三條公兄、今川修理大夫紹僖、關口氏兼、小原親高、由良左近保悟、大宅殊易等數人、柴屋軒宗長の許に會し、和歌會の催ありて、最も盛況なりき。

長池六郎左衛門親能

宗長の許にて和歌會

くり返ししづのをだまき長月や幾たびけふに逢はんとすらん  
 老らくのかくてふ宿は長月やけふいくかへり賤のをだ巻  
 千年へん八十ぢは越えんけふの秋くりかへしくりかへし賤のをだ巻  
 更にへん老がちとせの長月のけふのくるるは惜まざりけり  
 幾年の長月のけふを先だてて老せぬ宿のしら菊の花  
 もろともに老をぞ契るけふことの長月も猶ゆくするの秋

淨空  
公兄  
紹僖  
氏兼  
親高  
保悟

此秋の九月の盡に、七旬有餘の長命なることをなげきて、七十八九月盡といふことを、我と題して、

けふことの長月をしも先だつる老よいかなる賤のをだまき

宗長

此の和歌會の短冊は、横山城主奥津彦九郎所望し、稽古の爲にとて、切に請ひければ、宗長その心の優なるを稱し、和歌をそへて、悉く贈與せりといふ。歌に云、

けふくれて幾秋老の長月や行末も猶しづのをだまき

奥津彦九郎

奥津彦九郎は、常に宗長と和歌の贈答ありし人にて、此頃も、清見關より贈ることありしに、宗長も直ちに、返歌を贈りたりといふ。以て其の親密の状を知るべし。

清見がた明まほしき浪の上に月の關もる末の白雲

奥津彦九郎

清見瀉關もる月のことのはながめをよする遠の白波

宗長

駿河武士の風流

當時駿府の武士は、上下共に、和歌・連歌の風流に焦慮し、日も亦足らざるが如し。旭日の勢なる今の今川家には、是が爲に、武威の鈍ぶるが如き恐なきのみならず、武にし文を忘れず、駿・遠二國に、干戈の動くことなき、泰平の象を歌ふ具としも思へば、却て悦ぶべきには似たれども、後世懦弱の風に流れ、終に數代の社稷を亡ぼして悔いざるに至るもの、其の禍根は已に、此に萌せるにあらずや。而して此の風習は、流寓の公卿、連歌法師等の、相依りて養成したるものとはいへ、また國主氏親の小成に安じて、怠慢の心、兆したるに因らずんばあらず。先に大内義興の事業を羨みたる意氣の、今尙ほ存せしめば、縦ひ流寓公卿、連歌法師



室町幕府時代

氏親

ありて、其の周圍を圍むとも、何ぞ憂ふるに足らん。東山將軍の、風に靡く茶煙を見て、警むることをせず、却て是に習へるこそ歎すべけれ。○十月、今川修理大夫氏親、龍膽の花の白く咲けるを、柴屋軒宗長に贈り、和歌一首をそへて曰く、

あるが中にこの一枝のいかにして雪まつ花の色に咲らん  
宗長返し

數數にめやは移らん有が中にまれなる花はうどんげにして (宗長手記)

那須助太郎

○下野國那須助太郎といふ者あり、出家して高野山參詣の途、宗長が草庵の庭を見んとて道を枉げ、同行の僧をして、宗長に謂はしめて曰く、余年來愛著せし若き者を討死せしめ、愁傷に堪へず、其後をだに吊はんとするなり。希くは和歌一首を賜へと、宗長哀みて、

曉をいかに契て立ぬらんたかのの奥の有明の月

三浦彌太郎  
郎病を病む

助太郎大に喜び、卒都婆に書付べしなど、云ひて辭し去る。○今川家の被官、三浦彌太郎といふ者あり、行狀衆に越えて、其名世に高かりしが、此頃病を患ひて、數日にして死す。其子齋藤四郎、年尚ほ若冠、父を慕うて止まず。悲哀して、將に堪へざらんとす。見る者皆な之を哀む。宗長これを聞きて、亦之を哀み、菊花を贈り慰めて曰く、

よそにだにきくの上の露いかばかりかからん君が袖をしぞ思ふ (宗長手記)

由良美作守

○由良美作守法名保悟、富士綿一把を宗長に贈り、以て紙衣の料に充てしむ、宗長謝するに和歌を以てす。

淺間神主  
志賀泰守

○此頃、駿河府中、淺間惣社の神主に、志賀駿河守泰守といふ者あり、宗長の庵を訪ひ、終日神事を談じ、造宮の由來、守護代代の敬神、願文等の事に至るまで、詳に語り告ぐる所ありしが、惜むべし傳らず。○十

氏輝元服

氏輝元服

一月廿日、今川修理大夫氏親の嫡子龍王丸、元服して五郎氏輝と稱す。今川旗下の士より、被官の輩に至るまで、各祝言、馳走ありて、例に超えたりといふ。○廿五日、今川氏輝元服を祝し、法樂・連歌・發句等の催あり、宗長の祝句に云、

霜とをしはつもとゆひの若みどり

宗長は此句に併せて、古今集聽書五冊、口傳切紙八枚贈れるが、宗長自から其意を記していふ。

あととはかまなきこと、恥かしく思はぬには侍らねど、氏輝廿にもあまり、この道至り深くならせ給ひて後、自見ありて、無用のものとも思ひ捨給はば、八人童子に與へらるべからんや。

淺ければ聞しばかりを君はこれ我家の道に傳へそへけん (宗長手記)

建長寺

宗祇古人、この道執心淺からずして、諸家の師範となり、殊に近衛殿下、逍遙院殿堯空、唯受一人の御口傳とかや、長阿同宿して數年無執心、一紙の物もきかずしらすかし、やうやう此集結縁ばかり、只一篇あらあらの事なるべし。云云

和漢連歌

○十二月、鎌倉建長寺の東堂、歳暮の禮を修めんと欲し、駿府に至り、今川の館に伺候せり。時に下野守朝比奈時茂これを機とし、和漢連歌の興行あり

かたえ咲て片枝春まで梅のはな

事蹟



室町幕府時代

雪消尚臘天 建長寺 長樂寺  
鶯兒尙學語 天龍寺 養得寺

時茂清談  
を好む

發句は、今川五郎氏輝に代り、柴屋軒宗長作なり。此の下野守時茂は、又大に清談を好める人にして、歳暮宗長を爐邊に訪ひ、一日の閑談を食りしことありしが。時に宗長は、歳暮の不辨借錢返、辨扶持給分と古句を引き、萬に事たらぬ様など語り、且つ例の清貧に安ずる情を述べ、二人共に、年の暮るるを知らざることもありきとぞ。而して宗長は自から之を評して、例の老のたはごとといへれども、例のたは言は、乃ち宗長の本音ならずんばあらず。即ち其言は左の如くなるべし。

宗長世間  
観

一借錢借米可償了簡なければ、人にはづかしめられ悪口せられて、去るべき人も、忽に無理非道のみにて見し人ともあらず。

一所詮用脚を求め、利利賣買をせんにはしかじ。此等の人は、佛神ともいはず、世間の盛衰を思はず、雪月花の興遊をもしろず、朋友にもうとく、むらさきの故をもかこたず、唯利利賣買の工夫、曉のねざめも他事ならんや。此等の活計なかだちともいふべし。又如形も、知行寺領あらむ僧俗の、利利賣買つたなかるべし。又酒屋とて、京・堺・南都・坂本、こもともにも利利賣買、世をわたるしわざなるべし。

一、巡禮往來、時時刻刻養るる事、慈悲のかぎりとはいへど、巡禮するものを、唐土には遊手の民とて、許容せずとなん。あるは佛事作善のついでなどには有べし。必ずとするとはあらずかし。

一なまなまの瘦侍、一所懸命の知行にも能はず、如何ともせず、さすがに妻子は離れず、けふあすの糧盡

て、女は水を汲、男は爪木をひろひ、子はめのまへに人の奴となり、這ひかしくまる體、まことに不便の限りなるべし。されば心あるは、首を縊りなどするもあり、一紙半錢の事も、これらにこそ云人も侍りし。是慈悲の至極なるべし。路頭に物をこひ、家門門に佇むものいふにたらず。慈鎮和尚の歌に、  
誰そその目ををし拭ひたてる人この世を渡る道のべにして  
この世をわたる人といふ心あるべし。又古今集やらん、

佗人のわきて立よるこの本は頼む影なく紅葉散りけり  
不運のかぎりにや。

獅子舞  
猿飼  
金たたき  
鉢たたき

一獅子舞猿飼、金たたき、鉢たたきやうの類ひは、げには手にしわざあり。哀まさらぬにはあらねど、これは世中なにとなき人の助もあらん。唯、如何ともせざらんは、世をわび人なるべし。癩病以下の乞食いふに及ばず、かはゆき物の限なるべし。

一參禪學道の人あり、かたき大切の人なるべし。しかはあれど、なまなまの參禪、都鄙隨分の侍、多く進退を損す。

一教外別傳、不立文字の宗師、今誰人ならん。參者凡魔魔とも、天狗ともいふべからんといふ人侍し。是みな世俗にいふ、溝越天狗等にや。今程、長老・坊主・會下どもに、或は官下にまじはり、あるは土檀那をほり求め、山林斗藪を結縁し、奔走し參者を接し、我身接する智識たれとも聞えず、中念佛三昧こそ、あらまほしき修行ならめといふ人侍り。かかるともこそ床しくも侍れ。是つらは、我等やうの、愚

事 蹟



室町幕府時代

癡暗鈍の修行にこそあれ。

一 父祖の祭、父母、過去、聖靈の月忌齋粥、僧衆寄次第、座頭以下、餘りに多人數はいかにぞや。盆、彼岸は各別、毎月人數定めらるべきにこそ。一月の中、度度の月忌寄次第粥飯の雑事、目にみえずして、借物積るなるべし。

一、弓馬道具を求め、よき者を扶持せられんや、侍道ともいふべからん。又何ならぬ物、ことかけぬもの、奔走結構せずともなるべし。朝暮の活計いかかとぞいふ人の侍りし。

以て其の爲人を知るべし。宗長は、此月廿七日宇津の山を出でて、浴に上らんとせしが、たまたま大雪に遇ひて止むとぞ。◇六年正月九日、柴屋軒宗長、北川殿に伺候し、新年の賀詞を述べ、併せて京へ上らんとする心を述べければ、北川殿深く別を惜まれて、賜物など多くありしといふ。宗長自から其由を記していふ。

九日夜に入、北川殿御見参、三獻、色色御心のどかなる御かたり、ここもとの御他事、御袖をしぼり給へるやうに候。悲しさ迷惑、此度は仔細を申につけて、とかくもと覺しめし候事にて候。必必罷下候へと仰せ、やがて罷下候はんずるなど申て、やうやう罷歸候。御折紙過分、ことの葉も候はでこそ候へれ。(宗長手記)

北川殿  
臨濟寺

北川殿は、北川禪師と稱し、伊勢新九郎の姉にして、今川上總介義忠の室となる。國人尊重して北川殿と稱し、安部郡大岩村に住せらる。今の大龍山臨濟寺は其處にして、もと是れ北川殿閑居の地なれば、寺としたるは、北川殿卒して、年を経たる後の事なり。或は、北川殿の墳墓、及び法名の詳かならざるは惜むべしといふ者もあり。

いふ者もあり。

桃源院

北川殿の  
墳墓法名

一説、義忠の室の墳寺は、安倍郡得岩寺。香花所は、駿東郡大平村の桃源院なり。(駿河志料)桃源院に靈牌を安置し法名を、桃源院殿慈雲妙愛大姉といふ。安倍郡得岩寺所藏の、今川義元判物にも、駿河國大平郷之内、善兵衛名貳拾壹貫文地之事、右爲慈雲心月毎日靈供分二任臨濟寺殿寄進之旨云云、天文十七年八月十六日とありといふ。かたがた其實を窺ひ知るべし。

連歌會  
今川氏輝

○廿八日、今川五郎氏輝宗長を召し、連歌の興行あり。宗長句あり、  
天の原富士やかすみの四方の春 (宗長手記)

連歌會

○二月三日、駿府の六郎亭にて、連歌興行あり。是は明日の會日悪しきとて、今日に繰上げしなりといふ。時に宗長句あり、

花咲てなるてふ三の千とせかな

連歌會

○八日、駿府下野守時茂亭に於て、連歌興行あり。此の興行は、宗長京都へ赴くべきにつき、送別の意を表したるにて、題をも旅首途としたりとか。宗長句あり、

なべて春いたりいたらぬ宿もなし

(宗長手記)

宗長上京

○九日、柴屋軒宗長駿府を發し、京に上る。途、宇津の山の麓、丸子の柴屋軒に宿し、庭中の修繕をなさしむ。宗長其趣を記して曰く、

柴屋軒

同二月九日、ここを立ちて、うつつの山埋谷、年比しめをき、行かよふ柴屋、石をたて、水をまかせ、櫻

事蹟



室町幕府時代

七二二

をうへなど、普請のついで、かたはらに又杉あり松あり、竹の中に石を疊み垣にして、松の木三尺ばかり、一方けづりて、

柴屋の苔の下道つくる也けふを我世の吉日にして (宗長手記)

長谷川充長 ○十一日、黎明、宗長柴屋軒を出でて小川に赴く。小川は、長谷川充長の居る處なり。充長は、小川法榮の子なり。宗長自から記して曰く、

小川 柴屋に一兩宿して、同じ國三里ばかり南、小川といふ所へ罷立つ。小川長谷川充長、兼てより千句の連

歌こふにより、十三日始めて行ふ。下野守時茂かれこれ、送りにとて同道、千句三日、發句、

まつの葉は花ぞみつしほ山櫻 (宗長手記)

圓成寺 ○十五日、遠江國圓成寺住職、秀雲永嶽卒す。永嶽は、石雲院崇芝和尚の弟子なり。○廿日、宗長小川を立

ちて西上す。宗長記し曰、

同廿日、小川をまかり立侍るに、時茂袖をひかへて、

立別れ今より後はたらちねの親の諫めと誰を思はん

返し、

おほぢ父君まで老か長生をあはれむにつけ驚かれぬる

小夜中山 かたみに立わかかれ、さ夜の中山の麓、金谷といふ所に一宿して、

幾度もまた越えんとぞ祈るなり君をねさめにさ夜の長山 (宗長手記)

さ夜の中山  
さ夜の長山

廿一日、山をこゆ、西行上人東國道の記に、此山を越え侍るに、年なかばたけたる男行つれ、ゆくゆく語りけん。昔此山はさ夜の長山と申、ふるき歌にも有とやらん、ほほゆかめて語りけるとなん。扱は若命なりけりさ夜の中山も、長山にてやとぞ覺ゆる。山中の道三里ばかり、長長と、松の木の本につづきたる道なり。旅衣などぬぎてたびけると、彼記にあり。此東路の記は、糟谷中務松綱所持と聞て、此度小川より借用して、一見し侍りしなり。菊川といふ川も、此山の中なり。里あり、かひの白ねはるかに見えて、さやにも見しかけられなく、よこをりふせる山なるべし。この山半ば越て、日坂といふ。ここを二里ばかり過て懸川、十餘年先の年の神な月の比、ここにての發句、筆ついでに書加、

かひがねは雪にしくるる山路かな

甲斐がねは雪にて、ここは時雨るといふばかりなり。懸川にて連歌あり、

はし鷹のとかへる花か山ざくら

懸川城普請

當城數年さまざま普請、堀は幽谷のごとし。山は、峯の椎檜しげく、よそめもただ鷹の巢山とも云ふべく、春の花、雲のたなびくかと、みえ渡さるるを興じて、花を愛してとかへるにやなど、思ひよせ侍る計なるべし。(掛川志稿) 懸川、廿二日より霖雨、三月朔日まで、晴間もなくふりくらして、又連歌あり、

春雨ののどけき眞木の板屋哉

見附 堀越六郎

三月三日、同じ國の見附の國府、堀越六郎亭と、先祖は伊豫守貞世、風雅玉葉作者、法名了俊の事、はな咲てなるてふ三の千とせかな

事蹟

七二三



室町幕府時代

濱松庄  
飯尾善四郎

天龍川の西濱松庄、飯尾善四郎宿所

すみれさく野は幾すぢの春の水

ひくまの野邊名所なり。ここを立て濱名橋、一歳の高汐より、あら海おそろしき渡りすとて、此たびの旅行までと、なにとなく心細く物悲くて、

度度のはま名の橋も哀也けふこそ渡りはてと思へば

此わたりまで、飯尾善四郎爲清うち送り、歸路の袖をひかへてのことなるべし。(宗長手記)

糟谷松綱

記中、糟谷中務松綱は、今川家の被官にして、相川の人なり。又濱名橋はいかにも哀なり。昔より天下に聞えたる名橋にて、清少納言も、已に千年の昔に於て、其の枕草紙に、橋は淺水の橋、長柄の橋、天彦の橋、濱名の橋云々と、數へあげたるのみならず、尙ほ厭かずまに、二百九十四段に、一話をしるして云、

或女房の、遠江守の子なる人を、語らひてあるが、「同じ宮人を忍びて語らふ」と聞いて、恨みければ、「親なども懸けて誓はせ給へ、甚しき空言なり。夢にだに」となん云ふ。「如何が云ふべき」と云ひしに、誓へ君遠江の神懸けて無下に濱名の橋見ざりきや

と、斯くばかり名たれたる橋も、今は道行く人の哀をかふ種となる。ピラミットの外、時の嘲を免るるものは世になきか。而してピラミットも、遂には免るる能はざるべきか。

【後奈良天皇】 大永六年四月、踐祚

◇大永六年四月十四日、駿河國主今川氏親、假名目錄三十三條を撰び、以て治世の助となす。

今川かな目錄

今川かな  
目錄

- 一 譜代の名田、地頭無意趣に取放事、停止之事。但、年貢等無沙汰においては、是非に不及也、兼又、彼名田年貢を、可相増よしのぞむ人あらば、本百姓にのぞみのごとく、可相増かのよし尋る上、無其儀は、年貢増に付て可取放也、但、地頭、本名主を取かへんため、新名主をかたらひ、可相増の虚言を構へ、地頭においては、かの所領を可没收、至新主は可處罪科也。
- 一 田畑並山野を論する事あり、本跡糾明之上、剩新儀をかまふる輩、於無道理者、彼所領の中、三分一を可被没收、此儀先年議定畢。
- 一 川成、海成之地、うちをこすに付て、境を論する儀あり、彼地年月を経て、本跡知がたくば、相互にたつる所の境の内、中分に可相定敷、又各別の給人をも可被付也。
- 一 相論なれば手出の輩、是非を不論、越度たる事、舊規よりの法度也。雖、然、道理分明の上、横妨の咎、永代に及ばば不便たるか。自今以後は、三ヶ年の後、公事を翻、是非を糾明して有落居也。
- 一 古被官他人めしつかふ時、本主人見あひに取事、停止之畢。ただ道理に任、裁許にあづかり、請取べき也。兼又、本主人聞正し、當主に相届の上は、被官逐電せしめば、自餘の者以一人可返付也。
- 一、譜代の外、自然めしつかふ者、逐電の後二十餘年を経ば、本主人是をただすに不及、但失あつてちくてんの者においては、此定にあらざるべし。
- 一 夜中に及、他人の門の中へ入、獨たたすむ、或は知音なく、或は兼約なくば、當坐翫捕、又ははからざる殺害に及ぶとも、亭主其あやまりあるべからざる也、兼又、他人の下女に嫁す輩、かれて其主人に不届、又は傍輩に知さず、夜中に入來は、屋敷の者、其咎かかるとべからず。但、糾明之後、下女に嫁す儀於顯然者、分國中を追却すべきなり。
- 一 喧嘩に及輩、不理論非、兩方共に可行死罪也。將又、あひて取かくるといふとも、令堪忍一刺被疵においては、非

事 蹟



室町幕府時代

儀たりといふとも、當然おんびんのはたらき、利運たるべき也。兼又、與力の輩、そのばにおいて疵をかうふり、又は死するとも、不可及沙汰のよし、先年定了。次喧嘩人の成敗、當座その身一人所罪たる上、妻子家内等にかかるべからず。但、しばより落行跡においては、妻子其咎かかるべき歟、雖、然、死罪迄はあるべからざるか。

一 喧嘩あひての方人よりとりどりに申、本人分明ならざる事あり、所詮其しばにおいて、喧嘩をとりもち、はしりまはり、剩疵をかうふる者、本人の成敗におよぶべき也、於以後本人露見せば、主人の覺悟にあるべきなり。

一 被官人、喧嘩并盜賊の咎、主人からざる事は勿論也。雖、然、未分明ならず、子細を可尋と號し、物をくうち彼者逃うせば、主人の所領一所を可没收、此所帯は可處罪過。

一 わらはべいさかひの事、童の上は不及是非、但、兩方の親、制止を加ふべき所、あまつさへ鬱憤を致さば、父子共に可爲成敗也。

一 わらはべあやまちて、友を殺害の無意趣の上は、不可及成敗、但、十五以後の輩は、其咎免れ難き歟。

一 知行分無左右沽却する事、停止之畢。但、難去要用あらば、子細を言上せしめ、以三年期定べきか、自今以後、自由之輩は、可處罪過。

一 知行の田畠年期を定、沽却之後、年期未をはらざるに、地檢を遂事停止之了。但、沽却以前に、地檢之儀合、契約、沽券に載、又は百姓私として、賣置名田者、沙汰の限にあらざるなり。雖然、地頭沽券に列形を加へば、同可停止之。一新井溝、近年相論する事、毎度に及べり。所詮他人の知行を通す上は、或は替地、或は井料勿論也。然ば奉行人をたて速に井溝の分限をはからふべし。奉行人に至りては、以罰文私なき様に可沙汰也。但、自往古井料の沙汰なき所においては、沙汰の限りにあらざるなり。

一 他國人に出置知行沽却する事、いはれざる次第也。自今以後停止之畢。

一 故なきふるき文書を尋取、名田等を望事、一向停止之畢。但、讓狀あるにおいては、可爲各別借米ことわりは、其

一年は契約の如くたるべし。次の年より、本来計に、一石には一石五ヶ年の間に、本利合六十石たるべし。十石五ヶ年の間に、本利合六十石たるべし。六石に及びて無沙汰に付ては、子細を當奉行并領主にことわり、譴責に可及也。

一 借錢の事、一ばいになりて後二ヶ年之間は、相待べし。及三ヶ年不返辨は、當奉行并領主にことわり、可及譴責也。米錢其利分の事は、契約次第たるべし。

一 借用の質物に、知行を入置、進退事盡るゆへに、或號通世、或缺落のよし、佗言を企る儀有之、去明應年中歟、菴原周防守此儀ありし、譜代の忠功もだし難きにより、宜隨其儀畢。但、以所領津の郷録に遺之今年房州、此段しきりに言上、難去條一往加下知ところ也。一家と云、面面と云、一通は其儀に任といへども、自今以後此覺悟をなす輩は、所帯を沒收すべきなり。

一 他人の知行の百姓に譴責を入る事、兼日領主と當奉行人にことわり届けずば、縦利運の儀なりと云共、可爲非分也。一 不入之地の事改るに不及、但、其領主令無沙汰成敗に不能、職より聞立るにおいては、其一とほりは成敗をなすべき也。先年此定を置と云共、猶領主無沙汰ある間、重而載之歟。

一 駿府の中、不入地の事、破之畢。各不可及異議。

一 駿遠兩國津料、又遠の駄駄日の事、停止之上、及異議輩は、可處罪過。

一 國質をとる事、當職と當奉行にことわらず、爲私とるの輩は、可處罪過候也。

一 駿遠兩國浦寄船之事、不及違亂船主に返し、若船主なくば、其時にあたりて、及大破二寺社之修理にすべき也。

一 河流の木の事、知行を不諭、見合にとるべき也。

一 諸家之論之事、分國中においては停止之事

一 諸出家取たての弟子と號し、智惠の器量をたださず、寺を讓與ふる事、自今以後停止之、但、可隨事體歟。

一 駿遠兩國之輩、或は私として他國よりよめを取、或はむこに取むすめを遺す事、自今以後停止之畢。

事 蹟



室町幕府時代

一私として他國の輩、一戰以下の合力をなす事、同じく停止之事。

一三浦二郎左衛門尉・朝比奈又太郎出仕の坐敷定る上は、自餘の面々は、あながち事を定むるに不及、見合をりよき様に相はからはるべきなり。惣別弓矢の上にあらずして、意趣をかけ、坐敷にての口事を心がくる人比興の事也。將勸進・猿樂・田樂・曲舞の時、棧敷の事、自今以後關次第に沙汰あるべき也。

一他國の商人當坐被官に契約する事、一向停止之事。

以上三十三ヶ條

右條條連連思當るにしたがひて、分國の爲ひそかに記しおく處也。當時人人こざかしくなり、はからざる儀共相論之間、此條目をかまへ、兼てよりおどしつくる物也。しかればひるきのそしり有べからざる歟。如レ此之儀、出來之時も、箱の中を取出、見合裁許あるべし。此外天下の法度、又私にも自先規の制止は不及載之也

大永六年丙戌年四月十四日

紹 傳 (在判)

常現寺

此書、原本は裏の繼目に、悉く印判ありといふ。○六月十一日、遠州龍谷山常現寺開山、覺雄鑑和尚寂す。

今川氏親 卒

(掛川志稿) ○廿三日、駿河國主今川修理大夫氏親卒す。年五十六、氏親は、治部大輔義忠の子にして、五郎と稱す。幼にして其家を受け、修理大夫に任ぜられ、上總介を兼ね。長じて武勇衆に超え、遠州を平定し、參河を蠶食し、今川氏の大を成ししは、氏親の力なり。安倍郡慈悲尾村増善寺に葬り、寺名を以て法諱とし、増善寺殿喬山紹貴(喜)大居士と號す。此時會葬せし者、龍雲寺殿今川氏輝、花倉曹司、善徳寺曹司、近臣、被官、一家の衆出席、白衣の伴、惣て七百六十七人なりきといふ。

凡そ今川家一流の傳記は、初祖心省入道より以來の例として、國主卒して後、中陰の間に降雨あれば、これを硯池に迎へて墨を摺り、先考一代の傳記を綴り、氏親に至て變ずることなかりしが、氏親卒するに及び、

又例に依て其の傳記を綴らんとせしに、北川殿の希望に従ひ、大原和尚の一冊に縮め、文書に作られしといふ。(後鑑・今川系圖・今川家譜)今も増善寺に、氏親の葬儀記といふがありと聞けど、此書をいふか。又別物か。



増善寺所藏

増善寺

未だ見ざれば知らず。因に云ふ氏親の室の墳墓は、有度郡龍雲寺に在り。(駿河志料) ○増善寺は、此後義元・氏眞に至るまで、相尋で歸依淺からず、乃父乃祖のため、上臈田若干頃を捨てて、其の香燈料とし、又、永樂錢若干緡を寄附せし事もあり。方丈の額は、黃檗悅山の筆にて、慈悲山と書せり。本尊は釋迦佛なりといふ。

事蹟

七二九



室町幕府時代

氏親東帯の影像、及び今川家累代の牌あり。仁王門の内、坂を上ること凡そ三町にして、千手觀音の像あり、行基の作と傳ふ。境内は皆な北に向て表とし、南駿府の市を距ること十八町、安倍川を隔てて、東に賤機山瑞龍禪苑あり。南に建穂密寺ありて、無雙の勝地なり。開山正寅禪師傳に云、

駿州増善寺、辰應正寅禪師、尾州吉田氏子、十三歳、投濃州開元院、月泉禪師、祝髮出遊、謁石雲宗之禪師、一日室中學大力量人、話示衆、師在傍忽失笑。之曰大力量人、因甚慳、足不起。師嘘一番、之打趨出。他日入門、之勵聲一喝。師頓脫黏縛、遂蒙印可焉。後出世永平、補石雲。駿州今川氏、創増善寺、聘爲開山。後至武州前澤、居淨牧禪院。永正八年九月、跏趺坐書偈而終。壽七十二、臘六十、出居廓宋明嚴宣二人、(洞上聯燈錄)  
以先師茂林和尚相傳之正本書寫付授附法之小師正寅藏主於遠州石雲丈室傳授之。

文明十二紀年七月廿日

宗之僧惟俗 (僧善寺所藏)

梅ヶ谷の山莊  
草薙日向守杜の砦

○氏親常に梅ヶ谷の奥、中間の山里を愛し、此に閑亭を營み、草薙日向守入道道慶をして守らしめ、春花秋月の遊より、時雨の徒然を慰むるに至るまで、みな此亭に於てせざるはなかりき。草薙日向守は、有渡郡草薙神社の神職にして、後出家して道慶と號せしが、常に武を好みて今川家に仕へ、遠州杜の砦を守り、老いて尙ほ辭せず。一日和歌一首を詠じ、駿府の館に贈り曰く、

有渡山のうとくも夢はさむるかな遠つあふみの杜の風に

梅ヶ谷

氏親これを見て其志を哀み、俄に召還して、梅ヶ谷の山莊を守らしむ。(駿國雜志)

今川家集云、梅ヶ谷の奥に、中間といふ山里あり、是に先君今川氏親、御閑亭をしつらはせ給ひ、草薙の日向入道道慶をして、此亭を守らせ給ひ、時雨の頃のつれづれ、花の夕より紅葉の御遊興まで、いつも此亭にて、詩歌の志あるものを集めて、遊ばせ給ひける。云云、

梅ヶ谷は庵原郡に在り、鹿嶋の林を西へ距ること、凡そ一町許にして、利右衛門といふ者の宅地あるは、即ち其所にて、今も殿屋敷といふ。此の梅ヶ谷は、獨り氏親のみならず、今川家代代の山莊たりしなり。○今川氏親は、勇武の資を以て、西討東伐して、大に其の威武を揚げたれば、國用頗る大にして、豊なること能はざりき。此に於て先世已に開始したる安倍鑛山を開き、盛に金鑛を發掘せしめ、以て其の缺乏を補ひたりといふ。前に遠州曳馬城を攻めし時、安倍の坑夫を召し、山崖を鑿ちて、水道を絶たしめたりといふにつけても、此の鑛山採掘の盛なりしを知るべし。

駿河新風土記に云、入嶋梅嶋の二村は、入交りて一村の如し。深山の極なれば、土地廣大にして、村内五六里にわたる云云。今に入嶋にて金壹分貳朱、梅ヶ嶋金貳分、追捕役といふものを貢て、金山の稼となす。梅ヶ嶋にもてる、金山申傳書といふものあり、其畧に曰く、當村より黄金を出だすことは、仁徳天皇の御時、始めて此を獻す。其後、醍醐天皇延喜二壬戌の年に出でしより、久しく中絶して、享祿年中、金山繁昌して、黄金多く出づ。此時の事を、元榮と申傳ふ。云云、

今川小判 而して今川家は此金を以て小判を造り、永四貫と二貫とに相當するやう、二種に分ちて使用せり。又別に今川小判といふあり、京目一兩に相當する金なり。面はたたみ目にして、裏は石目なり。下には、角の内に桐

事蹟



室町幕府時代

の紋の極印を刻せしが、是亦同じく其の國用に備へたるものなるべし。

今川楯

世に今川楯、今川秤といふものあり。秤は秤座理右衛門之を司りしが、其鍾は橡の實の如くにて、今葦山の農家某祕藏せり。楯は義元の時に、下方と十合と二量ありしが、下方は大に十合は小なりき。

義元時有三下方・十合二量二下方當今量一升一合二勺六撮、十合當八合六勺、而出用三十合、納用二下方二敗之後、臣民離叛、蓋有以也。(駿河府志)

今川氏秤匠曰、理右衛門宅趾在二本通卷、其秤比朱瑞秤一錢減二分、鍾如檢實、旁刻理字。(駿河府志)

嶋津忠貞

今切

○薩州守護嶋津相摸守忠幸の三子に、五郎といふ者あり、年若くして剃髮し、長徳と改め、年十九にして薩州を出で、野州足利の學校を志し、道を東海道に取り、急ぎ下る所、遠州今切の渡に到り、海上暴風に遇ひ、乗船波底に沈み、携ふる所の書籍旅資は悉く失ひ、辛うじて身を全うして陸に上り、漸くにして駿河に到る。氏親之を聞き、哀みて曰く、薩摩の嶋津家は、鎌倉以來の舊家にして、代代武を以て顯るる家なり。其の子弟たる者また必ず武なくんばあらずと、乃ち使を遣はして、其の長途の勞を犒ひ、且つ百人の旅資を贈り、辭を盡して之を駿府に招く。長徳その懇篤を悦び、暫く國府に逗留せり。其後氏親之に還俗を勧めしに、長徳も竟に其意に従ひ、名を改めて嶋津右衛門尉忠貞と稱す。其後年を経て、相摸守護北條左京大夫氏綱、頻りに招くに因て、遂に小田原に往き、其の旗下となり、戰功數度に及ぶ、氏綱其功を賞し、數ヶ所の采地を與へ、家長大道寺駿河守盛昌・松田尾張守盛秀等の上に列せしむ。後又入道して舊名を襲ひ、長徳軒と稱し、永祿四年八月十一日、甲相の戰に討死せり。而して其子源五左衛門忠正は、後藤生三郎忠光の養子となる。

大山寺寺領

○九月廿六日、遠州敷知郡西大山の大山寺に、寺領を附與せらる。駿河國主今川氏輝、父氏親の先例を踏襲せるなり。其書に曰く、

そうせん寺殿の御封にまかせ

大永ひのへいぬ年九月廿六日

大山寺理養坊

(見聞録)

正林寺  
此書には、今川五郎大方の朱印を捺せり。五郎は氏輝なり。○十二月廿六日、今川氏輝、寺領百餘町を、城東郡高橋村國源山正林寺に寄進せらる。蓋し正林寺は、志太郡坂本村林叟院の末寺にして、今川義忠の墳墓ある寺なり。而して林叟院は氏輝の父、氏親の開基する所なり。

判

とうとうみの國、にいの池なりしん田、百七ちやうの事、そうせん殿、御ゆいごんにまかせまつくふみいたし申へし、ただし御屋かたよろづことを御はからひのときは、その時のなりにしたがふべき者也。仍如件。

大永六年十二月廿六日

そうせん殿は氏親にして、茲年六月廿三日卒したるなり。○廿八日、今川氏輝命を朝比奈彌次郎に傳へ、遠州萬斛村に城砦を築かしむ。

萬斛砦

遠州みそのの内、萬石の六郎左衛門屋しき、とり出の城になさるるでう、彼名田納所之分、四貫四百文、

事蹟



室町幕府時代

上の事そうちみん殿え申ことはり、城のほととさしをかるるもの也。仍如<sup>テ</sup>件。

大永六ひのへいぬ十二月廿八日

今川氏輝

あさひな彌次郎殿

(古文書類纂)

井伊八幡の鐘

○此歳、遠江國井伊城主井伊直盛、洪鐘を井伊谷八幡宮に獻す、今も懸りて神前に在れども、鐘銘は磨滅せり。(遠江風土記傳・續太平記) 八幡宮は即ち涓伊神社にして、其の田中に井あり、冷水常に湧出せるが、別に井大神を齋き祀れり。○今川氏輝命じて、屠兒河田彦八に、新屋敷一町五段を賜ふ。屠兒とは牛馬の肉を屠り、鷹鷄を取て餌とする義なり。生物を殺し、及び牛馬の肉を屠り取て賣る者にて、之を穢多・皮剝、又は加波多、或は餌取・河原者なども云ふなり。駿河國府中に毛皮町あり、一名穢多町ともいふ。是れ屠兒の住する所にして、町敷にも敷へず、里敷にも加へざるを例とす。而して此頃この族の首領を彦八といひ、已に昔より住める者なるが、今年特に屋敷地を下賜せられたるなり。今その屋敷地を賜へる状を見るに、中にいふあり、曰く、

屠兒名稱

河田彦八

府中西のつら、河田彦八抱る、川原新屋敷一町五反云云、(明細記)

毛皮町

是れ今の毛皮町の地をいふなり。抑も當時の事は未だ詳かならず、徳川時代を以て見るに、毛皮町は、國府の西方十二三町にして、遊女町の隣に在るなり。一構兩側二十五竈の住居ありて、其の首領を彦助といふ。此の彦八の子孫なるべし。而して此の今川の證文も、此家に在るなり。韋柔革を造り、雪駄を製し、皮鼻緒を造るを業とす。穢多族の習として、凡そ牛馬の斃れたるを聞けば、即ち至て皮を剝ぐ、もし此事を捨てざ

牛馬の皮を剝ぐこと

る先に、其主より告げ知らしむれば、其皮を剝取れる後、雪駄一足半を携へ來て、其主に贈り、以て其の先づ告げしを謝する掟とせり。其の一足と半を贈るは、二たび此の如き時は、前後合して三足に滿つるを得といふ意にして、是れ後の報告を頼む所以なりとぞ。傳へ云ふ、牛の斃れたるを捨るは、安倍河原に限り、馬の斃れたるを捨つるは、河原場に限り云云と。河原場は國府の東、清水觀音山の右傍にあり、田間方三十間許の地にして、後世里俗の馬捨場と稱する所是なり。(駿國雜志・駿府明細記)

凡そ牛馬の皮を剝て、皮革を製するは、當時より江戸時代に懸けて、軍用の爲に免ざる所にして、永く其業を轉ぜず。是れ江戸時代の制なれども、是を以て推さば、當時の風をも畧知すべし。又穢多の輩は、各國各地に散在すと雖も、其の風俗習慣等は、大同小異なれば、また是を以て類推するを得べきか。(駿國雜志)

一説、富家語抄に、ふたを穢多と書事は宛字なり。燕丹と書て、よこなまりにて燕丹と訓むがよし。昔、異邦の燕の太子丹と云ふ人、丹波國に住居せり、日本の人、異邦の何氏やらん知れぬ人として、參會せず、日本の人交はらざるが故に、家業無し、さるによつて、牛馬の捨てあるを拾ひて、皮を剝きて、家業とせしより起れり。燕丹の軍三千、日本へ渡れる時、婦女數人來ると見えしなり」とあり。

輝星按に、燕丹軍三千人、日本へ渡るといふ事、何の書に出でしや、いまだ所見なし。猶再考すべし。(岩山石)

宗長歸駿

○七年四月、柴屋軒宗長、京師より駿河に歸る。途次參河國今橋より、遠州鶴津山城に到りて、連歌を興行し、引馬を経て駿河に着せしが、其間の狀況、及び著して後、氏親死後の様を見て、感慨に堪へざる趣は、其の自から記すところに就て知るべし。而して之を見れば、併せて國內當時の狀況をも察するを得べくなむ。

鶴津山城

國の境の城、鶴津山にいたりぬ。此鶴津山の館といふは、尾張・三河・信濃の堺、ややもすれば、競望す

事蹟



室町幕府時代

長池親能

る族ありて、番衆日夜無<sub>ニ</sub>油斷<sub>一</sub>城なり。東・南・北濱名の海廻りて、山のあいあいせき入、堀いたる水のごとく、城のきしを廻る。大小舟岸につながせ、東むかひは堀江の城、北は濱名城・刑部城・いなさ山・細江、舟の往來自由なり。西一方山つづきにて、敵の思ひかかるべき所もなし。此一兩年を、長池九郎左衛門尉親能承、普請過半、本城の岸、谷の底まで堅にほりつづけ、足を留むべきやうもなし。三ヶ國の敵のさかひ、晝夜の大鼓、夜番の聲無<sub>ニ</sub>寸暇<sub>一</sub>きこゆ。一日逗留、連歌興行有増、しかれども老屈休息、發句ばかり一順八九人、

なみやこれかさしおる花夏の海

宗 長

當城の景氣までなるべし。わたつみのかざしにさすと祝ふとも君が爲には惜まざりけり」本歌とも覺ゆ。かさしおる花は、當城を以て隣國のかざしたるべき、千秋萬歳なるべし。夏の海とは、春過ぎてなにの花もなき時、此海の涼しき波をかざし折花と申侍り。脇、親能

まつにのこれる磯のうきみる

見付城主

本歌のよせもゆへありて見ゆ。引馬に一夜、みつけの國府晝通り、そと六郎殿へ申入、懸川二日逗留、さ夜中山途中、杉原伊賀守上洛、かたみにことの葉もなくて立別れぬ。その夜金谷一宿、それより懸川の旅宿へ傳へて、

夢なれやさ夜の中山なかなかにあひみずばとて立別つる  
糧物など、ゆめゆめしき贈りものなるべし。金谷にとまりて、

幾度か又やはこゆと越て又けふはやそぢのさ夜の中山

大井河を見渡り、藤枝を過て、宇津山丸子の閑居にいたり、さても思へば、去年七十九をかぎり門出せしに、又越きぬるつたの細道、心細き心も長く、いつちいぬらん、長生の老の因果、いかなるはてのしにせんと、恥思ふより外はなし。(宗長手記)抑、喬山御事はをきぬ。房州・豆州・又彼も是も、一年の夢は我いかでさめざりけん、

數ふれば我たが爲もこのかみの死をくれきぬはいかにせん (中略)

大永六年六月廿三日、喬山御他界飛脚、臨川庵より、山城薪酬恩庵七月廿九日到着、則承あへず御吊ひ罷下ぬべきに、宗長已七十九、命期當年とて、其御暇乞申て、紫野薪の末期覺悟のうへは、ふたふたとはいかがいひしにたがふ世中にやと、先御中陰の儀式、薪にして一七日、其内なる粥飯ばかりの茶湯、若又命期當年にかぎらずば、來春中罷下ぬべき事、御ちの人の御かた、泰以(泰以巴に卒して年あり、手記中、所断に見ゆるは、如何或其子か)時茂へ文して申候ひし、八月より、逍遙院殿奉願品經廿八品、諸家の御懷紙申調侍る。折節、京都の念劇に延引して、やうやう當年二月十六日、矢嶋へ下し給畢。則三月四日矢嶋罷立、此四月に下着持參、折節、中御門殿歴歷御下向、御講殊勝珍重本望、御樽御折紙以下、本所御感御書たび候、又逍遙院殿御老筆の古今集、八九年前より懇望申し、去年遊ばしたてられ拜領候、同持參、又罷上の時も、彼集宗長一重の傳授口傳の物、三冊一合進覽、又持參畢。長寶寺殿桂山、別而宮仕とはなくて、只朝夕多年御身近くこそ候つれ、今はたれも御知候まじ、北川殿、何となく御覺も候はれつらむ、いつぞや召れて參り候し時も、左様にこそ仰

事 蹟



室町幕府時代

せられ候つれ。其時左京亮泰以祇候にて候つる。喬山御幼少御時は、御暇申、紫野徘徊、心ざしにのみ御ことごとしく、廿ヶ年ありて、罷下まかり立、異他御めかけられし、是はたれだれも存知あるべし。又は御用にも立参らせ候事も度度候し、抑、此四月より罷下、國の體次第承り、又見及申候、何事も、うつつも候はぬ御事のみにてこそ、ことしは幾程も候はぬに、かくのごとくかはりはてたる御事にやと驚き入、罷過候ゆへ、しりかほの申事ながら任筆候、此七月初、丸子の閑居へ罷歸候とて、泰以に申遣し候、  
さも有ばあれとは思へどめに耳に聞てもみても餘る口ぞよ

氏親の病

なにことも過言のみ罷成候事、歎入事にて候、喬山も十ヶ年先より、御心も御中風氣につきて、御成敗の様も、調儀の御思案もぞやと、承度候ことのみ候ひし、今は又はたちの御内、御わらはの心の御程は、何事も御心の程おさまりがたく、奉公の人々も、心にまかせらるべし。されば此度當國罷下我等體まで、雜言・空言・傍若無人の事のみ耳にみち候。(後鑑・宗長手記)我等が身にきては苦しからず、なにとなく都鄙の身ほめのやうには侍れど、せめて身ほめたるなど筆に任せつる。都鄙の外聞、なげきてもあまりなきにあらず。口惜さ誰も誰も可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>察候。糺明の事、度々申しつれど不<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>是非<sup>一</sup>候。その上、讒者露顯現形候。只詮とする所は、なきが如くにして、丸子の柴屋末期の用意のみ。然れども丸子・手越は河原ばかりのへだて、げには往來もたえず、老のきく耳も苦しくこそは、興津左衛門の館、しほ風呂興行、一七日湯治、此次、熱海湯治隨體、これより東邊の古知人をも、尋ね見ばやのあらまし、折節痲病散敷、結句脚氣さへ發あひ、車にあされたる犬のごとく、はひありきの體不<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>旅行<sup>一</sup>、又年内幾程の日數にもあらず、存命にま

かせ、年あけてふと關東可<sup>ニ</sup>思立<sup>一</sup>にて、館ちかき寺、不捨院旅宿、名のきき面白く覺えし、瓦樂

老の後すて捨すともいひ難みしはし名にのみめづる宿哉

不捨院いまだ板庇なくて、時雨・霰いかならんとおもふ夜に、

こそ今年杉の板屋のまばらなる月に時雨を聞あかしつる

駿河國勢

駿河國は氏親卒して後、幼主を戴きて恐るる者なければにや、群臣各威を專にせんとして、人心一ならず。世捨人の住所たる柴屋も、彼是と世の口頭にあげらるるものは、氏親の生前、特に恩寵を擅にしたる故にもあらんかなれども、人心の赴く所知るべきにあらずや。宗長・嘗て竹を截りて杖に作り、之を今川氏親に贈り、一首の和歌をそへていふ、

此杖はたれにもあらず君と我が八十路の坂を踰ゆる樂しさ

中御門宣秀

其の親み思ふべし。○中御門殿駿河に下り、先づ柴屋を訪はる。宗長時に興津にありき。中御門殿、名は宣秀、權大納言宣胤の長子にして、今川氏親の妻の兄なり。宣胤は、嘗て今川範政に、萬葉集の祕傳を受けたりと聞ゆれば、氏親との婚儀も、是等が因となつて、整へるにやといふ。宣秀は、先に一たび正二位權大納言に進み、尋で權大納言を辭してありしが、茲年四月、喬山公の法會行はるるにつき、其子宣綱と駿河に下られたるなり。此時に當て、京都は、應仁亂の餘弊未だ去り難きのみかは、姦雄四方より集り來り、日夜權力武威の争に迫なく、併も將軍之を制する力なきに、此頃はまた細川・柳本等の騷擾相次ぎて起り、皇室式微を極め、公卿は困窮して、住慣れし故郷の都と雖も、いと住み難く、苟も縁故あれば、遠き世界の大小名



室町幕府時代

七四〇

を便りて、地方に下る時なれば、宣秀も今駿府に下るを幸ひに、直に歸洛することもせで、滞留三年、後享祿二年四月、始めて京都に出立せりといふ。而して其間の消息は詳にする由なけれども、宗長の記すものに據らば、稍一端を窺ひ得ることもあらんか。

中御門殿御在國、折ふし興津潮湯治旅宿へ、文遊ばし、添て

寒き夜は向ふううちにも埋火の興津のことぞ思ひやらるる

御返し

曉は生けるばかりのおきみつと思ふことは老の寒けさ

中御門殿より、雁に添られて給ふ歌

故郷にかへる心の末をきけ今おとづる雁の玉づさ

御返し

身にあまる君が言の葉影添ふる雁の玉づさおく方ぞなき

慈光院殿

○慈光院殿、何處よりの歸りにや、丸子の柴屋を訪づれ給ひしに、宗長興津湯治の不在にて、庭をなかば畑に作て、田屋を結び、鳴子をかけ置たるを見て、其の松木柱に一首を題せらる。

山畑の鹿の鳴音の淋きを思ふにさぞな老の曉

(宗長手記)

宗長歸庵

○七月九日、宗長柴屋軒に歸來し、其庭の荒廢するを見、石を立て垣を結び、自から繕ふさま、暫くは其の行脚を此に止めんとするもの如し。宗長自から其趣を記し云ふ。

柴屋、一とせの七月十四日朝の野分に、客殿吹毀たれつと聞し、その比越前に在て、歸り下りても久荒し果つるを、おとしの冬、又この三分一ばかりの茅屋を取建、この七月九日に歸住て、めぐりの垣、こもすだれをとりかけて、庭の流れ、淺茅の中に埋石なども、門外の川よけに過半取出し、残る石ここかしこに散し置しを、又とりならべて水をすまし、心をなぐさめ侍る。

宇津山柴屋、庭もとの水石、所所堀起しなどして、過半畑になして、まびきなの種まかするとて、

まびきなのさされ石間の山畑のかたしや老の後まきの種

あらあら無下の庭數奇候哉、同じはたに庵を結び、麻の簑、竹の子笠かけ、わらうだをしきて、

思ひやれ我山畑の柴の庵鹿のなくねを老のあかつき

柴屋むかひなる峯の畑に、鹿をふこゑを聞て、「獨吟」

鹿の音やとを山ばたのゆふあらし

又、我園に大豆小豆をうへ、庵を結び鳴子をかけて、朝夕の自愛に、

まめまめしくもなれる老かな

畑の菜をつみて、人に遣すとして

摘までこそみすべかりつれ朝な朝な我山ばたの秋の露けさ

庭の池水雨にもよほされ、石ぶし・かじかやうの聲聞ゆれば、

せきいるる庭の山水ころころと石ぶしかじか雨すさぶなり

事蹟

七四一



室町幕府時代

風やうやう夜さむになりて、老のねざめ何事を思ふも、物のほしさのみ歎きて、

天が下ありと有物のなくもがなさてやほしきの盡ると思へば

閑居といへども、げには巡禮往來の立よりて、京・田舎の事語るを聞きて、

度ごとにさても手をのみうつつともなきことを聞哉 (宗長手記)

石上村牛頭天王

○八月、遠州佐野郡石上村四郎助、鰐口一箇を鑄、其村の牛頭天王に寄附す。銘に曰く、

奉<sub>ル</sub>掛<sub>ル</sub>祇園牛頭天王御寶前<sub>ニ</sub>鰐口之事、東海道遠州佐野郡石上村檀那四郎助、于時大永七年丁亥八月吉日、

敬白。

鰐口は徑六寸許なり。石上村は今無し、樞澤村東部の山間に、一字あり石上と呼ぶ。舊満水村の村民の懇拓せし所なりしが、後樞澤村に分れ屬せりと傳ふ。蓋し當時は、獨立して一村をなせること明かなり。此地に、牛頭天王社もありて、毎年九月十九日、祭禮を行ふといへば、當時の石上村は、此地なるべし。(掛川志稿)

吉川次郎左衛門

○十一月廿三日、先是、吉川次郎左衛門頼茂といふ者あり、淡路小守護の子なり。繼母に憎まれて家を出で、宗長に従て駿河に下りしが、會、今川家より、甲州手楯の合力に、武士を遣はすことありしに、頼茂浪人とも

なく、被官ともなく、これに加はり出軍せるが、不幸にして討死せり。是れ福嶋正成の敗軍せし、飯田川原の戦なるべし。而して今日は正に其の七年忌に當れば、宗長懷舊の情堪へがたく、和歌二首を詠じ、小原藤

小原高親

五郎に贈る。藤五郎は、小原兵庫頭高親の養子にして、高親は、後に遠州鶴津山の城主となりし人なり。

七とせの冬ぞ悲しき薄雪の葉ばかりのこともあはで消けむ

あはち嶋あはとはるかにしほの山さしでの磯を照す月影 (宗長手記)

宗長自から釋して曰く、露ばかりの給恩にもあらず、人なみなみの討死不便、命は葉の薄きが如しといふこと、思ひ出で侍るものならしと、隱遯厭世の法師も、強ち木の端の如くにもあらず、流石に情ありと謂ふべし。○十二月、柴屋軒宗長、此程は冬籠してありけるに、人より早咲の梅を贈られたれば、また之に和歌をそへて、坊城卿へ贈りける。

早梅の、枝もたははに咲たりけるを、人もち來り侍る。やがて坊城殿へ持せ參らすとて、

物は皆一つ二つが花だにも咲きこる枝は見どころもなき

久野宗隆 萬松院

坊城殿は、前權中納言正二位坊城俊名卿なるべし。此卿、駿河に下りたること、ものに見えず。又他に事跡も傳はらねども、此歌によれば、他の卿等と同じく下り居られしにや。天文九年六月廿二日、七十九にて薨

東陽軒

ぜし人なり。○此頃、遠州周智郡久野城主久野佐渡守宗隆、志を起して萬松山を開基す。初め應永十四年の頃、大洞院開山如仲和尚、此地を下して草庵を結び、以て修法の地とせしが、此寺の創始にて、其後五世の

可睡齋

孫太路といふ者、毘沙門天王の靈告に感じ、其の故地につき、佛刹を營みて、東陽軒と號し、繼續して此頃に至りしを、佐渡守宗隆、その在城の地なるを以て、更に伽藍を建立し、門樓を營造し、以て自家の菩提所

濱村八幡宮

としたるなり。故に今に至て尙ほ、宗隆の位牌を祀れるが、牌面記して、法名萬松院殿一溪清閑庵主といふ。是れ今の可睡齋にして、上久努村に在り。(遠江風土記傳) ○伊豆國賀茂郡濱村八幡宮を改造す。此宮は、當時仁科莊本郷の總社にして、今も仁科五村の總鎮守たり。但し、當時の位置は、今と異りて海岸に在りしを、

事蹟

七四三



室町幕府時代

七四四

海溢のため、現在の地に移れりといふ。但、今は移て五百年餘に及ぶといへば、此の大永の頃は、已に現地に移て、百餘年を経たる時なるべし。(豆州志稿)

渡邊彈正  
安城山壘

當時濱村の地頭を、渡邊彈正忠といひしが、其の代官として、對馬守來りて是を治す。對馬守は、常に安城山の壘に住せり。安城山頭に平夷なる所あり、北方に長五六十歩の隍ありて、長く存せしを、(豆州志稿) 明治の世に至り、埋めて田となす。是れ對馬守の住所にして、須田氏代代の壘壁たりしなり。

三嶋の長  
圓寺  
僧譽

○武藏國の僧增譽、伊豆國三嶋に至り、村泉寺を移して裏町の北に營み、寺號を改めて、正覺山長圓寺と號す。村泉寺は、もと三嶋驛の東北に在りしなり。世に傳ふ、增譽常に古佛を得んことを欲せしに、一日老翁來り、一佛體を與へていふ、是れ惠信僧都の、富士山にて彌陀を拜し、摸刻せる像なりと。因て問ふ、翁は是れ何處の人とかすると、翁應へず。歌を詠じて云、

淺間山淺くはあらぬ法の道慕ふ心の奥もとへかし

(豆州志稿)

千本松原

沼津驛乘雲寺開祖增譽、一株ごとに誦經して、千本松原の松を植うと傳ふるを、或は此の増譽とするものあり。然らば源平時代に、千本松原のあるは怪むべし。尙ほ後考を待つ。○北條氏の代官、長戸路七郎左衛門尉眞定、八丈嶋に航して嶋政を執る。眞定は眞隆の子なり。尋で眞定の子七郎次郎眞純代る。(豆州志稿) ◆

二俣城主  
松井信童  
宗長死

八年二月三日、遠州二俣城主、松井左衛門亮信童卒す。法名を天龍院殿心應前正大居士といふ。天龍院に葬る。嫡子五郎八宗信家を續ぐ。(遠江風土記傳・青龍院記) ○三月六日、柴屋軒宗長死す。年八十一、後、遺言に依りて骨を相摸に送り、鎌倉福山の側、天源庵の岩下祖堂の傍に葬る。墓今に在り。又、柴屋寺庭中にも、

柴屋寺

宗長二子

齊藤安元

分骨の墓あり。今の天柱山柴屋寺は、即ち宗長の遺蹟なるが、此寺もと觀音堅坐の地にして、行基僧正建初の蹟なりといふ。宗長二子あり、長は女にして、永正二年、宗長五十八歳の時生る。次は男にして、同四年六十歳の時生る。齊藤加賀守安元養て子とし、其後能勢因幡守頼則の母、慈香禪尼之を撫育し、終に出家せしめ、城州薪村巖瑞山妙勝寺中、薪心得庵に居らしめ、承葩喝食と號す。宗長嘗て伊豆權現に詣で、和歌二十首を詠じて、奉納せることあり。一

跡たるる山のかひより世とともに絶ゆる時なく走湯の神

(諸國里人傳)

宗長の吟詠にして、最も人口に膾炙するものは、

武士のやばせのわたりちかくともいそがばまはれ瀬田の長橋

の一句なるべし、此の一句あり、彼は果して凡人にあらざるなり。又宗長自贊の句ときこゆる連歌あり、云

峯のへのかねのゆふぐれのこゑ

ひとりある松をわか身にしろもうし

此句、無常の感念をうたひ盡して餘蘊なく、聽く者をして、ほとほと骨身にしみて、堪へがたからしむるものあるべし。(一話一言)

○宗長愛する所の笛に、老人と名づくる物あり、一節切の古笛にして、銘を老人といふ。頓阿法師の作なり。宗長其事を記していふ、

老人笛

老人と名けて、吹出る事はなけれども、うそ笛にはしかじの尺八、硯のあたりをさげす、老人といふ二字を、行成の

事蹟

七四五



室町幕府時代

七四六

筆、朗詠の題のなかより、なんりやうにすきうつしをして、四の孔の下にえり入て侍りし。此一管は、山名霜臺たづまへ給ひけん、二管頼阿作、應仁の亂れに、津の國池田の陣にして、池田民部承申給し、民部後息三郎五郎所持す。或時酒中のたはぶれに懇望せし也。酔醒て後悔せしとや、なととの春、匠作にまゐらせ置て、まかりのぼりぬ。執心は吹もきらす、老人といふ名は、曉をかたらふ友、又一つは、ふけばいとふなるべし。いづれにてもありなん。その後、彼老人、匠作より、しばらくあづけおかるべきつかひ有、則もたせたり。舊友にあふ心地して、めぐりあふ年をへぬともいそのかみふるき友とぞ今は語らふ  
老人を改名して、舊友とこそ申つたへけれ。云云

此笛後世賣物となりて、松平右京大夫輝高(上州高崎城主八萬二千石)が家に至る。輝高これを賞し、常に座右を離さず、後輝高卒す。時に侍女某、歳ごろ寵物たるを以て、棺中に納め、武州野火止金鳳山平林寺に葬る。○又一笛あり、宗長の愛物にて、一節切なり。長一尺八寸五分、丸み差渡八分許、口より四寸三分下に節あり。黒蠟色。卷七所あり。悉く金梨地彩交ぜ、梅に鶯の蒔繪の内に發句あり、

かつらめやあはいと文字誤春の海

初め、沼津某家でありしが、後、流轉して江戸に至り、屋代太郎弘賢、これを買得て祕藏すといふ。○柴屋寺の寶物二三を擧げん

柴屋寺寶

△木像、丈二尺七寸計り、公卿束帶の木像なり。今川家の像なりとの言傳なり。但し、或は天滿天神の像ならんともいふ。△人麻呂木像、杉を以て造り、木地にして煤氣たり、世に鉦作りと號す。宗長和歌を好み、故に此の神像を愛して、庵室に安置すと。△文福茶釜、宗長常に此釜を圍爐裏に置て、茶を嗜めり。

最も愛器なり。或云、此釜は室町家より、宗長居士に給ふ所なり、手取にて芦屋の一文字なり。△横幅、柴屋書

宗長の、今川義忠の寵を顧みず、仕を辭して剃髮し、駿府の驛に草庵を營み住みしは、十八歳のときなりとぞ、



宗長法師

明應のころ、宗祇の新菟玖波集を撰びしとき、宗長は二十八句を收められしが、人は見て異數としたりとぞ、

○八月二十日、享祿と改元あり。

事蹟

七四七

(青木氏藏)

豊雅樂頭、歳暮の音信、元三より一七日の合藥、樽菓子色色をくらね、返事のはしに、  
なとにきく薬をはしめ色色の身にあまりぬる年の莫哉  
歡樂のちは養生のためとて、門前の家にいでての事にて、こゝかしこより干物をくれぬ、河原林對馬守、歳暮の音信、八木樽干物の注文にかつほふしととかす、  
のほするの物の數には音信と  
とときかつほのふしにぞありける  
伊勢多氣より、歳暮の御音信、色色干物尋などありし、門前の力者の家にきて、御使文などもきたれり、御返事のはしに申つきのかたへ、  
とくいでてあるじしてみむ門の外に思はぬ宿をかりの玉づき  
此兩首可然撰集の事もあらばと書  
(以下不明)



室町幕府時代

天安寺

◆享祿元年八月廿三日、今川氏輝先規に従ひ、遠州敷知郡西大山村大安寺へ、寺領を寄附せり。  
任<sub>七</sub>永正十六年正月十一日喬山判形<sub>二</sub>田地三町四反并山林

大永八戊子年八月廿三日

(花押)

(見聞録)

八丈嶋代官  
八丈嶋代官所

正朔の改、未だ駿州に到らざるか。○此歳、中村又次郎八丈嶋に航し、長戸路眞純に替て代官となる。又次郎、是より大里原に陣屋を設けて住せしが、此後、江戸時代に至るまで、嶋代官の役所となつて、變更することなし。其の區域は、縦五十四間、横五十間にして、樹木鬱鬱蒼蒼たる所、環らすに石垣を以てし、前面には一峰峙ち、峰骨襍露し、庭内には熊竹蘭あり、高一丈餘、白葩紅葉、其狀鮮妍たり。花南を義倉とし、義倉の東を炮場とし、炮場の北は、即ち桂樹林をなす所なるが、是皆な交趾の種なりといふ。又蒲葵一株あり、綠葉天を蔽ひ、葉間花柄きて黃珠を綴るが如く、薰香百武の外に聞ゆ。是れ併ながら江戸時代見る所の趣なり。(豆州志稿・南帆録) ◆二年五月七日、遠州佐野郡仁藤村、懸河山神宮寺開山香谷英公寂す。神宮寺はもと、懸河城内の地に在りしを、朝比奈泰熙築城の時、現在の地に移ししものにて、境内に藥師堂あり、銅佛像を安置せるが、是は徑一尺許の圓銅板に、其像を打付け、物に懸くるやうに造れるものなり。想ふに是も、當時此寺創建の際造りしものにて、此の如き物を製するは、此の時代の風習なるべきか。犬居山中にも、此種の物數多ありといふ。(掛川志稿) ○十二日、遠州豊田郡瀬尻村に、善左衛門尉といふ者あり。此頃敵兵至て近江守居城を攻むるを見、村民と共に馳到て之を援け、其功群を抜くものありければ、近江守悦で一貫文を賞す。近江守とは二俣昌長なるべし。然らば其の居城は米倉なり。而して敵は斯波氏の殘黨か、

仁藤村神宮寺

銅佛像

當時代の風

瀬尻村善左衛門尉

二俣昌長

若くは信州衆なるべし。今川氏親卒して氏輝繼ぎ、今川氏の武威、前代の如くならざれば、遠江の山間僻地に潛める徒、其隙を窺て兵を起せるものなるべし。近江守の感狀に曰く、

惣百姓各、雖<sub>モ</sub>別儀<sub>ニ</sub>候<sub>ト</sub>、猶猶走廻<sub>ト</sub>、殊當城<sub>ヘ</sub>敵取懸候時、息總二郎早速走入在城、抽而忠節神妙、御感悦候、然間、瀬尻年貢之内、壹貫文令<sub>下</sub>扶助<sub>上</sub>之<sub>ヲ</sub>畢<sub>ス</sub>、仍如<sub>レ</sub>件。

享祿二年五月十二日

近江守 (花押)

瀬尻 善左衛門尉とのへ

(遠江風土記傳)

瀬尻村

瀬尻村は遠州西北の山間に在り、天龍川の西岸に在り。遠州の北部、常に靜謐ならざるは、反側の士の潛匿し易きに因るか。○此歳、中御門宣秀、其子宣綱と共に、駿河を出でて京都に歸る。宣綱は此後また駿河に下り、又京都へ上ること等、幾度か京駿の間を往來せしといふ。○駿河國止駄郡谷稻葉村、金龍山心岳寺開山兆山俗朕和尚寂す。金龍山心岳寺は、西三條實望卿家の乳母某の中興に係り、其の境内に乳母の墳墓あり。法名を圓成院殿心岳宗智大禪法尼といひ、後に此の墳墓を崇て、辨財天の祠を建つといふ。乳母はもと京師の人なれども、故あつて、止駄郡谷稻葉村に來り住すといふのみにて、其他の傳記を知らず、然れど谷稻葉村は、實望卿の領地なるに、乳母の此に來り住むによりて考ふれば、三條家の人なるは疑ふべからず。而して實望の子、公兄の乳母となりしものが、其子の愛を忘れがたく、公兄の後を慕ひ、遠く來て、此の邊土に生を終へしものならんか。實望卿は、氏親の時、駿河に下り、府中に寓居し、後出家して盛空と稱し、今川の館、或は梅ヶ谷村の山莊、若くは宗長が柴屋寺に出入し、専ら和歌の會筵を催し、餘生を風流に托せられ

谷稻葉村の心岳寺

三條家乳母

實望卿

事蹟



室町幕府時代

七五〇

し人なり。○駿州馬場村の人鈴木平左衛門、野秋村弘徳院の雲版を再鑄す。蓋し菩提の爲なり。銘に曰く、駿州益津郡小河住人、長谷川長重雖<sup>モ</sup>寄<sup>スト</sup>進<sup>ニ</sup>之、及<sup>テ</sup>今<sup>ニ</sup>大破<sup>セリ</sup>、同國馬場村住人、鈴木平左衛門爲<sup>ス</sup>菩提<sup>ニ</sup>再鑄<sup>ス</sup>之、于<sup>レ</sup>時享祿己丑。

(國郡沿革考)

善左衛門尉賞せらる

◇三年三月二日、二俣近江守昌長、瀬尻村の農善左衛門尉の功を賞し、門別三間三分を免す。此頃敵屢、來て昌長の居城を襲撃せしに、善左衛門尉常に馳至て昌長を援け、防戦の功少なからず、昌長大に悦ぶ、因て今其功を賞せしなり。

度度抽而奉公、由<sup>テ</sup>之<sup>ニ</sup>門別三間三分、年年指<sup>ニ</sup>置<sup>ク</sup>之<sup>ノ</sup>所也、仍<sup>テ</sup>如<sup>ク</sup>件<sup>ノ</sup>。

享祿三年三月二日

(花押)

瀬尻 善左衛門とのへ

(遠江風土記傳)

二條實望

○五日、正二位前内大臣正親町三條實望、駿府に在て薨す。年六十八、志太郡稻葉村慈光院に葬る。諡して慈廣院殿といふ。實望は、權大納言公治の長子にして、今川義忠の女を娶る。即ち氏親の姉なり。永正四年從二位權大納言に叙せられ、同五年二月廿六日、駿河に下り、十一年十二月廿六日、京師に還り、十二年四月十六日、正二位内大臣に叙せられ、十二月官を辭し、再び駿河に下り大永三年出家し、遂に還らず。實望は、駿府の附近稻葉の谷に於て莊園を有せしが、威權を挾んで、社地寺領を押領せしこともありと云ふ。世に稱す。

謹言上

抑於<sup>ニ</sup>道體<sup>ニ</sup>今度頓無病無惱福壽增長之上者當社神領可<sup>キ</sup>奉<sup>ル</sup>還付<sup>シ</sup>者也仍願文如<sup>ク</sup>件<sup>ノ</sup>。

享祿三年庚寅二月廿七日

願主前内相府盛空敬白

拜上 萩間天王御寶殿

(佐野氏藏)

萩間天皇

萩間天王は、志太郡瀬戸谷にあり。之を見れば、中世神社佛閣を犯すものは、強ち武人のみにはあらざりけりなと、今更ながら愕かるるになむ。

總社奉納

内大臣

照らせなほ身をしら露のおきもせずねもせで祈る國のすべ神

(駿河名勝志)

前の事實と併せ考ふれば、此歌たふとくも思へず、

慈廣院殿御他界、御茶昆の夕、焼香申侍るととて

釋 某

九重の雲井をおきて契あれや名高き富士の夕煙かな

返し

藤原公兄

朽ちぬ名を富士の高根に留めても煙になして見るぞ悲しき

公兄は實望の子なり、實望の妻、今川氏は服織村龍津寺に葬れりといふ。されば同寺に天文九年五月三日の公兄卿の書を藏せるが、中に駿河國安倍郡服織の郷の内、龍津寺殿就<sup>ニ</sup>御菩提<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>立置<sup>ク</sup>候、山屋敷并爲<sup>ス</sup>寺領、森上拾石、嶋之内境目興次第仁永付置候、向後不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>者也、云云とあるなり、龍津寺は、今川氏の法名なり。龍津寺開山爲道和尚は、天文十二年十二月十日寂す。○十七日、二俣近江守昌長、瀬尻の農善左

瀬尻村農善左衛門

事蹟

七五一



室町幕府時代

衛門尉の功を嘉みし、貢一貫七百文を賞す。

瀬尻村之内赤石之年貢<sup>百貫七</sup>各抽而走廻之間、別而令<sup>ムル</sup>扶持<sup>セ</sup>之所也、若<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>有<sup>ル</sup>無沙汰<sup>ニ</sup>者、可<sup>キ</sup>召返<sup>ス</sup>者也。

享祿三年三月十七日

(花理)

善左衛門尉

(遠江風土記傳)

阿藏九淵寺  
清水小太郎

○六月廿三日、駿河國主今川氏輝、朱符田を雲谷山九淵寺に賜ふ。九淵寺は二俣郷阿藏村に在り。(遠江風土記傳・掛川志稿) ○此月、小田原城主北條氏康、兵を率ゐて上杉朝興を攻む。時に氏康乳母の子清水小太郎軍に従ひ、武藏府中に戦て大に功あり。小太郎は伊豆の人なり。(北條九代記・同後記・北條盛衰記) ○僧光國、遠

大洞院光國

州橋谷に至り大洞院に住す。光國は豆州の人、姓は平氏、北條氏の族なり、里院に剃髮し、參州の泉龍寺に至り、克補和尚を師とす。其後年を経て、丹州刺史戸田全香居士、仙壽山全久院を參州渥美郡に建立し、光國を延くに會し、師克甫を奉じて開山とし、自から第二世に居り、舜玉禪師と號せり。今年大洞院に住すれども、後又參州の龍溪寺、泉龍寺等に歴住し、尋て參州の安養寺、信州の瑞光院を創建し、其の藝祖となる。

光明寺城

(豆州志稿・日本洞上聯燈錄) ○朝比奈下野守泰時、遠州光明寺に城き自から居る。尋て朝比奈又八郎替り住す。(遠江風土記傳) ○遠州淺羽庄司某、篤く祝田村の觀音を信仰し、多く歲月を経けるが、此頃に至て堂三字を建立し、大御堂・小御堂・今御堂と稱し、以て觀音の奉安所とす。祝田は引佐郡に在り。庄司の妻は、難波中

祝田の觀音

納言の女にて、此の觀音の引合せに依り、庄司の家に嫁し給へるより、夫婦共に、深く信仰の念を起せるなりといふ。庄司は鎌倉時代に出でたる、淺羽庄司宗信の子孫にして、今も其の子孫を淺羽善藏と稱し、山名

淺羽庄司の裔

八百比丘尼

郡柴村に住すとか。江戸時代には、代代其の土地の庄屋にて、一村擧て之を尊敬せり。但し善藏の家は其の支流にして、宗信の嫡流は、故ありて駿州に移り、富士の山東といふ所に住すといふ。而して觀音の引合せに依て、難波家の女と婚せし、淺羽庄司の子孫は善藏なり。故に善藏の家は、今に至て尙ほ深く祝田觀音を信仰し、參詣すれば殊に奇異ありと傳ふ。此の淺羽庄司、男子一人を産み、未だ幾年を経ざるに、夫婦共に世を去りて、幼子を養ふ者なかりければ、一族こも力を戮せて、幼子を養育してありしに、此頃たまたま、若狭八百比丘尼と稱する者あり、東海道を通行して、袋井に到りければ、彼の親族等之を聞きて大に悦び、互に謂うて曰く、「彼尼、長壽八百歳に及べり、若し彼の命名を得ば、此家の早世を化して、長世とするを得んか」と、乃ち幼子を携へ、遠く尋ねて袋井に至り、尼を見て請うて曰く、「此兒生れて未だ幾年を経ざるに、父母共に早世して育む者なし。我輩親族の者、その孤を憐み、日夕心を用ひて養ふと雖も、父母に準うて、亦短命ならんことを恐る。請ふ幸に之に命名せよ、或は尼の齡に化せられて長壽となり、禍を轉じて福と爲すを得んか」と、尼喜びて諾し、因て命じて出來藏といふといふ。八百比丘尼の説説

出來藏

世に傳ふ、昔若狭國に、六人の福德長者あり、時時參會し、寶物を比べあひて其珍を争ひ、又食膳を共にして、山海の美味を極むるを常とせしが、一日人あり人魚を贈る。調理して膳に上せしに、五人は其の人魚たるを知らず、唯怪むのみにて食せず、一人は人魚たるを知れども、亦食するを欲せず。唯名を聞いて物を知らざれば、妻子に示して後捨てんと、其肉五六片を懷にして歸りしに、一女その良藥なるを知り、竊に取て之を食せしかば、是より年を経れども老ゆるを知らず、遂に八百歳に至れるなりと。

事蹟



室町幕府時代

里俗云、古へ一人の漁夫あり、珍しき魚を得たり。頭異形にして、人面ともいふべきが、少し小さかり。漁夫は自ら食せんよりは、人に振舞はんとて、比丘尼の父、其外誰彼五六人を招きけるが、何れも親しき中なれば、遠慮もせず、皆皆集り來たる中に、一人あり、珍らしき魚とは、如何なるものぞと、庖丁のところに至り、竊に覗き見るに、切棄てたる頭の、人面に髣髴たるに驚き、匆匆席に歸つて、餘の人人にも、しかしかと告げ、如何に厚く饗應なさるとも、是ばかりは食すまじと、耳語き定めぬ。主人は斯くとも知らず、料理出來たりとて、他の酒肴もそへて持出でけるが、彼の珍魚は多くもあらば、焼きたるを少しづつ膳につけたりける。客は見るから、氣味わるく覺えければ、食する眞似して、竊に紙に包みて懐にし、時を計りて厚く禮を述べ、暇をつけて辭し去り、途にて悉く棄ててけり。然るに尼が父獨りは、いたく酔ひけるにや、棄つることを忘れて、外の肴とともに持ち歸り、土産ぞとて與へしに、尼なほ幼き折にて、いち早く取り出でて、彼の珍魚をも食せしを、それ食しては惡しかりと止めしも、後のことにて詮方なかりき。さて如何になるらんと、案じ煩ひけれども、何事もなければ、心にも止めず、數多の月日を過してけり。斯くて尼は、年頃になりて、他へ嫁ぎ、何事もなく老いにけるが、夫死しての後は、再び嫁ぎ比の容貌に歸りければ、遠近見聞者、ただ奇異の思に打たるるのみにて、たとひ姿は若返りたればとて、世話する人も、娶らんといふ人も無かりけり。されども人の心はさまざまにて、程經て遠國の人に嫁ぎ、共に稼ぎ共に老いけるが、夫死しての後は、また妙齡の婦女となりぬ。斯ること幾度かに及びければ、尼も自ら恥らひてけん、遂に自ら晦して、行方知らずなりてけり。されど尼も故郷は忘じ難くてや、幾百星霜を経ての後、再び還り來て、古の事ども話らひ遺して、建康寺(寛文二年七月空印寺と改號す)といふ寺の山に入りて、入定せんとせしが、なかなかに瞑せざれば、漸くに山を掘りて、今の祠のある所にいたりて、息絶えぬ。尼が入定するとき、齡は八百歳を超えたりとぞ。今の祠ある所とは、小濱の西、青井の白玉椿社をいふにて、此祠は、元和五年の比、白玉椿の邊に、夜夜比丘尼の姿あらはれて、舞ひ遊び、人にあひては、搔消すやうに失せければ、郷人打集ひ、八百比丘尼の靈なるべければ、祠を建てて齋き祀るべし」と計り定め、之を同所神明の神職

菊池某に計り、一祠を設けて、八百代祠と號けしことあれば、此處を謂ふなるべし。(梅の塵)

因に云、若狹國大飯郡御淺嶽は摩所にて、山八分より上に登らず、御淺明神の仕者は、人魚なりといひつたへたり。寶永年中、乙見村の獵師、漁に出でけるに、岩のうへに、臥れたる體にして居るものを見れば、頭は人間にして、襟にはひらひらと、鷄冠の如き赤きものとひ、其より下は魚なり、何心なく持ちたる權を以て打ちければ、則ち死せり。海へ投入して歸りけるに、それより大風起つて、海の鳴ること一七日止まず。三十日ばかり過ぎて大地震し、御淺嶽の麓より、海邊まで地裂けて、乙見村一郷墮入りたり。是れ明神の祟といへり。(諸國里人談)

一説、若狹國遠敷郡、根來の鶴瀨川の傍に、一匠人あり、名を道滿といふ、一女子を生み、殊に之を愛して措かず。毎日に倩はれて、魚菓を得れば、則ち食はずして、裹みもて歸りて、女に昇ふるを常とす。一日深山に入りて、木を伐りたるに、異人に遇ひて、奇しき菌を與へられて、携へ歸りしが、見も聞もせぬ、尋常ならぬ物なれば、故らに隠し置きて、女には昇へざり。然るに女はいつしか知りたりけん、父の他に出て行くを嘆ちて、竊み取て食しぬ。父歸つて之を知り、太だ悔いたれども、今更詮方もなかりき。蓋し其身に害あらんを恐れたるなり。思ふに奇しき菌とは、芝草の如き類ならん、女は、後尼となり、齡をかさぬること八百歳にして、顔色鮮白なれば、世人之を目して、白比丘尼といへり。又八百比丘尼ともいふ。若狹後瀨山の傍に洞窟あり、洞窟の前に河あり、尼、橋を架けて往來せしが、其の遺蹟は、今なほ存せり。寶徳元年五月、白比丘尼京師に入り、東國の比丘尼と、偶、出會ひ、談話せしことあり。尼能く古事を談する中にも、特に源平合戦の始終を語りたり。或人云ふ、而り源義經の修験者に擬して、北陸道を過ぎしを見たりといへり。尼は、小濱の西、青井の白玉椿邊に死せり。蓋し雄略天皇の朝出生し、其の死に至るまで殆ど一千年、無病長壽、人に對つて年齒を語らず、其の八百歳に及べるとき、自ら我は八百歳なりと謂へり。故に世人は稱して八百比丘尼と呼べり。(野史)

又、其父一旦山に入りて、異人に遇ひ、俱に一處に到れるに、殆ど一天地にして、併も別天地なり。異人一物を與へ

事蹟



室町幕府時代

て曰く、是れ人魚なり。之を食すれば則ち延年不老なりと、父携へて家に歸りけるを、其の女子それと知られど、歡び迎へて、衣帯など取片付くるに、彼の人魚の袖中にあるを見て、珍らしき物と思ひ、やがて之を食しぬ。蓋し肉芝の類か。(神社考)

又、道春の父道春に語て曰く、越前國に偉男子あり、一日深山に入りて木を伐るに、渴すること甚だし、會、巨木の孔中朽ちて、窪みたる處に水あるを見、大に悦び、頭を低れて之を飲めば、味清淡にして、殆ど人間界の水にあらざりき。遂に數百年の壽を保つを得たりとぞ。(神社考)

八百比丘尼の辯

後世或は之を辯して曰く、若狹比丘尼の長命せしことばありなん、それも世俗の妄語多ければ、正史に記さざる八百歳は信じがたし。若州小濱の人いふ、小濱空印寺の後山に岩穴あり、昔八百比丘尼其の穴に入て、後出ですと云傳ふと、按ずるに、若狹國風土記逸文に、昔此國有ニ男女爲ニ夫婦、共長壽人不知ニ其年數、容貌若而如ニ少年、後爲ニ神、今一宮神是也、因ニ茲有ニ若狹之名と、又今も若州に、八百姫大明神といふ祠もありといへば、或は八百と云ひし女、長壽にて、剃髮して後、八百比丘尼と稱せしを、後世風土記の説など附會して、遂に八百比丘尼と呼びたるにはあらざるか。云云

又云、若狹國の白比丘尼は、小松原の人なり。小松原は、治城東海の畔にあり。嘗て尼の父、海に出て釣を垂れ、一尾の魚を得しが、其形奇しく、尋常なられば、棄てて食はざりしを、尼年尙ほ幼にして、其事を知らず、獨り拾ひて食しけるが、其は大方人魚といふものならん、其より身體いよいよ健かに、肌膚面背美しく白くなりて、齡を保つこと八百歳に及べり。是を以て、時の人呼びて、八百尼とも、亦白尼ともいへり。尼、或時人に語りていふ、我は昔目のあたり、源平の盛衰興亡を見たり、又彼の九郎義經の、此處を過ぎて、奥州へ下る状をも見たりと、聞く者みな、驚き怪まざる者なかりしが、中には、是れ唐山の神仙、王母・麻姑の類にてもあらんかと、評する者もありき。白尼の住所と傳ふる洞穴は、今なほ、若州後瀬山麓なる、空印寺境内にありて、廣さは一丈四方にも及ぶらんが、洞の西數十歩の所に石社あり、相傳へて、尼顛蹟きて地に倒れ、やがて死せし所とす。(若州群談) 白尼の事、諸書に見ゆ、曰く、文安六年五月、若狹の白比丘尼上洛すと。曰く、東國比丘尼、洛中に於て談議を致すこと。(中原康富記) 曰く、文安六年七月廿六日、近時八百老尼、若州より洛に入る。洛中もの争ひ觀んとす。堅く居るところの門戸を閉ちて、容易く人に見しめず。かかれば貴者は百錢を出だし、賤者は十錢を出だす。然らざれば門に入ることを許さず。云云、(臥雲日件録) 尙數多あれど略す。(提醒記談)

八百比丘尼の井

八百比丘尼の井戸・榛原郡岡田村、醫王寺の北一町許を距る、百姓源助といふ者の家の傍に在り。其の側に楠の古木あり、傳へて八百比丘尼の汲みたる井といふ。今は淺せて、二尺許の深さに過ぎず。而して醫王寺は城原山と號し、鎮守原の東に在る寺にして、江戸時代には、朱印地十四石五斗を有せる會下寺なりしが、此寺に一牌あり、開基富永宮内少輔殿、臨濟宗竹林院律八百比丘尼、水野左近院殿と、三人の氏名を合記せり。(掛川志稿) 水野氏は、慶長時代の人、富永氏は貞和中の人なりといへば、皆な當時の人にあらざるは勿論なれども、八百比丘尼の名と列記したれば、筆の次に記して後考に資す。◇四年九月十八日、豊田郡中泉村天學院に、小笠山三切坊大權現を勸請し、堂宇を建立し、盛に柴燈護摩を焚き、眞言秘密の法を修しければ、遠近の信者等、來詣づる者多く、境内人の波をあぐるばかりなりしが、三切坊社は、是より年を経るま

天學院

三切坊大權現

まに、盛運に向へりといふ。此寺の由緒に云ふ、昔大寶二年、文武天皇の詔を奉じ、聖觀世音菩薩、大聖不動明王の二像を安置して本尊とし、一寺を創建して、小笠山祐巖寺といひ、眞言の教義を奉じぬ。然るに歲月推移して、寺運漸く衰微に赴きしを、明徳三年に至り、正五位上和久庄右衛門尉藤原政義といふ者あり、元北面の武士にして、和州郡山の城主なりしが、建武の亂、妙法院宮井伊道政を隨へて、井伊に下り給ふに及

事蹟



室町幕府時代

今川家の  
參州に於  
ける消長

で、政義も亦從て遠州に至り、終始變ぜず、忠勤を勵みけるが、宮薨じ給ふに及で、元市場に留つて去らず、遂に今川貞世に屬し、元市場の荒蕪を請ひ、祐巖寺の後を受け、一伽藍を建立して、天學院と號し、眞言宗の大本山、醍醐山三寶院に屬し、修驗となり、天學院庄右衛門尉政義居士と稱し、悉く官位を辭せりと。是れ由緒の大略なり。元市場は今の中泉なり。(土のいる) ○先是、今川家は氏親出でてより、勢力大に強盛となり、遠州を平定して參河に及び、東參河の地は、已に織田氏と分割せし趣なりしに、參河の松平信忠暴行にして、衆を御する能はず、國民多くは怨望離反し、僅に安祥の一城を有つに過ぎざるに至りし頃は、今川氏の勢力ますます張り、牛窪の牧野新次郎、設樂の設樂神三郎、西郷の西郷新太郎、二連木の戸田丹波守、田峰・野田の菅沼新八郎、其他山家三方、築手、長間、西郷の諸族も、今川織田二家に分屬するに至りしが、近頃今川家は氏親卒し、氏輝幼年を以て後を受け、其の勢疇昔の如くならず、參河は松平信忠退隱し、清康その後を繼ぎ、精を勵まし士民を愛しければ、先の今川・織田に屬せし者、また漸く叛きて、松平清康に服するに至り、今川家の參河に及ぼせる勢威は、大に衰へたるものあるが如し。乃ち知る、參河武士の反覆常ならざるは、三家の勢の消長に關すること大なるを、駿・遠・參・尾の形勢は、今此の如し。○此頃、甲州巨摩郡雨畑村の大谷山崩壊し、諸流を支へ土砂を壓出せしが、大谷山は駿州梅ヶ嶋村の界なれば、梅ヶ嶋も亦大に其の災害を被り、居民各所に分散せり。梅ヶ嶋は、駿府の北凡そ十里、安倍郡大河内の極なれども、温泉の涌出あるを以て、當時は民家稠密なりしが、惜いかな是より復た振はず。(名勝遺蹟)

梅ヶ嶋温  
泉

良純親王

世に傳ふ、此後寛文の頃、八宮良純法親王、甲斐國に御座まして、惡瘡を憂ひたまへるに、地神夢にあらはれ、梅ヶ

温泉權現

嶋温泉に浴みせば、速に愈えなむといふ。宮、この夢告により、此の温泉に尋れ至りければ、三の小蛇、路に出て導き奉りける。宮は導かれて温泉に至り、親しく浴したまふに、やがて快愈し給ひければ、彼の靈蛇のために、一小神祠を建てて、三社權現と仰ぎ祭る。是れ今の所謂温泉權現なり。爾來また人の此に浴するもの多く、效驗も奇しきまでに現はるといふ。諸病のうち、最も癩子瘡疥によるしく、甚だしき癩といへども、一七日浴すれば、必ず効ありといふ。(駿河志料)

五年七月廿九日、天文と改元あり。

(大正九年五月八日脱稿)

一華堂

◇天文元年九月、駿河守護今川氏輝、知行狀を一華堂長善寺に下附して、舊寺領に安堵せしむ。一華堂は、遊行二世上人眞教の開基にして、駿府本町にあり。

駿河國一華堂長善寺當知行事、所所寺領・屋舖・田畑・山林并末寺之事、安西高後屋舖田畠之事、蒲原初光寺・下方泰徳寺・加嶋清泰寺領之事、右任増善寺殿證文不可有退轉之狀、仍如件。

天文元壬辰年九月 日

氏 輝

本興寺 ○十月廿八日、朝比奈兵部少輔氏泰、令書を本興寺に附して、保護を加ふ。本興寺は、遠江國濱名郡鷲津村に在る日蓮派の寺なり。

本興寺之事、依<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>無緣處一家風人等、兎角申者不可有<sub>レ</sub>之法度、法式之事ハ、如<sub>ニ</sub>先例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>住持計<sub>一</sub>、仍爲<sub>ニ</sub>後日<sub>一</sub>、一札如<sub>レ</sub>斯。

享祿壬辰年十月廿八日

(花押)

(本興寺由緒)

大雲院 ○僧我州、駿河國足柄村を過ぎ、奇夢に感ずる所あり、天龍寺廢絶の跡を再興し、大雲院と稱し自ら住す。

事蹟

七五九



室町幕府時代

深澤六郎 時に大内家の士に、深澤六郎といふ者あり、此地に住し、開拓に従事せしが、我州を助けて、其功を速かならしめたりといふ。而して深澤が望も遂げて開拓も成就しければ、村名を改めて深澤村とし、寺號を深澤山と呼ばしめける。深澤は後また伊豆に入り、開拓を勵みけるが、今の田京は其地にして、深澤と呼ぶ地名もありとか。又深澤堤といふもの、駿東に在りと聞ゆれど、其は富士山麓より、水を通じたる所なり。◇二年正月、忠室宗孝禪師寂す。禪師は、豆州初嶋の人にして、母異夢に感じて身み、産するに及で背に僧伽黎の相現はる。依て閭里傳へて異となす。幼にして穎悟、常童に異なり。父母謂ふ、「此兒祥に感じて生る。是れ塵中の物にあらず」と、終に總世寺一字禪師に依て、剃髮受具せしめたり。諸方に遊びて一時の宗匠に参し、再び總世に歸て、執侍すること凡そ十餘年、盡く其の秘奥を得。一字順世せんとして大森氏に遺言し、孝を以て其位を嗣がしむ。永正年間、三浦道寸北條早雲と戦ひ、利あらずして自殺し、從卒咸な亡ぶ。其子荒次郎義意、素より勇名を博し、劍を抜て戦ふに、之に敵する者なく、終に自から到ねて死す。便ち市に礫するに、目尚ほ閉ぢず、目精炯炯として人を射、宛も生けるが如く、人皆な之を憚る。一時の高僧經を誦し、咒術の者方を唱ふれども、愈な驗なければ、孝に至て之を度せんことを求む。孝乃ち往て歌を薦め、威を振て一喝すれば、死屍聲に從て脱落し枯骨となる。是より道聲益、振ひ、四方の學者相從て歸す。孝後應接に倦み、退て州の郷に隠れしに、四方之を聞て、飯糧を負ひ來て獻する者日に多し、遂に東陽院を創め、老退の處となす。(豆州志稿・日本洞上聯燈錄) ○七月、駿河國有渡郡平松村天人宮に、鏡一面を獻する者あり、其人を詳かにせず。鏡は徑八九寸許の銅製にして、神像を鑄附け、其傍に天文二年辛亥七月寄進と彫りたり。

三浦荒次郎 瞑す

天人宮

想ふに、是れ當時の神體ならん。然れども今は天女の木像を以て神主とし、此鏡を以て神寶とせり。天人宮は、舊八幡宮なれども、其の天人宮と改まりし時を明にせず。故に今は唯現在の稱に從て記すのみ。(社記) ○十一月廿一日、仁和寺僧正尊海、遠江國周智郡天方に到る。天方城主山内刑部少輔、厚く之を待遇し、其館に於て、俳諧の興行盛に行はれたりき。尊海僧正は、駿河に至り、富士淺間神社に詣でんとて、茲年十月廿四日、京都を立ちて、近江・美濃・尾張・參河を経て、今此地に來りしにて、詣でて後は、又再び京に歸り。世に眞光院僧正と稱するは此人のことにて、又、喜卜とも號す。僧正、駿遠旅行の狀を記して云ふ。遠江の國濱名の橋のあたりになりて、

あづまの道の記 濱名橋

尊海僧正 天方城主 山内刑部

行末はさぞな心もつくばねのみねと濱名のはしにかけばや

引馬野

引馬野といへる所に泊りて、

知るべして袖を引間の野を行けば萩やをばなの雪のふるえに

天方

あまかたに知る人あれば、そこに落着きて、暫し足など休め侍れば、道芝居士發句所望なれば、彼の尊翁に應じて、霜月廿一日、

いろ見えて香はぬ花か木木の雪

さえて風なき松の朝かけ

打むかふをちの山の端のどかにて

山内刑部少輔

山内刑部少輔館にて、一座興行、

事蹟



室町幕府時代

つぎてふれ雪やみやこを忘れ草

冬にいろある宿の梅が香

春寒き月にうぐひす鳴きそめて

都に馴れし人の、此の所に下り、身罷り侍れば、彼の廟前に至りて、松風さびしく吹きければ、

馴れ馴れし人よ如何にと言問へば答ふるばかり松かぜぞ吹く

庵主の返し、

都よりしほれこしても絞らんなきがあと問ふ今日の袂は

庵主に侍れば、山家さびしからんとて、常常問ひ給ふ人に、

都より住みよかりける奥山の心を知ればさびしくもなし

また庵主返し

都出でし心のままのところかは又やまさるとを憂しと思はぬ

是より不二見んとて立出ける道に、原と云へる所に、庵主に手習ふ人の里あれば、そこに至りて夜もすが

ら、若き人達と語り侍りて、

夢うつつ何とさだめん假まくら替はす言葉のうちに分れて

同じ家の主人、居かくなと云ひつけ侍れば、何となく心の奥床しくて、

思ひきやにごらぬものを我こころ今朝しも何のいもあせよとは

原

掛川

是より掛川と云へる所に行きて、知る人を尋ねけれど、逢はぬを恨みて、  
うらみこしくすてふぬのを掛川の掛るもほさぬ涙なりけり

又、此の所にて夕暮淋しくて、遙かに都の方を見送りて、

ここにきて日の入る方を眺めやる山より西やみやこなるらし

小夜の中

小夜の山をこゆるとて、

立かへりいつか越えなんとばかりも頼めおきける小夜の中やま

菊川

菊川の宿を通るとて、

冬がれの山路のくさもうつろへる霜のした行くきく川のみづ

岡部

岡部の里越え行くに、語るべき友もなければ、

置く霜のかへの里にともなく獨り過行くすぎの下道

宇津の山

宇津の山をこゆるとて、

如何なればうつの山とはむば玉の夢より云ひし名にや有けん

大井川

大井河を渡るに、都のあたりに同じ名あれば、それさへゆかしくて、

都にしかよふところのおほみかほ名にたつ波はかへりもやする

木枯森

木枯の森のあたりに、くすみといふ所に寺あり、そこに泊り、月の影寒きを見て、

川波のさえゆくまに山の端の月に障らぬ木がらしの森

事

蹟